二〇一九年三月

宗学研究紀要

第三十二号

曹洞宗総合研究センター　宗学研究部門

目次

曹洞宗における「銀銭」儀礼の喪失について……石原　成明（一）
『瑩山清規』における四節について―榜式を中心に―……角田　隆真（一三）
翻刻『拈評三百則方語解』（一）―巻上第一則～百則―……秋津　秀彰（三三）
『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻―テキスト、現代語訳と註（二）第一段第一節への註―……新井　一光（五七）
天童如浄と『宏智録』……永井　賢隆（六三）
新出史料「沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序」の資料的価値
―碑文翻刻並びに内容検討を通して―……石井　修道、小早川　浩大（七五）
《共同研究》「典座教訓」の註釈的研究（中）……宗学研究部門（九五）
曹洞宗における後継者問題―得度年齢の分析を通して―……澤城　邦生（一四四）
曹洞宗関係文献目録（24）……（二〇二）

曹洞宗における「銀銭」儀礼の喪失について

石原成明

はじめに

筆者は平成三十年度、曹洞宗総合研究センター学術大会（第二十回）において「『瑩山清規』記載の「銀銭」について」と題し発表を行った。右において筆者は洞門関係資料において銀銭に関する言及がなされたのは禅林寺本『瑩山清規』が初出である可能性を指摘し、その銀銭とは実際に銀を用いた貨幣の可能性は低く、中国以来伝わる紙銭であった可能性が高いこと、また銀銭と称する表現は日本国内でのみで用いられていた可能性が高く、十四世紀以前に中国で撰述された仏典資料には見出されないことを報告した。その詳細は『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二十回）に掲載される予定であるが、この銀銭に関する儀礼作法は、今日の洞門儀礼には伝承されておらず、また銀銭という名称すら聞き馴染みのない状況にあるといえるであろう。

本論文は『瑩山清規』に記載されていた「銀銭」に関する儀礼作法が、洞門内においてどの様な伝承、及び波及をし、そして、如何なる経緯から曹洞宗の法式儀礼より喪失したのか、その経緯を洞門の代表的な清規類から確認することを目的とする。

『瑩山清規』記載の銀銭作法について

銀銭に関する作法は、『瑩山清規』内において幾度か見出される（1）。一例を挙げれば、四月十四日は首座結制の儀に当たり、その一連の行持の中に土地堂念誦が定められているが、この土地堂念誦の儀礼中に銀銭を焼くことが指示されている。

『瑩山清規』において、この土地堂念誦は四節全てにおいて行われるべきことが記されており、四月十四日のそれと同様に銀銭が用いられていたことが推測される。この他にも、施食供養や龍天護法善神への供養などでも用いられていたことが確認できる。

以下に禅林寺本『瑩山清規』に記載された「銀銭」に関す

る記載を列挙する(2)。

①四月十四日の土地堂念誦

次土地堂念誦。維那令行者報方丈両班及廊下、念誦案内、堂前鳴鐘三会。大衆土地堂集来。（中略）

清浄法身毘盧遮那仏　〈一仏念間大衆各念十遍〉

円満報身盧舎那仏　千百億化身釈迦牟尼仏

当来下生弥勒尊仏　十方三世一切諸仏

大乗妙法蓮華経　大聖文殊師利菩薩

大士普賢菩薩　大悲観世音菩薩

諸尊菩薩摩訶薩　摩訶般若波羅蜜

上来念誦功徳、並用回向　護持正法土地竜神。伏願、神光協賛、発揮有利之懃、梵楽興隆、恩賜無私之薫。再憑尊衆念。十方三世一切諸仏。諸尊菩薩摩訶薩。摩訶般々々。

十仏名際、仏仏鳴鈴一下、末後二下。疏并銀銭、有宝(宝カ)宝前焼之。行者所管也。

（禅林寺本『瑩山清規』天、一五丁表～一六丁表）

※〈　〉内は割注。以下同様。

②七月十四日の土地堂念誦・施食

七月十三日。衆寮諷経、如結夏。

十四日。土地堂念誦疏云、〈銀銭茶湯等儀式、皆如結夏。〉

（禅林寺本『瑩山清規』天、二四丁裏）

十四日晩。施餓鬼供。庫下所管。大幡〔四流、小幡〕廿五流、銀銭疏等、皆維那所管也。

（禅林寺本『瑩山清規』天、二四丁裏）

※「〔　〕内は欠損。以下同様。

〔上来諷誦経呪功徳、回向無〕尽法界一切群類、財法飢饉悪趣鬼神、邪党〔天魔假修含生。飽満〕法味、咸発正智、軽重諸業皆得解脱、隠顕利益、同円〔種智者。十方三世々々。〕疏并銀銭幡、皆焼之。次楞厳呪、回向、上来諷誦経呪楞厳秘蜜神呪功徳、回向無尽法界一切含類、財法飢饉無量鬼神、悪趣群生邪魔僻徒。飽満法味、正智開発、広度衆生、同円種智〔者〕。

（禅林寺本『瑩山清規』天、二六丁裏～地、一丁表）

③歳末の施食・龍天回向・衆寮諷経

除夜前両三日間、結清書。施餓鬼了。維那宣疏云、（中略）上来諷誦経呪、所集功徳、回向　山内含生所縁群類。仏種縁熟、脱苦得楽、法界衆生、同円種智者。加銀銭倶焼。

次竜天回向、兼日結解目録。作疏、截銀銭。就山門頭宣疏云、（中略）上来諷誦経呪功徳鴻因、回向　護法竜天、梵釈四王、天地陰陽、十方真宰、日本国内大小神祇、当道鎮守国界諸神、保(住)保内社壇合堂聖造、合山諸檀守宮守道、今年歳分主執陰陽、南方火徳星君火部星(聖)星衆、増加威光。所冀、山門鎮静、僧宝繁昌、本寺檀那諸檀越等、諸縁吉慶、所願成就、四恩三有、同円種智者。十方三世丶。

竜天回向双紙、同加銀銭并疏等焼之。（中略）

歳節衆寮諷経。隔前一日如冬至。土地堂念誦等儀同前。疏云、
（中略）上来念誦功徳、並用回向護持正法土地竜神。伏願、神呪協賛、発揮有利之勤。梵楽興隆、恩賜無始之勲。再馮尊衆念。十方、〻。〈大悲呪一反〉銀銭疏等焼之。

（禅林寺本『瑩山清規』地、七丁表～九丁表）

「銀銭」作法の伝播について

洞門における『瑩山清規』以降の「銀銭」儀礼がどれほどの範囲において伝播していたのかを代表的な洞門の清規類から確認する。まず、岩手県奥州市の正法寺に残された『正法清規』を見てみたい。この『正法清規』は永正六年（一五〇九）に正法寺七世・同山内続灯庵五代寿雲良椿が書写したものである。これは山端昭道氏が「『瑩山清規』と『正法清規』」において、旧本の『瑩山清規』との関連を指摘しているように(3)、禅林寺本『瑩山清規』にて定められた、「四月十四日の土地堂念誦・施食」、「歳末の施食・龍天回向・衆寮諷経」の儀礼全てが、『正法清規』においてもほぼ異同なく記録されている。

①四月十四日の土地堂念誦

十仏際、仏仏鳴鐘一下、末得〈後イ〉二下。疏并銀銭、在宝前焼之。行者所管也。

（『正法清規』）

（『続曹洞宗全書』〈以下『続曹全』〉清規・講式、五七頁下）

②七月十四日の土地堂念誦・施食

七月十三日。衆寮諷経、如結夏。

同十四日。土地堂念誦疏、〈銀銭茶湯等儀式、皆如結夏。〉

（『正法清規』）（『続曹全』清規・講式、六四頁上）

同十四日晩。施餓鬼供。庫下所管。大幡四流、小幡廿五流、銀銭疏等、皆維那所管也。（中略）

疏并銀銭幡皆焼之。次楞厳呪、回向、上来諷誦経呪楞厳秘密神呪功徳、回向無尽法界一切含類、財法飢饉無量鬼神、悪趣群生、邪魔僻徒。飽満法味、正智開発、広度衆生、同円種智者。

（『正法清規』）（『続曹全』清規・講式、六四頁下～六六頁上）

③歳末の施食・龍天回向・衆寮諷経

上来諷誦経呪、所集功徳、回向山内含生所縁群類。仏種縁熟、脱苦得楽、法界衆生、同円種智者。十方、銀銭倶焼。

次竜天回向、兼日結解目録。作疏、截銀銭。就山門頭宣疏云、

（中略）龍天回向双紙、同加銀銭并疏等焼之。（中略）

歳節衆寮諷経。隔前一日如冬至。土地堂念誦等儀同前。疏云、

（中略）上来念誦功徳、並用回向護法正法土地龍神。伏願、神呪協賛、発揮有利之勤。梵楽興隆、恩賜無始之勲。再労尊衆念。十方三世　密。〈銀銭疏等焼之。大悲呪一反。回向無。〉

（『正法清規』）（『続曹全』清規・講式、七一頁上～七二頁下）

次に岐阜県関市の龍泰寺に伝承された『美州祥雲山龍泰禅寺行事次序』（以下『龍泰寺行事次序』）であるが、本書は永禄

三年（一五六〇年）に同寺八世の大円正密が撰述したと伝えられる。この『龍泰寺行事次序』も『瑩山清規』の抄出によって成立したとされていることから、『正法清規』同様、一部を除き、ほぼ禅林寺本『瑩山清規』と異同無く記録されている(4)。

①四月十四日の土地堂念誦

十仏名際、仏仏鳴鈴一下、末後二下。疏并銀銭、在堂前焼之。行者所管也。

『龍泰寺行事次序』（『続曹全』清規・講式、一〇五頁上）

②七月十四日の土地堂念誦・施食

七月十三日。衆寮諷経、如結夏。

十四日。土地堂念誦疏云、〈銀銭茶湯等儀式、皆如結夏。〉

『龍泰寺行事次序』（『続曹全』清規・講式、一〇八頁上）

十四日晩。施餓鬼。庫下所管。大幡四流、小幡廿五流、銀銭疏等、皆維那所管也。（中略）

疏并銀銭幡皆焼之。次楞厳呪回向、上来諷誦経呪楞厳秘密神呪功徳、回向無尽法界一切含類、財法飢饉無量鬼神、悪趣群生、邪魔僻徒。飽満法味、正智開発、広度衆生、同円種智者。

『龍泰寺行事次序』（『続曹全』清規・講式、一〇八頁下～一〇九頁下）

③歳末の施食・龍天回向

上来諷誦経呪、所集功徳、回向山内含生所縁群類。仏種縁熟、脱苦得楽、法界衆生、同円種智者。十方三世、云云。〈加銀銭俱焼。〉

可漏、同盂蘭会。次楞厳呪回向、同盂蘭盆会。次龍天回向、兼日結解目録。作疏、截銀銭。就山門頭、宣疏云、（中略）龍天回向双紙、同加銀銭并疏等焼之。

『龍泰寺行事次序』（『続曹全』清規・講式、一一四頁上～一一四頁下）

『龍泰寺行事次序』は禅林寺本『瑩山清規』に記録される日中・月中・年中の行事次第の中より、日中行事の記録が省かれている他、小坂機融氏が「室町期清規考―『正法寺清規』と『龍泰寺行事次序』を介して―」にて指摘しているように、年中行事の次第に関しても多くの省略が確認される(5)。

本稿にて扱う事項に関しても年中行事の一部が省略されており、歳末の衆寮諷経に関する記録が残されていない。ただし、前述の如く、その他に関しては禅林寺本『瑩山清規』とほぼ異同無い記述が残されている。

『正法清規』と『龍泰寺行事次序』は『瑩山清規』との深い関係性が認められる清規であるが、『瑩山清規』とは別系統の中世の清規として『広沢山普済寺日用清規』が挙げられる。本書は静岡県浜松市にある普済寺で用いられていた儀礼を大永七年（一五二七年）年に秀茂が記したもので、寒巌派の作法を伝える規矩の一つされるが、禅林寺本『瑩山清規』に記載された四月や歳末の行持に類するような記載はなく、銀銭儀

礼に関する詳細な記述も残されていない。

しかしながら、七月十日の差定には施食会の準備物と想定される物品の指定がなされており、この中に銀銭の項目が見出される。

七月十日の普請日

十日。〈一品経了、掛普請之牌。〉斎了。〈客殿主受維那之命。〉鳴鐘。〈於于客殿。〉幡。普請。〈取立畳也。糊米二合、従常住出。〉大幡二流。〈厚紙八十片。〉小幡三百。〈不足一紙切三本。〉幣三本。〈重五色紙也。〉七如来七流。〈五色紙五片宛続。〉散飯之幡本。〈五色如上。〉銀銭。〈数片。〉馬経。〈一紙宛印鴛。廿四片。〉幡串竹。〈仏殿主用意。〉　『広沢山普済寺日用清規』

（『曹洞宗全書』〈以下『曹全』〉清規、六五一頁上）

これは寒巌派においても銀銭を用いていたことの傍証となるものと考えられ、銀銭の儀礼文化は瑩山門下にのみ伝承されたものではなかったことが想定される。

寒巌派は熊本県熊本市の大慈寺を中心に活動していたことからも、東海地方のみならず、九州地方にも同様の儀礼が伝承されていたとするならば、地域的にも広範囲にわたって銀銭の儀礼が用いられていた可能性が指摘できる。

時代は下り十七世紀になると、月舟宗胡と卍山道白が、『永平大清規』『瑩山清規』等に基づいて『椙樹林清規』（延宝二年〈一六七四年〉頃に成立）を制定する。『椙樹林清規』も『瑩山清規』を礎石としていることから、四節の土地堂念誦と除夜に銀銭の作法が継承されていることが確認できる。

①②四節土地堂念誦式

四月十四、七月十四、十一月冬夜、十二月尽日ナリ。又有冬安居則、例夏安居、十月十四、正月十四ノ晩ニ行之ナリ。（中略）殿司預メ念誦文ヲ書シ、卓上ニ安ズ。又銀銭、馬形、団子、灯器等ヲ具ヘオク。銀銭馬形ハ、左右ノ柱ニ掛タリ。（中略）維那此大悲呪ヲ挙テ、銀銭馬形念誦文ヲ取リテ、殿司ニ度与スルナリ。殿司卓上ノ供具ト相交テ、瀉燃桶ニ入レ、捧ゲ持スレバ、主人焼香シテ、土地前ノ茶器ヲ、右手ニ取リ、蠟燭ヲ左手ニ取テ、茶ヲ桶内ニ傾ヶ瀉ギ、燭ヲ銀銭ノ紙ニ点ジテ、即チ本位ニ帰ル。殿司等、瀉焼桶ヲ持シ、浄地ノ処ニ送リ、供具トモニウヅムナリ。

『椙樹林清規』上（『曹全』清規、四九三頁上～四九四頁上）

③除夜

土地堂念誦、祖堂諷経、大殿施餓鬼、宣疏、行道、次ニ山門龍天諷経、応供諷経アリ。（中略）山門荘厳ノ式ハ、本尊前ニ卓ヲ設ケ、洗米、菓子、茶湯、香花、灯燭、銀銭、馬形ヲソナヘオクベシ。是ハ一年中ノ龍天ノ看経ヲ結計スル諷経ナリ。次ノ応供ハ、別シテ本尊十六羅漢ノ為ニスルナリ。諷経後ニ知殿銀銭疏文看経牒ヲ焼テ浄地ニウヅムベシ。

『椙樹林清規』下（『曹全』清規、五四六頁下～五四七頁下）

このように『瑩山清規』の記述とは異なるものの、『瑩山清規』に定められていた四節の土地堂念誦と除夜の儀礼において、銀銭を用いるという大きな類似性が確認される。

ただし、銀銭を供える際に、『瑩山清規』では記載されていなかった「馬形」や「団子」等といった他の供物も記載されていることから、『瑩山清規』に記載された儀礼を純粋に踏襲したものではなく、変化を伴った作法の伝承がされていたことが確認される。

この他、成立年代は不明であるが、十八世紀に書写されたものに、静岡県周智郡森町の大洞院で用いられていた『橘谷内清規』と、静岡県袋井市の可睡斎で用いられていた『万松山清規』が存在する(6)。

『橘谷内清規』は格門慈越による享保十六年（一七三一年）の写本が残されており、また『万松山清規』は道山守賢による宝暦四年（一七五四年）の写本が残されている。この両寺は恕仲天闇の開創とされ、太源派に属する法要が行われていたことが推察されるが、この両清規ともに、土地堂念誦の際に銀銭を用いるとの指示が記録されている。

①②十四日の土地堂

十四日剃髪沐浴。午時徹通忌。大輝忌献飯。文昭院殿献供。晩日土地堂祭銀銭心経、上馬形下馬形〈十二枚宛四通也〉、兼日可調焉。大権堂左右掛之、〈但大殿二柱也〉。三色団子可備。瑩山忌。真厳忌。不琢忌待夜。

『橘谷内清規』（『曹全』清規、五六五頁上）

①②土地堂念誦指南〈結解前晩冬至歳末〉

土地堂ヲ荘厳シ、華炉燭銀銭馬経ヲ調度シ、茶菓湯ヲ備ヘ、堂司預メ念誦牌ヲ掛ク。（中略）了テ大悲呪〈回向無シ。〉、コノ中供物残ラズ浄桶ニ入レ、念誦文銭馬経共浄地ニ埋、殿司ノ所管也。

『万松山清規』乾（『曹全』清規、六〇八頁上）

『橘谷内清規』・『万松山清規』の記録より、両山共に土地堂念誦において銀銭を用いていたであろう形跡が確認されるものの、『椙樹林清規』にて確認された馬形などの他に、両清規にあっては心経等の経を供えるといった変遷が見られる。また、この両者には焼くという作法は記録されていないが、焼くという作法を指示する必要がないほどに、銀銭を焼くことが一般的であった可能性も想定できる。しかし、『万松山清規』にあっては、銀銭を供えた後に浄桶に入れて念誦文や馬形・経と共に地に埋めるといった具体的な扱い方まで言及されておりながら、焼くとの作法は記されていないことから、当時の可睡斎にあっては銀銭を焼かずに桶へ入れて地へ埋めた可能性も考えられる。

この他、中世から近世にかけての洞門関係資料では、明峰素哲や月泉良印の喪記より、両氏の本葬の際にも銀銭が用いられていた形跡も確認される。

移龕法者、諷経罷、龕侍者出焼香、請移龕人。所謂、純証蔵主。法語罷、諸堂鐘鼓及鐃鈸鳴之。待龕已入法堂而安正坐、鐘鼓即休。鐘鼓已動者、先旗一対、次錦幡一対、次銀錢一対、次梔子灯一対、次行灯一対、次燭台一対、次花瓶一対、次香炉、霊龕〈担龕人力等〉、侍者〈左右随後〉。住持大衆随後。

『明峰素哲禅師喪記』

（『続曹全』清規・講式、一一頁下～一二頁上）

出壇上時次第

先旗〈左右〉、次掉子、次挑灯〈左右〉、次行灯〈左右〉、次銀錢〈左右〉、次幡〈左右左右〉、次灑水器、（以下略）

『月泉良印禅師喪記』（『続曹全』清規・講式、三八頁下）

無論、全ての清規類に銀錢の記述が残されているわけではなく、滋賀県清涼寺に伝わる『海会堂日用毗奈耶』や、『寿山清規』のように、銀錢に関する記録が残されていないものも存在する。しかし、これまで確認してきた通り、『瑩山清規』成立時より十八世紀初頭までの長期間、また地域的にも広範囲にわたって紙錢を銀錢と称し、洞門儀礼においては土地堂念誦や施食供養の際に用いていた形跡が窺える。

ところが、十八世紀中頃になると「銀錢」との表現は圧倒的に少なくなり、「紙錢」という表現に移行していく。これは宝暦三年（一七五三年）に刊行された、面山瑞方による『洞上僧堂清規行法鈔』（以下『僧堂清規』）の影響かと推定する。

①②土地堂念誦

土地堂念誦ハ、結解ノ前一日、亦ハ冬夜歳末モ行ズ。当日ノ斎後、維那、念誦牌ヲ堂前ニ掛、知事預メ香華ヲ備フ。紙錢紙馬心経ヲ堂ノ柱ニカケ、赤白黒、三種ノ団子、五盞ノ灯明ヲ献ズ。（中略）十方等了テ、大衆散堂ス。知事、行者ニ命ジ、紙錢紙馬ヲ焼キ、供物ヲ徹シ、行者、浄地ニ埋ム。

『僧堂清規』三（『曹全』清規、一〇八頁下～一〇九頁上）

③除夜施食・龍天回向

除夜施食　七月ト同ジ、除夜事繁キ寺ハ前日ニ行ズ。

龍天回向　山門頭アルヒハ衆寮ノ観音前ニ就テ、三供洗米ヲ備ヘ、鳴鐘集衆両班。住持焼香、維那宣疏末ニ、年中衆僧功課ノ経目ヲ、逐一ニ挙シ、終ニ大悲消災ニテ回向了テ、紙馬紙錢ヲ焼テ、浄地ニ埋ム。除夜事繁キ時ハ、前日ニ行モヨロシカルベシ。　『僧堂清規』三（『曹全』清規、九九頁下～一〇〇頁上）

『僧堂清規』においても『瑩山清規』同様、土地堂念誦や施食供養の場において紙錢を焼くことが記載されているが、その表現は「銀錢」ではなく、「紙錢」と記述されている。これまで洞門においては『瑩山清規』以来「銀錢」と称されることが通例であったが、何故「紙錢」と表現の変更がなされたのか、その理由は判然としない。おそらくは中国以来の一般的な表現へと訂正したことかと推定する。

『僧堂清規』では紙錢と絵馬を焼いた後、浄地へ埋めるとの

指示が確認されるが、『橘谷内清規』・『万松山清規』に見られた銀銭と共に疏や心経を焼くとの指示は見られない。この事に関して、面山が宝暦五年（一七五五年）に刊行した『僧堂清規考訂別録』（以下『考訂別録』）内「土地堂念誦附紙銭紙馬考訂」によれば、心経を燃やすことは経典や仏像を燃やす五逆罪に当たるため止めるべきことを主張した形跡が確認される。

土地堂念誦附紙銭紙馬考訂

今時土地堂ニ、両班集定ノトキ、マヅ知事ノ上位一人出班シテ、土地ニ供物スルハ非ナリ。（中略）瑩規ニ念誦並ニ銀銭、在堂前焼之。行者所管也。主人焼香、土地茶、傾之瀉焼、誦大悲呪一返、無回向ト。コノ大悲呪ノコト、禅規安居巻諸清規共ニ例ナシ。（中略）紙馬紙銭ハ、鬼ノ所用ナルユヘニ、唐已前ヨリ、支那ノ風俗トシテ、緇白共ニ用フ。鬼ハ無形ナレバ、物モ形アリテハ、隔ルユヘニ、化シテ用フト云フ。化トハ焼コトナリ。釈氏要覧ノ下巻ニ、冥報記ヲ引テ謂ク、（中略）仏家ハ鬼神最要ノ旨ナレバ、事跡無テモ、因果報応ノ説ニ叶フハ、事理共ニ用フベシ。況ヤ事跡明明タル事ヲヤ。ユヘニ土地神ノミナラズ、施餓鬼ニモ用フ。（中略）コトニ日本ハ、神国ナルユヘニ、古来ヨリ紙馬ヲ神殿ニ掛ルモ、コノ道理ナリ。念誦ノ時ニ、紙馬紙銭ヲ化ハ理アレドモ、心経モ焼ハ非法ナリ。焚焼経像ハ、五逆ノ隨一ナレバ、非法ニ似タルコト止テヨシ。

『考訂別録』二（『曹全』「清規」、二五六頁上～二五七頁上）

この記述より、面山は心経を燃やすという儀礼作法が存在することを認知しておりながら、その作法を『僧堂清規』に意図的に採用しなかったということがわかる。

この面山の採択は玄透即中が寛政五年（一七九三年）に撰述した『円通応用清規』にも踏襲されることとなる。本清規は岡山県倉敷市の円通寺の規矩であるが、これには紙銭を焼く儀式は残されるものの、心経は川へ流すとの指示が記載されている。

①②土地堂念誦

十四日　土地念誦。晡時就土地堂、念誦。（中略）此時供頭行者、把紙銭紙馬及供物、移入小桶。住持進前焼香、傾茶燭瀉焼之。〈但焼心経非法也。附便宜投河流。〉供頭行者持去、深埋浄地。住持両序揖退。

『円通応用清規』（『続曹全』清規・講式、三二〇頁上）

その後、玄透は寛政七年（一七九五年）には、永平寺の五十世として晋住し、文化二年（一八〇五年）に門人の禅智と共に『吉祥山永平寺小清規』（以下『永平小清規』）を刊行する。同清規の土地堂念誦を見るに、玄透は自身が定めた『円通応用清規』の土地堂念誦の作法自体、古来の規則にないものとの判断に至ったようで、明確に異なる作法を示すことはしないものの、『瑩山清規』以来行われてきた銀銭を焼く作法のみ削除する旨が記されている(7)。

①②土地堂念誦

今吾門叢林逢土地堂念誦、預弁十二灯、及以赤白黒等色塗粉団数個、紙銭、画馬、心経、各士二紙。紙銭画馬心経挂東西柱。念誦罷、維那執東挂者西挂、執西挂者、同粉団投小桶。住持執茶与燭、同投桶中、然後行者以桶中物埋土中。諸規所不載。第瑩山云念誦並銀銭在堂前焼之、今準諸規除之。

『永平小清規』巻下（『曹全』清規、四〇四頁下）

以上、『瑩山清規』以降、『永平小清規』までの洞門関係清規類に残された「銀銭」の扱われ方について概観してきたが、曹洞宗の儀式からこの紙銭の儀法を抹消したのは、明治二二年（一八八九年）に定められた『明治校訂洞上行持軌範』（以下、明治『行持規範』）によるものと考える。

明治『行持規範』によれば、『瑩山清規』に記載された「銀銭」の作法に、『椙樹林清規』が由来がわからない作法まで加えてしまっていたために、これらの来歴が明確でないものはすべて廃止すべきとの旨が記載されており、この判断から『瑩山清規』に記載されていた「銀銭」に関する作法までもが、まとめて廃止されてしまったとの経緯が確認される。

瑩規に、十仏名の後念誦並に銀銭を焼く。行者の所管なり。主人焼香して土地の茶を傾瀉す。大悲呪を誦すること一返、回向なしと云へり。椙記僧規は之を因襲して更に私見を加へたり。中に就て僧規の土地堂念誦紙銭絵馬考訂に、土地前に於て紙銭紙馬を焼くこと道理ありとて種々に説明し、而して土地堂念誦に紙馬紙銭心経を堂の柱にかけ赤白黒三種の団子と五盞の灯明とを献じ、念誦畢て知事行者に命して紙銭絵馬を焼き、供物を撤して行者浄地に埋むと云へり。瑩規を祖述するに似たれども三種の団子五盞の灯明等は未だ何の拠る所を知らず。絵馬紙銭心経を柱にかけるすら諸規に無きことなれば、今は斯る奇怪の供物は総て廃止す。（明治『行持軌範』中、九丁裏～十丁表）

その後、『行持軌範』は大正七年（一九一八年）に改訂増補され、この時点では右の記載は残されたものの、昭和二五年（一九五〇年）の改訂第二版より、これらの記載は『行持軌範』上から一切を削除されてしまい、これまでの経緯までもが確認出来ないこととなってしまった。

まとめ

以上、『瑩山清規』に記された銀銭の儀礼が、多少の変遷を伴いながらも、十八世紀初頭までは広範囲にわたって、銀銭との呼称とともに伝承されてきたが、玄透即中の『永平小清規』より問題視されはじめ、明治の時代に曹洞宗全体の清規として『行持軌範』が定められる中に、『瑩山清規』由来の作法までもが廃止されてしまったとの経緯を確認した。

今回は未だ確たる証左を得ていないため、扱うことを差し控えたが、瑩山禅師が何れの影響から紙銭を「銀銭」と称し

たのか、との問題等も残されている。これらは小さな表現の差ではあるが、特定の事物を特別な表現をもって呼称していたというのは、文化の伝播を図るうえで大きな鍵となると考えている。このような事例を一つ一つ明らかにすることで、瑩山禅師をとりまく当時の宗教状況や、教義作法の伝播というものも明らかとなるのではないかと思案する。

註

（1）本稿において『瑩山清規』を用いる場合は禅林寺本『瑩山清規』を用いた。これは儀礼の変遷を考察する上で、後年に加筆等がなされた月舟・卍山による延宝九年（一六八一年）刊行のものを用いるより、より瑩山禅師の時代のものに近いと考えられる禅林寺本を用いる方が、儀礼の経過を観察するという本論文の主旨に適していると判断したことによる。

（2）本稿において引用文を記載するに当たっては、原典にあった送り仮名や返り点は記載することを控えた。また、原典の旧字体は現代の通用字に改め、句読点も文脈上の判断から訂正した。加えて適宜必要に応じて傍線を伏した。

（3）山端昭道氏は「『瑩山清規』と『正法清規』」において、次の様に述べている。

事実『正法清規』は、『瑩山清規』と編次を異にし、また再写時の註記が加えられてはいるが、全く『瑩山清規』に依拠していると言ってよく、極めて忠実にそれを伝写し来っている。ただし坤の巻には良椿再写時に正法寺で行じられていた諸行事の回向文・念誦文など、すなわち後世のものの添加があることは注意を要する。

この他、山端氏は『正法清規』が梵清書写を遡る旧本の『瑩山清規』を伝承していると述べる根拠を挙げ、その深い関連性を指摘している。

（4）同じく龍泰寺に伝わる『清規古規録』にもほぼ同様の記載が確認される。また同寺所蔵『最乗輪住大日鑑』には土地堂の法式は『永平小清規』によったことが書かれている。

（5）小坂機融氏は「室町期清規考―『正法寺清規』と『竜泰寺行事次序』を介して―」において、次の様に述べている。

本清規は、後段の対照表によって、一層明かなように、『瑩山清規』に依拠するものであるが、『瑩山清規』が日中・月中・年中の行事次第から成り立っているのに対し、『竜泰寺行事次序』は、年中行事、月中行事のみで日中行事の次序をもたない。月中行事を省いたことには、何か意図があると思うが、これに触れる記事は見当らない。従ってその点不明であるが、年中、月中の行事を明瞭にすることによって寺院の公的な運

営を確かなものにすることが意図されていたと考えられる。しかし、年中行事の次第を具さに検尋してみると、『瑩山清規』の次第を可成り省略選択している。

（6）『橘谷内清規』の詳細な成立年は判然としないものの、同清規中、十月十四日の晩に文昭院殿への献供と記録される。文昭院殿とは江戸幕府第六代将軍徳川家宣のことであり、家宣の没年が正徳二年（一七一二年）であるため、後の部分的な加筆の可能性を除けば、本清規は一七一二年以降に成立し、一七三一年に書写されたものと考えられる。

（7）『永平小清規』の土地堂念誦に際し、『瑩山清規』以降伝わる銀銭の儀礼を否定した玄透であったが、『永平小清規』中の「施食法」に関しては『瑩山清規』の正当性を主張している。

施食法

凡施食法。除幻住開甘露門。及瑩山之外。諸規竝不載其正文。

『永平寺清規』巻下（『曹全』四、四〇七頁上）

このため、『永平小清規』内においても土地堂念誦と施食法の間で、銀銭儀礼に関する見解の相違が伺える。或いは施食法は銀銭を用い、土地堂念誦では用いることを止めた可能性も考えられる。

主な参考文献

佐藤大樹「紙銭習俗の源流としての瘞銭について―唐代の紙銭と瘞銭の比較を中心に―」（『駒澤大学禅文化歴史博物館紀要』一、二〇一六年）

許飛「唐代小説に見られる「紙銭」」（『中國中世文學研究』五七、二〇一〇年）

大村哲夫「仏に代わって祈りを聞くカミガミ―禅宗寺院における自力と他力、祈祷の構造―」（『東北宗教学』二、二〇〇六年）

藤井正雄『祖先祭紀の儀礼構造と民俗』（弘文堂、一九九三年）

元興寺文化財研究所『東アジアにおける自然の模倣（造り物）に関する研究』（元興寺文化財研究所、二〇〇六年）

山端昭道「『瑩山清規』と『正法清規』」（『印度学仏教学研究』二七（二）、一九七九年）

小坂機融「室町期清規考―『正法寺清規』と『竜泰寺行事次序』を介して―」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』四六、一九八八年）

『瑩山清規』における四節について
――榜式を中心に――

角田隆真

一、はじめに

一－一、問題の所在

禅宗の僧堂において、四節に行われる一連の諸行持は最も重要な行持の一つである。筆者はかつて「『瑩山清規』における四節について――「結夏」を中心に――」（『印度学仏教学研究』第六六巻第一号、二〇一七）において『正法眼蔵』「安居」の巻と『瑩山清規』の比較を行い、道元禅師の頃の結夏の行持と瑩山禅師の頃の結夏の行持の異同についてまとめた。本論文では、近年、禅林寺より発見された『瑩山清規』の書写本をもとにして、右の比較によって明らかになった異同について、中国成立の各清規および日本成立の諸清規との比較をすることにより、『瑩山清規』がどのように成立したかを探ろうとする研究の一環という目的ある。

一－二、本論文で扱う各清規について

本論文で扱う清規は中国および日本において成立した以下のものである(1)。

- 『禅苑清規』（北宋、崇寧二年、一一〇三、長蘆宗賾、以下『禅規』）
- 『叢林校定清規総要』（南宋、咸淳十年、一二七四、惟勉、以下『校規』）
- 『禅林備用清規』（元、至大四年、一三一一、沢山弐咸、以下『備規』）
- 『慧日山東福禅寺行令規法』（日本、文保二年、一三一八、直翁智侃、以下『慧規』）
- 『大鑑清規』（日本、正慶元年、一三三二、清拙正澄、以下『鑑規』）
- 『瑩山清規』（日本、元亨四年、一三二四、瑩山紹謹、以下『瑩規』）

清規について、最古の清規と言われているのは百丈懐海（七四九～八一四）が制定した『百丈古清規』と言われているが、その『百丈古清規』は既に散逸しており、今日には伝わっていない。現存する最古の清規は長蘆宗賾（一〇四〇～一一〇九）が編

集した『禅規』であり、『禅規』以降の主な清規としては、『校規』や『備規』・『勅修百丈清規』（元、至元四年、一三三八、東陽徳煇、以下『勅規』）が現在にまで伝わっている。『瑩規』については、その原形は未だ見つかっておらず、現在のところ明らかになっている最古の書写本である禅林寺本『瑩規』（日本、永和二年、一三七六、普済善救書写）により論じることにし、何の断りもなく『瑩規』と書いた場合はこの禅林寺本『瑩規』を指すこととする。また、過去の禅林寺本を扱った諸論文からは、禅林寺本『瑩規』には明らかな『勅規』の影響は見られていないため、本論文では『勅規』は比較対象から除外するが、『瑩規』が書写された年（一三七六）が『勅規』成立の後であることから、参考程度に触れることにしたい。また、『慧規』や『鑑規』も同時代の日本で成立した清規として、重要な参考資料としたい。

一-三、四節について

四節とは、一年の中で節目となる四つの日である、結夏・解夏・冬至・除夜のことを指すが、これについては前述「『瑩山清規』における四節について」で述べたため、ここでは省略する。四節についての先行研究としては、成河峰雄「禅林における四時と四節―清規に見る―」（『印度学仏教学研究』第三六巻第二号所収、一九八八）がある。成河氏によると、禅宗の清規で規定される四節の行持は、印度で発生した仏教の季節感に中国的な季節感が折衷された結果と言えるものである。印度の夏安居の習慣と、中国の四時（春夏秋冬）の季節感・習慣が融合して四節（結夏・解夏・冬至・除夜）が成立した。

成河氏はこの中で、結夏の差定について、『勅規』と『校規』および『備規』とを比較して、「これを見ると、どの個所にも、『備用清規』は見られるが、『校定清規』はあるところとないところがある。」（七五九頁）としている。ところが、成河氏の区分で『備規』にありながら『校規』には無い箇所を挙げると、(2)出草単・(3)点入寮茶・(4)出図帳・(7)戒蝋牌・(16)巡堂茶となるが、(3)点入寮茶と(16)巡堂茶についてはその行持が『校規』にも既にあり、―新掛塔の僧に出す茶については『校規』巻上に図式があり、巡堂茶については巻下の上堂の項に記述がある―(4)鉢位図については図が『校規』巻上の六にあることから、実際に『校規』で記述が見られない箇所は(2)草単・(7)戒蝋牌についての部分であり、従って、結夏の一連の行持については、『校規』で形式がほぼ整ったとみて良いであろう。（尚、『校規』にも、戒臘牌の下書きとしての存在である草単の原形として、新到を対象とした「単子」というものが見られる。）

四節間の違いについては、本論では論じないが、成河氏によると、『禅規』では冬年の行持は結解に比べて簡略であるのに対し、『校規』には結・解・冬・年に四節という言葉が使用

されるようになり、『備規』および『勅規』において、行礼の上では冬年は結解と同等の地位にまで引き上げられ、『勅規』には節臘という名称がつけられて節臘章が作成されるに至ったという。

二、各清規における結夏について

次に、『瑩規』と一-二で掲げた各清規について比較してみる。前項ならびに〔表二〕に見える結夏の差定を基準にして、各清規における結夏の差定を示したのが〔表三〕である。

〔表三〕を見てみると、一四日晩の土地堂念誦、一五日の諸行礼、一六日の主人煎点は『禅規』の頃から既に見られた行持であり、『校規』・『備規』においても―日付こそ違えども―踏襲された。一方、衆寮楞厳や楞厳会・秉払は『禅規』には見られず、『校規』以降に追加された行持であることがわかる。また、知事以下の行礼も『校規』以降に見られる行持であり、このことからも行礼の拡大という成河氏の主張が確認できる。日本成立の清規で『瑩規』以前に成立の『慧規』については、『禅規』よりも『校規』および『備規』の行持に近いことが確認でき、また楞厳会の日付を見ると、『備規』よりも『校規』の方に近いと考えられる。

〔表三〕からは、衆寮楞厳や楞厳会・秉払が見られる点、知事以下の行礼が行われている点からして、『瑩規』は『校規』以降の清規を基本としていることが見て取れる。このことは煎点に係る茶榜の書式からも確認できる(2)。但し、楞厳会については、『校規』が一二日または一三日、『備規』が衆寮にて一二日、法堂にて一三日、『慧規』が一三日粥罷に法堂、一三日斎罷に衆寮と、一二日または一三日に行われているのに対し、『瑩規』は一五日に行われており、この日付についてはそれまでの清規に見えない独自の構成となっているが、この日付の由来については今後の課題とするところである。

結夏の行持については『校規』でその形がほぼ整ったことは先述の通りだが、『瑩規』の結夏について見てみると、その定型化された行持形式が見られ、『校規』以降の清規の影響を大きく受けていることがわかる。さらには『校規』に見られず、『備規』以降の清規に見られる「草単」の語が『瑩規』にも見られる(3)。この「草単」は『慧規』にも見られるものであり、『瑩規』は『校規』のみならず『備規』または『慧規』の影響も受けていると言える。

三、『瑩規』における榜および牌について

三-一、総論

本論文では『瑩規』における榜および牌について、中国撰述の諸清規と比較して述べるが、中国撰述の諸清規について

は、王大偉『宋元禅宗清規研究』(4)において総合的な研究がなされている。右著書では「第六章　宋元禅宗清規中的行事秩序」に榜や牌に関する論考がされている。王氏によると、禅寺における通知や告示の工具としては「牌」や「榜」、「状」、「図」などがあるという。「牌」は『勅規』中に二四種類が見えるが、（一六六頁）「牌」は禅寺に特有のものではなく、宋王朝の朝廷においても同様の工具が使用されていたという。（一七〇頁）「榜」の字は「牓」と「榜」の二種類があるが、王氏によると、宋代の清規では「牓」の字が多用されるのに対し、元代では「榜」が多く見られるという。（一八二頁）本論文では、引用部分を除き「榜」で統一した。「牌」と「榜」は同源の関係にあり、「状」も「榜」と似たような役割があるが、「榜」は上意下達の用に使われ、「状」は下意進上の時に使用された違いがあるという。（一八二頁～一八五頁）

『瑩規』との関係については、尾崎正善氏が「『慧日山東福禅寺行令規法』について」（『鶴見大学紀要』第四部三六号所収、一九九九）の六八頁～七五頁において、看経榜について言及しているが、これは後述することにする。

三－二、喫茶榜

禅寺では節目となる行事ごとに喫茶による作礼が行われるが、その中でも掛塔や四節はその代表的なものである。この茶礼には衆僧にその行事を知らせるため、榜が掛けられ告報される。本項では『瑩規』と『校規』および『備規』を比較することにより、『瑩規』が両者とどの程度近いのかを詳細に検討してみた。尚、一部では参考のために『勅規』も比較対象に加えた。

①掛塔(5)

※□は空白。／は改行。〈〉は割注。句読点、波線は筆者付加。

○首座、監寺

『瑩規』（天7ウ、六五四頁）

掛搭後首座監寺。請新掛搭。或照堂、／或庫下、或本寮、就便宜所請新到喫茶。諸寮主行礼。請／状小牓云□新帰堂□某甲西堂〈題両字曰拝命。或一拝貴命等也〉／某甲首座□某甲上座□右就本寮喫茶。〈或照堂。或庫下。／或後門亭〉／□□□今月日□首座比丘某甲拝請

『校規』（上－十八「夏前請新挂搭特為茶単式」、五九五頁）(6)

庫司□亦写新挂搭三字。各具単字名称呼。逐一排／行写。末後書。「右某等今晨斎退就某処点茶特為伏／望□衆慈同垂□降重□」各人於名下。書某知。／今月□日庫司比丘□某等□拝請

『備規』（八－戎、「謝挂搭茶」、六五二頁）

両班状式〈新挂搭□某上座□某上座□右某今／辰斎退。
就某処点茶一中。特為。伏望〉／〈衆慈。同垂／□降重〉／
今月□□日□□□〈首座比丘某／知事比丘某〉拝請。

『勅規』（節臘章第八「新掛塔人点入寮茶」、〔大正蔵〕第四八巻一一五〇頁）

掛点茶牌報衆。書云〈今晨斎退某甲上座某甲上座列写或
三人六人九人為度〉

『校規』によると、庫司の喫茶榜には単字で名が書かれる。『備規』でもこれに倣い「某上座」と書かれている。各人の呼称については明らかではないが、『校規』には「各人。於名下。書某知」とあり、承知したら「知」と記すように指示がある。『備規』には呼称としては「上座」のみの字が見られる。『勅規』で言う「度」とは一度に掛塔する人数のことなのか、あるいは点茶牌一行に書かれる人数のことなのかは今後も要検討だが、ここでは一行に書かれる人数と解釈する。尚、焼香する人数については、「焼香人多不過九人」とも書いてある。

これらと『瑩規』を比較すると、中国撰述の諸清規では「新掛塔」「単字名称」が共通して見えるのに対し、『瑩規』では「新帰堂」「双字名称」となっている違いがある。

〔『瑩規』において考えられる茶榜の状式〕

新帰堂

某甲西堂　拝命
某甲首座
某甲上座
右就本寮喫茶
今月　日　首座比丘某甲拝請

○主人（住持）

『瑩規』（天7ウ～8オ、六五四頁～六五五頁）

主人。或四月十日、十一日就照堂若寝堂、行謝掛搭。寝堂照堂／随人数、人種四出頭、六出頭、八出頭、委曲安排。勿令錯乱。〈先出牓／頭請之〉／新到〈冬至以後、仏生以前〉／某甲西堂□某甲首座□某甲上座／某甲侍者□某甲上座□某甲上座／堂頭和尚今晨斉退就□寝堂□特為点茶／伏乞雲衆□今月日侍司□某甲拝請〈請客題名字〉

『校規』（同前）

方丈□前写新挂搭三字。各具双字名称呼。依戒次／排列写。末後書。「堂頭和尚今晨斎退就法堂点茶特／為伏希□雲集□□今月□日侍司某拝請〈請客侍者名〉／各人於名下。書某拝命。

『備規』（同前）

方丈状式〈新挂搭□某甲上座□某甲上座□今／辰斎退。
就寝堂点茶一中。特為伏希雲集〉／今□月□日侍司□某□
拝請

『校規』には住持（方丈）が新到に対して喫茶の行礼を行う際の状式が文字で詳細に記されている。具体的には、

- （庫司あるいは両班が喫茶行礼を行う時には単字の名称を用いたのに対し）二字の名称を用いて呼んでいたこと。
- 到着順ではなく、戒蝋の順によって配列したこと。

がわかる。『備規』でもこの点が正確に反映されており、「両班状式」では「某上座」となっていたものが、「方丈状式」では「某甲上座」となっている。

また、『瑩規』では、寝堂照堂では人数に随って四出頭、六出頭、八出頭の種類があることが書かれているが、これは『校規』では十「夏前住持特為新挂塔茶六出之図」十一「夏前知事頭首特為新挂塔八出之図」と二枚の図が書かれている。これらによると、『瑩規』ではその場の状況に応じて変えていたのに対し、『校規』では住持の茶礼では六出の形式で、庫司の茶礼では八出の形式で行礼が行われていたことがわかる。

②結夏

○衆寮

『瑩規』（天12オ～ウ、六六〇頁～六六一頁）

榜式／拝請。合寮尊衆禅師〈赤紙也〉知寮□新戒某甲。状謹封。／知寮□□新戒某甲／右〈某甲〉今晩就□本寮煎点一中特為／首座〈寮首座也〉大衆聊旌結制之儀伏幸〈解制之儀／一陽佳節之儀／三陽賀節之儀〉／衆慈同垂／降重謹状／某甲年月□日□知寮□□□某甲□謹状

『校規』（一-二十一「衆寮解結特為湯状式」、五九五頁）

守寮比丘某□右某啓取今晩就寮煎湯一中特為／□闔寮尊衆聊表□〈結制／解制〉之儀伏望□衆慈同垂□／光降謹状□□某年某月□日□守寮比丘□某□状／可漏□状請□闔寮尊衆□守寮比丘□某□謹封

『備規』（三-余「衆寮榜厳」、六三一頁）

状式〈守寮比丘某右某啓取今晩就寮煎湯一中／特為合寮尊衆聊旌結制之儀伏望衆慈同〉／〈垂光降謹状／年□□月□□日。守寮比丘□□某状〉／〈可／漏〉状請□合寮尊衆禅師□守寮比丘厶甲。謹封

『校規』と『備規』は細かい違いこそあれ、ほぼ同一の内容と見て良い。それに対して『瑩規』はかなりの文字の違いが見出せる。『備規』には状式の区切りが示されていないため、『校規』の空白部分が区切りとなっていたと推測できる。これらと『瑩規』を比較してみると、以下の二点において大きな特徴が見出せる。

- 『瑩規』では、拝請の拝表には赤紙を使っていたことが割注に示されている。この「赤」という色の紙を用いることについては、『校規』や『備規』および『勅規』といった中国撰述の清規において見出せない特徴である。

・『校規』の状式は「〈結制／解制〉」と結夏と解夏の二回を想定して書かれていると考えられるが、『瑩規』の状式は「〈解制之儀／一陽佳節之儀／三陽賀節之儀〉」と、結夏と解夏のみならず冬至と除夜も想定されて書かれている。実際、『瑩規』では「十一月中、冬至前、隔日衆寮諷経、隔前一日如冬至」（地9オ、六九四頁）と、冬至と除夜にも衆寮諷経が行われていたことが記されている。『校規』や『備規』においても「一陽」や「三陽」の語は土地堂念誦の回向文に見出せるが、衆寮諷経に係る部分には見出すことができない。『勅規』は『校規』や『備規』と同様に、衆寮諷経は結解に行われていたことは確認できるが、冬至と除夜に関する記述が確認できないため、『瑩規』において衆寮諷経が冬至と除夜にも行われたことは日本になってからの慣習と考えるのが自然であろう。

これを『慧規』で確認してみると、『慧規』における「衆寮四節状式」には「某節之儀」（七四頁）とあるため、ここでは判然としない。しかし、「年中行事」の一一月には「冬至〈随歴／定日〉前後縄則与余節同之」（六四頁）とあり、一二月二九日の項には「衆寮特為点湯諷経〈礼儀与／自余同〉」（六五頁）とあるため、東福寺では冬至と歳末に衆寮諷経が行われていたと考えられる。このことから、『瑩規』の衆寮諷経については、『瑩規』は中国の習慣を直接取り入れたわけではなく、日本に将来して改変されたものを取り入れたと考えて良いだろう。

○庫司

『瑩規』（天14オ、六六三頁）

榜式／庫司今晩／就雲堂煎点／一中特為／首座聊旌結制之儀／大衆／光伴（／禅林公用）／□□□今月日□□都寺比丘某甲等〈敬／白〉〈拝寸余文字必七行書也／文字上下白□随時〉

『校規』（一－十七「四節茶湯牓状式」〈方丈庫司用牓七／行。首座用状九行〉、五九五頁）

堂頭和尚〈今晨斎退／今晩〉就□雲堂点〈茶／湯〉一中特為□首／座〈空一／字〉大衆聊旌□〈結制解制／至節歳節〉之儀仍請□諸知事／同垂□光伴□今月□日侍司某敬白〈請客侍者名〉

庫司〈今晨斎退／今晩〉就□雲堂〈点茶／煎湯〉一中特為□首座〈略／空〉／大衆聊旌□〈結制解制／至節歳節〉之儀伏望□衆慈同垂□光／降□□今月□日庫司比丘某等敬白

前堂首座比丘某□右某今晨斎退就□雲堂点茶／一中特為□首座大衆〈無後堂則／書記蔵主〉聊旌□〈結制解制／至節歳節〉／之儀仍請□諸知事伏望□衆慈同垂□降重謹状

／□□今月□日前堂首座比丘□某□状
可漏□状請□首座暨大衆□前堂首座比丘某謹／封〈如有後堂当／用前堂二字〉可漏粘於状頭貼僧堂前下間版上

『備規』（三－騰「僧堂特為湯」、六三三頁）
榜式○庫司今晩就○雲堂点湯一中特為○首／座大衆聊旌○結制之儀伏望○衆慈同垂○光／降□□今月□□日庫司比丘□□某甲□敬白。／□□作七行書。字如小銭。素紙華牋不拘。

『校規』には、堂頭和尚および庫司に茶と湯の二種類があり、前堂首座には茶の一種類しかない。これは堂頭和尚には湯（小座湯）と茶（雲堂煎点）があり、庫司には湯（僧堂大座湯）と茶（雲堂煎点）があるのに対し、前堂首座には茶（雲堂煎点）の一種類しかないためであると考えられる。従って、この節で問題にしている庫司の状式は庫司の湯の式ということになり、右のようになる。この庫司の榜式は七行書であり、可漏の書式は記載されていない。

〔中国において一般と考えられる庫司点湯の状式〕

庫司今晩就
雲堂煎湯一中特為
首座大衆聊旌
結制之儀伏望
衆慈同垂
光降
今月　日庫司比丘某等敬白

『校規』から『備規』へは七行書という書式およびその文章や行の切れ目ともに一致しており、この間の中国では統一された書式になっていたと言える。この中国の書式と『瑩規』を比較すると、『瑩規』は七行書という書式は引き継いでいるものの、文章は後半部分に差異が見られ、行の切れ目に至っては全く異なることがわかる。行の切れ目については、文の構造から見る限りは中国式の方がむしろ特殊であり、『瑩規』の方が文章の切れ目としてはむしろ自然な段分けと言えよう。この特殊な中国式の切れ目が『瑩規』に引き継がれていないということは、『瑩規』が『校規』や『備規』といった清規の書物を直接参考にして成立したわけではないことが考えられる。

○主人煎点、都寺煎点、首座煎点

『瑩規』
• 主人：（天21ウ、六七五頁）
榜云□堂頭和尚今晨斎退／就雲堂煎点一中□特為□首座聊旌結制之儀／諸知事□大衆光伴／□□今月日侍者〈某甲〉〈請客侍者名字也〉□承順謹白〈必七行書也〉
• 都寺：（天22ウ、六七七頁、一部欠字）
牓者十四日公界礼牓、些子書換。是之七行書也。／所謂

□都寺比丘〈某甲〉□今晨斎退就雲堂煎点一中／特為□首座禅師聊旌結制陳賀之儀□大衆□光伴／□□今月日□都寺比丘〈某甲〉謹白／〔監寺〕榜同之。但斎時打呈。

• 首座：（天23オ、六七七頁）

状貼下間牓板上。状必九行書也。／首座比丘〈某甲〉今晨斎送就□雲堂煎点一中□特為／書記禅師□聊旌□結制同居陳賀之儀□伏請□諸知事／大衆光伴□今月日□首座比丘〈某甲〉状謹白／□穀漏紙同貼在状端。必書赤紙。押状上也。／状請□書記禅師□首座比丘某甲□謹封

『校規』（一-十七「四節茶湯牓状式」、五九五頁）

※『校規』では「四節茶湯牓状式」とあるように、茶（煎点）と湯（庫司点湯）の状式が同一の項に書かれている。そのため、前項「庫司」で挙げた部分について、結夏の斎退に行う点茶行礼に限定して本項に再掲するものとする。また、区切りを明らかにするために□は用いるが、／および〈〉は省略する。

• 主人：堂頭和尚今晨斎退就□雲堂点茶一中特為□首座□大衆聊旌□結制之儀仍請□諸知事同垂□光伴□今月□日侍司某敬白

• 都司：庫司今晨斎退就□雲堂点茶一中特為□首座大衆聊旌□結制之儀伏望□衆慈同垂□光降□□今月□日庫司比丘某等敬白

• 首座：前堂首座比丘某□右某今晨斎退就□雲堂点茶一中特為□首座大衆（後堂・書記・蔵主）□聊旌結制之儀仍請□諸知事伏望□衆慈同垂□降重謹状□□今月□日前堂首座比丘□某□状

可漏□状請□首座暨大衆□前堂首座比丘某謹封

『備規』

• 主人：（三-雨「方丈特為首座大衆茶」、六三四頁）

榜式〈堂頭和尚今辰斎退就□雲堂点茶一中特／為□首座大衆聊旌□□結制之儀仍請〉／〈諸知事同垂□光伴□冬年則云陳賀之儀□作七行書／□□今□月□日。侍司某甲。請客侍者名字□□□敬白〉

• 都司：（同右）

〈榜式。湯榜〉／〈同。只／改茶字。〉

榜式○庫司今晩就○雲堂点茶一中特為○首座大衆聊旌○結制之儀伏望○衆慈同垂○光降○今月日庫司比丘□某甲□敬白。（庫司点湯、筆者改め）

• 首座：（三-結「首座特為後堂大衆茶」、六三四頁）

状式〈前堂比丘某□右某啓取今辰斎退就□雲堂／点茶一中特為□後堂大衆聊旌□結制之儀〉／〈仍請諸知事伏望□衆慈同垂□光降謹状／□□年□□月□□日□前堂比丘□某甲状九行書。〉／〈可／漏〉状請□後堂首座大衆□□前堂比丘某謹封。

都司の項は、庫司点湯の例を「只改茶字」の指示通りに変換すれば波線部分は「今晩」となるが、「露　庫司特為首座大衆茶」には「十六日粥罷。庫司客頭行者具茶榜。用枠袱炉燭香。知事詣方丈挿香。請茶。詞云。〈今辰斎退。就雲堂点茶。特為首座大衆。伏望和尚慈悲降重〉」（〔続蔵〕第六三冊六三四頁）とあるため、波線部分は「今辰斎退」と改めるのが適切だろう。

首座の項に「啓取」が入っている、および「降重謹状」と「光降謹状」のわずかな差こそあれ、七行書および九行書の書式は同じであり、文字の異同はほとんどないため、この煎点部分も『備規』は『校規』をそのまま受け継いでいると見て良いだろう。ちなみに、「啓取」の文字は『備規』のみならず『校規』にも見られるものであり、また「降重」「光降」の両者とも『校規』『備規』両者に見られることから、いずれの文字もどちらかの清規に特定して現れるものではない。

『瑩規』を『校規』および『備規』と比較すると、主人と都司の七行書および首座の九行書の書式や首座煎点にのみ可漏が存在するといった部分はこれらを引き継いでいると言えるが、「敬白」が「謹白」になっていたり、「陳賀」の語が結制に入っていたりなど諸処に違いが見られる。『瑩規』には衆寮諷経や首座煎点の穀漏に赤紙を使う指示があるが、『校規』および『備規』にはその指示はなく、色の指示に関しては聖節に黄色の紙や榜を使う指示が見えるのみである。

これらの榜式について、『慧規』では解結の衆寮煎点の式および雲堂での首座煎点の式の二つが見え、『鑑規』には四節の茶礼のものが見える。『慧規』について「衆寮四節」と「首坐四節」の状式を中国撰述の清規と比較してみると、特為の部分に『慧規』の方では衆寮煎点について維那侍者が、首座煎点の方では禅師が付加されている他は、書式がほぼ一致している。『鑑規』は諸処に「務州」や「沢山」「東陽」の語が見られるため、中国撰述の諸清規を直接参照しながら作成されたことは明らかであるが、『慧規』についても『校規』や『備規』とかなり近い書式であることが認められる。

三―三、看経榜について

『慧規』には、前項の他に正月修正榜、結縁看経榜、歳末看経榜などの榜式が記載されており、同様の名称の榜も『瑩規』の正月一日、七月、一二月の項においてそれぞれ確認できる。これらについては尾崎氏が「『慧日山東福禅寺行令規法』について」において既に言及しているが、尾崎氏はこれらの看経榜がそれ以前の清規に確認できないこと、正月修正榜は『慧規』と『瑩規』の間でかなりの類似性が見られるが、結縁看経榜と歳末看経榜は内容的に大きく異なることを指摘している。尾崎氏は『慧規』が「いかなる史料に基づきこのような神祇の受用を行ったのかは、今後の課題としたい」としてい

るが、少なくとも東福寺開山である円爾の語録―『聖一国師語録』および『東福聖一国師法語』（いわゆる『仮名法語』）―には神祇の受用に関する説示は見られない。

神祇の受用については、『慧規』や『鑑規』にはこの他にも大帝看経榜の記載があるが、大帝とは祠山張大帝のことである。張大帝については、二階堂善弘「祠山張大帝考―伽藍神としての張大帝―」（『関西大学中国文学会紀要』第二八号所収、二〇〇七）という論文がある。二階堂氏は『禅林象器箋』の「帰宗寺土地。与蘭渓和尚有因縁。建仁寺祀之。為土地神。」の文を引用し、「この話自体はもとより伝承にすぎないが、現在張大帝が祀られている寺院は、建仁寺・寿福寺・泉涌寺と、ほぼすべて蘭渓道隆と関係があった所である。祠山張大帝の渡来に当たっては、蘭渓道隆が一定の役割をはたしていることは、ほぼ間違いないと思われる」「実際には蘭渓道隆以外にも、多くの渡来僧や入宋僧がこの神の伝来に関わっていると推察される。」（一六一頁）と述べている。たしかに、蘭渓道隆が開山の建長寺の清規を見ても大帝誕生節が見えるし、円爾や清拙も建仁寺に住していた経歴がある。ところが、大帝誕生節は二月八日となっているが、『鑑規』以降の臨済宗の諸清規にはこの二月八日に大帝誕生節が見えるのは良いとして、『慧規』には二月の年中行事の項にこの大帝誕生節なるものは見えない。「修正祈祷看経牓」および「盂蘭盆結縁看経牓」はこれに対応する行事が年中行事の中に見えるのだが、「大帝誕生榜」についてはこれに対応する行事が年中行事の中に見られないことは、これもまた不思議なことである。尾崎氏の翻刻でも指摘されているが、『慧規』の大帝看経榜が記載された丁は欠落していると考えられ、東福寺に於いていつ行事られていたのかが正確にはわからないのが惜しまれるところである。『瑩規』には大帝看経榜のみならず、大帝誕生節の記載も無く、ここは『鑑規』以降の臨済系の清規とは明確な相違点が見える。

正月の祝聖修正には、中国撰述の清規には―旦望に蔵殿に於いて諷経をしていたことは確認できるもの―行事そのものについて、これを見ることはできない。『禅林象器箋』において「修正」の語を確認しても、夢窓石国師録『臨川家訓』、義堂『日工集』、東福寺の例が引かれている他、残りの二例も全てが日本のものであり、中国での例は確認できない。

祝聖と類似した行事として中国では皇帝の誕生日である聖節があるが、聖節の行事について見てみると、『禅規』にはこれを見ることはできないが、『校規』には下―六「聖節啓建満散」に「如遇啓建、堂司預写黄紙榜、隔宿挂牌」（六〇九頁）とあり、『備規』には一―天「聖節陞座諷経」（六一三頁）に黄紙榜の書式が記載されている。『勅規』にも榜式が載っており、これは『備規』とは若干の差異があるといえど、基本的な形は

踏襲している。以下に『備規』に記載の榜式を掲げる。

〔聖節の榜式〕

「榜式純用黄紙楷書」

大元国某道某路某寺

月　日恭遇

天寿節本寺預於今月　日恭就

大仏宝殿啓建

金剛無量寿道場一月日逐日輪僧上殿披閲

経文宣持

密号所集

洪因端為祝延

今上皇帝聖寿万安者

右　伏　惟

仏日洞明

天竜昭仮

年　月　日都監寺　臣僧

住　持　臣僧　　謹言

右の書式は中国撰述の清規にほぼ共通して見られる形ということで、中国における一般的な書式と思われるが、これと同様の書式をもつものは『瑩規』には確認できない。

三-四、上堂牌

『瑩規』の「日中行事」の項には粥罷に「如上堂牌掛者、不放参」とある。もし粥罷に上堂があれば、粥了時に上堂牌を掛けて大衆に報じ、上堂を行うのである。「月中行事」には五十日に上堂を行うことが書かれているが、五日の項には「若略之」と書かれており、必ずしも上堂が行われていたわけではないようである。この他にも朔望には粥罷に祝聖諷経があり、こちらは祝聖諷経と上堂・人事がセットになって必ず行われていたようである。

四、まとめ

本論文では、『瑩規』における四節およびこれらの行事に見える牌や榜について論じた。四節については、中国成立の各清規を比べると、結夏における行持については、『禅規』ではまだ見られない行持も多くあるが、『校規』になるとその形がほぼ整備され、『備規』および『勅規』に至って行礼整備は帰着した。また、『瑩規』と中日成立の各清規について比較してみると、以下のことがわかる。

- 『瑩規』の四節における一連の行持の流れは、『禅規』や『正法眼蔵』「安居」には見られないものもあり、『校規』以降に整備されたものであること。
- 『瑩規』の他の清規に見られない特徴として、法堂における楞厳会を一五日に厳修すること。

・衆寮楞厳や秉払の日程を見ると、中国成立の清規では『校規』が近く、日本成立の清規も見ると『慧規』も『校規』と同様に『瑩規』と多くの共通点を持ち、『瑩規』に近い清規であると言える。

・喫茶榜の状式の文の切れ目は『校規』や『備規』等の中国撰述の清規とは異なった独特のものである。

・『瑩規』には、冬至および歳末の衆寮諷経や正月の祝聖修正という中国撰述の清規には存在しない行持が存在する。また、神祇には張大帝の受用は見られない。以上のような中国撰述の清規の影響を直接受けているわけではない部分も散見され、日本に伝来してから変化した部分や『瑩規』に独特の部分があることが見て取れる。

〔表一〕『瑩規』に見える榜・牌等一覧

【年中行事】

日付		行事名	榜・牌	概要	備考
一月	一日	各寮人事	榜	上堂・僧堂行礼罷、各寮人事時、寮主不在時に貼榜。回礼の榜あり。書式は数種あり。	記述内容に欠損箇所あり。
	一～三日	掛塔	榜	祝聖修正諷経時。三枚の書式か。	
三月		掛塔	札	三月中に免掛塔した者を列挙した札。	
四月		掛塔	状	擬祠部状。掛塔した者の行状を記したもの。	
	掛塔後三日以内	新到喫茶	榜	新到に対して喫茶の行礼をする榜。	
	一〇日或一一日	謝掛塔	榜	新到より堂頭和尚に対して謝掛塔をする茶礼。	
	三～五日		牌	戒蝋牌を作成するための草案となる牌。草単。	
	八日	降誕会	牌	粥時、上堂牌を掛けて放参せず。	
	一三日	—	図・記	僧堂における被位図と安状記。	
		衆寮諷経	榜・牌	衆寮諷経時の煎点を請する煎点榜、同時に諷経	四節のバージョンあり。

	庫司点湯	榜	牌を掛け、衆寮戒臘牌を安置する。斎時、晩間の庫司点湯を請する榜。「七行書」の書式指定あり。
一四日	小参	牌	小参鼓の鳴るを待ちて上方丈し、小参牌を掛ける。
一五日	結夏行礼	牌	上堂以前に法堂戒牌を法堂東間に、僧堂前南間に僧堂戒牌を掛け、香花供養する。その後は法堂戒牌は方丈に、僧堂戒牌は維那寮に安置する。牌上書あり。毎年書き換える。
	楞厳会	牌	都寺焼香して触礼三拝。維那牌を渡し、侍者払を渡す。
	秉払	牌	「七行書」の書式指定あり。
一六日	主人煎点	榜	一四日の庫司点湯の牌を書き換え。「七行書」の書式指定あり。
一七日	都寺煎点	榜	「九行書」の書式指定あり。
一八日	首座煎点	榜	住扇牌を掛けて堂内にて打扇を許す。
一日	半夏節	牌	結縁看経榜。便宜の所にこれを出す。
一日	施餓鬼	牌	免丁抄。宋朝の儀式にあるため行う。
一八日	去単	抄	
	歳末看経	榜	
六月			
七月			
一二月			

当時から戒蝋牌に諸式あり。維那の所管。

【日中行事】

時間	牌	概要	備考
粥了	上堂牌	もし上堂牌を掛ければ放参せず。	
巳時	坐禅牌	粥罷少し経った頃、坐禅牌を掛けて早晨坐禅を行う。	
酉時	放参牌	晡時坐禅中、童行が上方丈し、放参を告げれば、放参牌を掛けて放参する。	

【月中行事】

日付	牌	概要	備考
一日	今上皇帝牌	粥罷大殿諷経時、正面に掲げる。大円満呪一遍、消災呪三遍。	
二日	入室牌	入室鼓を鳴らす。詳細な進退の記述有り。	
三日	念誦牌	斎罷、念誦牌を掛ける。晡時坐禅をせず、僧堂をはじめ、土地堂や仏殿を荘厳し、僧堂にて念誦する。念誦罷、巡堂し、点湯する。	十二日、二十二日も同様。
四日	（坐禅牌）	剃髪の日の為、坐禅牌を掛けず。	他の四・九日もすべて同じ。
十一日	請益牌	斎罷、請益牌を掛け、晩間に方丈板を鳴らして上方丈し、請益する。	一・六日に請益を行い、他の日もすべて同じ。
二十八日	（永平牌）	曹洞宗は祖師堂に必ず永平牌を入れる。	この「牌」は位牌のことか。

〔表二〕『瑩規』四節差定表〔再掲〕

日付[1]	結夏（四月）	解夏（七月）	冬至（一一月）	除夜（一二・一月）
一三日	粥罷、出図記（排被位） 斎罷、衆寮諷経 （楞厳呪） 〔煎点→諷経〕	衆寮諷経 （如結夏）	衆寮諷経等、 四節皆同	衆寮諷経 （如冬至）
一四日	斎次、貼榜（庫司点湯） 晩間、小座湯（在寝堂） 土地堂念誦 庫司点湯 小参	土地堂念誦 （如結夏） 晩、施餓鬼供 結縁諷経 小参（如結夏）	土地堂念誦	土地堂念誦等 儀同前
一五日	暁更、上方丈礼賀 粥罷、上堂罷人事 庫下人事 僧堂礼賀 主人巡寮 楞厳会 晩間、秉払	礼数一如結夏 楞厳会満散 秉払儀如結夏		粥罷、首座衆寮行礼 上堂罷人事 庫前人事 僧堂礼賀 各人事 祝聖修正諷経 （諷経は三日まで）

一六日	斎罷、主人雲堂煎点（四節皆如此）	主人、両班、礼数如結夏	（結夏に同じ）	（結夏に同じ）
一七日以降	知事、首座、書記、蔵主等、順次煎点・行礼			

※1、日付は結夏（四月）のもの。他の節は結夏に対応する日に記してある。
2、太字塗りつぶしは各節に独特の行持である。
3、右差定の他に、各節各日において、日中行事およびその日付に対応する月中行事が行われている。
（例・一三日斎罷：三八念誦、一五日斎罷：布薩）

〔表三〕各清規における結夏の差定（四月）〔再掲〕

日付[1]	『瑩規』	『禅規』	『校規』	『備規』	『慧規』
一三日	粥罷、出図記 斎罷、衆寮諷経	— —	（日付不記） ○	（八日） （一二日）	（八日） ○ （或一二日）
一四日	斎次、貼榜 晩間、小座湯 土地堂念誦 庫司点湯 小参	○	○	○	○
		△[3]	○	○	○

一五日	暁更、上方丈礼賀 粥罷、上堂罷人事 庫下人事 僧堂礼賀 主人巡寮 楞厳会 秉払	○ —	○ （一二日 或一三日） ○	○ （一三日） （一六日）	○ （一三日粥罷） ○
一六日	斎罷、主人雲堂煎点	○	（一五日）	（同上）	（同上）
一七日 以降	一七日、知事煎点 一八日、首座行礼	— —	（一六日） （一七日）	（同上） （同上）	（同上） （同上）

※1、日付は『瑩規』のもの。
2、○は『瑩規』に所載の行持がその清規でも同日に行われているもの。（某日）はその行持が別日に行われているもの。—はその行持がその清規では行われていないことを示している。
3、『禅規』における小参は、小参について記述された章こそ見られるものの、行われる日時についてはその記述がない。

註

（1）これらの清規については、以下のものを底本とする。

『禅規』：鏡島元隆、佐藤達玄、小坂機融『禅苑清規』曹洞宗宗務庁、一九七四

『校規』および『備規』：〔続蔵〕（国書刊行会『大日本続蔵経』、一九八六）第六三冊五九二頁～六六六頁

※本論文で『校規』および『備規』からの引用に係る部分は〔続蔵〕第六三冊の頁数を記載するものとする。

『慧規』：尾崎正善「翻刻・『慧日山東福禅寺行令規法』」『鶴見大学仏教文化研究所』第四号、一九九九、五五頁～七五頁

※本論文で『慧規』からの引用に係る部分は右論文の頁数を記載するものとする。

『鑑規』：尾崎正善「翻刻・聴松院蔵『大鑑清規』」『鶴見大学仏教文化研究所』第五号、二〇〇〇、六七頁～一五二頁

『瑩規』：石井修道、尾崎正善、道津綾乃『禅宗清規集』中世禅籍叢刊第六巻、臨川書店、二〇一四、六四五頁～七一七頁

（2）茶榜の書式については、『禅規』にもその状文は見えるが、七行書や九行書といった書式は見られない。このような書式が規定されるのは『校規』以降である。『瑩規』では、『校規』や『備規』とは異なる改行の様式ではあるものの、七行書や九行書の書式は定められており、このことからも『禅規』より後の時代の慣習が参考にされていたことがわかる。

（3）先述の通り、草単の原形となるものは「単子」として『校規』にも見られるが、『校規』には「草単」という語は見られない。「草単」という語が見られるのは『備規』以降の清規である。『瑩規』には四月三日の項に

四月三日。必出夏衆戒臘牌草。名称草単。尚為戒臘次第正也。

と「草単」という語が見えるため、『備規』あるいは『慧規』の影響を受けていると言うことができるだろう。

（4）王大偉『宋元禅宗清規研究』（宗教文化出版社、二〇一三）尚、本論文における王氏からの引用は右著書の頁数を記載する。

（5）「掛」は『校規』および『備規』では「挂」とあるが、ここでは引用部分を除き「掛」で統一する。

（6）この引用部分における句点は〔続蔵〕には存在するが、〔五山版〕には存在しない。「」は筆者付加

翻刻『拈評三百則方語解』（一）

――巻上第一則～百則――

秋津秀彰

凡例

一、本稿は、瞎道本光（一七一〇～一七七三）撰『拈評三百則方語解』三巻一冊の翻刻であり、巻上の第一則から第百則を収録した。巻中・下については、続稿を予定している。

二、翻刻の底本として使用した『拈評三百則方語解』は、松ヶ岡文庫（神奈川県鎌倉市）が現蔵するもので、石井修道氏よりその写真を借用させて頂いた。この写真は、河村孝道氏が、石井氏を通じて、当時松ヶ岡文庫長の古田紹欽氏の特別許可を得て撮影されたものである。関係各位には誌して感謝申し上げます。

三、本書の書誌情報や採録語彙等については、河村氏が「松ヶ岡文庫蔵『拈評三百則方語解』管見」（『松ヶ岡文庫研究年報』第三号、一九八九年二月）において詳細に紹介・論考しているので、本稿では略した。

四、本書の内容の検討については、拙稿「瞎道本光の依用典籍と著作間の相互関係について――『拈評三百則方語解』を中心として――」（『印度学仏教学研究』第六十七巻第二号、二〇一九年三月）を参照されたい。

五、改行位置は、原則原典の通りとしたが、訓点の都合上、二行に渡っている場合もある。その場合は、文末に」を付すことで区別した。訓点については、一二点等における、対応する訓点がない場合もそのまま表記した。但し、写真の都合上、訓点の判読が困難な箇所は省略した。

六、丁数は、現在の装丁を尊重して一冊通しとし、各丁最初の行の最初の字の右に「（1オ）」の様に傍記した。

七、字体は、反切等の不都合がある場合を除き、原則として新字体に改め、「シテ」、「コト」、「ナリ」等の合字は開いて示した。本文中の●や○等の記号は、全て原典に記されているものをそのまま表記したものである。

八、句読点は、原典に付されていないことや、改行位置を原典に合わせるため、付さなかった。

九、文字の挿入があった場合はそれを反映して翻刻し、修正は見せ消ちとその右に正しい字を記した。

十、不明字の読解に当たっては、古田梵仙（?～一八八九）編『冠註拈評三百則不能語』（明治十四年〈一八八一〉刊）を適宜参照した。

十一、則数が補記されている場合は、元々の位置を示した上で、他の部分と同様の文字の大きさ・位置に改めて配置した。以上の理由から、毎半葉十二行、二十字の文字詰めとは異なる場合がある。

十二、則数が付されてない場合は、河村氏の前掲論文を参照しつつ、筆者の判断で補った。また、同一語の注釈が他の則でも行われている場合は、各注の末尾に付記した。そのような、底本にない文字を挿入したり、注記を付したりした場合は、全て（　）内に入れる形で表記した。

十三、刊本『拈評三百則不能語』との対照の便を図るため、「○第一則（一丁表～裏）」の様に、則数の下に『永平正法眼蔵蒐書大成』十四（大修館書店、一九七六年八月）所収、明和四年（一七六七）刊本の該当部分の丁数を付記した。この丁数は、『拈評三百則不能語』の上・中・下冊毎に改めた。

十四、本稿で付した注記の中には、『方語解』と『大正蔵』等とを比較した場合、文字が異なっている場合に付したものも含まれる。これについては、『方語解』の参照資料の問題である可能性も考えられるため、瞎道が参照した『黄檗版大蔵経』等の原典や、他の瞎道著作中の記載との比較を行うことが必要である。この問題については、前掲拙稿で論じたので、合わせ参照されたい。

十五、翻刻文中には、今日の人権思想からすると問題のある表現が記されている可能性がある。しかし本稿は、あくまで純粋に学術的研究を目的としたもので、差別を是認、あるいは助長する意図は一切ないことをお断りしておく。

●拈評三百則方語解（一オ）

○第一則（一丁表～裏）

拈払子　宗門度用於二話頭一明天僧祇律三十二云
為レ払レ蚊ヲ故二聴レ捉レ仏払有綾払裂氈払芒草払樹皮払ナリ
是中除二白犛牛ノ尾白馬ノ尾金銀柄余一切聴レ捉コト若シ有
白キ者一当二染壊色一ス又薩部律摂不レ聴二馬尾一モテ成コト吾分二十
六モ亦尓リ鼻奈耶雑事得下撚羊毛修十誦ニハ犛牛尾払麽
尼宝柄ハ聴ス二用テ繒帛及ヒ尾並ヒ開二私用ヲ昆尼母ニハ不レ聴ド捉二テ堅
鞭払ヲ傷中損コト象一生上間五百事経説法ニ捉ル二塵尾ヲ一者把レ衆
若シ非尾者ハ得タリ

這箇　会心鏡云這音舎這指レ物也又傷寒六書ノ音

義這音赭又毛晃曰凡称箇ヲ為者箇俗多ク改テ用二這字一ヲ
(1ウ)佩觿集迎這ノ這ヲ為二者回之者一ト非

○第二則（一丁裏）

進針逆　於文明矣雖レ然ト舌往耆婆針コトレ仏ニ見二増一阿
含経等僧律等大智度論等一ニ勿今且引二大智度論一ヲ第
十三巻二十三号左問二不信般若ノ者随(堕カ)獄不随獄一谷ニ破二般若
有レ二一ニ号取相分別口説二空法而モ心著レ有一破二著心
者一ヲ不レ名レ破二般若一ヲ調達出二仏身血一ヲ祇域モ亦出ス二仏身血一ヲ雖二
同ク出レ血心異ナルカ故一人ハ得レ罪ヲ一人ハ得レ福ヲ云云生身如来
於二少病ノ時祇域進レ針仏速吐逆
＼智者世俗ニ呼下天機二微スル其道術一ニ者一ヲ為二智
(2オ)○第四則（二丁表～裏）

座主　要覧上十四摭言曰有司謂フ二之ヲ座主一今釈氏取学
解ノ優贍頴抜ノ者一ヲ名二座主一ト謂ク一座ノ主ナリ古ノ高僧呼二講者一為
高座一ト或是高座ノ之主ナリ（中第二十一則参照）

心如工伎児　宋訳棱伽経第四巻偈言心ヲ為二工伎
児一ト意ハ如シ二和伎者一ノ五識為二伴侶一忘(妄カ)相為二伎衆一魏訳全十
唐訳全七今略シテ不レ志

消息　周易経剥山地卦彖伝曰君子尚フ二消息盈虚一ヲ天
行也又豊卦彖伝曰々釈名曰消ハ削也言ハ減削也息
塞也寒(塞カ)ハ満也此事文要玄第二曰渉華音問謂二之消
息一猶レ言ンカ二安否善悪一ヲ悪(ママ)ヲ

羅織　類書纂要第五巻曰羅二網シテ無ヲ一レ辜織二成ス及状一ヲ也
(2ウ)又見二居家必用ノ辛集ノ加刑ノ部一ニ

○第五則（二丁裏）

居士　維摩経第二巻方便品曰居中ノ尊什曰外国ノ白
衣多財富楽者ヲ名シテ為二居士一已上梵ニ言二迦羅越一華ニ曰フ二居士一ト
者又曰二処士一ト又天台浄名疏会経本第四十六右曰外国ニハ居
財一万称シ二下居士一ト乃至百億ヲ名二上居士一ト此土ニハ居家徳
素ナルヲ亦名二居士一ト今謂ク居家多財大富之士ヲ名為二居士一ト常
以テ二財利一ヲ為レ懐云云往ニ採シ陶宗儀徹(綴カ)耕録巻ノ六曰今人
以二居士一ヲ自号者多シ考ルニ二是ヲ六経ノ中ニ一礼記玉藻ノ有レ曰ルコト二居士
錦帯一ト註ニ謂二道芸処士一ヲ也呉ノ僧能改斎漫録ニ曰居士之
号起ルニ於商周時一ニ按ニ韓非子ニ曰ク三大公ニ有ルト二居士二人一和尚
此非二正梵一ニ胡語ノミ又言フ二鶻社一ト或ハ言二和社一ト什師ハ曰二力生一云々
(3オ)新正梵言ハ鄔波陀耶此ニ曰二親教師一所謂吾人得戒師
也沙弥戒師ハ此何遮犂也而今往々称二和尚一ト者ハ一併ニ
指二斥ス仏祖正宗之戒師一ヲ者ニシテ兼持小戒モ亦豈ニ可レン排二斥焉
乎巨紬記志スルコト在二別処一

○第八則（三丁表～裏）

大徳　南山含注戒本疏一ノ得下曰大徳大者記曰大ハ猶レ徧ノ也莫(ム)先ノ為
義明下九十六道有二師資ノ僧一仏道ノ僧ハ運広莫ヲ上ヲ過故ニ曰レ大ト
也上来下化ス故曰運広又曰出家ノ四杲(果カ)ハ乃チ是レ真僧也学最モ高シ
故ニ曰大也内外両凡ハ皆仮名僧也見道已去ヲ号真実

僧ト無学ハ真僧ノ中ハ極テ独得ニ大名一也雖トモ僧未階一必得下無
障以三出家者ハ必為ニ解脱一因中談レ杲（果カ）亦曰レ大ト也雖ノ下遮
疑ヲ可レ知又以三宝為レ言ヲ僧田最勝也義通ニ肆ノ二ニ　「如シ
大愛（3ウ）ニ道施縁ノ能生ス大福ヲ故曰レ大也若シ論ハ功行ヲ仏法ハ奥
レ倫今ハ約シテ兼通ニ故権ス僧勝ヲ如ノ下ハ引証也賢愚経曰姨母
用テ金色氈ヲ上ル仏ニ仏言可レ施ニ与ス僧ニ我在テ僧中一仏同ク応レ供ニ
僧ハ為ニス解脱ニ人能弘ム道ヲ法在ニ其中ニ故曰フ通二ト有人言語
義不レ無今ノ所ノ論僧ハ為レ箇ンカ小学ニ但取ル無願ヲ故云レ大ト也
「対ス沙弥有願此義頗ル親也所ノ言徳ハ有ル得ル所ロ也以ノ得レ善
居ヲ身ニ故名ク有得ト字義出家ハ捨ツ著ヲ猒離行　「福慈愍行
「度ス舎生ヲ利他行　「戒善自ラ修シテ滅ス諸ノ過悪業ヲ修ス功徳行ヲ
修ニ習シテ定慧ヲ一句ハ合投シテ三学ハ自利ノ行已上ハ修因断結成ス
尅杲舎ハ耶滅過也断結ハ断悪也度生定慧ハ修善也断
悪ハ律儀也三学ハ摂善也福度ハ饒益也又福度ハ誓願度
断悪ハ誓願断也三学ハ誓学成道ハ誓成備レバ此義称ヲ乃チ称ニ
有得（4オ）之人ト也

如人―打牛　慎勿レ引コト鳴祖師ノ大荘厳論ヲ

醍醐　他礼音体説文清酒也又醍醐也寇宗奭曰
酪上一重凝者ヲ為酥酥上如レ油ノ者為ニ醍醐ト甚耳義也
陳蔵ニ器ニ曰性滑ニシテ物ニ盛ニ皆透独維卯声及ヒ壷盧ニ盛レ之ヲ乃
不レ出已上　正字通酉集大涅槃経曰〻
辜負（ママ）　辜攻呼切音始辠音罪也当ニ作レ孤ニ音同シ故古録
皆作レ辜又孤ハ負也漢李陵伝ニ陵雖孤恩ニ漢亦負レ徳ニ毛
氏曰孤負ノ之孤当レ作レ孤俗作辜非正字通寅集上

不欠監醤　第二百二十三則下巻十一号左

○第九則（四丁表～五丁表）

労侶　肇注シテ浄名註ニ曰フ塵労党侶ト今謂勤労党侶也
曰フ（4ウ）洒掃ト

一転語　所謂転ノ大法輪転也謂ク令ノ物執著ヲシテ翻転一一
語ノミ莫レ錯テ為スコト囀曲ノ囀ト

上人　要覧曰摩訶般若経ニ曰何ヲカ名ク上人ト仏曰若シ薩
陀一心ニ行ニ阿提ヲ心不ニ散乱一是ヲ名ク人増一経ニ曰夫人処
レ世有レバ過能自ラ改ル者ヲ名ク上人ト十誦律ニ曰ク有ニ四種人一一ハ麁
人二ハ濁人三ハ中間人四ハ上人又律ノ中ニ缾沙主呼テ仏弟
子ヲ為ニ上人ト書言故事ニ曰内有ニ智徳一外有ニ勝行一有リ人追
上ニ名ニ上人ト已上度世間品経第四菩薩十事ノ中観ニ人ノ精
進一故曰ク上人

開堂　祖底（庭カ）事苑第八巻雑志往検須知委如ニ続仏
道論衡ノ

善知識（5オ）　花厳（ママ）雑孔目章四巻ニ二十五左曰在テ物ノ先一知リ亦為
衆生ノ所ナリ識ル故名ク知識ト離世品ニ説ク十知識ヲ云〻又涅槃
経徳王品曰ク三業ニ無キヲ悪為ト善知識須ク知及レ之此レ悪知
識ナリト又入法界品ニ曰ニ検シテ知レ又大品経幻学品曰不ハ為説ク
魔罪ヲ当ニ知ル是菩薩ノ悪知識也大論第四ニ分ニ別コト魔事ヲ曰

裡看山也往検須知

○第十則（五丁表）

按牛頭喫草　衆経撰雑譬諭（喩カ）経上十二曰昔在外国ニ
在一ノ大長者ノ大ニ富ル惟有二一子受重スルコト無レ比后日得レ病
大ニ困ス治レ之不レ瘥ェ遂ニ到二無常一臨命終ノ時一心ニ念仏ス仏（ケ）現
形ヲ其前ニ心安意定便得レ生レ天ニ父母念ヒレ子愁悩シテ便レ欲二自
殺セント不レ能二自解スルコト因以レ火焼キ取リ其骨ヲ著二銀瓶中一ニ至二月
十五」
（5ウ）日ニ便施ス百味ノ飲食ヲ持著ク其ノ前ニ挙レ声悲哭シ宛転トシテ臥地天
子在レ上見二其ノ所為ヲ自念ス我不ンバ現シテ化一意終ニ不解即チ下テ作
小児一年八九歳ナリ在二道辺一ニ放レ牛牛卒死シテ臥ス地小児便行
取レ草著二死牛ノ口一ニ挙以レ杖打レ牛呼テ曰起テ食ト父母大小見
小児ノ所謂一便共笑レ之前テ問言郷（卿カ）ハ誰家ノ子ソ何痴ナルコト乃爾牛
今已死ス挙レ草著レ口寧ソ有レ食スル期而反テ笑曰ク我牛今雖トモ死
頭口故ヨリ有リ挙レ草不レ食況君児死ナリ来已ニ久シ矣加レ火焼レ之
唯少ク燋骨ノミ在レ地以テ百味ノ食ヲ著テ前ニ而加ク啼哭ス寧得レ食レ之
不ヤ也其父意即開解シテ問レ児卿ハ是ノ人ノ児ソ曰我是長者児
也今蒙二仏恩ヲ得レ生二天上一ニ見二父母悲悩太甚ヲ故来テ相化スルノミ
父母ノ意解シテ甚太歓喜シテ無シ復タ愁憂一天子忽爾トシテ不レ現父母
帰テ家ニ即大ニ布施ス奉二持禁戒ヲ読経行道シテ得タリ須陀洹果一已上
（6オ）群凾又漢与支婁迦讖訳雑譬諭（喩カ）経大同小異

○第十一則（五丁表～裏）

請益　礼記曲礼上ニ曰請益ハ則起陳氏曰請益者再ヒ
問ニ未尽蘊ヲ起所ニ以ナリ致敬一也

神亀　荘子外物洛浦和尚曰欲レバ知ン上流ノ士ヲ不下将テ仏
祖言教ヲ貼中在額頭上ニ如三亀負テ図ヲ自取ル喪身之兆ヲ
鳳縈二金網一趣クコトヲ霄漢ニ以シヤ何斯ヲ会元第六

案過　案鳥幹ノ切音按又凡ソ官府ノ興除成列及獄論
定者亦曰案　＼正字通

○第十二則（五丁裏～六丁表）

闍梨　具ニ曰二阿闍梨一ト此曰二正行一ト又曰二軌範一ト南山叢疏
唐曰二教授者一ト云々

田舎（6ウ）　雑阿含第四巻ニ曰辺卑ノ田舎児又十四ニ曰下
賤舎児

報君知等　明覚頌二一鏃破三関ノ語ヲ未章換骨

奔鹵（鹵莽治カ）　荘子ノ則陽ニ長梧ノ封人問二子牢一ニ曰君為レ政焉勿レ
莽鹵治民焉勿レ滅裂コト昔予為ル禾ヲ耕而鹵二莽之一ヲ則其実
亦鹵莽ニシテ而報レ予芸而滅二裂ハ之一其実モ亦滅裂ニシテ而報レ予来
年変斉深シテ其耕ヲ而熟耰ハ之其禾蘩シテ以テ滋予終年厭飧ニ
日々象曰鹵莽滅裂軽脱未略不尽其分ヲ也　楊曰
修曰耕ノ芸之善キハ曰二滅裂一ト云々

○第十四則（六丁裏）

千古　花厳疏鈔玄談序○垂範子口鈔曰垂者布
也十口ニ所レ伝為レ古ト今曰フ千口ト者万世之津狼也已上説

文(7オ)制字ノ説解正字通破ス而今　繁両ヲ略不レ誌

千古榜様　趙州録上四号問如何是心地ノ法門師曰
今榜様已上榜布廣切邦ノ上声木丶ナリ又標榜曰〻様ハ音
様法様ト曰〻手ノ部様ハ餘亮ノ切音恙或様ナリ已上　牓様(ママ)猶標
榜也類書纂要九ニ標榜ハ称揚也又応法師ノ経音義十
物ノ標記也云〻又四巻標榜ハ其善悪ヲ示スレ人ニ也

隄陁(防カ)　坊記第三十二子言レ之ヲ君子道ハ譬ハ則坊カ与坊
民之所不足者也大ニ為二之カ坊一ト民猶踰レ之ヲ故君子礼以
坊レ徳刑以坊レ(瑶カ)淫命以坊レ欲ソ(ママ)　鄭氏註略レ之

○第十五則（六丁裏～七丁表）

輾転反側　詩関雎第三章三四ニ悠哉悠哉輾転反
側毛伝ニ悠ハ思也鄭箋ニ思之哉思之哉言ハ己レ誠ニ思之臥
而(7ウ)不周曰レ輾

而跌　跌ハ他列ノ切音桎蹉跌也方言蹶也郭璞曰偃
也師古曰足失拠也　／正字通

何怵　怵ハ尺律切音出説文恐也書ノ冏命怵惕惟厲
又慺愴也礼ノ祭統ノ心怵則奉レ之以レ礼註孝子感シテ時ニ念
レ親也

○第十七則（七丁裏～八丁表）

香巌寺　大明一灯(統カ)志第三十巻南陽府ノ下ト香巌寺ハ
在リ二鄧州ノ西北白崖山一ニ有二両禅院一乃チ唐ノ一行与虎茵二
師ノ開ク所ハ一行在リ二長安一ニ帰宗粛宗帰テ而葬レ之鄧安表聞ス
自レ葬后山中香風一月不息乃チ名テ二其寺一曰二香巌一ト已上一
行入寂詳于酉陽雑俎

悄然(8オ)　悄七小ノ切憂也詩ノ邶風ニ憂心悄〻又静也或
曰憂極レバ他慮不レ入故静之已上正字通今此憂訓詁好シ

当陽　左伝ノ文公四年天子当陽諸侯用レ命也杜註ニ
湛露斯匪レバ陽不晞言ハ陽日也露見二日乾ク猶下諸侯ノ禀二天
子命一ヲ而行已上正義曰湛露詩　陽ハ謂フ日ヲ之言天子ハ当
レ日ニ諸侯者露ニ当ル也又温史集顔師古注曰天子臨レ朝
謂二之ヲ当一陽

○第十八則（八丁裏～九丁表）

荘主　禅苑清規第四巻四号曰荘主ノ之職ハ主二宮(官カ)ノ二税一
耕種シ鋤耨シ収収刈シ持梢シ栽二接シ窠木一ヲ泥二築シ垣牆一ヲ収般スルコト
糞」
土一ヲ須ク及フ時躬テ親ク部領シ守二護地辺一明立二界至一ヲ飲二飼シ頭口一ヲ
省二減(減カ)シ鞭打一ヲ安二コト停客戸一ヲ選二択シテ良家一ノ針線婦人一ヲ常居二顕処一ニ
(8ウ)銭穀文暦収破分明ニシテ酒肉蔥薤無レ使レ入レ門ニ展散投託
不レシテ須ク応副セヨ行者人工ハ方便駆策シ南鄰北里善巧調和シ
閑雑之人ハ慎テ無シ二延納一スルコト師僧ノ旦過ハ恭謹ニ承迎シ無シ下以二常住
ノ」
銭物一ヲ抄注諸方ノ僧供上ニ忽若シ中(牛カ)驢歿故セハ並須ク掘レ地深埋一ス
早持二皮角一輸レテ官無シ使二公司ヲシテ恠問シ如シ二有下テ践踏シ田苗一ヲ侵中
犯スル」

禾稼上但可叮嚀ニ指約不レ得ニ捶罵シテ申(ママ)ルコト官ニ秋成場戸主客
抽分計結シ文暦分明ニ更ニ与ニ多方一饒借如レ有ニルカ剏造翻修
預(ママ)シテ白ニ院門知事一ニ

善知識 高貴徳品ニ云身口意業総無ニ悪作謂之ヲ善
知識又大品経幻学品曰不為ニ説クニ魔事魔罪一ヲ当知是
菩薩○薩悪知識大論第四十四分別魔事曰裡看
山之程検須レ知

何夙(9オ) 夙ハ蘇谷ノ切音宿未明ニシテ而作也詩召南夙夜在
レ公ニ大雅祈年孔夙又誰夙知而莫レ成コト ＼正字通

雑謔 謔火覺切音学説文ニ戯也詩ノ衛風ニ善戯謔兮
不レ為レ虐ヲ兮大雅匪ニ我謂耄ニ爾用憂謔 ＼正字通

○第十九則（九丁表～裏）

上天之載 大雅文王第七章五六句ニ曰上天之載
無声無臭毛伝ノ載事也鄭箋曰天之道難レ知也耳不
聞声音一ヲ鼻不レ聞ニ香臭一又引ニ中庸一結ニ于全編一

寐寤此人生 左氏隠公元年伝ニ初メ鄭武公娶ニル于申一
曰ニ武姜一ト生ニ荘公及共叔段一ヲ荘公寤生シテ驚ス姜氏一ヲ故ニ名曰ニ
寐生一ト遂悪レム之ヲ杜曰寐寤而荘公已ニ生ル故ニ驚而悪レム之正
義曰謂武姜寐時生ニ荘公一ヲ至レテ寤ニ始テ覚ニ其生一ヲ故杜曰寐
寤(9ウ)而荘公已生ト已上 拈評依レ之ノミ史記第四十二曰
云応劭云児随レテ地ニ能開目シテ視者為ニ寤生一ト此由ニル呉郡伝
遜之弁誤ニ者又而今天下ノ口頭以言ニ難産一ト往々為レ是ト
乎予也不レ知レ之

○第二十則（九丁裏～十丁表）

莫妄想 此箇ノ一言渾金璞玉ノミ而遂レテ便ヲ記ニシテ妄想ノ字一ヲ不
レ顧ニ它ノ笑一ヲ示ニ二三子一ニ大乗義章第三随レ名取レ相了ニ得語
法一ヲ名ニ妄想一ト也又五宋曰謬テ執ニ不真一ヲ名レ之為レ妄心ニ取レ相
因レ之為レ想○同未十四号有曰所取不真之故ニ名テ為
一妄心取舎故説為レ想

亀鏡 倶舎麟記亀之霊也知ニ先兆之吉凶一ヲ鏡明也
鑑ニ物象之好醜一ヲ又曰或亀ハ以可レ凌レ疑鏡可ニシ以テ鑑レ物ヲ又
清涼(10オ)大疏鈔曰神亀有レ霊能ク知ニル吉凶一ヲ秦鏡照胆能ク
鑑ニ邪正一ヲ也已上 遵生宝訓引ニ真詰一ヲ曰鏡以照レ心鏡明レバ則
塵垢不レ染智明レバ則邪悪不レ生已上 謂鏡也黄帝禀ニ之ヲ広
成子一称ニ二十鏡一ト事物紀原巻八曰玄中記曰尹寿作
レ鏡尭ノ臣也黄帝内伝ニ曰ク帝既ニ与玉母ニ会ス於王屋ニ乃鋳ニ
大鏡二十面(十二カ)一ヲ随レ月用レ之則鏡ハ肇ニル於斬猿一非平氏始作一ニ
也已上 十二面鏡見ニ于博異志一ニ云ヽ亀也夏ノ禹於ト治ニル洛
水一時上出洪範則之豈レ爾乎制ニス其ノ九疇一ヲ

先尼 大般涅槃経曰近可拝于弁道話ト即心是仏
巻一ヲ慧琳音義第二十六二十一号及ヒ四十七巻十六 西儞迦梵
語ナリ女履切此曰ニ有軍一ト外道ノ名也旧曰ニ先尼一ト訛也

分別之影事 大仏頂経第一ニ曰如キハ汝今者承ニ聴ルカ我
法一ヲ此則因レ声而有ニ分別一縦ヒ滅シ一切ノ見聞覚知一ヲ内ニ守レル幽

閑ヲ猶為タリ法塵分別之影事ニ云々

前塵認賊為子　又次上ノ文ニ曰阿難言如来現今徴
心ノ所在ヲ而モ我以レ心ヲ推窮シ尋逐即能推者我将為レ心ト仏
言咄阿難此非ニ汝カ心一阿難矍然トシテ避シ座ヲ合掌起立シテ白レ仏
此レ非ニ我心一ニ当名ニ何等ヲカ仏告ク阿難一此是前塵虚妄ノ相想
惑セリ汝カ真性由ル汝無始ヨリ至テ於今生一認レ賊為レ子失ルニ汝カ元常ヲ上
故ニ受ニ輪転ヲ〇亦復中巻志ニ五号上ニ

偏計　計推求義是則分別異名　陳那所造解拳（捲カ）
論曰於レ藤起ス蛇ノ智ヲ見レ藤則無レ境若シ見藤分已レバ藤ノ智如ニ
蛇智ノ又無性訳釈摂論第六巻引曰於縄起ス蛇覚ヲ見レ縄
了ス無シト義ハ証ニ見スル彼分ヲ時知ル如ニ蛇智ノ乱スト已上上此皆三無性頌
又（11オ）天台大師遍計頌ニ曰妄計因レ成レ執ヲ迷縄為ニ是蛇ト心
疑バ生ニ暗鬼ヲ眼病ハ見ニ空花一一境雖トモ無レ異三人即見ルレ差了レバ
此名不実ヲ長駆ニ白牛車一見ニ于金剛経集解第四巻三十八号

汝是最下人　雲門室中挙ス馬大師曰一切ノ言語ハ是
提婆宗以ニ此レ箇ヲ為レ宗師曰好語祇（祇カ）是無ニ人ノ問一僧便問
如何是提婆宗師曰西天ノ九十六種你是最下種二十七右
雪竇頌提婆宗一句也　薩婆多論第五十八号右爾時有
梵志是外道六師ノ門徒ニ六師者一師十五種ノ教以授ニ
弟子ニ為コト教ヲ各略之弟子ノ受行各成ニ異見ヲ如是一師出ス
十五種ノ異見ヲ師別之有レ法与ニ弟子一不レ同師与弟子通ス
為ス十六種ト如レ是六師九十六種有リ師所用ノ法及其将ニ
レ終必授ニ一弟子ニ如是師々相伝シ常ニ有ニ六師一已上
〇（11ウ）第廿二則（十丁裏～十一丁表）

連架　架当ニ作レ枷ニ居沙之切音加説文ニ払也　正字通
外ニ曰説文払ノ調撃ニ禾連架シテ以テ払フ義推ニ之ニ枷ト与レ払字異ニ
音別ニシテ其用同シ枷以一木ニ加ノ声ニ云々
〇第廿四則（十一丁裏）

劫火二句　不空訳仁王経護国品八偈文中頌ニ火
災劫ヲ次句ニ曰須弥巨海摩滅無余良貴疏下ノ一十二号右解
曰劫火洞然明ニ火災ヲ也瑜伽第二ニ説ニ三ノ大災ヲ謂火水
風相ヒ次テ起ル故ニ三ノ中ニ標ス初此火災也大千倶壊トハ者明ニ一
大千同ク成壊一也下ノ両句ハ九山八海数各百億滅無レ余
也成住壊空相ヒ次テ而起此明ニ壊劫ヲ余ノ三准シテ知倶舎ノ十
二ト瑜伽第二皆広説也已上科曰フ且初第一ニ外界無常ト

烽焞（12オ）　妙経譬諭品偈言ニ臭煙蓬焞四面充塞一今モ又
余ノミ己而今作烽烽ハ敷雍ノ切音風説文ニ燼ハ表候也辺有
レ警則挙レ火漢書ノ注文穎曰辺方備レ寇ニ立ニ高土櫓ヲ上ニ設
桔槔槔槔ハ頭兜零薪草置ニ其中一常低レ之有レバ寇即火然シテ
舉レ之以テ相ヒ告曰烽ト多積レ薪寇至即然之以望ヲ其煙曰
レ燧顔師古ニ曰ニ書（昼カ）ハ則燔燧夜則挙已上此是疣贅也
〇廿五則（十一丁裏～十二丁表）

薬石　唐ノ玄応法師一切経音義第十九ニ引ニ成実論ヲ

一第薬石改(攻カ)レ病ヲ曰ニ薬石(上カ)ト古人ハ以レ石為レ鍼今人以レ鍼皆謂フ療レ病者ヲ也原出ニ于春秋伝一ニ十七巻ニ臧孫曰季孫之愛レ我ヽ疾疢(恥刃切)也孟孫悪ハ我薬石也正義第三十五号二十上

曰治病薬分ニ用レ石本草ニ所レ言鐘乳礬磁石類多シ矣上

宗門受(12ウ)ニ行ノミ非時薬石ノ始ニ于阶陽善照禾上一ヨリ彼地寒立地晩参ノ衆僧触ニ著寒気一ニ随ニ于足指ヲ暫ク止ムニ晩参一ヲ胡僧請レ之ヲ因レ茲ニ設ニ弁非時薬石ヲ者也南山行持鈔四薬石受行篇非持薬ト者諸雑漿等対レ病而設ク時ノ外ニ開レ服ヲ限分魚レ違已須レ行ニ不住ヲ耳

死蛇　死蛇ト者令ニ人死一之蛇也即気触見嚼之四毒是也龍毒護世経ニ曰龍有ニ四毒一謂視毒虚毒気毒触毒ナリ遇ニ此ノ毒ニ者随一皆死云ヽ上已宗門ノ死毒参窮須知

（二十六則、十二丁表～裏）

無諍三昧　羅什曰無諍ニ有レ二一ハ以ニ三時ノ力ヲ将ニ護シテ衆生一ヲ令レ不レ起ニ諍心一ヲ二ハ随ニ順シテ法性ニ無レ違無レ諍ト云ヽ道生曰無諍三昧者解レ空無ニ致諍処為ニ無諍ト也肇曰善吉ハ於五百弟子ノ中ニ解空第一ナリ常善ク順ニ法相ニ無レ違無レ諍内既ニ無レ諍外モ亦善順ニ郡心一ニ令レ無ニ諍訟一得ヲ此ノ定一ヲ名ナリ無諍三昧ト一(13オ)

寡人　皇帝自謙称也寡ハ古瓦切説文ニ少也又王公候大人自称シテ曰ニ寡人一ト老子曰孤寡不穀ト言ハ寡徳也

○第廿七則（十二丁裏～十三丁裏）

已后穿○陰涼　大智度論第十巻十八号左譬如三有レ樹名テ為ニ好堅一ト此樹在ニ一コト地中ニ百歳枝葉具足一日ニ出生ス高サ百丈是樹出已欲下求ニ大樹一ヲ蔭テ其身ヲ上是時林中ニ在レ神語ニ好堅樹ニ言世ノ中無シ大レ汝ヨリ者諸樹皆当レ在ニ汝カ蔭中一ニ云ヽ林木ハ久在ニ地中一ニ者方便接レ伊則是穿鑿乎

人事　摩訶止観第四巻二十五方便束テ為ニ五科ト第一具五縁其四息諸縁務ノ中人事慶弔俯仰低昂造聘此レ往キ彼来不レ絶会本第三ノ九左従義ノ四教儀集解下七十三号人事ハ謂ク(13ウ)一往一来附テ勢ニ交結シテ以テ求ル利ヲ已上人事二字又見ニ荘子漁父一ニ

○第廿八則（十三丁裏～十四丁表）

髑髏　上ハ杜谷切下ハ盧候切音楼説文髑髏首骨也荘子枕髑髏而臥○言象王弼周易略例九号左明象凡ソ四百四十字○夫象者出ス意ヲ者也言ハ者明レ象ヲ者也尽ハレ意ヲ莫レ若ク象尽ハ象莫レ若ク言言ハ生ス於象ヨリ一故可ニ尋レ言以観レ象」

象生ニ於意ヨリ一故ニ可ニ尋レ意ヲ以観レ意ヲ意ハ以テ象ヲ尽キ象ハ以言著ル故」

言ハ者所ニ以明レ象得レ象而忘ルレ言ヲ象ハ者所ニ以存スレ意ヲ得レ意而忘レ象猶ト蹄ハ者所ニ以ニ在レ兎得兎ヲ而忘レ蹄筌ハ者所ニ以在レ魚得レ魚而忘レ筌也然ハ則言者象之蹄也象一者意之筌也

是故存レ言ヲ非レ得レ象者也存レ象者一非ニ得レ意者ニ云ヽ略之(14オ)

上繫辞子曰書ハ不レ尽レ言言ハ不レ尽レ意然則聖人ノ意其不

レ可見乎子曰聖人立レ象以尽レ意説レ卦以テ尽シ二情偽ヲ一繫レ辞焉以尽シ二其言ヲ一変而通シ之以尽レ利鼓シ之舞シ之以尽レ神云々省略ス　＼言者象之蹄也　＼象者意之筌也　＼言象者蹄筌也（上第九十二則参照）

世間有物宜　又曰是故ニ夫レ象聖人有テ三以見二天下ノ賾一而擬二諸ヲ其形容一象シ其ノ物宜ク三是故ニ謂二之ヲ象ト一○云々須レ検若看繫辞ヲ一則会二其ノ物宜ヲ一乎

○第三十則（十五丁表）

不変異　光求寂私ニ謂ク吾荷玉古仏不レ言ハ由ルト之レニ而ニ看読ノ因ニ抄出ス焉謂ク大品般若経摩訶衍品第十八ノ論本第四十七巻経七下百八三昧＼第六十七仏自徴起シテ言（14ウ）曰何カ名二不変異三昧ト一住ニ是ノ三昧ニ一不レ見二諸三昧不変異相一是ヲ名二不変異三昧ト一　又龍樹祖師復釈言フ不変異三昧トハ得レバ二是ノ三昧ヲ一観二一切諸法ヲ一因不二変シテ為レ異ト如三乳ノ不ルカ変シテ二

為サレ酪ト諸法皆住シテ二自相ニ一不動故ニ已上荷玉古仏非レ言ニハ躡ト二是ノ語ヲ一但嘆ノミ無レ不コト該レ曲ニ耳

○第卅一則（十五丁表～裏）

小参　禅苑清規第二三下小参家訓綱二紀タリ叢林ニ一夫レ小参ノ法ハ初夜ノ鐘鳴寝堂ニ設レ位集二知事徒衆ヲ一賓主問酬並同シ二早晩ニ一乃至広誡已上備用清規第二巻張小参百丈謂フ二家訓ト一之古法只就二寝堂ニ箴誨垂示委曲提撕ス若其縅（緘カ）シ口亡レ言寓（倚カ）レノミ月（目カ）ヲ玄綱墜レ地ニ前輩時々激二揚宗旨ヲ凡ソ遇ハ二小参ニ一放参不レ鳴二僧堂前鐘ヲ一午後侍者令二客頭ヲシテ報レ寮掛一（15オ）レ牌黄昏五ツ時也行者覆シ二侍者ニ一次ニ覆シ二住持ニ一鳴シ鼓茶（ママ）ハ頭秉燭装香ス侍者離レ班出二法堂ニ一候衆集両班帰レ位ニ立定否ヲ一対座問訊シ侍者入請ス住持出テ拠レ位○小参皷鳴シテ一通皷鳴衆即集二法堂ニ一出班ハ並五日升堂ノ礼ト同シ云々光也謂ク小参者ハ礼ノ表記ニ所レ謂子謂レ之君子●子曰下ノ之事上ニ也雖レ有二庇ノ民ヲ大徳一不三敢テ有二君ノ民之心一仁之厚也是故ニ君子恭倹以テ求レ役コトヲ仁ニ●卑シテ己ヲ而尊レ人小シテ心而畏レ義」

求レ以テ事シト君ニ●其舜寓文王周公之謂与●詩曰小心翼二下云々此已上蓋シ小参ハ者小心参朝ノ義乎謂吾人雖三固ヨリ有二清浄ノ正因大徳一而小心ニ参玄スル者豈不ヤ畏二大義ニ一乎何ソ為下対二上堂ノ大参ニ一之名ト上者ヤ乎参学ノ高士請思之

○第卅三則（十五丁裏～十六丁表）

倒地不因地起（15ウ）　原出二于大荘厳論第九巻十二号下至二十八号一ニ而ニ今誌二伝灯録第一毱多ノ章梵天ノ偈一ニ言因テ地ニ起ツ離テ地ヲ終ニ無シ二其ノ理一已上与二論中ノ偈一天地懸隔

瓦解氷消　前漢書主父偃伝ニ天下ノ之患ハ在二于土崩一ニ不レ在二瓦解一ニ又淮南伝ニ百姓離心瓦解ス又選四十四陳琳檄文ニ七国之軍瓦解氷消ス又温史集覧ニ瓦解ハ言ハ如二衆凡ノ解散ノ一又諸経備要ニ如シ二湯ノ消カレ氷ヲ

○第卅四則（十六丁表～裏）

密語 大般涅槃経第十一現病云々後人往々ニ引ク
レ之ヲ請参玄高士強ニ勿レ依ニ于斯一

慚愧 涅槃経（南本）十七（十三）曰有リ二白法一能救フ二衆生ヲ一ハ
慚二ハ愧慚ハ自不レ作レ罪ヲ愧者不レ教ニ他ヲシテ作一慚者内ニ自ラ羞恥
也（16オ）愧者発露向レ人慚ハ羞レ人愧者羞レ天ニ是名ニ慚愧一ト

日描 或作猫音道（通カ）ノミ已猫（描カ）ハ眉韶切苗摹画也六書故ニ
猫摹声相ヒ近　＼猫軽而（シヤロウ）＼摹重（モウ）ト

○第卅五則（十六丁裏）

十身 晋訳花厳経第二十七ニ衆生身辟支仏身菩
薩身如来身法身虚空身　又雑花宗ニ謂ニ之解境十仏一ト
（十七号）大般若経第五百六十八曰一ハ平等身二ハ清浄身
三ハ無尽身四ハ善修身五ハ法性身六ハ離尋伺身七ハ不思
議心八ハ寂静身九ハ虚空身十ハ妙智身云々仏告ニ最勝
天王一ニ

調御 大智度論第二巻（二十三下）婆羅提言ニ調御師一ニ以ノ二大
悲大智一故ニ有時ハ耎美語苦切語有時ハ雑語以レ此調御シテ
令（16ウ）レ不レ失道如シ二偈説ノ仏法ヲ為レ車ト弟子ハ馬也実ノ法宝主ハ仏
調御也若シ馬出レバ道ヲ失ニ正轍ヲ一如是当ニ三治シテ令ニ調伏一若シ小ニシテ
不レハ」
レ調軽ス二法治ヲ一好レ善ヲ成立為ニ上道一ト若シ不レバ可レ治ヲ便棄捨ス以テ
是」
調御ノ為ニ無上一ト

○第卅七則（十七丁表）

十方二句 大仏頂首楞厳経第五薄伽伴古ハ曰ニ婆
伽婆正一ト曰ニ婆誐婆一ト旧翻シテ為ニ世尊一謂世出世間成（咸カ）尊重カ
故ニ大智度論曰ク如来ノ尊号ハ有ニ無量名一ト略而言ハ之有ニ其
六種一也仏地論ノ頌ニ曰自在ト熾盛与ニ端厳一ト吉祥及ヒ吉重
也如レ是六種ノ義差別ス応レ知総シテ名ニ薄伽梵一ト含ム二多義一ヲ故ニ訳
主倶ニ存ス二梵語一ヲ也希麟音義第九（一号）琳師モ亦爾リ般若経
理趣分ニ述讃上（二十八）曰瑜伽第十三巻曰坦然坐妙菩
提（17オ）坐住運摧ニ滅シテ一切魔軍一ヲ大勢力ノ故名ク二薄伽梵一ト仏地
論ニ言ク諸薄伽ノ声ハ依ニ六義一転ス自在●為ニ薄伽一ト此中ノ意説ク三
若シ有リ為コト此薄伽ノ声目ヲ必ス具ス二此徳一ヲ如是一切如来ニ具ニ有リ
於ニ一切種一ニ皆不能離是故如来ヲ名ニ薄伽梵一ト謂諸如来
永ニ不レ繋ニ属諸ノ煩悩一ニ故ニ具ニ自在義一＼炎猛智火ニ所ニ焼練一故
熾盛ノ義具ス●妙之三十二大丈夫相ニ所ニ荘飾一故具ニ端
厳義一一切ノ殊勝ノ功徳円満無カレ不レ知故ニ具（ママ）ニ具名称義具
一切ノ世間親近ナリ供養ノ咸称讃カ故具ニ吉祥ノ義一●具ニ一切ノ徳ヲ
常起シテ二方便ヲ一利ニ益ス安楽スト一切ノ有情ヲ一無ニ懈疲一故ニ具ス二尊貴ノ
義一ト」
或ハ能ク破ニ壊ス四ノ魔怨ヲ一故ニ名ク二薄伽梵一ト

○第卅八則（十七丁表～裏）

而未足徴 論語ノ佾曰子曰夏ノ礼吾能ク言レ之杞不レ足

(17ウ)レ徴ニ也殷礼礼言吾能ク言レ之宋不レ足レ徴スル也文献不足故
也足則能徴レ之矣徴証也朱註献賢也古注
＼魔怨トハ謂ク煩悩ト蘊ト死ト自在天魔ナリト曰々
涅槃義分ニ五門ヲ大乗義章第十八冊五十六号全ノ説ニ涅槃ヲ而
今単志シ訳語ノ少分ヲ浄影曰或曰ニ不生一或謂ニ無作一或ハ謂ニ
無起ト或名ニ無為一字ニ無相ト或ハ言ニ不然一或曰ニ不熾ト或称シ寂
滅ト或曰ニ安穏ト或曰ニ安楽ト或謂ニ解脱ト或名(ママ)ト彼岸ト云々往
検新訳梵音慧苑音義第一ニ十五云涅槃具ニ云ニ般利涅
槃那ト謂ク般利普也究竟也涅ハ出離也槃那ハ煩悩結也
言ニ諸ノ煩悩ノ結一普究竟出離也又唯識述記本ニ三十一右曰言ハ
解脱一体即円寂也西域梵音ニ云ニ波利暱縛去呼喃奴切咸
波利者円也暱縛喃ハ言レ寂即是円満ノ体寂滅ノ義也旧ニ
言ハ(18オ)涅槃一音訛略也●解謂離縛脱謂自在云々又玄
賛第二ニ三十三右心経幽賛下二十九右曰涅槃唐ニ曰ニ円寂ト即体周
遍ナル性湛然ノ義也云々云又法蔵心経略疏無ヲ徳トシテ不レ云コト備
呼為レ円無ヲ悪不レ云コト滅称名云レ寂取要暗志琳音第二十五ニ云々
○第四十一則（十八丁裏）
面門　法花経第二曰面門ハ謂レ口一頭之上ノ眼鼻等ノ
孔ニ口ヲ最為為レ大已上花厳経法蔵探玄記第三巻十七曰
面門ハ者諸徳有三釈一ハ是曰レ口ト云是ニ面正容ナリ非ニ別レ口ニ
也光統師ノ曰鼻ノ下口ノ上中間是也準(准カ)ニ下施鼻文一亦如ニ
所ノ説ノ今釈依ニ梵語一称シテ面及口并門ヲ悉ク名ク目佉一是故ニ翻シテ

此目佉一為ス面門ト也故知此中通シテ挙ス其事ヲ口トハ為ナリ表ニ教道
遐被一也面者正対ニ向機一門者聞レ法摂レ生也歯者勝用ナリ
(18ウ)謂ク思ニ咀スル法味ヲ故ニ十世経論治ニ砕惑障ヲ故ニ以ニ縁起ノ具徳相差別スルヲ
故曰フ一一各於(放カ)ト塵数光ヲ也●大般若経八十一巻種
向第二十九相面門不短不長不レ大不レ小無量相ニ端
厳ナリ此面貌相也
○第四十二則（十八丁裏～表）
叢林　大品経序曰共摩訶比丘僧　又論ノ第三巻十六号上
曰何ヵ名ルカ僧伽ト僧伽秦ニハ言レ衆多ノ比丘一処ニ和合ス是名ク僧
伽ト譬如下大樹叢聚是ヲ名テ為レ林ト一一ノ樹ヲ不ニ名テ為林ト除ニ一
一ノ樹ヲ亦無レ林如レ是一一比丘不ニ名ケテ為レ僧ト除ニ一一ノ比丘ヲ
亦無レ僧諸比丘和合スル故僧ノ名生云々祖庭事苑更ニ引ニ
大荘厳論及雑阿含経第廿五ヲ
○第四十三則（十九丁表～裏）
沙門(19オ)　沙門ハ是出家ノ通称而ニシテ外道梵志ノ出家モ亦同称
レ之中花曰東ハ単ニ釈沙門ノミ已字具梵語ニ室羅摩耶拏或ハ
舎羅摩拏旧沙迦懣曩或沙門那略シレ那ヲ転言フ桑門ト皆
訳人楚夏訛略ノミ耳玄応音義第七四五曰沙門ハ旧ニ言ニ桑
門ト或云ニ喪門ト皆略也正言ニ室羅摩那拏ト此ニ曰フ功労一言
修道有ニ多労一也又曰ニ勒息ト言ハ至誠也義ニ亦言フ息以レ得
レ法ヲ故暫寧息也旧訳云フ息心ト或言フ静志ト是也已上慧苑
花厳ノ上曰沙門ハ正シク云フ沙迦懣嚢ト此ニ云ニ止息ト謂ク止ニ息一

切諸不善法ヲ又曰フ劬労ト謂ク修ニ一切ノ劬労苦行又曰ニ聴
(聞カ)門ト多門(聞カ)熏習是常ノ業カ故又曰フ止息ト者加沙(袈裟)蔭力止ニ息カ
一切ノ不安隠ヲ故ニ二巻二上中本起経上巻曰息レ心ヲ達ニ本源ニ故号ノ
為ニ沙門ト注維摩経肇曰義訓ニ勤行趣般若二二之左根本律
(19ウ)摂十四ニ曰沙門ハ是寂静之義浄心誡観南山造発真鈔天允台堪
曰沙門那此ニ翻ニ勤息ト謂勤労シテ息レシテ苦断ニ煩悩ニ故ナリ或翻ス乏
道ト以レ為ニ良福田ニ故能断ニ一切ノ邪道ヲ故涅槃ニ沙門ヲ名レ乏
那トハ名レ道如レ是道者断一切乏断一切ノ邪道ヲ以テ此義ヲ故
修ニ八正道ヲ為ス沙門那ト従テ是道ノ中ニ獲ニ得カ果ニ故名テ曰フ沙門ト
是故沙門之名通ニ于因果ニ上本二左識論述記一末十号七左曰言ニ
沙門ト者息悪之義也已上沙門ノ訳名凡十有二謂功労
勤消息心静志玄応劬労聴聞慧苑息悪述記寂静律摂乏道
涅槃勤行ナリ肇注又大荘厳経十ニ曰超ニ過ス染著ヲ故名ニ沙門ト迦
葉禁戒経二右四種沙門一ニ形容被服像類沙門二ニ外如
沙門内懐諛詔(諂カ)三ニ但欲ニ承事名誉自高ニ四ニ行戒不犯ヲ
為ニ真沙門ニ○又瑜伽論第二十九巻十六号已下説一ニ勝道沙門ハ
(20オ)即是一切ノ仏二ニ説道沙門ハ説正法ノ者三ニ活道沙門ハ修スル
諸善ヲ者四ニ汗道沙門ハ諸ノ邪行ノ者　＼拈評上十五号下
○第四十三則(ママ)(十九丁表～裏)
見聞覚知　勝論外道宗十句義論云々今略シテ浄名
経第六巻不思議品肇註ニ云ク六識ヲ略シテ為ニ四名ト見聞眼
耳識也覚ハ鼻舌身識也知ハ意識也已上仁王経良賁(ママ)レ疏

遇栄ノ法衝鈔第四ニ曰眼ハ見耳聞離ニ取色声ヲ故名ク見聞ノ
鼻舌身ノ三ハ合中知故ニ総シテ名為レ覚意識者取レ境了別シ故ニ
通ニ離合ヲニ取リ説名ニ為レ知ト已上而今帰宗ハ非レ色故ニ非見ナリ非レ声
故ニ非レ聞非ニ香味触ニ故非覚ナリ非ニ法塵ニ故非知嗚呼如レ是
邪解二十分有リ之
○第四十五則(十九丁裏～二十丁表)
(20ウ)三乗声聞　縁覚菩薩是ノ三也乗ハ運載ノ義ニシテ則四諦十
二因縁及六塵万行等運ニ出三界ヨリ帰ス涅槃ニ又曰乗ル羊
鹿牛車ニ以求出離ニ故ニ曰フ三乗ト
十二分教　発軫ニ結レ頌言ク長行ト重頌ハ拝頌記ト孤記ト無
間ニ而自説ト因説ト辟(譬喩カ)諭ト及ヒ本事本生方広ト曽有ト論議ト倶ニ
咸ス十二ノ名ヲ如ニ大度論第三十三及ヒ大乗義章第一巻
十九号左分別カ往検須知
○第四十六則(二十丁表)
問趙州潭　正字通ニ潭又梵書ニ潭又為ス語助音ト你如シ下
禅録曰ヒ何故潭ト云云カ中未見桃花時潭ト皆語ノ余声ナリ旧
註又女紙切音你指ス者ヲ貌ヲ亦非也潭六書ニ不レ載詞賦
家不収闕ヲ可世云々○或ハ作レ吩ト者正字通ニ吩旧註人ナリ
(21オ)切音惹應声也五大部直音仏母大孔雀明王経ノ吩モ
亦訓ス應声ト分ハ示恵二音ヲ今不レ従
三界一門　妙経譬諭(喩カ)品舎利弗若国邑聚落有ニ大
長者ニ●其家広大唯有ニ一門ニ云々●花厳経第六九号

賢者大士偈答二文殊一ニ言文殊法常爾法王唯一法ナリ一
切無礙人一道ヨリ出二生死一ヲ已上探玄記四巻五十九左又唐経大
疏鈔十三下ニ古板三十六再板廿八在曰諸仏世尊唯以二一道一ヲ而得二出離一ヲ
同古板卅三再板卅四偈言一切無礙ノ人一道出二生死一ヲ
○第四十七則（二十丁表～裏）
韈著　十誦律第二十七曰一切ノ嚢衣一切縗衫袴
褌白衣ノ衣服不レ得レ著○資持記ニ曰嚢衣ハ如二帽襪手衣ノ
之類一ノ又十誦第四十曰多雪ノ国土ニハ聴二白衣鞾一ヲ又律摂
第八及ヒ昆尼母論巻四曰寒国ニハ聴レ著二富羅一ヲ琳師音第
五十八八上正音ニ布羅此ニ曰二短靿靴一ト已上別ニ無二襪制聴一
時唯　大般若経第一百巻ノ音ニ曰唯ハ惟癸ノ反周礼ニ曰
唯々曰応辞也蒼韻篇ニ曰唯ハ恭二於諾一ヨリ案ニ唯ハ即今之諾也
慧琳ノ音義第二巻十上
○第四十九則（二十一丁表）
九淵　烈子黄帝鯢旋之潘モ為レ淵止水流水沃水氿
音軌水雍水汧水肥水之潘モ為レ淵是モ為二九淵一焉往検須
知⊙九淵珠荘子列御冠曰夫レ千之珠ハ必在二九重之
淵一ニ而驪龍頷下ナリ子能ク得レル珠者ハ必遭二其ノ脢一ニ（睡カ）ナラン便驪龍ヲ
而寤シテ子尚ヲ奚ノ微ノ之レ有ヤト哉云々
冑子　冑子ハ尺救切音宙説文胤也増韻裔也書舜
典夔命二汝典楽一ニ教二冑子一ヲ註ニ冑ハ長也自二天子一至二郷大夫一ニ
之適子也

○第五十二則（二十二丁表）
透網　当下至二一百二十有四則深明二上座ノ語一ニ誌中入
網之事上
一千五百人等　雪峰広録年譜○中和元年辛丑
師歳十六（六十カ）衆盈二千五百人一ニ云々又伝灯録師章分註
曰雪峰ノ会下冬夏衆僧不レ減二千五百人一ニ
挨拶　挨ハ鳥開切矮平声六書故旁排也又方言ニ強
進曰レ挨ト今俗凡物相近ヲ謂二之挨一ト又上声音矮義同シ説
文ニ声背広韻背負並ニ非云々拶宗滑切賛ノ入声相二ヒ排
追一ヲ也又刑具云々正字通卯集中
○第五十三則（原「大蔵」ノ上、二十二丁表～裏）（22ウ）
大蔵小蔵　所謂菩薩蔵声聞蔵乎祖仏ノ光明二王
子宜二染染者也
処分　温史ノ注ニ曰区処ヲ曰レ処分別ヲ曰レ分又類ノ書（ママ）（ママ）ニ纂要
巻十一曰処分ハ区処分別也又居家必用辛集又処
者至也定也分音所当然也十六（下第五則参照）
与三十棒（二カ）　下至二二百五十八則一ニ当レ知下巻二十五
号左南泉仏見法見語番身也
○第五十四則（二十二丁裏～二十三丁表）
再参　初参話也出二二百八十二則一ニ
箭鋒相拄（ママ）　列子湯問張湛註木二十二右
○第五十五則（二十三丁表）

三身説法 天童頌古作ル三那身不レ随二諸類(数カ)一洞祖本録
(23オ)無復所同而今所レ挙亦大有レ宗天親大切金剛論上ノ
十三号左偈言下フ応化非真仏一又非中説法者上ニ云々蓋シ此僧也暗ニ
躡レ之末

○第五十六則（二十三丁裏～二十四丁表）

贖鐘 贖神六ノ切音孰用レ賈取物回也

人車 大止観第四巻二十五方便束為二五科一ト第一ニ
具五縁其四息諸縁務ノ中二ニ人車ハ慶弔俯仰低曰昂
造聘此彼往来来往不絶会本九左従義集解下七十三号人事謂
一往一来附レ勢交結シテ以求利者已上人事二字又見二荘
子漁父一ニ

○第五十七則（二十四丁表～二十五丁裏）

把針 中阿含経第十九巻十八長寿品迦絺那経第
(23ウ)九曰我聞如レ是一時仏遊二舎衛国一ニ在二勝徳林給孤独
園一ニ爾時尊者阿那律陀亦在二舎衛国一ニ住ス二娑羅邏巌山ノ
中一於テレ是尊者阿那律陀過レ夜平且著レ衣持シテレ盆ヲ入二舎衛
城一ニ乞食尊者阿難モ亦復平且著衣持レ鉢入テ二舎衛一ニ乞食
尊者阿那律陀見二尊者阿難亦乞食在ヲ一見已賢者阿難
当レ知我三衣麤素壊尽賢者今可債(倩カ)諸比丘為二我作ル
レ衣尊者阿難為二尊者阿那律陀一黙然トシテ許ス(倩カ)レ債スルコト於レ是尊者
阿難舎衛ニ乞食訖食之(訖カ)中後収二挙衣盆一澡二洗シ手足一ヲ以二
尼師檀一著二於肩上手執二戸鑰一ヲ遍詣二房々一ニ見諸比丘便
語レ之曰諸尊往二詣娑羅邏巌山中一ニ為二尊者阿那律陀一ノ
作ル衣ヲ於レ是ニ諸比丘聞二尊者阿難ノ語一ヲ皆往詣○山中一ニ為二
尊○陀一作ル衣ヲ於レ是ニ世尊見レ尊者阿難一ヲ手執二戸鑰一ヲ遍詣ヲ中
(24オ)房房上見已テ問曰阿難以二何ノ事一ヲ手持⊙房一尊者阿難白
曰世尊今債(倩カ)二諸比丘一ヲ為二尊者⊙陀一ノ作ル衣世尊告曰阿
難何ヲ以ノ故ニ不下債(請カ)二如(ママ)キ来(ママ)ヲ為二阿那律陀比丘一ノ作ル衣於レ是尊
者阿難即叉手合掌向レ仏白二世尊一ニ曰唯願世尊往二詣
娑⊙作レ衣世尊為二阿難一ノ黙然ト而許於レ是世尊将二阿難一
往二詣シ娑⊙山中一ニ比丘衆ハ前ニ敷レ座ヲ而坐爾時娑⊙山中ニ
有二八百及ヒ世尊共集坐シテ為二尊者⊙陀一ノ作レ衣彼時尊者
大目連モ亦在二衆中一ニ於レ是世尊告曰目揵連我能為二阿
那律陀ノ舒二張シテ衣一ヲ裁ケ割連綴シテ而縫ヒ合セン之ヲ爾時大目揵連
従レ座起偏袒ニ著レ衣叉手向レ仏白二世尊一ニ曰唯願ハ世尊為二
賢者⊙陀一舒二張衣一裁玉ヘ諸比丘当二共割截連綴シ縫ヒ合ス於
レ是世尊即為二尊⊙陀一ノ舒二張衣一ヲ裁諸比丘便共割截連
(24ウ)綴縫合シ即彼ニ一日ニシテ為二尊⊙比一ノ成二三衣一ヲ訖爾時世尊云
云已上云已下ハ迦絺那法之把針ノ縁豈此一事乎且ク為二
駆鳧ノ誌ス一事耳

咬得指頭 史漢陳余伝長耳噛指出血又季続感
泣咬指又蔡順母噛指已上与之懸殊也

珍重 僧史略上十九号上曰又臨二去辞一ニ曰二珍重一ト者何ソ此則
相見既ニ畢債意已ニ通嘱シテ曰二珍重一ト猶ヲ言カ下善加保重請加

自愛好将息宣保惜ト同也

雲巌遷化　洞山顕訣它ノ智上座臨ニ遷化時ニ向レ人道
等云々肥前州柏丘ノ長老按ニ宋ノ高僧伝第十一巻雲
巌以ニ大和三年己酉十月二十七日ヲ示寂ス道吾ハ以ニ大
和九年乙卯九月十一日ヲ長逝ス矣而灯元同日ヲ雲巌
(25オ)大師会昌元年辛酉示寂ス此後ルコト大和九年乙卯ニ已得ニ
七年ヲ也已上丘長老也以ニ宋伝ニ為ニ的当ト予也無ニ固必ニ矣
任ニ它ノ取舎ニ

之子　一本作ニ蔡子雲月二師用蔡ハ法也ノ訓語予也
蔡音祭ノ訛而已謂祭子者嫡男是也周易経震亨○
震驚ス百里ス不レ喪ニ匕鬯ニ彖ノ伝ニ乃至出ハ可下以テ守ニ宗廟社稜ヲ
以為ル祭主ト上也　王氏曰明下所ノ以テ堪ル長子ニ之義也不レ喪ニ
匕鬯ヲ則己出可三以守ル宗廟ヲ第五巻十二号左
○第五十八則（二十五丁裏～二十六丁表）

鶴冲霄漢　誕生王子頌曰欲レ識ニ誕生王子又ヲ鶴騰ニ
霄漢ニ出ツ銀籠ヲ

而其子在矣　是其王子乎周易経上繁辞伝ニ曰鳴
(25ウ)鶴在レ陰其子和レ之我ニ有リ好爵ニ吾ト与ト爾靡ス之中字九二子曰君
子居テ其室ニ出ス其言ヲ善ナレバ則千里ノ外ニ応ス之ニ況ヤ其邇キ者ヲヤ乎
居テ」
其室ニ出コト其言ヲ不善ナレバ則千里ノ外違レ之況ヤ其邇者ヲヤ乎言出ニ
乎身ニ加ニ乎民ニ行発シ乎邇ニ見ル乎遠ヲ言行ハ君子之枢機也
発栄辱之主也言行者君子所三以動ニ天地ヲ也可レンヤ不レ慎
乎韓康伯註不レ誌レ茲
○第五十九則（二十六丁表）

飲水不惑　晋書第九十巻列伝十六良吏呉隠之字ハ
処然乃至遂階ニ清級ニ広州珍異ノ所レ出前後ノ刺史多黷
貨朝廷欲ス革ント其弊以ニ隠之ヲ為ニ刺史ト州有水曰ニ貧泉ニ飲
者懐ニ無厭ノ之欲ヲ隠之至ニ泉所ニ酌而飲レ之因賦シテ詩曰古
人曰フ此水ニ一ヒ歃ハ懐ト千金試ニ使メハ夷斉ヲシテ飲ニ終当ニ不ル易レ心
及」
(26オ)レ在レ州清操愈厲後到任授ニ光禄大丈金章紫ノ綬ヲ
○第六十則（二十六丁表～裏）

陳営　営ハ于煢切音榮又軍塁

寰中　寰戸煩切音環又天子畿内之穀梁伝寰内
諸侯已上維摩発蒙一巻八号曰々往検

渠魁　魁枯灰切又魁師又凡為ル首者皆曰魁書胤
征ニ厥ノ渠魁孔氏伝渠ハ大也魁ハ師也

驢鞍橋　本草綱目獣部山羊大如レ牛角堪為ニ驢鞍ニ又
歴史綱鑑註ニ橋形如箕樋鞍前之聳曲又同
レ之痴獃観ニ路傍朽鞍橋作ニ爺ノ頷ト也
○第六十一則（二十六丁裏～二十七丁表）

形迹　迹祭昔ノ切又凡ソ有ルヲ形ノ可キ見皆曰フ迹ト唐ノ温産伝
(26ウ)謂ニク魏証ニ不レ能下著ニ形迹ヲ中嫌疑上証曰豈レ有ン君臣同シテ心事ト云形

迹一者上

原夢　睦庵（祖庭事苑）曰音無究也已上　又按ニ管子全書註原ニ察ナリ

一上　礼記曽子問篇曽子問曰喪有二二孔一廟有二二

主一礼カ与孔子ニ曰天無二二日一土無二二王嘗禘郊社尊無二

二上一未レ知二其為一コト礼也云々又坊記ニ曰子曰天無二二日一土

無二二王一家無二二主一尊無二二上示二民ミ君臣ノ之有レ別ルヲ也已上

由レテ之ニ観レ之一上ハ無上義可レ知

鶩子　大智度論第十一巻六号上面王舎大城頻娑婆羅

王ノ賜封ノ梵志摩陀羅婦ヲ名二舎利眼似カ舎利鳥ノ眼一ニ故ニ衆

人以二其舎利カ所生一皆共名レテ之為二舎利弗一ト弗多羅ハ此ニ子ノ

義也舎利此ニ義曰レ鶩也父之所レ名則憂婆提舎也提

舎（27オ）ハ父ノ名也憂婆秦ニ逐フ義云々

目連　如経（法華）玄賛ノ第一巻六十二上梵曰二摩訶没特伽羅一ト此

曰二大採菽氏一ト上　古有仙居ノ寂処二常採二菉豆一ヲ食ス因テ以テ為

姓云々

渾金璞玉　世説九巻賞誉上ニ九右王戎目二山巨源一ヲ如二シ

璞玉渾金一ノ人皆欽二メル其ノ宝一莫レ知コト名二テ其器一ナリ

○第六十二則（二十七丁表～裏）

去死十分　朝野僉議（朝野群載）ニ曰乗舩走馬去死二寸已上　今

此ノ去死ハ猶レ言二死去一ト

○第六十三則（二十七丁裏～二十八丁表）

仰山四藤条　仰山坐次大禅仏到翹一足曰西天

二十八祖亦如レ是唐土六祖亦如是和尚亦如レ是某

甲（27ウ）亦如是山下二テ禅牀一ヲ打四藤条ノ後到二ル霍山一自ラ曰集雲

峰下四藤条天下大禅仏参霍山曰打鐘著禅仏便

走

○第六十四則（二十八丁表～裏）

浄瓶　南海寄帰伝第一十二十三六水有二二瓶下凡水分二

浄触一瓶有二一枚一（二カ）浄ハ者咸ク用二瓦瓷一触ハ者任兼銅鉄一ヲ浄擬二

非二時飲用一ニ触乃則便利ノ所レナリ須浄則浄手ニ方持必須二安

著一ス浄処触ハ乃触手随ヒ執ル可二シ於触処置一レ之云々広説

顢頇　顢ハ莫盤切音瞞顢頇ハ大面貌　花人亦作二ル瞞

頇一ト音通

（六十五則、二十八丁裏）

独歩　本草猿猴部　独（ママ）（ママ）　時珍曰独以獲而大ナリ其

性独ナリ一鳴シテ即止能食二猿猴一故諺ニ曰独一ヒ鳴テ而猨散ス云々

又（28オ）虎部蜀志ニ名二黄腰獣ハ鼠身狸首長レバ則食レ母形雖レ少ナリト

而能食二虎及牛鹿一ヲ也云々

餿飯　餕蔬鉤ノ切音捜飯壊ナリ字林ニ飯傷ナリ云云餿ハ字ハ餕ノ

俗字　／正字通

無間　論語泰伯子曰禹ハ吾無間然矣云々朱子曰

間ハ罅隙也謂ク指二其罅隙一ヲ而非議之也

○第六十六則（二十八丁裏～二十九丁表）

特牛　特他徳切豕生二一子一ヲ曰レ特ト又獣三歳曰レ特ト詩ノ
魏風ニ胡リ謄三爾ノ庭ニ有リ二懸特兮伐越又一本作犢杜
谷ノ切音読牛子也
○第六十七則（六カ）
特石　古語ニ曰三綿包二特石一事苑曰特ハ猶大ナリ今謂ク又挺
立曰特詩ノ秦風ニ百丈之特礼ノ儒行ニ特立独行（28ウ）
○第六十八則（七カ）（二十九丁表〈六十七則〉）
乍入　乍鉏駕ノ切初也　／正字通
○第六十九則（八カ）（二十九丁表～裏〈六十八則〉）
叉手　円覚経曰ハ二叉手一ト所謂金剛合掌ナリ而今ノ叉手ハ不
レ爾王虚中カ訓蒙法ニ曰小児六歳ニシテ入レ学先ツ教二叉手一以二左
手一ヲ緊二把右手ヲ其左手ノ小指則向二右ノ手腕一ニ右ノ手ハ皆直二其
四指一ヲ以二左手大指一ヲ向レ上如シ下以二左手一ヲ掩中其胸上ヲ不レ得レ著ルコト
胸」
須レ令三稍〻離二方寸一ヲ為二叉手ノ法一ト也已上　禅苑清規一巻十二日
儼然トシテ叉手シ朝揖主人ニ常以二偏衫一ヲ覆二衣袖一ヲ及ヒ不レ得レ露レ腕ヲ
熱ニハ即叉手在レ外寒ニハ即叉在レ内仍テ以二右ノ大指一ヲ圧シ二左ノ衫袖一ヲ
右第二指圧二右衫袖一ヲ又二巻四右　叉手ハ当レ胸握二右手一ヲ在
レ上已上（29オ）南山羯磨疏委悉弁之検須知
○第七十則（六十九カ）（二十九丁裏～三十丁表〈六十九則〉）
果然　本草剛目猿猴部蔵器曰案ニ南州異物志曰
交州有二果然一其名自ラ呼状大ナリ二于猿一ヨリ其体不レ過二三尺而
尾長シテ過頭鼻孔向レ天雨レバ則挂二木上以レ尾塞二鼻孔一ヲ其毛
長ク柔紬ク滑シ白質黒文如二蒼鴨脇辺斑毛ノ之状一集テ之為レハ
裘褥一甚タ温暖ナリ爾雅ニ曰二蜼ハ仰鼻而長尾一ト即此也時珍曰
果然仁獣也出二西南諸山ノ中一ヨリ居ス二樹上一ニ状如シ猨白面黒
頰多鬚而毛采斑斕ナリ尾ハ長シ二于身一ヨリ其末有レ岐雨レバ則以レ岐
塞鼻也喜群行ス老者ハ前ミ少者後ルニ食相ヒ譲居相聚愛生
相ヒ聚死相ヒ赴柳子所謂仁譲孝慈成ル者是也云〻往検
不識順帝則　大雅皇矣第七章三四句云不識不
レ知順二帝之則一ニ／箋曰⊙其為レ人不レ識レ古不レ知レ今順二天ノ法一ニ
而行レ之曰云又列子仲尼篇曰尭治天下章曰聞児
童謡曰立二我蒸民一ヲ莫レ匪ルコト爾極一ニ不⊙則湛曰薫ハ衆也夫
能便ル万物咸ク得二其極一ヲ者ハ不レ把二其ノ自然ノ之性一ヲ也若以二識
知一ヲ制ハ二物之性一豈順二天之道一ニ哉
○第七十四則（三十一丁裏）
作綻　綻助諫ノ切潺ノ去声衣縫解也礼ノ内則衣裳綻
裂又縫二補其裂一又曰綻／正字通／今取二衣裳綻裂ノ
義一ニ
譊譊　乃陶切説文慧呼也通雅ニ後漢儒林伝ノ賛ニ譊
々ノ学各習二其ノ師一ニ蜀志ニ孟光ト与二来敏一争二左氏一ヲ常譊々讙
作今人用作二嘵々々一ニ云〻
屍陀林競枯骨　此レ叱呵淫二恣スル全羊之語一ヲ語耳○正
法念経第五曰辟如下狗ノ齩離肉之骨如レ是狗歯間血

出テ得ニ某(其カ)味ヲ一已テ謂ニ是骨汁一以貪味ヲ一故不覚次第自ラ食其ノ舌上ヲ愚痴之凡夫モ亦復如レ是以ニ色ノ枯骨ヲ著ニ眼口ノ中ニ一如レ是齧レ之愛血流出ス貪愛血味ヲ一謂レ色為コトレ美猶如ニ彼狗ノ一

人何在 宗門所挙七賢女縁敬函ノ一本七紙現成ト云々須検

○第七十八則（三十二丁裏～三十三丁表）

後言有下 雲蓋本曰洞山雖レ在下打ニ破ス虚空ニ底ノ銅鎚上且ツ無シ補綴底ノ針線ト待四伊道三過在ニ動用ノ中ニ但道ン請首座喫ニ菓子ヲ一泰首座若シ是箇漢ナラム喫シ了テ也須ニ吐却ス已上一本禾(和カ)上ノ意欲レ相ニ見洞山ニ而後人因レ語生レ解三光照破二子瞋(30ウ)勿レ弄レ影屈々景々響々

○第七十九則（三十三丁表～裏）

面牆 尚書周官不レバ学牆レ面莅事惟煩ナリ孔伝人トシテ而不レ学其猶ニ正ク牆ニシテ面立カ一臨ニ政事ニ一必須已上論語陽貨云々

便宜 便モ亦宜也重言可知前漢婁敬伝ニ曰臣願ハ見テレ上ニ言ニ便宜一又石曼卿解ク二挙子カ被ヲ係以レ詩嘲レ之曰匹耐ナリ一双窮相ノ眼得ニ便宜ヲ一処失ニ便宜ヲ一

○第八十則（三十三丁裏）

摘楊花 明覚録第四瀑泉集四下曰或ハ曰フ有仏法処不レ可レ住無仏法処急走過セヨ上趙州為ニ什麼摘ニ楊花ヲ一代曰更レ事多矣問レ僧更事多シ矣亦要ニ商量ンコトヲ一代曰莫教ニ屈著⊙摘楊花者所謂餞別ニ綰ニ柳条ヲ一者乎於ニ其ノ宗乗ニ須レ参(31オ)ニ拈評及瀑泉集而

○第八十一則（三十四丁表）

僧堂 西竺仏世ニ号スハ二僧房ト一者百丈大智建ニ僧堂号ヲ一於ハ其ノ行持ニ清規密緻ナリ／仏殿湛堂所撰講述ノ便宜鈔上殿安仏象(像カ)者芝祖曰西天竺国蔵ニ仏舎利ヲ者則曰塔婆ト一此曰フ之ヲ一方墳ト一也安ニ仏形象ヲ一者ハ則曰ニ支提ト一此ニ謂ニ之廟ト一也然ルニ今所謂殿者本宮室累名也秦漢已来唯王者ノミ称スレ之蓋シ至尊之所居也仏為ニ法王一首ニ出鹿者大千ノ化主群生尊師其尊可謂至レリト矣自ニ仏化東漸一王公大臣尊其道重ニ一其教ヲ一凡ソ聖像ノ所在必講ニ以ニ大廈ヲ一掲ニ以ス勝名ヲ一而シテ謂フ之ノ殿ト一焉右出ニ台州慈徳院重修大殿ノ記ニ一

三門 大器経(品カ)序品讃ニ菩薩一云下皆得陀羅尼及諸三(31ウ)昧ニ行ニ空無相無作ヲ一已得中等忍上此空無相無作是曰フ三解脱門ト一脱解ハ寂滅ナリ大師ハ寂モ大(ママ)ナリ智度第五七号来又至第二十巻七号曰是三解脱門ハ摩訶衍中ニハ一法ナリ以ニテ行因縁ヲ一故ニ説ク二種在リト一云々大般涅槃経曰ニフ法身般若解脱三徳伊字天目ト一

厨庫 僧祇律第十六巻六上曰浄厨者若シ新ニ作シテ僧伽藍ヲ一不レ応下在ヲ一東廂北廂ニ作中厨屋上応下在ニテ南廂西廂ニ作中厨屋上ヲ応下開ニ風道ヲ一通ニ利シ水道ヲ一出中蕩滌潘水上ヲ厨屋中当レ作ニ食棧ヲ一云々往検略レ斯ニ

（八十二則、三十四丁表～裏）

莫汝影落地　荘子漁父篇ニ客棲然トシテ変レ容曰甚カナ乎子カ
之難レ悟也人有ニ畏レ影悪レ跡ヲ而去レ之走ル者ノ挙レ足愈数ニシテ而
迹愈ミ多シ走コト愈ミ疾シテ而影不レ離レ身自ラ以為ニ尚遅ト疾走テ不レ
休」
(32オ)絶レ力ヲ而死ス不レ知ニ処テ陰以休レ影処レテ静ニ以テ息レコトヲ迹愚モ亦甚
矣」
云〻今所レノ道者ハ語勢稍似テ而意大ニ遠シ
○第八十三則（三十四丁裏）
区々　文選第三十七巻李蜜陳情表註ニ区々ハ猶ニ勤
々ノ也已上　又小貌⊙生ハ又語ノ余声ナリ六一居士カ詩話ニ李白
戯ニ杜甫ニ詩借問ス別来大瘦生総ニ為ニ従前ノ詩作ヲ若ヤ大瘦
生ハ唐人ノ語也至レ今猶以レ生為ニ語ノ助ト如ニ作麼生ノ類ノ是也
一月二月　円覚経文殊章譬如ニ彼病目ノ見カニ空中花
及第二月ヲ云〻大仏頂経第二巻曰如シ第二月ノ誰レカ為ニ
是日（月カ）ニ又誰非月ナラン文殊但タ一月真ナリ中間ニ自無シト是日非
月」
如吾按至塵労　大仏頂経第四巻曰如我按指海
(32ウ)印発レ光汝暫（挙カ）与レ心ヲ塵労先起ル等云云塵謂六塵染汚
為レ義労謂疲倦懈惰為義
○第八十五則（三十五丁表～裏）
一毫穿衆穴　文太分明不レ容ニ擬議ニ大般若経三百
八十一曰世尊ノ毛穴ニハ各一毛生柔潤紺青ニシテ右旋宛転ス
是第十一ナリ已上衆穴生シ一毛ヲ一毛穿ニ衆穴ヲ吁附贅懸疣ノミ
登科　所謂及第也事物紀原第三曰漢之取レ士ヲ其
射レ策ヲ中ル者謂ニ之ヲ高第ト隨唐已来ノ進士ノ諸科遂有ニ及第
目ニ云〻
抜華　孟子公孫丑上曰若曰抜ニ乎其花ヲ自ニ生氏ニ以
来未レ有レ盛ニ於孔子ヨリ也
自在　諸経ノ文略ス唯識述記演秘四ノ末ニ（初左六行）曰施為無
(33オ)擁ヲ名為ニ自在ニ夫レ将ニ変現セント随レ欲而成有ハ所ニ観察ニ莫レ不コト
明」
悟已上　少分ノ字義甚深シ宗義如ニ涅槃経等ノ
○第八十六則（三十五丁裏）
十方消殞　宗門挙話大略破句読耳仍小求寂強テ
生ニ穿鑿ヲ吁慈悲化レ怨ト十方消殞ノ一枚話頭原出ニ大仏
頂第九巻ノ中ニ則仏告ニ阿難及諸ノ大衆ニ汝等当ニ知下有漏ノ
世界ハ十二類生トシテ本覚妙明⊙則此十方微塵ノ国土ノ非ニル
無漏ニ者ハ皆是迷頑妄想ノ安立ナリ当レ知虚空ノ生コトニ汝心内ニ猶ニ
片雲ノ（点カ）黙ルカ（太カ）大清裡ヲ況ニ諸世界在ニヤ虚空ニ耶汝等一人発シテ真
帰レバ元此十方空皆悉銷殞ス云何ソ空中所有ノ国土而モ不ンヤ
振裂已上　於戊此文中ニ云ニ空ノ生コトニ汝カ心内ニ猶丙片雲点乙大清裡甲ニ
為ニ多迷ニ語路ニ破テ句読ヲ示ス則重ニ一枚ノ迷ヲ一嗚呼可憚哉
○第八十七則（三十五丁裏～三十六丁表）
(33ウ)
老成　詩書等経管子全書第四巻十六曰信レ之者ハ仁

也不ルレ可レ欺レ之者ハ智也既ニ智ニシテ且ツ仁是謂ニ成人ト一云々

空室 不通風面壁是レ云ニ密室ト一宗灯挑レ茲大智度論

及婆娑等総ニ不レ為レ拠已ニ是不通為ニ什麼一寒毛卓堅喏

々不通ノミ聻

○第八十九則（三十六丁裏）

一条鉄 古語曰長城一条銕百年放却任縦横行

仏威儀巻下句草庵歌

○第九十則（三十六丁裏～三十八丁裏）

怜俐 正字通俐下俗字今方言謂ニ黠慧一曰ニ怜悧ト一

離釣三寸 史記留侯世家ニ云以ニ三寸舌一為ニ帝者ノ師

索隠（34オ）曰春秋緯曰古在レ口長三寸象ニ斗ノ玉衡ニ一又淮陰

侯ノ列伝曰蒯通説テレ信ヲ曰且酈生一士ニシテ伏レ軾ニ掉シ三寸ノ舌ヲ一

下ニ斉ノ七十余城ヲ一又平原君列伝曰毛先生以ニ三寸ノ舌ヲ一

強ニ百万ノ師ヨリ一

糸懸縁水浮 郡康節カ漁樵問答ニ曰樵者問ニ漁者ニ一曰

以ニ何道ヲ一而得ルヤレ魚曰吾以ニ六物ヲ一具テ而得レ魚請ヒ一問其方ヲ一漁

曰六物ハ竿也綸也浮也沈也釣也餌也一モ不レバレ具則魚

不レ可レ得矣又蘇子由カ車浮詩ノ之序ニ曰結レ木如ニシテ巣承ニ之ヲ

以レ箕ヲ沈ニ是水中ニ一以レ浮誌ス其処ヲ一矣

嗣続吾宗無令断絶 大品経第三十巻属累品第九十

論本第一百巻ニ十五号右曰爾時仏告阿難於ニ汝意ニ一云何仏ハ

是汝大師ヤ不ヤ汝ハ是レ仏弟子ヤ不ヤ阿難曰世尊仏ハ是我大

師（34ウ）我ハ是レ仏弟子ナリ仏言如是々々我是汝カ大師ナリ汝ハ是我

弟子ナリ若如ハ弟子所応作一者汝已ニ作シ竟ル阿難汝用ニ身口

意慈業ニ一供養供給ノ我亦常ニ如シ我意ノ無レ有ニ違失一阿難我

身ノ現在愛敬シ供養供給シ心常浄上下清我滅度後是一切

愛敬供養供給ノ事当四愛ニ敬シ供ニ養般若波羅蜜ヲ一乃至第

二第三以ニ般若波羅蜜ヲ一嘱ニ累汝阿難ニ一汝莫レ忘莫レ失莫

作ニシコト最後断種ノ人一阿難随爾時般若波羅蜜在レ世当レ知

爾所時有レ仏在レ世説ト法乃至広説論十六号左云々親切ナリ二十一右

曰復次愛者（受カ）ノ心ニ有ニ三種一鈍根ノ者ハ至レ三乃チ生ニ善心ヲ一阿難ハ

雖ニ復利根ナリト一心ニ向声門（聞カ）ニ一但一身求レ度是故三ヒ告所ニ以嘱

累スル一者為レ不レ令ニ法滅一故ニ汝当ニ教ニ化弟子ヲ一弟子復教ニ余人ヲ一

展転シテ相ヒ教上譬ハ如下シ一灯ニ復然セバ余灯ヲ一其明転多上莫レ作ルコト最

后」

断種（35オ）ノ人ト一者世人有レ子若シ不レバレ紹継一名ニ断種ト一最為レ可ト一恥仏

以レ此諭（喩カ）ニ告阿難ニ一汝莫下於ニ汝身上ニ令ルコト中般若ヲ断絶上乃至広

説

実参実語 林間録上四十三上神鼎謂諲暗禅師会元十一少年時

与ニ数耆宿ト一游ニ南岳ニ一一僧挙ニ論宗乗ヲ一頗博敏ナリ会シ野飯山

店ノ中ニ一供弁ス而モ僧論説不レ已諲曰上人言三界唯心万

法唯識唯識唯心眼声耳色何人ノ語リ僧曰法眼大師ノ

語ナリ諲曰其義如何対曰唯心ナリ故ニ根境不ニ相到一唯識故ニ

声色摐然タリ諲曰舌味ハ是根ナルヤ否ヤ対曰是諲以レ著挟テレ菜置

レ口含胡シテ而言テ曰何カ謂ヤ相入ト耶坐者相顧大ニ驚莫ニ能ク加一
レ答諲曰路途之楽終ニ未レ到レ家ニ見解入レ微不レ名ニ見道ト参
須ク実参ナリ悟ハ須ニ実悟一閻羅大王不レ怕ナリ多語ヲ已上徹困甚シ矣
(35ウ)吾不レ知レ所レ謝スハ吾宗門中起死ノ単方ナリ不レ可ニ累求ス

○第九十一則（三十八丁裏～三十九丁表）

杖頭翻転　草木ハ倒生ス故今帰ニ本分ニ故曰ニ番転ト荘子
徳充符曰仲尼曰○受ニ命於地ニ唯松柏ノミ独在ニ冬夏一青
々受ニ命於天ニ唯舜独也正郭象曰言ハ特受ク自然正気ヲ
者至希也下首ハ則唯為ニ松柏一上首則唯有ニ聖人ノミ故凡
不レ正者皆求レ正ヲ耳云々

○第九十二則（三十九丁表）

髑髏　上ハ杜谷切下ハ盧侯切音樓説文髑髏首骨也
荘子桃髑髏而臥已上死首骨ノミ耳○増阿含経第二十
巻十六号下鹿頭梵志撃ニ髑髏一爾時世尊在ニ王全(舎カ)城ニ東方境
界普香山南ニ有ニ優陀延比丘一於ニ無余涅槃界ニ而取ニ般
(36オ)涅槃ヲ爾時世尊屈ニ伸スル臂ヲ頃ロニ往テ取ニ彼髑髏一来テ授ニ与梵志ニ
問曰男耶女耶梵志復以レ手撃レ之白仏言我観ニ髑髏
根源ヲ亦復非レ男又復非レ女所ニ以然ル者我観ニ髑髏ヲ亦不
レ見レ生亦不レ見レ断不レ見ニ周旋往来ヲ所ニ以然ル者観ニ八方上
下一都テ無シ音響一我今世尊未審此人是誰カ髑髏ソ世尊告
言止止梵汝(竟カ)意不レ識レ是誰カ髑髏汝当ニ知之一是与髑髏ハ
無終リ無レ始モ亦無ニ生死モ無ニ八方上下ノ所レ可レ適処モ此レハ是東
方境界普香山南優陀延比丘於ニ無余涅槃ニ取般涅
槃ヲ是阿羅漢ノ之髑髏也爾時梵志聞ニ此ノ語ヲ已テ歎ス未曽
有ト即白仏言我今観ニ此蟻子ノ之蟲ヲ所ニ従来一処皆悉知
之鳥獣音響則能別テ知ル此ハ是雄此ハ是雌ト然ニ我観ニ此阿
羅漢ヲ永ク無ク所レ見亦不レ見ニ去処ヲ如来ノ正法甚タ為ニ奇特所ニ
(36ウ)以然ル者諸法(ホウ)之本出ツ於如来神口ヨリ然ルニ阿羅漢出ニ於経
法之本ヨリ世尊告言如レ是梵志如シ汝カ所言ノ諸法之本出ニ
如来ノ口ヨリ正使諸天世人魔若ハ天魔終ニ不レ能ニ羅漢之知ルコト
所趣ヲ云々（上第二十八則参照）

○第九十四則（三十九丁裏～四十丁表）

臥同牀　後漢書列伝四十三曰姜肱兄弟同シテ被而
寝不レ入ニ房内ニ以慰ニ母心ヲ近見ニ蒙求苦被註ニ仰讃　孟四十篇

○第九十五則（四十丁表）

入水見長人　預須レ知ニ長人ヲ史記ノ世家曰孔子長ク九丈
有六尺人皆謂ト之ヲ長人ト今謂所謂丈夫ノミ耳夫ハ男士(子カ)ノ通称
長コト足ル丈者ハ頗ル為レ人所レ伏故ニ称ニ有徳者ヲ為ニ大丈夫ト

入水見　睦庵曰按ニ耀禅ノ録唐ノ武后召テ嵩山ノ老安北
(37オ)宗神秀ヲ入ニ禁中ニ供養因ニ澡浴シ以テ宮姫一給侍ス独安怡然トシテ
無レ它后歎曰入レ水始知レ有コト長人一　祖底(庭カ)事苑第一巻十二

老大生　猶レ言ニ老々大々先生ト也

○第九十六則（四十丁表～裏）

毛呑芥納　維摩経不思議品又仁王経等又花厳

経ノ説相ハ法界法爾ノミ耳溥大師頌曰須弥芥子ノ父芥子
須弥爺ナリ山海坦然トシテ平ナリ敲レ氷ヲ来テ煎レ茶ヲ　又芥白芥子也居
拜ノ切音戒又白芥種自二シテ胡戎一盛二于蜀一又名二胡芥蜀芥一ト
葉大ニシテ子白ナリ且粗性暖気味辛烈ナリ

法爾　五教止観諸法常然名テ為二法爾一ト又法蔵ノ還源
観曰古今常然ヲ名テ為二法爾一ト已上　花厳経曰二法如是故一ト

嘔噎　嘔鳥鉤切音謳又有韻音耦吐也釈名嘔也
(37ウ)将レ有レント所レ吐ク脊曲傴也方書ニ胃鬲執シテ甚タ則嘔火気炎上ノ
之象也噎于歇切音謁食窒気不通ト云々／正字通

死急　大品経論第十三巻九号下十号上復次殺為二罪中之重一ト
何ヲ以テノ故ニ人有レバ二死急一コト不レ惜二重宝一ヲ但タ以テ二活命一ヲ為レ先ト云
々」
大品経曰一切ノ法本性爾ナリ非二仏ノ作一一切法無カ二作者一故ニ
論本第八十五七同十三号左論曰皆知二是法無所有何ヲ以ノ
故ニ一切ノ法本性爾ナリ不下以ノ二智慧一ヲ故ニ異ルニ非二凡夫作一ニ亦非二諸ノ
聖人ノ作一切法無作無作者ノ故○蜜経ノ文略ス
○第九十八則（四十一丁裏～四十二丁表）

髑髏識尽　曹山録因示頌曰枯木龍吟真ノ見道髑
無レ識眼初テ明云々十二号左

孤峰已下　却外録曰日照孤峰翠月臨谿水寒
(38オ)○第九十九則（四十二丁表）

没絃琴　宗門弾琴旧来希夷ナリ而ニ今且誌ハ晋書隠逸
伝曰陶潜字元亮⊙性不レ解レ音ヲ而畜二素琴一張一絃徽
不レ具毎二朋酒之会則撫シテ而和之曰但識琴中意一ヲ何ソ労二セン
絃上ノ声一ヲ○蒙求下三十三号見二陶潜帰去ノ注一ニ
○第一百則（四十二丁表～裏）

逼牆　古語作レ谷古禄切音穀又窮也詩ノ大雅ニ進ニ退
維レ谷已上而今作レ逼ニ丙昔切壁爾雅迫也
（以下38ウまで白紙）

キーワード：道元禅師・瞎道本光・指月慧印・真字『正法眼蔵』・『正法眼蔵三百則』・『拈評三百則不能語』

『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻

――テキスト、現代語訳と註（二）第一段第一節への註――*

新井一光

略号及び参考文献

蒐書　＝『永平正法眼蔵蒐書大成』大修館書店、全二六巻、一九七四－一九八二年。

大正　＝大正新脩大蔵経〔巻・文献番号の順で示す。〕

DBh　＝*Daśabhūmikasūtra*: 近藤隆晃校訂『梵文大方広仏華厳経十地品』東京、一九三六年。

『華厳五教章』　＝『華厳一乗教義分斉章』大正四五・一八六六

『大方広仏華厳経疏』　＝大正三五・一七三五

『十地経論』　＝大正二六・一五二二

『菩提心義抄』　＝『胎蔵金剛菩提心義略問答抄』大正七五・二三九七

『天台本覚論』　＝多田厚隆等編『天台本覚論』〔日本思想体系九〕、岩波書店、一九七三年。

新井一光「『正法眼蔵』「三界唯心」巻に引用される『法華経』「如来寿量品」の経文をめぐって」『印度学仏教学研究』六六－一、二〇一七年、一四〇－一四四頁。

新井一光「『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻テキスト、現代語訳と註（一）」『宗学研究紀要』三一、二〇一八年、一一九－一九一頁。

＊本論は、新井［二〇一八］の続編であり、そこで発表したテキスト及び現代語訳への註である。新井［二〇一八］の訂正は次の通りである。一二六頁三行（誤）正法眼蔵デハ　（正）正法眼蔵〔二〕テハ

大久保良峻「安然の教学における空海」『天台学報』三七、一九九五年、四四－五一頁。
河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』大蔵出版、一九八七年。
木村清孝「興教大師覚鑁における華厳教学の批判と受容――「心」の理解をめぐって」『興教大師八百五十年御遠忌記念論集　興教大師覚鑁研究』春秋社、一九九二年、一八五－一九八頁。
松本史朗「『解深密経』の「唯識」の経文について」『駒澤大学仏教学部研究紀要』六一、二〇〇三年、一四一－二二四頁。
柳澤正志「日本天台における『華厳経』唯心偈の受容を巡って」『天台学報』四六、二〇〇三年、一四二－一四八頁。
山内舜雄『正法眼蔵聞書抄の研究』大蔵出版、一九八八年。
山内舜雄『第五正法眼蔵聞書抄の研究』大蔵出版、一九九五年。

表題　三界唯心第四十一　「第四十一」は七十五巻本『正法眼蔵』の列次番号であり、これによって『抄』が七十五巻本に基づいて著されたことが知られる。その下の「正法眼蔵〔二〕テハ三十二ナリ」は六十巻本『正法眼蔵』の列次番号であるが、總持寺本『抄』にはない。

なお、『抄』第三十一「諸悪莫作」巻の末尾には「三十二ハ三界唯心ナリ」と記されるが、この「三十二」は、七十五巻本では「伝衣」巻である。従って、少なくとも現行の泉福寺所蔵の『抄』が書写された時点で、末尾にこれを記した者は少なくとも六十巻本『正法眼蔵』の存在、もしくは列次番号を知っていた可能性がある。『正法眼蔵』編輯の事情を考慮しなければならないが、これらの問題に関して、特に河村［一九八七］、四七六－四七七頁、六七〇－七四五頁参照。

第一段

1　三界唯一心、心外無別法。心仏及衆生、是三無差別。　『抄』において「華厳経文ナリ」と説明されているように、『六十華厳』「三界虚妄、但是心作」（「十地品第二十二」、大正五五八下一〇）＝『八十華厳』「三界所有、但是一心」（「十地品第二十六」、大正一九四上一四）の経文を一応典拠として指摘できるであろう。ただし、文字通りの引用ではないことに若干注意を要すると思われる。即ち、『六十華厳』と『八十華厳』では、「三界唯一心」や「心外無別法」と表現されていないだけでなく、

これらの二つの漢訳には微細な差異がある。サンスクリット原文と訳を示そう。

DBh 98.10: cittamātram idam yad idam traidhātukam.

これ、即ち（yad idam）、三界に属するもの（traidhātuka）は、心だけ（cittamātra）である。

ただし、『六十華厳』には、サンスクリットテキストにはない「虚妄」という語があり、他方、『八十華厳』には、やはりこのテキストにはない「一」が訳文にある。これらの二つの語は訳者による付加と考えられるが、問題の「三界唯一心」という引用が、『六十華厳』と『八十華厳』の二つの漢訳に文字通りの表現を求められないのは幾分奇妙に思われる。なお、この経文の意義について、松本［二〇〇三］、二一一－二一二頁参照。

しかるに、「三界唯一心」という表現はいつから用いられるようになったのであろうか。中国では、法蔵（六四三－七一二）の『華厳一乗教義分斉章』において、「又如十地経云。三界虚妄唯一心作。」（大正四八五上二三－二四）という二つの漢訳を合わせたような経文が認められる。『六十華厳』には「但是心作」と出ており、「一」という語はないから、法蔵がここに「一」を付加したと一応想定し得るであろう。澄観（七三八－八三九）の『大方広仏華厳経疏』には、「四有云。以唯識為宗。経説三界唯一心現心。如工画師故。」（大正五二二上二－四）として、「三界唯一心」の経文が見出されるが、「三界唯一心　心外無別法」という句ではない。また、『十地経論』には、「経曰。是菩薩作是念。三界虚妄但是一心作」（大正一六九上一五）と出ており、ここには、原文の“cittamātra”にはない「一」が付加されていると考えられるであろう。ただし、これらの用例のいずれについても、『十地経』のサンスクリットテキストでは、この経文の直後に、“ekacittasamāśritāni”（DBh 98.12）と説明されることから、「一」を付加したとも考えられるであろう。しかし、これらの文献に「三界唯一心、心外無別法」という文字通りの成句は認められないのである。

では、日本の文献においてその典拠は確認されるであろうか。この問題に関して、柳澤正志氏は、日本天台の文献で最初の引用と思われるものとして、最澄撰とされる『法華長講会式』を指摘するが、『法華長講会式』には撰述について問題が認められる点、また、『本理大綱集』や『修禅寺相伝私注』にも引用があるが、これらが偽撰書である点を問題視し、この偈を引用した文献として確実に遡れるものとして、光定疑、宗顕答『唐決』を挙げている（柳澤［二〇〇三］、一四二－一四三頁）。氏はまた、この偈が最澄が入唐した頃には作られていた可能性が高く、中国天台の中で作られたと推定し、日本では光定以降、安

然が『胎蔵金剛菩提心義略問答抄』（『菩提心義抄』と略す）巻二において言及し、次いで、叡山浄土教文献並びに本覚思想文献に盛んに引用されるに至ると論じている（柳澤［二〇〇三］、一四四－一四七頁）。

これらの関連文献において、『菩提心義抄』は、草木成仏に関連して「三界唯一心」の句を引用している点だけでなく（大正七五、四八七中六－七）、詮慧が「三界唯一心」の句を説明するとき引き合いに出す偈である「心王大日尊、心数曼陀羅、三界唯一心、心外無別法」（大正七五、四九四下二四－二五）を引用している点でも注目される。後者に関して、すでに大久保良峻氏は五供養に関する偈文に関する考察において、この偈が空海によって将来されたと指摘している（大久保［一九九五］、四六－四八頁）。

また、所謂「天台本覚法門」の文献とされる『本理大綱集』や『修禅寺相伝私注』における「三界唯一心」の句の引用（引用個所は、それぞれ『天台本覚論』二〇頁、四〇頁）に関連して、すでに私は、「三界唯心」巻における『法華経』「如来寿量品」における「不如三界、見於三界」の経文の解釈に関して、道元の思想が、所謂「天台本覚法門」と相似することについて論じた時、『修禅寺相伝私注』において、「不如三界、見於三界」の経文とともに「三界唯一心」の句が引用されていることを指摘した（新井［二〇一七］参照）。

これらの引用関係は、草木成仏や所謂「天台本覚法門」に対して、道元や詮慧、経豪がいかなる見解を持っていたか、その思想史上の関係を示す点で重要であろう。

なお、この「三界唯一心」の句について、天桂は『正法眼蔵弁註』において、「真言密言（ママ）諸秘釈第八三界唯心釈ニ四句連綿シテ見ヘタリ」と説明しているから（蒐書一五、三七六上八－九）、その典拠を興教大師覚鑁（一〇九五－一一四三）の『三界唯心釈』と見ていたことが知られる。『三界唯心釈』に関して、木村清孝［一九九二］参照。

しかるに、この句について詮慧は「常ニ聞ト云ヘドモ未心得ニ似タリ。」と説明している。一方、経豪は「余方ニモ口遊（ズサミ）スル経文ナリ。但其義カハルベキカ。」と述べて詮慧と同様の説明をしているように思われる。これらの二人の説明がこの時代に「三界唯一心」の句が一般によく知られ、用いられていたことを示しているのは明らかであるが、二人の註釈者は、そのような一般的な解釈を否定的に見なしているであろう。

詮慧はこの四句をまとめて一句と見なし、その「至極スル所ヲ一」と取って「仏乗」と「大乗」と説いた上で、「一乗」を最

も高次にある概念として説明するが、その際「一草トモ云ガ如シ」と「一草」を引き合いに出している。山内舜雄博士はこれについて「宗意からは「一草」ともいう」と述べておられるが（山内［一九九五］、四三九頁）、詮慧による説明もなく、いかなる「宗意」であるのか、あるいはまた何故ここに唐突に「一草」という語が引き合いに出されるのか必ずしも明らかでない。詮慧は、これに続いて、「真言教ニハ」と始めて、先に掲げた「心王大日尊、心数曼陀羅、三界唯一心、心外無別法」の偈を掲げるが、詮慧の意図は、この偈で説かれるような「心」を定立することを避け、「三界ヲ三界ノ如クニ見ムズルナリ」と述べて、「三界唯一心」の意味を正に「三界」を説くものとして主張したと思われる。

一方、経豪は、「余方」においては三界を欲界、色界、無色界であり、一切の法、六道輪廻等も心から作られたものであると説明し、そのような理解においては、「心ノ上ニ三界ヲモタセテ」、即ち〝心の上において三界を持たせて（あるいは、保たせて）〟「三界唯一心」と論じられていると見なしている。これは、「三界唯一心」、つまり三界唯心の意味の字義通りの理解であろう。しかし、経豪は、「但其義カハルベキカ」と述べて三界唯心の意味を字義通りに説明するのではなく、「所詮三界トハ、此心仏及衆生ノ三」であるという独自の解釈を示しているようである。「三無差別トハ、心ト談ズルトキ心外ニ無別法、仏ト談ズルトキハ仏ノ外ニ物ナク、衆生ト談ゼムトキハ全衆生ナルベシ。……心仏衆生許ノ三ニ不可限ナリ」、即ち、〝三無差別とは、心と論じる時、心の外に別の法は無く、仏と論じる時は、仏の外に物はなく、衆生と論じようとする時は、すべての衆生である。……しかもまた心と仏と衆生ばかりの三つに限定するべきではない〟と説明して、「余方」における解釈を否定するのである。経豪は、続いて、「心仏及衆生、是三無差別」に先立つ二句「如心仏亦然　如仏衆生然」（『六十華厳』大正四六五下二八－二九）を引用し、「心ト仏ト衆生ト此三ヲ取合テ無差別ト談ズルニテハナキナリ。是祖門所談ナルベシ。」と述べて、心、仏及び衆生の三者を無差別なものとする解釈を否定することを祖門の見解としている。この説明から我々が読み取ることができる経豪の意図は、これらの三者の無差別性ではなく、これらの三者の中、特に第三に力点をおいて「衆生ト談ゼムトキハ全衆生ナルベシ」と表現されているように、「衆生」といえば、「全衆生」として顕れるということであろう。（続）

天童如浄と『宏智録』

永井賢隆

はじめに

道元禅師（一二〇〇～一二五三）は、『正法眼蔵』「王索仙陀婆」巻において、

先師古仏上堂のとき、よのつねにいはく、宏智古仏。しかあるを、宏智古仏を古仏と相見せる、ひとり先師古仏のみなり。」（春秋社版『道元禅師全集』（以下『全集』）二、二五五頁）

と述べ、天童如浄（一一六三～一二二七）が、常日頃から宏智正覚（一〇九一～一一五七）を「古仏」と尊称し高く評価していたと伝えている。

周知の通り、宏智は大慧宗杲（一〇八九～一一六三）と共に宋代禅の二大潮流を形成した一人である。また宏智と如浄は共に天童山景徳禅寺に住しており、特に宏智は伽藍整備などに尽力したことから、天童山の「中興の祖」とされる。また万松行秀が『宏智頌古』を提唱した『従容録』は、『碧巌録』と並び、禅宗の展開を観る上で重要な禅籍であるとともに、曹洞宗における根本聖典の一つであると言ってもよい。

道元禅師は『宏智録』を多数引用し(1)、自身と如浄による「古仏」の評価に違わないように取り扱っているように思える。もちろん多数の引用がそのまま思想に直結しているとはかぎらないとしても、重要視している事だけは疑いない。

ところで今、如浄が宏智をどのように評価しているかという点に注目すると、『如浄語録』や『宝慶記』、さらに『正法眼蔵』等、直接・間接問わず如浄の言葉を伝える史料からは、如浄の宏智観が今一つ鮮明にならない。「王索仙陀婆」における道元禅師の言葉が具体的に立証できないということでもある。

翻ってみれば、従来の出典研究は、基本的に「釈迦牟尼仏言」や「古人曰」といったように、引用が明確であるものを中心に取り扱う場合が少なくなく、結果として細やかな章句に関しては、必ずしも十分に言及されていないように思われる。従来の出典研究は、その過半がさまざまな制約のもと、

人力によってなされたことは周知の通りである。その結果として細部への注意が十分に払われなかった恨みがある。もちろん筆者はそのような従来型の出典研究が、資料の熟読という効果をもたらしたことを否定するものでは決してない。

それにしても近年、一般化しているデータベースの活用は、従来の研究ではなしえなかったような膨大な史料を一瞬のうちに検索することが可能となった(2)。それにともない、限定的な引用例のみを用いてきた先行研究に対しては、再検討の余地があるように思われる。

本小論は、『如浄語録』に引用された『宏智録』をめぐってその出典を探ることを目的とする。整理の都合もあり、先行研究において指摘されたものを含めて掲載する。

『如浄語録』における『宏智録』の受容

『如浄語録』と『宏智禅師広録』についての第一出典、もしくは影響が考えられるものを列挙し、該当部には傍線を附した。『宏智録』の底本は、桜井秀雄監修・石井修道編輯『禅籍善本古注集成　宏智録』（一九八四年、名著普及会刊）所収の宋版『宏智録』（泉福寺本）を用い、欠字は「宝永本」を用い補った。●は先行研究によってすでに指摘されたものに附した(3)。

	『宏智録』	『如浄禅師語録』（『大正』四八）
①	挙洞山問隠山。如何是主中主。隠云。長年不出戸。洞云。如何是主中賓。隠云。青山覆白雲。洞云。賓主相去幾何。隠云。長江水上波。洞云。賓主相見有何言説。隠云。清風払白月。師云。主也雲蔵頂相。賓也雪壓眉稜。相去也門司有限。言説也玉振金声。我此四句。且道。与隠山是同是別。叢林具眼者。試請弁看。 〈挙す。洞山、隠山に問う。如何なるか是れ主中の主。隠云く長年戸より出でず。洞云く。如何なるか是れ主中の賓。隠云く。青山を白雲が覆う。洞云く。賓主相去るは幾何ん。隠云く。長江水上波。洞云く。賓主相見し何の言説有りや。隠云く。	拈請疏。瞿曇頂骨夫子眼睛。両彩一玉振金声。 〈請疏を拈ず。瞿曇の頂骨、夫子の眼睛、両彩一賽、玉振金声なり。〉 「清涼寺語録」（一二一頁下）

清風白月を払う。師云く。主也は雲が頂相を蔵す。賓也は雪が眉稜を圧える。相い去るや門司に限り有り。言説は玉振金声也。我が此の四句。且く道え。隠山と是れ同じか是れ別か。叢林の具眼者。試に弁じて看よ。〉

「真州長蘆覚和尚拈古」（一二七頁）

②

為了塵上座下火云。了於無了安有塵。塵不自塵安用了。塵既消亡了也空。此時妙合円常道。大衆切莫似止濼困魚棲蘆病鳥。絶廉纖処急回頭。塵塵剎剎無辺表。

〈了塵上座の為に下火して云く。了は無了に安じて塵有り。塵は不自塵安用し了る。塵既に消亡して了も也た空なり。此時、円常は道に妙合す。大衆切に濼に止め、困魚と蘆に棲む病鳥に似ることなかれ。廉纖を絶する処より急に回頭せば、塵塵の剎剎、辺表無し。〉

「下火」（四〇七頁）

上堂三十六物一時空。空空空処自光通。転側末山不露頂。非男女相主人翁。主人翁。借伴能来用莫窮。百草頭上倶胝老。塵塵剎剎是家風。只如出没源底往来路頭。且作麽生体悉。還会麽。物外独騎千里象。万年松下撃金鐘参。

〈上堂、三十六物一時に空なり。空空空の処、自ら光通ず。転じて側ち末山、頂を露わざす。男女の相に非ず、主人翁。主人翁。伴を借りて能く来用し窮すること莫れ。百草頭上の倶胝老。塵塵剎剎是れ家風なり。只だ源底より出没し路頭を往来するが如し。且て作麽生の体、悉く還て会すや。物外の独騎、千里の象。万年松下に金鐘を撃ちに参ず。〉

「天童覚和尚上堂語録」（一八〇頁）

一上座下火（あこ）

万法帰一。生也猶如著衫。一帰何処。死也還同脱袴。

生死脱著不相干。一道神光常独露。咦。疾焔過風発大機。塵塵剎剎没回互。

〈万法一に帰す。生や猶お衫を着るが如し。一何れの処にか帰す。死は還た袴を脱ぐに同じ。生死脱著して相い干さず。一道の神光常に独露す。咦。疾焔風を過ぎ大機を発す。塵塵剎剎回互なし。〉

「下火」（一三一頁下）

正旦上堂。今朝正月初一。一挙上上大吉。吉無不利。春風和氣。散入花梢。百草頭塵塵剎剎転風流。

〈正旦上堂。今朝正月初一。一たび挙するに上上大吉なり。吉にして利ならずということなし。

③

●上堂云。廓爾虚通。洞然明白。霊光不昧。智照無私。干戈叢裡。太平基。是自家古来田地。搕撞推頭清浄土。即衲僧本分家風。還相委悉麼。陋巷不騎金色馬。回頭却著破襴衫。

〈上堂して云く。廓爾として虚通し。洞然として明白に。霊光昧まず。智照に私なし。干戈叢裡に、太平の基。是の自家古来の田地、搕撞推頭に清浄の土。即ち衲僧本分の家風。還て相い委悉するや。陋巷には騎らず金色の馬。回頭却って破襴衫を著す。〉

「泗州大聖普照禅寺上堂語録」（二五頁）

春風和氣。散じて花梢に入る。百草頭・塵塵剎剎風流を転ず。〉

「清涼寺語録」（一二二頁中）

④

●挙。僧問清源。如何是仏法大意。源云。廬陵米作麼價。頌曰。太平治業無像。野老家風至淳。只管村歌社飲。那知舜徳堯仁。

請縁西堂、再充首座上堂。当堂不露主人翁。元是旧時。借影全彰。第一座屈煩今日。雪夜金烏歴堂炎天玉兎転懐。妙叶兒孫。全該祖父。木人執板雲中拍。石女含笙水底吸。雖然如是且道。垂手那辺一句。又作麼生。陋巷不騎金色馬。回途却著破襴衫。

〈縁西堂を請して、再び首座に充てる上堂。堂に当たって露われず主人翁。元と是れ旧時なり。影を借りて全く彰る第一座。屈して今日を煩わず。雪夜の金烏、堂を歴て。炎天の玉兎懐を転ず。妙に兒孫に叶い。全く祖父を該ぬ。木人板を執って雲中に拍し。石女笙を含んで水底に吸う。如是のごとくなりと雖も。且く道え。手を那辺に垂るる一句また作麼生。陋巷には騎らず金色の馬。回頭却って破襴衫を著す。〉

「清涼寺語録」（一二二頁下）

截断千差。単提一著。那辺放下亀毛。者裡拈起兎角。咦。敲開歓喜妙樓閣。瑞靄祥雲充碧落。

〈挙す。僧、清源に問う。如何か是れ仏法の大意。源云く。廬陵の米、作麼の価。頌に曰く。太平の治業に像無し。野老家風至淳なり。只管に村歌社飲。那ぞ舜徳堯仁を知らん。〉

「泗州普照覚和尚頌古」（八三頁）

⑤

生也不道死也不道。深固幽遠無人能到。今日為了宗上座。指出五路頭。放開一線道。正来偏去兮兎浴星河。出離入微兮猿啼月嶠。

〈生なりと道わず。死なりと道わず。深固幽遠として人の能く到るなし。今日、了宗上座の為に、五路頭を指し出し、一線道を放開す。正来偏を去りて星河に兎浴す。離を出でて微に入り月嶠に猿啼す。〉

「下火」（四一一頁）

転入梅花爛熳看。春風撼動玉欄干。所以人天普会。仏祖透関。発大機顕大用。鐵鎚混隊骨毛寒。正当恁麼衲僧鼻孔。切忌相瞞。畢竟如何。四海五湖皇化裏。太平無象有來端。

〈千差を截断し、一著を単提す。那辺に亀毛を放下し、者裡に兎角を拈起す。咦。歓喜妙樓閣を敲開し、瑞靄祥雲碧落に充つ。梅花に転入して爛熳として看ゆ。春風玉欄干を撼動す。所以に人天普会し。仏祖透関す。大機を発し大用を顕す。鐵鎚混隊し骨毛寒じ。正当恁麼、衲僧鼻孔。切に忌む相い瞞ずることを。畢竟如何ん。四海五湖皇化の裏。太平象無く来端あり。〉

「浄慈寺語録」（一二三頁下）

上堂卓拄杖云。此是瑞岩境界。又卓云。深固幽遠無人能到。又卓云。既到者裡。合作麼生。咦。老僧笑指猿啼処。更有霊蹤在上方。挙。僧問古徳。深山嵓崖中。還有仏法也無。古徳云。石頭大底大。小底小。頌曰。深山岩崖問。石頭大小答。崖崩石迸裂。虚空鬧聒聒。

〈上堂拄杖をたてて云く。此れは是れ瑞岩が境界なり。又た卓てて云く。深固幽遠にして人の能

⑥

●挙百丈上堂。常有一老人聴法。隨衆散去。一日不去。丈乃問。立者何人。老人云。某甲於過去迦葉仏時。曾住此山。有学人問。大修行底人。還落因果也無。對他道。不落因果。墮野狐身五百生。今請和尚代一転語。丈云。不昧因果。老人於言下大悟。頌曰。一尺水一丈波。五百生前不奈何。不落不昧商量也。依前撞入葛藤窠。阿呵呵会也麽。若是爾灑灑落落。不妨我哆哆和和。神歌社舞自成曲。拍手其間唱哩囉。

〈挙す。百丈上堂。常に一老人有って法を聴いて、衆に随って散じ去る。一日去らず。丈乃ち問う。立つ者は何人ぞ。老人云く。某甲、過去の迦葉仏の時に曾って此山に住す。学人有って問う。大修行底の人。還って因果に落ちるやまた無しや。他にこたえていわく。不落因果と。野狐身に堕すること五百生。今請う和尚、一転語を代れ。丈云。不昧因果と。老人於言下に大悟す。頌曰く。一尺水一丈波。五百生前奈何ともせず。不落不昧商量せり。依前として撞入す葛藤か。あかか。会すや也なしや。若し是れなんじ灑灑落落たらば、我が哆哆和和を妨げず。神歌社舞自ら曲く到るなし。又た卓てて云く。既に者裡に到っていかなるべきぞ。咦。老僧笑って指す猿啼の処。更に霊蹤の上方に在る有り。挙。僧古徳に問う。深山嵩崖中に還て仏法有りや也た無しや。古徳云く。石頭大底大。小底小。頌曰く。深山岩崖問い。石頭大小の答え。崖崩れ石迸裂す。虚空鬧聒聒。〉

「明州瑞巌寺語録」（一二五頁下）

上堂。連雨初晴九月一。打円相云。日頭依舊東辺出。照見五蘊皆空。衲僧参学事畢。忽然雨又落時如何。一尺水一丈波。謝郎船上唱山歌。

〈上堂。連雨初めて晴る九月一。円相を打して云く。日頭旧に依って東辺より出ず。五蘊皆空と照見すれば、衲僧参学の事畢りぬ。忽然として雨また落つる時如何。一尺水一丈波。謝郎船上に山歌を唱ず。〉

「〈再住〉浄慈寺語録」（一二五頁上）

を成す。拍手して其間に哩囉（りら）を唱える。〉

「泗州普照覚和尚頌古」（八四頁）

⑦

上堂云。只箇家風。八面玲瓏。斗柄横而河淡。夢鶴起而巣空。功中退歩就位。位裏移身借功。霊霊了了処。同中有異。湛湛澄澄処。異中有同。隨宜也機輪宛転。妙応也關棂虚通。所以道。仏子住此地。即是仏受用。經行及坐臥。常在於其中。諸禅徳且道。其中事作麼生。良久云。万古碧潭空界月。再三撈攏始応知。

〈上堂して云く。只だ箇の家風。八面に玲瓏たり。斗柄横て河淡く、夢鶴起て巣空し。功中退位に就く。位裏に身を移して功を借る。霊霊了了の処。同中に異有り。湛湛澄澄の処。異中に同有り。隨宜也。機輪宛転、妙応なり。關棂虚通。所以に道う。仏子此地に住す。即ち是れ仏受用なり。經行及び坐臥、常に其中に在り。諸禅徳且く道う。其の中の事作麼生と。良久して云く。万古の碧潭空界の月。再三撈?して始めて知に応ず。〉

「明州天童山覚和尚上堂語録」（一六八頁）

⑧

師在長蘆受請。拈疏示衆。云言語道断文字性空。到這裏可謂。鯨呑海水尽。露出珊瑚枝。諸人還会麼。其或未然。更煩知音底人。為我説破。宣疏罷。師於長蘆和尚手中。接得法衣。捧起呈示。云西竺頭陀長年相待。東山行者半夜伝通。恰至大庾嶺頭。尽力提持不起。而今長蘆堂上両手分付将来。諸人還会个中消息麼。一気連枝同盛事。光風無影樹頭春。遂指法座云。朕兆未興。会要借功明位。影響纔露。還須借位明功。諸人還相委悉麼。跨足已超凡聖表。通身不滞有無功。便就座僧問。数行公命猶煩彩鳳銜来。一片閑心忽被清風引動。祇如祖意高提。如何剖露。師云。風行草偃水到渠成。云々

山門天童大解脱門。豁開衲僧自己。透乾坤無表裡。雖然万古清風八面来。前樓後閣玲瓏起。

〈山門。天童の大解脱門。衲僧の自己を豁開す。乾坤を透って表裡無し。しかりと雖も万古の清風八面より来る。前樓後閣玲瓏として起る。〉

「天童景徳寺語録」（一二七頁上）

至法座前。焚香謝恩。捧　勅黄示衆云。雲開九天。呈起云。看彩鳳啣出。且道。如何委悉。急急如律令勅。

〈法座前に至り香を恩を謝す。捧　勅黄を示して衆に云く。雲九天を開く。呈起して云く。彩鳳が啣え出すを看よ。且く道え。如何が委悉するや。急急如律令の勅。〉

「天童景徳寺語録」（一二七頁上）

〈師、長蘆に在りて請を受く。疏を拈じて衆に示して云く、言語道断、文字性空。這裏に到って、鯨海水を呑み尽し、珊瑚の枝を露出すと謂うべし。諸人還って会すや。其れ或いは未だ然らず。更に知音底の人を煩わし、我が為に説破せよ。疏を宣し罷って。師、長蘆和尚の手中に於いて法衣を説得す。捧を起て呈示して云く、西竺の頭陀、長年相待す。東山の行者、半夜に伝通す。恰て大庾嶺頭に至り。力を尽くして提持して起せず。而今、長蘆堂上両手に分付して将来す。諸人この中の消息を還た会すや。一氣連枝、同盛の事。光風、無影樹頭の春。遂に法座を指さして云く。朕兆未だ興らず。借功明位を会要す。影響纔に露れ。還て須く借位明功すべし。諸人還て相い委悉するや。跨足、已に凡聖の表を超え、通身功の有無に滞らず。便ち座に就きて僧問う。数行の公命、彩鳳銜え来たるも猶お煩わし。一片の閑心、たちまち清風に引動せらる。祇だ祖意の如き高提。如何が剖露せん。師云く。風行けば草偃れ、水到れば渠成る。〉

「泗州大聖普照禅寺上堂語録」（五頁）

以上、管見した限りを列挙したが、件数として多いとは言いがたい。しかしながら、初住である清涼寺から晩年の景徳寺に到るまで、『宏智録』がその座右に存したことは疑いようもない。

①の「玉振金声」については、拙稿「儒教と如浄禅師再考―『如浄語録』を中心に」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一九、二〇一八年）において、また⑤の「深固幽遠無人能到」については、「天童如浄禅師における『宏智録』の受容と展開」（『同上』二〇掲載予定、二〇一九年）においてすでに論じた。

②については、『圜悟録』でも同様の語句が見られるが、「下火」に用い、「無辺表」・「没回互」と同趣意の文言で表現しているのは管見した限りこの例のみで在る。二つ目に関しては、「百草頭上」にある自身を認識した上で、一切万象が「家風」だという宏智に対し、如浄は「転風流」と述べてい

る。これは『正法眼蔵』「夢中説夢」巻の「恁麼事を転法するゆえに、転風流なり」（『全集』一、二九六頁）の解釈にしたがえば、一切が仏法であり、「遍界みな不昧の因果なり、諸仏の無上」（同上）である。

③に関しては伊藤氏により指摘されている。石井氏も同様に如浄が是れを下敷きにしたと論じている。詳しくは当該成果(4)を参照のこと。

④の「太平無象」は、唐の文宗が丞相の牛僧孺に太平について質問した際の言葉を元にしている(5)。太平が極まればそこには「太平」といった言葉も概念も存在しなくなるといった意味である。管見した限り、この語を仏教に当てはめて用いているのは宏智が初であり、如浄は提示した外にも、四例ほど用いている(6)。

⑥は『正法眼蔵』「一顆明珠」巻にも引用されている。また「百丈野狐」については「大修行」巻や「深信因果」巻にも引用されている。

⑦については、『圜悟録』にも確認出来るが、天童山の上堂語として「家風」の語を用いている点を重視した。如浄の引用も天童山に住すにあたっての山門法語であり、意図的に引用している事は十分に考えられるであろう。

⑧は、両者共に受請の勅を取りあげる際に用いている。「彩鳳」は「天子の書」を指す。興味深いのは『宏智録』の方では弟子が「煩わしい」と述べている点である。両者の差違をどう見るかは今後の課題である。そこに時代背景を想定すること、あるいは一端は浄慈寺に入ったにもかかわらず、格下の瑞巌寺に入り、最後に天童山に住持した如浄であることも想定して良いかもしれない。如浄の意識における法権と王権の桎梏は我々の想定を超えているように思う。

結論にかえて

以上、『如浄録』において「宏智のことば」と明示されていないにしても、「宏智のことば」と考え得るいくつかの例を提示することができた。

引用していても、それを「宏智曰」といったように明示しないことは、自家薬籠中のものとして用いていたと考える一方、やはり意識的に表詮しないようにしていたとは言えまいか。

ただしそのような態度をとる意味が果たして那辺にあったのか。如浄が宏智を「古仏」と評価するのは天童山の先住であるからとか、法兄にあたるからといった宗派的・形式的なものではないであろう。このあたりのことに関しては、やはり石井氏の指摘するように(7)、生きた時代の違いが多分に作用していると考えられるが、一方で、自身の境涯を宏智に留まらせないために、あえて意識したとも考えられよう。

それでは何故「古仏」という評価を用いるのであろうか。

「坐禅箴」や「黙照銘」といった代表的な著述に関しての引用は、単語そのものすら用いていない。私案の範囲を出るものではないが、如浄にとっての宏智は、「古き良き時代」の代表者だったのではなかろうか。南宋という国家存亡の危機に生きた如浄の時代、国家と仏教に関しては、拙稿「如浄像再考―『如浄語録』を中心に―」（『曹洞宗研究員紀要』四五、二〇一五年）に詳説した。五山制度に代表されるように、宗教界に対する国家からの統制や要請は硬軟取り混ぜたものであり、その度合いは過渡期である宏智の時代より密接であったように思われる。その人となりにもよるのであろうが、如浄の「仏祖讃」は「風狂」の僧侶を賛嘆する文が多く見られる。五山に入院するほどの如浄がそのような禅僧のあり方や修行生活に憧れを抱いていたのは疑いようもない。

皇帝の勅を受ける際に、一種の意趣返しに似たような形で『宏智録』の語句を用いるのは、そのような根底意識の表詮ではなかろうか。それは道元禅師に対し、「深山幽谷に居す」ことを勧めたことにも通底するであろう。

また如浄は『宏智録』の特徴の一つである、美辞麗句を積極的に用いていない。これは佐藤秀孝氏「雪屋正韶と廬山天池寺―天童如浄の法を嗣いで同調せず」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一二、二〇一一年）でも弟子である雪屋の評価としても指摘される。

このような表現が適切であるかは別にして、如浄は臨済系の人々との親交が深い。それだけ現実性が強いとも言える。如浄が憧憬したのは、国家を代表する五山の住持としての寺院運営や国家と密接に関係する生き方とは異なり、理想と現実が相即した生き方ではなかろうか。

『正法眼蔵』「行持下」巻における如浄は、名聞利養に傅かず、そこから離れた人物として評される。また宏智も同様に、天童山中興の祖としての評価ではなく、俗世や名聞利養から離れて評価すべきである、と述べられる(8)。このように両者に共通する評価であるが、特に宏智に対する評価は道元禅師一人の理解ではなく、道元禅師と如浄の師資における共通認識ではなかろうか。

少なくとも、如浄における宏智の評価は、『黙照銘』に代表される思想や洗練された文学性ではない。では何が如浄をして宏智を「古仏」と評させるのか。これについては今後の課題としたい。

（1）鏡島元隆氏『道元引用語録の研究』（一九九五年、春秋社）では、第一出典として六八例が指摘されている。これは『景徳伝灯録』などを除いた個人の語録としては最も多い。

（2）角田泰隆氏「鏡島元隆博士の引用出典研究」（『道元引用語録の研究』所収）参照。角田氏が指摘するように、近年の道元禅師や如浄

における出典研究の大部分は鏡島氏の成果によるところが大きい。本小論も鏡島氏の業績を元に積み上げるものである。

（3）伊藤慶道氏『道元禅師研究』（一九三九年、大東出版、一八頁～二八頁）、鏡島元隆氏『天童如浄禅師の研究』（一九八三年、春秋社）、石井修道氏『道元禅の成立史的研究』（一九九一年、大蔵出版）。ただし伊藤氏の指摘には引用として用いるには疑問を覚える箇所が数点見受けられ、第一出典ではないものに関しては掲載を見送った。

（4）伊藤氏『前掲書』一八頁。石井氏『前掲書』四〇一～四〇二頁。

（5）「天下何時当太平、卿等亦有意於此乎」。僧孺對曰「太平無象。今四夷不至交侵、百姓不至流散、雖非至理、亦謂小康。陛下若別求太平、非臣等所及。」（『資治通鑑』巻二四四、維基文庫）

（6）「（再住）浄慈寺語録」、「小参」、「頌古」、「讃仏祖」。

（7）石井氏『前掲書』四〇八頁～四〇九頁。

（8）『全集』一、一六〇頁。

新出史料「沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序」の資料的価値

――碑文翻刻並びに内容検討を通して――

石井修道
小早川浩大

1、はじめに

中国湖北省随州の大洪山十方崇寧保寿禅院（湖北省随州市、現大洪山大慈恩寺）は、北宋代における曹洞宗教団発展の根拠地である。投子義青（一〇三二～一〇八三）の法嗣である報恩が第一代住持となり、第二代住持に芙蓉道楷（一〇四三～一一一八）、第四代住持には丹霞子淳（一〇六四～一一一七）がつとめている。その後、歴史上の困難に遭遇し、衰退してしまうが、二〇〇九年、現在の住持である印順（一九七〇～）が再建を発願し、二〇一一年五月には、金頂や大悲閣などの伽藍が完成、同年一〇月二七日に仏像開眼法会が執り行われ、大洪山大慈恩寺として復興している。

その麓、大慈恩寺の下院である洪山寺には「随州大洪山崇寧保寿禅院十方第二代楷禅師塔銘」（以下、「大洪道楷塔銘」）が大切に保管されている。この碑文には芙蓉道楷や丹霞子淳、その法嗣の慧照慶預（一〇七八～一一四〇）、真歇清了（一〇八八～一一五一）、宏智正覚（一〇九一～一一五七）の名が記されることから、北宋代の曹洞宗教団の姿を知ることができる貴重な資料となっている。

これについては石井修道著『宋代禅宗史の研究』（大東出版社、一九八七）に〔資料五〕「宋大洪楷禅師塔銘」（四四六頁～四五四頁。以下、「大洪道楷塔銘」、頁数のみ表記）として訓註し紹介しているが、今回、その「大洪道階塔銘」の基礎資料となる「沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序」（以下、「沂州道楷塔銘」）を確認することができた。その一報については、すでに『傘松』九〇三号（平成三〇年一二月号）にて報告してあるが、本稿では碑文の翻刻も含め、より詳細に検討し、その資料的価値について検討するものである。

2、塔銘確認の経緯

二〇一八年一〇月一〇日から一九日にかけて結成された「駒澤大学山東省・河北省仏教史参観団」にて、山東省の青州市・

臨沂市蘭陵県・泰安市・済南市、河北省の邯鄲市・石家荘市、そして、北京市を巡った(1)。

塔銘を確認したのは二日目、一〇月一一日のことである。当日は、青州博物館（青州市）の参観や王羲之故宮（臨沂市）を訪れた後、芙蓉湖を目指して蘭陵へ向かう。目的地である臨沂市蘭陵県東小屯村に到着したのは一七時二〇分、すでに日が暮れようとしていた。

参観団では毎回、河北省中国国際旅行社の張鉄民氏に現地ガイドを依頼しているが、張氏の事前調査によれば、碑文が個人宅にあるということであった。そこで、訪ねたところ、碑文は建物裏手にある炊事場が併設された空間にあり、物置小屋の壁として利用されていた。すぐ側には烏骨鶏の小屋があり、まさに生活の一部となっていたのである。ただ、碑文表面は外側に向いていたため、なんとか確認することができた。現地の人の話によれば約一・五mは地面下に埋まっているとのことだが、埋没部分はほぼ土台にあたると思われる。

日没間近の薄暗い中、文字の解読に苦戦したが、碑文に「宋芙蓉楷禅師塔銘」との篆額を確認したことから、芙蓉道楷の碑文と確定できた。さらに、碑文末尾に「政和八年九月」と読めることから、「大洪楷禅師塔銘」にみえる「承議郎韓韶臨沂塔旧銘」に該当するものではないかと推察した。

仮にそうであれば、道楷の霊骨を芙蓉湖に蔵めた際の碑文となる。奇しくも二〇一八年は道楷没後九〇〇年にあたる。団員一同、仏縁を感じずにはいられなかった。ただし、日も暮れてしまった為、早々に立ち去らなければならず、薄暮に浮かびあがる芙蓉山を遙拝し、東小屯村を後にした。

翌朝、石井の提案により予定を変更、再度碑文を確認することとなった。朝八時三〇分に出発、車二台に分乗し、東小屯村を訪れた。碑文周辺は昨日よりも整理されていたことから、碑文全体を詳しく記録することができた。さらに前日には見ることができなかった碑陰も確認することができたのである。

かくして碑文を確認した後、一同芙蓉山を目指した。広大な畑地の中に真っ直ぐのびる未舗装路を慎重に移動した。あるいは道楷によって芙蓉湖が干拓された場所かもしれないと思うと感慨ひとしおであった。二十分ほど移動して芙蓉山の麓に到着したのだが、三十年前に撮影された写真とは異なり、山の形状が変化していた。土砂採取によって山の中央で二分されていたのである。あるいは山自体が無くなってしまうかもしれないと一抹の不安を抱きつつ、一同、芙蓉山に向かって諷経し、蘭陵県を後にし、曲阜市へと向かったのである。

さて、「大洪道楷塔銘」は次のようにある。

乃ち其の徒の宗幾を遣わして師の霊骨を遷致せしめ、浮圖を大洪山の陽に建つ、冬十一月、塔成る。明年の冬、（王）彬は慧照

に山中に謁す。慧照は喜びて彬に謂いて曰く、「吾が芙蓉老師は、法海の舟航にして、佛門の梁棟なり。三十七年、大地の衆生に於て陰涼と作る。機縁の世に在るは、獨だ衲子のみならず、能言搢紳の士大夫は咸な之を知る。今、新塔は未だ銘あらざるなり。敢えて以て請と為す」と。彬は既に芙蓉の高風を仰慕し、又た重ねて慧照の勤意を違うは、義として辞退することを獲ず。而して之に銘すと云う。

〈乃遣其徒宗幾遷致師霊骨、建浮圖於大洪山之陽、冬十一月塔成。明年冬、彬謁慧照於山中。慧照喜謂彬曰、吾芙蓉老師、法海舟航、佛門梁棟。三十七年於大地衆生作陰涼。機縁在世、不獨衲子、能言搢紳士大夫咸知之。今新塔未銘也。敢以為請。彬既仰慕芙蓉之高風、又重違慧照之勤意、義不獲辞退。而銘之云。〉

（四四七頁）

宣和六年（一一二四）一一月に大洪山に芙蓉道楷の霊骨が移され収められた。その翌年、慧照を訪れた王彬(2)によって撰述されたものであるが、その経緯については次のように示される。

師の應接機縁は已に『語録』に見え、及び徳洪撰する所の『僧寶傳』、承議郎韓韶の臨沂の塔の舊銘、鹿門法燈禪師の塔中記に之を載す、已に詳盡すと云う。

〈師應接機縁已見語録、及徳洪所撰僧寶傳、承議郎韓韶臨沂塔舊銘、鹿門法燈禪師塔中記載之、已詳盡云。〉

（四五〇頁）

碑文を撰するにあたっては、道楷の語録や洪覚範撰『禅林僧寶伝』（一一二二。以下、『僧宝伝』）、「承議郎韓韶臨沂塔舊銘」、「鹿門法燈禪師塔中記」に基づいたとある。これらのうち、これまで未確認であった「承議郎韓韶撰臨沂塔舊銘」を今回確認することができたのである。ただし、さきに述べたように碑文下部が埋まっていることや、碑文各所に剥落がみられ、残念ながら碑文の全文を確認することはできない。このようななか、本稿では現状で可能なかぎりの翻刻を試みたものである。

3、「沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序」の翻刻

翻刻に際しては、完全に剥落して解読不可能な文字については○で示し、剥落していないが判読が困難な文字については□で示した。恐らく「大洪道楷塔銘」が一行六十字程なので、碑底の不明文字は十字前後ではないかと想像されるが、結果として、碑文の序については二三行、約一〇〇〇字として翻刻することができた。そして、便宜上、各行に番号を付して示した。

また、末尾に示される塔銘については四文字を一句とし、三六句について翻刻した。さらに撰者や撰述の日付についても一部について翻刻することができたのである。

沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序

○○○○○○○○○○○賜緋魚袋韓韶　□

謝克□　書

○○○○○○嵩山崇福宮賜緋魚袋韓昭　篆額

①世之所○○○群生莫大於道而住道之大必有○○○○○或者
将興滅○○以斯道而○斯人則必有命世者焉沂州芙蓉……
②子○孩○時父母提携往謁大神不肯拜及○○州霊嵓□○□
像則忻○作禮適○聖□嵓室若昔所歴年十餘歳□□陽……
③姓崔本姓無名之不知衆皆歎異師家世○○○○業○○○○
大□○畝父令□遂師先毆憐田者父□□問對曰□□利……
④終日黙坐既冠乃潛遁去□山曠野木食○○寓止○常□全熙
寧初□□□府祥符縣述聖院出家禮○○為師六○○□……
⑤舒州投子山青禪師密印宗旨因縁問對□○○○○□累年乃
詣西京○○虎穴旁結庵以居人○逈○○□騒擾○○□……
⑥於安樂山前衆縁饗應□○○堂殿廊廡□○○○郡邑緇□益
仰道風○守李公乃徭儀則請師住持仙洞山接物○○……
⑦公率士民致祀○便請師住持西京龍門山○○□□□○○□
○○○親訓誨○□建○堤禪院于城中請師兼□学道……
⑧□師遂退居於白馬伊陽兩山間蓋毎□○○○○○矩成□○奔
去不啻如去傳○○之郢州太守楊公○○○○○陽山□……
⑨守臣奏請師住○○○崇寧保壽禪院○重道○○子輻湊○○
三年被　○住持東京十方淨因禪院○○□　敕□天……
⑩堅辭不受以忤　○○罪謫居淄州師毎患祖風澆漓物外○□
○超○利名以得為喜殆将□而振之○○○徒休□○……
⑪則師之寵溽兼忘○○若一随順世□了無罣礙亦何□必之有
○○○栖去國怡然處順曽微慍色頼
⑫天子仁聖察其無○○以特許自便而申命師之門人継住淨因
○○○○恩禮有加焉師既脱○累乃單携瓶錫○○○○……
⑬民不耕者莫計其○○○視墾闢六七年間○□数百頃稼○○
○○○以興隆梵宇給贍淨衆傳道利生而意○○○○……
⑭乃○至五月初親書遺誡大要□幻身妄出如陽燄空花本無□
○吾去世○○不得造塔壘石作○世禮祇可○○○○……
⑮○○令指乎日受□□得付諸方嗣○至十四日沐浴更衣吉
祥示寂至十六日荼毘収靈骨将以○○九月十五日塔○……
⑯十三人嗣法出世道○等三十一人師所至有語録偈頌成編其
在淄州毎應縁○○號般陽集□○于世先是大○○○……
⑰續宗風師久參雲門○際尊宿皆嘗受付属及與青禪師相契再
傳衣履念曹洞○風幾隊遂刻意建立於○弟○○○○……
⑱□絃韻寄枝子再求賞音一麟足矣衆皆由它我獨○此者真知
○哉師又嘗見寛首座密嗣潙仰宗旨欲轉求○○○○……
⑲尚克有興墜扶顛踵師者耶其遂絶矣乎是未可知也師容○○

稿望而○之○知其道尊徳貴而睟然○○即○○○○○……
⑳誰明佛意逈出疏論之表逮至□提則曰吾未嘗濫教祇以□○
○接人直截根源不落階級誨勵禪□○○○劫○○○○……
㉑唱詠偏圓融通理事皎然日○奐若氷釋可謂一種無絃琴惟師
○得妙至于門○○○○善巧○慈智○□○而□□白□……
㉒○即高行所以垂範後學為應世之跡而已若乃師之深造自得
則□白而不磷緇者也○□而無不而○○○天地亘古今……
㉓得而窺校耶韶早倚門墻謬承提奬既不獲事師終始又弗克奉
教周旋○○如非□斉○○諸老見處銘○不敢辭以固□……

銘曰

ⓐ可象之象　滞乎玄維　可名之名　○○○○　師之道徳
我即敢知　○頼雑倹　○○無○　七坐道○……
ⓑ霊臺宛轉　妙唱明機　至音絶韻　不落今時　師之全堤
離○民柏　佛○平沈　○事倶喪　利益天○……
ⓒ普應群心　水月鏡像　木馬斯風　石人撫掌　師之履行
凡□莫窺　○雲野鶴　○外□○　□□□○……
ⓓ平生一著　横身此事　無法與人　不立文字　頼我嗣徳
克○道諸　導衆○寂　○○其○　○○○○……
政和八年九月五日　○○山○○禅院　嗣○忠常

4、「沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序」の内容

「沂州道楷塔銘」を確認するにあたっては「撰者及び立石日」、「序」、「銘」の順番にみていく。なお、「序」については行番号を示しながら内容別にみていくこととする。

ただ、翻刻できた「沂州道楷塔銘」があくまでも部分的であることから、現状のままでは十分に内容確認することができない。そこで、より詳細に碑文の内容を確認するため、道楷に関する既存資料である前出の「大洪道楷塔銘」、『僧宝伝』巻一七「天寧楷禅師章」（続蔵二B一〇・二五六左上～二五七右下）、「鹿門法燈禅師塔銘」（前出『宋代禅宗史の研究』〔資料八〕、四七〇頁～四七八頁、以下、いずれも頁数のみ表記）を参照した。そして、これらの資料に基づき、○や□の文字については、誤りを認めつつ、推定される文字によりできるだけ復元し、訓読を施したものである。

（1）撰者及び立石日

- 承議郎管句成都府国寧観賜緋魚袋韓韶　撰
- 謝克□　書
- 朝散郎提西京嵩山崇福宮賜緋魚袋韓昭　篆額

「沂州道楷塔銘」の撰者等の三名については、詳細な伝承は未見である。ただし、『宋代禅宗史の研究』〔資料四〕「随州大洪恩禅師塔銘」（四三八頁、以下、「大洪恩禅師塔銘」）にその名を確認することができる。そこには「承議郎・致仕・武騎尉、韓韶書」、「朝奉郎・尚書・金部員外郎・賜緋魚袋・武騎尉、韓昭篆額」とある。本塔銘は政和三年（一一一三）四月七日に

立石されている。

また、同書〔資料六〕「随州大洪山十方崇寧保寿禅院第四代住持淳禅師塔銘並序」（四五五頁。以下、「大洪子淳塔銘」）にもその名を確認することができる。これによれば「承議郎管句成都府国寧観賜緋魚袋韓韶撰」、「朝散郎提西京嵩山崇福宮賜緋魚袋韓昭篆額」とある。本塔銘は政和八年（一一一八）九月一日に立石されている。

そして、「沂州道楷塔銘」をみると、末尾には「政和八年九月五日　○○山○○禅院　嗣○忠常○○」とある。残念ながら立石者等の詳細は不明だが、政和八年（一一一八）九月五日の立石であることがわかる。

このことから「大洪恩禅師塔銘」及び「大洪子淳塔銘」と撰者及び篆額については同一人物と考えられる。そこで、「沂州道楷塔銘」に刻まれた両者の官職名については「大洪子淳塔銘」と同じものと推定した。

(2)「序」について

幼少期～少年期

「序」一行目から三行目をみてみる。

①世之所尊、而救群生、莫大於道、而住道之大、必有禪師者焉。或者将興滅禅道以斯道、而出斯人、則必有命世者焉。沂州芙蓉……

〈世の尊ぶ所にして、群生を救うは、道より大なるは莫し、而して道の大に住むに、必ず禪師なる者有らんか。或いは将に禪道を興滅せんには斯の道を以てす、而して斯の人を出せば、則ち必ず命世の者有らんか。沂州芙蓉……〉

②子。師孩兒時、父母提携往謁大神、不肯拜、及遇青州霊嵓寺之佛像、則忻而作禮。適於聖□嵓室、若昔所歴年十餘歳於伊陽山……

〈（崔氏の）子なり。師、孩兒の時、父母提携し、往きて大神に謁するも、肯て拜せず、青州の霊嵓寺の佛像に遇うに及んで、則ち忻んで禮を作す。聖□嵓の室に適くに、昔、年十餘歳を伊陽山に歴る所の若し……〉

③姓崔、本姓無名之不知、衆皆歎異。師家世○○○○業○○○○大□○畝父令□遂。師先毆隣田者。父詰之問。對曰、□□利……

〈姓は崔なるも、本姓は無名にして不知なり」と。衆、皆な歎異す。師の家は世○○○○業○○○○大□○畝父令□遂。師、先ず隣田の者を毆る。父之を詰して問う。對えて曰く、「□□利……〉

全体的に剥落した文字が多く、詳細な内容を確認することはできないが、まず「序」の冒頭である一行目には「道より大なるは莫し」、や、「或いは将に○○を興滅せんには斯の道を以てす。而して斯の人を○せば、則ち必ず命世の者有らんか」とみられ、これに「沂州芙蓉是也。諱道楷、沂州崔氏

……」などと続いていたと思われ、道楷の出世を讃歎する内容が記されている。

そして、二行目及び三行目に道楷の幼少期から少年期に関する記述がみられる。

まず、二行目には「父母提携し、住きて大神に謁するも、肯えて拜せず」とあり、道楷が幼少の時、父母に連れ立たれて「大神」を参拝したがあえて礼拝しようとはしなかったのに対し、霊巌寺の仏像に対しては喜んで礼拝したとの内容が記される。そこには、「〇州霊嵓□」とあるが、これは青州（済南市）霊巌寺のことと思われる。

そして、「適〇聖□嵓室、若昔所歴年十餘歳□□陽〇」とある。これについては「大洪道楷塔銘」に「少にして神仙を学び、辟穀の術を得て、伊陽山中に隠れる〈少学神仙、得辟穀術、隠伊陽山中〉」（四四七頁）とあることから、「於伊陽山」になると思われる。

つぎに、三行目には「姓は崔なるも、本姓は無名にして不知なり」と道楷が述べたことに対し、皆が驚歎したことが述べられる。

また、「師家世〇〇〇〇業」、「畝父令□遂。師先毆隣田者。父□□」とある。これについては「大洪道楷塔銘」に「師は本と田家の子なり、児童為りし時、父は田中の飛蝗を毆らしむ。師は己を舎てて、先ず隣人の者を毆る。之を詰るに、則ち曰く、他を損し己を利するは、忍ばざる所なり、と。其の它を利するの行を為すは、蓋し天性ならん〈師本田家子、為児童時、父令毆田中飛蝗、師舎己之田、先毆鄰人者。詰之則曰、損（他）利己所不忍。為其利它之行、蓋天性也〉」（四四九頁～四五〇頁）とあることから、道楷の実家が農業に携わっていたこと、そして、師の利他行の実践に関して記述された箇所であることがわかる。

出家

「序」四行目には、道楷の出家前後に関する記述が以下のとおりみられる。

④終日黙坐。既冠乃潜遁去陽山、曠野木食、〇〇寓止、〇常□全。熙寧初年、開封府祥符縣述聖院出家、禮德運為師。六年〇□……

〈終日黙坐す。既に冠にして乃ち潜かに陽山に遁れ去り、曠野にて木食す、〇〇寓止、〇常□全。熙寧の初年（一〇六八）、開封府祥符縣の述聖院に出家し、德運を禮して師と為す。六年（一〇七三）……〉

「大洪道楷塔銘」によれば、さきにみたように、少年の頃より神仙を学び、辟穀術（穀物を避け、薬草などを食して軽身を保とうとすること。道教の修練の一種）を獲得し、伊陽山中に隠れていたという。しかし、「既に久しくして究竟に非ざるを知りて、乃ち学する所を棄て、京師に游び、述聖院に詣でて出家

し、徳遅を礼して師と為す。〈既久、知非究竟、乃棄所学游京師、詣述聖院出家、礼徳遅為師〉」（四四七頁）とあるように、神仙術の修法が究極の方法ではないと気づいて放棄し、都開封を訪れている。そして、述聖院にて徳遅（伝未詳）を師として出家したのである。これらを踏まえ、「沂州道楷塔銘」は「熙寧の初年（一〇六八）、開封府祥符縣」の述聖院で出家、師として「徳遅を禮し」たとなる。

なお、「大洪道楷塔銘」には「熙寧六年（一〇七三）、試経して度す。明年、具戒を受く。諸方を游歴して、知識に徧参す〈熙寧六年試経（用）度、明年受具戒、游歴諸方、徧参知識〉」（四四七頁）とあるが、これについて「沂州道楷塔銘」には確認できない。

また、出家した寺院について、『僧宝伝』には「後に京師に游び、名を術臺寺に籍る。〈後游京師、籍名術臺寺〉」（二五六左上）として「術臺寺」となっている。「沂州道楷塔銘」や「大洪道楷塔銘」とは異なるが、『嘉泰普燈録』（一二〇四。以下、『普灯録』）以降の灯史ではこの記述を用いている(3)。

嗣法

道楷の嗣法に関する記述は「序」五行目にみられる。

⑤舒州投子山青禪師密印宗旨因縁、問對□○○○○□累年。乃詣西京○○、虎穴旁結庵以居。人○迥○○○□騒擾○○□……〈舒州投子山青禪師、密かに宗旨因縁を印す、問對□○○○○□年を累ぬ。乃ち西京の○○に詣り、虎穴の旁に庵を結びて以て居す。人○迥○○○□騒擾○○□……〉

「沂州道楷塔銘」には、「舒州投子山青禪師、密に宗旨因縁を印す」とあり、投子義青（一〇三二～一〇八三）に嗣法したこと、そして、「乃ち西京の○○に詣り、虎穴の旁に庵を結び以て居す」とある。これについては「大洪道楷塔銘」に「最後に舒州投子山に到りて青禪師に見え、一言妙に造り、師資深く契う。青、明安の衣履を以て焉に付す〈最後至舒州投子山、見青禪師、一言造妙、師資深契。青以明安衣履付焉〉」（四四七頁～四四八頁）、「茆を虎穴の旁に結ぶ〈結茆虎穴旁〉」（四四八頁）として同様の記述が確認される。また、『僧宝伝』では「青華厳に淮山海会にて謁す。〈謁青華厳於淮山海会〉」（二五六左上）、「虎と鄰に為る〈与虎為鄰〉」（二五七右下）とみられる。

住持（仙洞山・龍門山・招提禪院・大陽山）

「序」六行目から八行目にかけて道楷の住持地に関する記述がみられる。

⑥於安樂山前、衆縁饗應、□○○堂殿廊廡□○○○、郡邑縉白、益仰道風。太守李公乃脩儀則、請師住持仙洞山。接物○○……

〈安樂山前に於て、衆縁饗應し、□○○堂殿廊廡□○○○、郡邑の縉白は、益ます道風を仰ぐ。太守李公、乃ち儀則を脩え、師

を請して仙洞山に住持せしむ。接物○○……〉

⑦公率士民致祀。○便請師住持西京龍門山㊣㊀寺。□□○○□○○○親訓誨○。復建㊣提禪院于城中、請師兼○学道……

〈公、士民を率いて祀を致らす。○便ち師を請して西京の龍門山㊣㊀寺に住持せしむ。□□○○□○○○親訓誨○。復た㊣提禪院を城中に建て、師を請して兼○学道……〉

⑧□。師遂退居於白馬、伊陽兩山間。蓋毎□○○○、㊣矩成就○奔去、不啻如去、傳○○之。郢州太守楊公㊣㊣㊣㊤陽山□……

〈□。師、遂て白馬、伊陽の兩山の間に退居す。蓋し毎□○○○、㊣矩成就○奔去し、啻に去るが如くにあらず、傳えて○○之。郢州太守楊公、㊣うて㊤陽山に㊣㊣せしむ□……〉

・仙洞山住持

六行目は初住地である仙洞山に関する記述である。まず、「安樂山前に於て、衆縁饗應し」とある。安樂山は杭州に同名が確認されるが同一かは不明。その後は解読不能の文字が続くが「堂殿廊廡」や「郡邑の緇□は、益ます道風を仰ぐ」とみえることから、安樂山を復興し、師の名声が世に広まった様子が窺われる。そして、李公なる人物の招請をうけ、住持として仙洞山に赴いたのである。

初住地は沂州（山東省臨沂市）仙洞山である。『斉乗』巻一によれば、臨沂市蒙陰県にある蒙陰山のことをいう。

「大洪道楷塔銘」（四四八頁）や『僧宝伝』（二五六左下）には出世時期は元豊五年（一〇八二）とある。また、「大洪道楷塔銘」（四四八頁）によれば、道楷の住持地は七箇寺である。そして、『僧宝伝』には「沂に北還し、馬鞍山に閑居す〈北還沂。閑居馬鞍山〉」（二五六左下）とあるが、これは「碑陰」にも「馬鞍山十方福聖禪（院）」の語が見え、『建中靖国続灯録』巻二五に「沂州馬鞍山福聖院仲易禅師」（続蔵二B九・一七五左上）とあることから、「沂州馬鞍山福聖院」のことを指すかと思われる。

・龍門山乾元寺、招提禪院住持

七行目はまず、西京龍門山住持に関する記述である。「沂州道楷塔銘」には「西京龍門山」とあるが寺名は確認できない。しかし、「又た西京乾元招提に遷る〈又遷西京乾元招提〉」（「大洪道楷塔銘」四四八頁）や「後に西洛の招提龍門に遷る〈後遷西洛之招提龍門〉」（『僧宝伝』二五六左下）を踏まえると洛陽龍門山乾元寺となる

その後は解読不明の文字が続くが、「復た㊣提禪院を城中に建て」とあり、洛陽城中の招提禪院に師を住持に請したと読み取れる。さきにみた「大洪道楷塔銘」や『僧宝伝』では、洛陽における住持地は龍門山乾元寺のほかには招提（白馬寺）とあることから招提禪院は白馬寺となる。「沂州道楷塔銘」に

よれば「復建」とあることから再建したことを指すものか。

・大陽山住持

八行目は大陽山住持に関する記述である。まず、「師、遂て白馬、伊陽の兩山の間に退居す」とある。白馬は前述の白馬寺のこと、そして、伊陽は伊陽県（河南省洛陽市嵩県）にある伊陽山のことと思われる。道楷はこの間（たとえば伊川県など）に滞在していたことになる。

また、「郢州太守楊公請住持大陽山□」は、郢州（湖北省荊門市鍾祥市）大陽山への住持に関する記述である。大陽山は道楷の師翁にあたる大陽警玄（九四三～一〇二七）の住持地である。「郢州太守楊公」なる人物の招請により大陽山に住持したとの内容と思われる。道楷にとって大陽山は一三年以上住持した重要な住持地である。

住持（大洪山・十方淨因禪院・天寧萬壽禪院）

「序」九行目には大洪山崇寧保寿禅院・東京十方淨因禅院・天寧萬壽禪院への住持に関する記述である。

・大洪山崇寧保壽禪院

⑨守臣奏請師住大洪山崇寧保壽禪院。尊重道徳、衲子輻湊。崇寧三年、被　詔住持東京十方淨因禪院。又請師　勅遷天寧萬壽……

〈守臣、奏して師を請して大洪山崇寧保壽禪院に住せしむ。道徳を尊重し、衲子輻湊す。崇寧三年（一一〇四）、詔を被りて東京の十方淨因禪院に住持せしむ。又た師を請して勅して天寧萬壽……に遷らしむ〉

ここは「守臣、奏して師を請して大洪山崇寧保壽禅院に住せしむ」となる。また、「輻湊す」とあるが、これは「随の大洪、皆な当世の元老、名公卿、礼を以て請を延く〈随之大洪、皆当世元老名公卿以礼延請〉」（「大洪道楷塔銘」四四八頁）や「隋州の大洪、皆な一時の名公卿、為に之を勸請す。洞上の風、大いに西北に震う。〈隋（ママ）州之大洪、皆一時名公卿、為之勸請。洞上之風大震西北〉」（『僧宝伝』二五六左下）とあるように、多くの修行者がこぞって集ったことを述べた箇所と思われる。

・東京十方淨因禪院・天寧萬壽禪院

「序」九行目後半には北宋の都、東京（河南省開封市）の十方淨因禪院及び天寧萬壽禪院に関する記述がみられる。

「沂州道楷塔銘」には、東京十方淨因禪院への住持は「〇〇三年被〇」とあるが、『僧宝伝』（二五六左下）によれば崇寧三年（一一〇四）に詔勅があったことになる。

また、「勅□天〇〇」については、東京天寧萬壽禪院に移転した記述と思われる。これについては「大觀元年冬、天寧に移住す〈大觀元年冬。移住天寧〉」（『僧宝伝』二五六左下）、「太觀の初、楷公、詔に應じて西す〈太觀之初楷公應詔而西〉」（『鹿門法燈塔銘』四七二頁）とあり、大観元年（一一〇七）のこととする。

流罪・沂州芙蓉湖の開拓

「序」一〇行目から一三行目にかけて流罪事件及び沂州の芙蓉湖の開拓に関する記述がみられる。

⑩堅辭不受、以忤 ㊤意、罪謫居淄州。師毎患祖風澆漓、物外適志、○超競利名、以得為喜、殆将鏑而振之。○○○徒休心。○

〈堅く辭して受けず、以て㊤意に忤い、罪もて淄州に謫居す。師、毎に祖風の澆漓を患い、物外に志を適い、○超して利名を競いて、得るを以て喜びと為す。殆んど鏑を将て之を振う。○○○徒休心す。○〉

⑪則師之寵辱兼忘○○若一随順世縁了無罣礙、亦何以必之有焉。師○栖去國、怡然處順、曽微愠色頼。

〈則ち師の寵辱兼ねて忘るること○○。若し一たび世縁に随順すれば無罣礙を了ず。亦た何を以て必ずしも之れ有らん焉。師○栖○國へ去き、怡然として順に處し、曽て愠色の頼微し。〉

⑫天子仁聖、察其無㊀意、以特許自便、而申命師之門人継住淨因○○○○、恩禮有加焉。師既脱㊁累、乃單携瓶錫○○○○

〈天子仁聖は、其の㊀意無きを察して、以て特に自便を許す、而して命を師の門人に申べて淨因○○○○を継住せしめ、恩禮加えること有らん焉。師、既に㊁累を脱し、乃ち單だ瓶錫を携え……〉

⑬民不耕者、莫計其○○○。視墾闢六七年間、○陸數百頃、稼○○○○○、以興隆梵宇、給贍淨衆、傳道利生、而意○○○○○

〈民の耕さざる者は、其の○○○を計る莫し。墾闢すること六、七年間を視るに、陸數百頃を○。稼○○○○○、以て梵宇を興隆し、給して淨衆を贍い、傳道利生して、而意……〉

まず、一〇行目についてみる。「大洪道楷塔銘」に「身章師号を辞して、上意に忤い、罪を得て淄州に居す。〈辞身章師号、忤上意、得罪居淄州〉」（四四八頁）とあるように、道楷は紫衣や禅師号を辞し、天子の意に背いたため、淄州（山東省淄博市淄川区）に流された。これを踏まえれば「沂州道楷塔銘」は「堅く辭して受けず、以て㊤意に忤い、罪もて淄州に謫居す」となる。また、「沂州道楷塔銘」はこれに続いて「師、毎に祖風の澆漓を患い、物外に志を適い、○超して利名を競いて、得るを以て喜びと為す」とある。これについては「伏して念みるに、臣、行業迂疎にして、道力綿薄なり。常に誓願を発し、利名を受けず。此の意を堅持して、積んで歳年あり〈伏念臣行業迂疎、道力綿薄。常発誓願、不受利名。堅持此意、積有歳年〉」（『僧宝伝』二五六左下）、また、「行解は相い応じ、履践は篤く至り、無明妄心は、一毫も立たず、故に情を矯りて世に徇いて、人道の患を避くること能わずして、竟に坐す〈行解相応、履践篤至、無明妄心、一毫不立、故不能矯情徇世、避人道之患、竟

坐。〉」（「大洪道楷塔銘」四四八頁）とあることが該当する。

また、一一行目には「則ち師の寵溽（ちょうじょく）」や、「若し一たび世縁に随順すれば無罣礙を了ず」とあり、また、「怡然として順に處し、曽て慍色（うんしょく）の頼微（な）し」とある。ここでは、流罪にあっても平然として変わることなく、殊更に怒る様子をみせなかったとある。そこで、これに続く一二行目には、「天子仁聖は、其の㋓㋮無きを察して、以て特に自便を許す」として、天子に忤う意思が無いことを認められ、特別に自便（自由行動）が許されたということが記されるのである。

そして、一三行目には沂州における住持の記述がみられる。ここには「民の耕さざる者」、「墾闢すること六、七年間」、「數百頃」として開墾に関する記述がみられる。これは「是より先、芙蓉湖の衆水は、鍾聚瀰漫すること百余里なり、師は嘗て謂えらく、若し決りて之を川に帰さば、良田数千頃を得べし〈先是芙蓉湖衆水、鍾聚瀰漫百余里、師嘗謂、若決而帰之川、可得良田数千頃〉」（「大洪道楷塔銘」四四九頁）に該当する。ただし、残念ながら「沂州道楷塔銘」には「芙蓉湖」の文字はみられない。

また、「以て梵宇を興隆し、給して淨衆を贍（すく）い」、「傳道利生」という記述が確認される。これは「歳入は既に豊かにして、又た其の余りを推（ゆず）り、以て馬鞍山に与う。後に亦た数百衆を贍（たす）く。師は喜びて梵刹を営建し、棟宇の卑陋を見れば、則ち崇飾更新し、規模宏壮なり〈歳入既豊、又推其余、以与馬鞍山、後亦贍数百衆。師喜営建梵刹、見棟宇卑陋、則増（崇飾）更新、規模宏壮〉」（「大洪道楷塔銘」四四九頁）が該当する。

なお、『僧宝伝』では「政和七年冬、居す所の庵に額として華厳禅寺と勅賜せらる。〈政和七年冬　勅賜所居庵額華厳禅寺〉」（二五七右上）とあり、政和七年（一一一七）に華厳禅寺と勅賜されたとある。また、「大洪道楷塔銘」には「興化」（四四九頁）という額を賜ったとある。

ただ、道楷の住持地は「大洪道楷塔銘」や後にみる「銘」にもあるように「七坐道場」とある。これらはさきにみた七箇寺であるが、そうであれば華厳禅寺、もしくは興化寺は住持地として数えられていないことになる。道楷は自便を許可されたものの、流罪の身であるため、寺院を興隆に導いたものの住持としては認められないということだろうか。

示寂

「序」一四行目及び一五行目に示寂に関する記述がみられる。

⑭乃㊙至五月初、親書遺誡大要云、幻身妄出、如陽燄空花、本無有㊙、吾去世無據。不得造塔壘石、作從世禮。祇可〇〇〇〇〇

〈乃ち五月の初に至るや㊙（いな）や、親しく遺誡の大要を書して云く、「幻身妄りに出づこと陽燄空花の如し、本より㊙の有ること無し、吾、世を去るも據あること無し。造塔壘石して、作して世

の禮に㊟うことを得ざれ。秖だ可○○○○○〉

⑮○○令指乎、日受□□、得付諸方嗣○。至十四日沐浴更衣、吉祥示寂。至十六日荼毘収靈骨。将以○○九月十五日塔。○

〈○○令指乎、日受□□、諸方の嗣○に付することを得。十四日に至りて沐浴更衣し、吉祥にして示寂す。十六日に至りて荼毘（だび）し靈骨を収む。将に○○九月十五日を以て塔す。○〉

示寂周辺については「政和八年（一一一八）夏五月乙未（一四日）、芙蓉禅師、偈を以て衆に示し、遺誡を書して、門人に付嘱し、沐浴更衣して、吉祥にして示寂す。三日を越えて丁酉（一六日）に荼毗し、霊骨を収む。秋九月甲午（一五日）、塔を芙蓉湖に蔵（おさ）む〈政和八年夏五月乙未、芙蓉禅師、以偈示衆、書遺誡、付嘱門人、沐浴更衣、吉祥示寂。越三日、丁酉荼毗、収霊骨。秋九月甲午、塔蔵芙蓉湖。〉」（「大洪道楷塔銘」四四六頁）、また、「明年五月十四日、疾無くして歿す。先に偈を写して侍者に付して曰く、吾が年七十六、世縁今已に足れり。生じて天堂を愛さず、死して地獄を怕れず。手を撒じて身を横にす、三界の外。騰騰任運、何ぞ拘束せん〈明年五月十四日。無疾而歿。先写偈付侍者曰、吾年七十六。世縁今已足。生不愛天堂。死不怕地獄。撒手横身三界外。騰騰任運何拘束。〉」（『僧宝伝』二五七右上）とある。

これらと同内容のものとして、「序」一四行には「五月の初に至るや㊟や、親しく遺誡の大要を書す」や「幻身妄りに出づこと陽燄空花の如し」、「造塔壘石」とあり、一五行には「十四日に至りて沐浴更衣し、吉祥にして示寂す。十六日に至りて荼毘（だび）し靈骨を収む。将に○○九月十五日を以て塔す」とあることが読み取れる。

法嗣・語録

「序」一六行目は道楷の法嗣及び語録等に関する記述である。

⑯十三人、嗣法出世道○等三十一人。師所至有語録偈頌、成編。其在淄州、毎應縁㊟㊟、號般陽集、並○于世。先是大○○○○

〈十三人、嗣法出世するは道○等三十一人なり。師の至る所に語録偈頌有りて編を成す。其れ淄州に在りて、毎に縁に應ずる㊟㊟、般陽集と號し、並な世に○。是れより先、大○○○○〉

「大洪道楷塔銘」には「師は享年七十有六、僧臘四十五(4)、度せる弟子は九十三人、法嗣の骨髄を得て出世する者は、二十九人。皆な縁法盛んに行なわる。時に於て丹霞淳公、其の後に尤も大なり。今、慶預は大洪に在りて、禅子は二千に至る。清了は長蘆に在り、正覚は普照に在りて、亦た千衆に至る。蓋し天下の三大禅刹ならん。曹洞の宗は是に至りて大いに振えり〈師享年七十有六、僧臘四十五、度弟子九十三人、法嗣得骨髄出世者二十九人。皆縁法盛行、於時而丹霞淳公、其後尤大。今

慶預在大洪、禅子至二千、清了在長蘆、正覚在普照亦至千衆。蓋天下三大禅刹、曹洞之宗至是大振矣〉」（四五〇頁）とある。これによれば、「沂州道楷塔銘」の「十三人、嗣法出世するは道○等三十一人なり」は得度の人と出世の人数に関する箇所であるが、出世の人数が「三十一人」とあり、「大洪道楷塔銘」の二十九人と異なる。なお、嗣法の弟子に道□とあるが、これは道徹が該当すると考えられる。

また、一六行目後半には「師の至る所に語録偈頌有りて編を成す」とあり、道楷の語録である『般陽集』について記される。般陽とは流在地の淄州を指す。本書は現存しないが、すでに指摘するように政和五年（一一一五）に著された「般陽集序」が劉跂『学易集』巻六に伝わる(5)。

参学

「序」一七行目から一九行目にかけては道楷の参学に関する記述である。

⑰續宗風、師久参雲門臨際尊宿、皆嘗受付属。及與青禪師相契、再傳衣履、念曹洞宗風幾隊。遂刻意建立於○弟○○○○○……、

〈宗風を續ぐ。師、久しく雲門、臨際の尊宿に参じ、皆な嘗て付属を受く。青禪師と相契するに及んで、再び衣履を傳えんと、曹洞の宗風の幾ど隊つるを念う。遂て意を刻みて○弟○に於て建立す。○○○○……〉

⑱説絃韻寄枝子、再求賞音一麟足矣。衆皆由它、我獨以此者、真知旨哉。師又嘗見寛首座、密嗣潙仰宗旨。欲轉求○○○○○……、

〈絃韻を枝子に寄するに説いて、再び賞音の一麟足るを求む。衆、皆な它に由り、我れ獨り此を以てする者、真に旨を知らん哉。師、又た嘗て寛首座に見え、密かに潙仰の宗旨を嗣げり。轉た○○○○○求めんと欲す……〉

⑲尚克有興墜扶顛、踵師者耶、其遂絶矣乎。是未可知也。師容○○槁望而○之、○知其道尊徳貴。而睟然○哉。即○○○○○……

〈尚お克く興墜扶顛するもの有らば、師を踵ぐ者ならん耶、其れ遂絶ならんや。是れ未だ知るべからざるなり。師、○○槁望を容れて○之。○其の道尊徳貴を知る。而して睟然○哉。即ち○○○○○……〉

一七行目には「師、久しく雲門、臨際の尊宿に参じ、皆な嘗て付属を受く」として、道楷が雲門や臨済の尊宿に参じ、印可を受けていた様子が伝わる。しかし、後に投子義青との機縁が契ったことから、再び衣履を伝えようとする内容である。

一八行目には、「絃韻を枝子に寄するに説いて、再び賞音の一麟足るを求む。衆、皆な它に由り、我れ獨り此を以てする者、真に旨を知らん哉」とある。これは曹洞の後継者を育成

しようとしたことを記すものであろう。そして、「師、又た嘗て寛首座に見え、密かに潙仰の宗旨を嗣げり」との記述があり、道楷が寛首座（伝未詳）に相見して潙仰宗旨を嗣いだとの内容も確認される。

そして、一九行目には解読不能の文字が多く意味不明であるが、かろうじて判読できる「知道尊徳貴」については道楷の徳高き人物像を讃えたものであろう。

宗風

「序」末尾にあたる二〇行目から二三行目には道楷の宗風に関する記述がみられる。

⑳誰明佛意逈出疏論之表。逮至□提則曰、吾未嘗濫教、祇以本分事接人、直截根源、不落階級、誨勵禪子、○○○劫○○○○……

〈誰か佛意の逈（はる）かに疏論の表を出ずるを明かさん。□提に至るに逮（およ）んで則ち曰く、「吾れ未だ嘗て濫りに教えず、祇（た）だ本分事を以て人を接し、根源を直截し、階級に落ちず、禪子を誨勵す。○○○劫○○○○〉

㉑唱詠、徧圓融通理事。皎然日照奐若氷釋。可謂一種無絃琴、惟師彈得妙。至于門○○○○善巧○慈智○□○而□□白□……

〈唱詠、圓融に徧く理事に通ず。皎然として日の照奐すること氷の釋くるが若し。謂つべし、一種の無絃琴、惟だ師のみ彈き得て妙なり。至于門○○○○善巧○慈智○□○而□□白□……〉

㉒不即高行。所以垂範後學、為應世之跡而已。若乃師之深造自得、則□白而不磷緇者也。○□而無不而○○窮天地亘古今……

〈高行に即かざるは［無し］。所以に後學に垂範し、應世の跡と為るのみ。若（も）乃し師の深く自得に造（いた）れば、則ち□白にして磷緇（りんし）せざる者なり。○□而無不而○○天地を窮め、古今に亘る……〉

㉓得而窺校耶。韶早倚門墻、謬承提奬。既不獲事、師終始又弗克奉教周旋。○○如非□斉○○、諸老見處銘○。不敢辭以固□……

〈得て窺校せんや。（韓）韶、早（つと）に門墻に倚るも、謬りて提奬（ていしょう）を承く。既に事を獲ず、師の終始又た克く教を奉じて周旋しえず。○○如非□斉○○諸老の見處を○に銘すこと、敢て辭せず。以て固□……〉

二〇行目では、道楷の禅が「誰か佛意の逈（はる）かに疏論の表を出ずるを明かさん」として教学を越えただけではなく、利他行に徹し、その対象が仏教以外の信徒にも及ぶ素晴らしいものであることを述べている。

また、二一行目では、道楷の禅を更に譬えるならば「圓融に徧く理事に通ず。皎然として日の照奐すること氷の釋くるが若し。謂つべし、一種の無絃琴、惟だ師のみ彈き得て妙なり」として、道楷のみが沒絃琴を奏でることができると述べ

ている。

そして、二二行目では、道楷の業績が不滅であることを述べていると思われ、最後の二三行目において、撰者である韓韶が碑銘を撰述せざるを得なくなった状況と、撰述にあたっての謙譲の辞が述べられているものとなっている。

(3)「銘」について

銘は四言四〇句からなると思われるが、残念ながら一〇句目、二〇句目、三〇句目、四〇句目の各句は埋まっていることから未見である。また、四句目、二九句目、三九句目については剥落していることから確認できない。そこで、これらを示すと以下のとおりとなる。

銘曰〈銘に曰く〉

ⓐ可象之象、滯于玄維。可名之名、○○○○。師之道徳、我即敢知。○頼雑倹、○○無○。七坐道㊝……

〈象る可きを象るは、玄維に滯る。名づけ可きを名づくるは、○○○○。師の道徳、我、即ち敢えて知る。○頼雑倹、○○無○。七坐の道場、……〉

ⓑ霊臺宛轉、妙唱明機。至音絶韻、不落今時。師之全堤、離○泯相。佛○平沈、㊝事倶喪。利益天○……

〈霊臺は宛轉して、妙に唱機を明し、至音は絶韻にして、今時に落ちず。師の全堤、○泯相を離る。佛の平沈○、㊝事倶に喪ぶ。利益天○……〉

ⓒ普應群心、水月鏡像。木馬嘶風、石人撫掌。師之履行、凡聖莫窺。○雲野鸛、○外□○。□□□○……

〈普く群心に應ずること、水月の鏡像のごとし。木馬風に嘶き、石人掌を撫つ。師の履行、凡聖窺うこと莫し。○雲野鸛、○外□○。□□□○……〉

ⓓ平生一著、横身此事。無法與人、不立文字。頼我嗣徳、克○道諸。導衆○寂、○○其○。○○○○……。

〈平生の一著、身を此事に横え、法と人と無く、不立文字、頼に我が嗣徳あり、克○道諸。導衆○寂、○○其○。○○○○……〉

銘の五句目に「師之道徳」、一五句目に「師之全堤」、二五句目に「師之履行」とあり、道楷の徳や宗風、行履について述べられたものとなっている。

宗風についてみれば「霊臺宛轉、妙唱明機。至音絶韻、不落今時」や「普く群心に應ずること、水月の鏡像のごとし。木馬風に嘶き、石人掌を撫つ」とあり、回互宛轉や非思量に基づく曹洞の宗風を窺い知ることができる。

5、「沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序」の資料的価値

さきにみたように、撰述者と篆額者については「大洪恩禅師塔銘」及び「大洪子淳塔銘」と同一人物であった。丹霞子淳は政和七年（一一一七）の示寂であり、塔銘は翌八年九月一

日の立石である。「沂州道楷塔銘」の立石日は政和八年九月五日であり、「大洪子淳塔銘」立石の四日後にあたることから、ほぼ同時期に同一人物によって撰述されていることになる。なお、これに先立ち、政和三年（一一一三）四月七日に立石された「大洪恩禅師塔銘」とも同一人物であると考えられるが、この点を踏まえると、韓韶及び韓昭の両者は随州大洪山と関わりが深い人物であるといえよう。そして、塔銘は道楷の示寂に際し、前年に遷化した子淳の塔銘とともに撰述され、道楷の塔銘については沂州に、子淳については随州大洪山に立石されたことがわかるのである。なお、現在、随州大洪山に保管される「大洪道楷塔銘」は靖康二年（一一二七）、道楷示寂九年後に大洪山第六代住持慧照慶預（一〇七八～一一四〇）により立石されたものである。これに纏わる道楷の顕彰運動については、すでに『宋代禅宗史の研究』に詳述してあるので参照されたい(6)。

さて、「沂州道楷塔銘」の内容を既存資料と対照し、道楷の経歴について同内容の記述があることを確認した。これにより「沂州道楷塔銘」が「大洪道楷塔銘」撰述にあたっての基礎資料となったことがわかった。また、その一方で既存資料とは異なる内容も確認することができた。

たとえば、道楷が出家した寺院についてである。さきに触れたように『普灯録』や『五灯会元』（一二五二）などの灯史は『僧宝伝』の「術臺寺」に基づいている。しかし、「沂州道楷塔銘」は開封府祥符縣の述聖院とし、「大洪道楷塔銘」もこれと同じであった。さきにみたように、塔銘の撰述者が大洪山と関係の深い人物によるものであることを考慮すれば、より信憑性が高いと思われ、灯史の記述はこれに基づくべきと考えられる。

また、道楷の弟子のうち、出世した人物が「三十一人」とあり、「大洪道楷塔銘」の二十九人と異なっていた。なお、弟子の人数については、さきにみたように『湖北金石志』と「大洪道楷塔銘」との間に相違があることが指摘されている。ただ、今回確認したように「沂州道楷塔銘」と「大洪道楷塔銘」との間にも相違がみられた。これを踏まえると、単なる誤記なのか、あるいは撰述時点での実情を考慮し改変したものなのかについて検討の余地があると思われる。

さらにみれば、道楷が投子に嗣法する以前に雲門宗や臨済宗の諸師に参じて印可を受けていたことや、寛首座なる人物に相見して潙仰宗旨を嗣いでいたという点については既存資料には確認されない。このように「沂州道楷塔銘」独自の伝承を含んだものとなっているのである。

最後に、特筆すべき点をあげるならば、道楷示寂後の経過が示されていることである。道楷は「沂州道楷塔銘」にあるように政和八年（一一一八）五月十四日に沐浴更衣して示寂

し、二日後の十六日に荼毘された。そして、九月一五日に塔廟に蔵められたとある。ちなみに「沂州道楷塔銘」の立石日はそれに先立つ九月五日である。これら示寂から納骨に至る間の詳細な経緯が「大洪道楷塔銘」と一致するという点こそは、まさに基礎資料であることの証左といえよう。

そして、何よりもこの「沂州道楷塔銘」が見つかったことにより、道楷の霊骨が蔵められた芙蓉湖の塔廟の所在地が現住所でいう臨沂市蘭陵県東小屯村であったことが確認されたのである。この点だけをみても、道楷研究における「沂州道楷塔銘」の資料的価値は非常に高いものといえるのである。

6、小結

今回、「大洪道楷塔銘」撰述に際し、基礎資料となった「沂州道楷塔銘」を確認したことにより、「大洪道楷塔銘」の成立過程において不明であった点を多少なりとも補うことが可能となった。「沂州道楷塔銘」にも触れている道楷の語録偈頌集である『般陽集』は現在未確認であるが、仮に本書が発見されれば、より一層道楷研究に資するものとなろう。可能性としては極めて低いが、しかし、今回の「沂州道楷塔銘」の発見は、その可能性がゼロではないことを示唆するものである。

近年刊行された『邢台開元寺金石志』（国家図書館出版社、二〇一三）において発掘紹介された碑文の研究により、従来の文献資料からは知り得なかった一三世紀から一四世紀にかけての北地における禅僧の活動状況が報告されている。このことからも各地に第二、第三の「沂州道楷塔銘」があることが想定されるため、今後積極的に取り組まれることが望まれるのである。

なお、最後に碑陰について触れたい。碑陰には「芙蓉老人碑陰」とあり、「碑銘」より解読不明な部分が多くて資料的に提供することは今回はできない。ただ、門人についてのみは触れておきたい。『続伝灯録』「目録」を参考にして、寺名は『普灯録』を優先して諱を補正すれば、二十六人が数えられる。

①東京淨因枯木（香山）法成、②長安天寧大用（大智）齊璉、③鄧州丹霞子淳、④東京淨因自覺、⑤建昌軍資聖南、⑥潼川府梅山（白水）修己、⑦襄陽府石門元易、⑧筠州洞山道微、⑨西京天寧（韶州）禧誦、⑩襄陽府鹿門法燈、⑪隆興府泐潭闡提寶峰惟照、⑫福州普賢善秀、⑬太傅高世則居士、⑭建昌軍資聖南、⑮西京招提寶、⑯隨州大洪守恭、⑰大智皎、⑱靈巖應、⑲合州鑑、⑳西京少林江、㉑潼川府景山居、㉒廬山慧日南、㉓朝請崔公居士、㉔齊州善應、㉕西京尼道深、㉖提刑楊居士

更に『禅灯世譜』（一六三一）には、㉗朝清崔公居士が加わっている。

碑陰には、当然、道楷の示寂前に既に遷化した丹霞子淳は

いないが、そこに予想として見られるのは、先の番号を付して考えると次のようになる。

道□、④自覺、⑩法燈、□□、□□、①法成、得安、⑥修己、□惟岳、宗□、⑨禧誧、⑱善應、□□、□□、□雲□、②齊□蓮、□微、⑪惟照

同定可能な者や新たな法嗣が知られるが、正確には読み取れないのは残念である。

臨沂市蘭陵県にある道楷禅師ゆかりの芙蓉山は土砂採取によって三十年前と姿をすっかり変えてしまっていた。広大な農地が広がる豊かなこの地にも、やがて開発の動きがみられるかもしれない。その流れのなかで、芙蓉道楷の事蹟を伝える貴重な塔銘が失われてしまうことなく、後世へと伝承できるように「沂州道楷塔銘」の保存並びに全文解読が早急になされることを切に願うものである。

註

（1）今回の「駒澤大学山東省・河北省仏教史参観団」は以下の団員で構成された。団長石井修道、副団長小早川浩大、久我孝顯、浅田より子、五十嵐嗣郎、小畑節朗、青木宏泰、角田隆真、神宮寺將雄。

（2）伝不詳。「大洪道楷塔銘」には「朝請郎新差知北外都水丞公事賜緋魚袋天彰王彬」とある。

（3）小早川浩大「芙蓉道楷の伝記に関する一考察」（『宗学研究紀要』二七、二〇一四）において、道楷の伝記に関する主な記述が『禅林僧宝伝』拠るところが多いことを確認した。

（4）『宋代禅宗史の研究』〔資料五〕「宋大洪楷禅師塔銘」は『湖北金石志』巻一〇、『湖北通志』巻一〇二に基づき、「僧臘四十二」となる。この論文では、原碑を翻刻した胡建民「北宋末南宋初期における曹洞宗祖師の実証的研究（一）―大洪報恩、芙蓉湖について―」（『〈駒澤大学〉仏教経済研究』第四三号、二〇一四年）も参照した。そこには「四十五」とある。なお、このような相違については原文中に（　）で示した。

（5）前出『宋代禅宗史』二四一頁参照。

（6）前出『宋代禅宗史の研究』二五四頁～二五五頁。

［付記］塔銘の原文及び訓読は、原碑を尊重して新旧の漢字を使用したが、この論文全体を旧字には統一しなかった。

共同研究「道元禅師の総合的研究」

「典座教訓」の註釈的研究（中）

石井修道　監修
曹洞宗総合研究センター宗学研究部門　編

略　号

底本および校本

文亀本＝『永平寺史料全書』禅籍篇第一巻（大本山永平寺、二〇〇二年）
寛本　＝『永平寺元禅師清規』（京都婦屋林伝左衛門、寛文七年〈一六六七〉）
冠註　＝『冠註　永平元禅師清規』（京都柳枝軒、寛政六年〈一七九四〉）
増註　＝古田梵仙増冠傍註『増冠傍註　永平元禅師清規』（京都出雲寺文二郎、明治一七年〈一八八四〉）

参考資料

（上）＝「「典座教訓」の註釈的研究（上）」（『宗学研究紀要』第二八・二九合併号所収、二〇一六年）
講談社本＝中村璋八・石川力山・中村信幸訳注『典座教訓・赴粥飯法』（講談社学術文庫、一九九一年）
春秋社本＝『道元禅師全集』一～七（春秋社、一九八八～一九九三年）
春秋社訳註本＝『原文対照現代語訳　道元禅師全集』一～一七（春秋社、一九九九～二〇一三年）
秋月本＝秋月龍珉『道元禅師の『典座教訓』を読む』（大法輪閣、一九八五年）
教育社本＝佐藤達全訳『典座教訓』（教育社、一九八八年）
駒沢学園本＝『口語訳　道元禅師の典座教訓』（菅原昭英監修、駒沢学園、二〇〇九年）
『禅苑清規』＝『訳註禅苑清規』（曹洞宗宗務庁、一九七二年）
大正＝『大正新脩大蔵経』（大正巻数・頁数a等と表記）
『典座教訓の参究』＝『典座教訓の参究』（『高祖道元禅師録参究叢書』五、国書刊行会、一九九七年）
『典座教訓聞解』＝面山瑞方（一六八三～一七六九）『典座教訓聞解』（貝葉書院〈後印〉、明和六年〈一七六九〉）
石井本上＝石井修道編『禅籍善本古注集成　宏智録上』（宋版）（名著普及会、一九八四年）
『宗門統要集』＝柳田聖山・椎名宏雄編『禅学典籍叢刊』第一巻（臨川書店、一九九九年）

禅文研本　＝『景徳伝灯録』（東禅寺版）（禅文化研究所、一九九〇年）
『祖英集』　＝柳田聖山・椎名宏雄編『禅学典籍叢刊』第二巻（臨川書店、一九九九年）
大慧『正法眼蔵』　＝柳田聖山・椎名宏雄編『禅学典籍叢刊』第四巻（臨川書店、二〇〇〇年）
中文出版社本　＝柳田聖山編『無著校写　宋本古尊宿語要』（中文出版社、一九七三年）
『碧巌破関撃節』　＝永平正法眼蔵蒐書大成刊行会編『道元禅師真蹟関係資料集』（大修館書店、一九八〇年）
『聯灯会要』　＝椎名宏雄編『五山版中国禅籍叢刊』第二巻上（臨川書店、二〇一四年）
『禅学大辞典』　＝『新版禅学大辞典』（大修館書店、一九八五年）
『禅語辞典』　＝入矢義高・古賀英彦編『禅語辞典』（思文閣出版、一九九一年）

凡　例

一、本稿は、道元禅師著『典座教訓』の註釈的研究で（上）の続編であり、凡例・原文・訓読・語註・出典一覧表・出典対照表によって構成されている。本研究の趣旨は（上）を参照されたい。

一、本稿における文字は、通用の新字体に統一した。

一、本稿では、全体を適当な段落に区切り、各段落に内容を示すタイトルを新たに付した。

一、『典座教訓』原文の底本には、文亀本を用い、寛本・冠註・増註の三本と対校した。底本との間に異同がある場合は、原文右に「※」を付け、原文末に一字下げで示した。

一、原文は、文亀本に基づき、明らかに誤字・脱字と思われる箇所は他本で改め、校異・語註にて指摘した。

一、原文の頁数は、『永平寺史料全書』禅籍篇第一巻にしたがい、複数頁にわたる場合は（〇〇頁左～〇〇頁右）のように記載した。

一、句読点・語註は、略号で列挙した文献を参照して作成した。訓読は、寛本を参照しながら文意に応じて改めた。

一、出典一覧表は、目次と索引を兼ねたもので、事項名・出典・備考・頁数よりなる。頁数は本稿のものを記した。

一、出典対照表は、上段に『典座教訓』の引用箇所及び『永平寺史料全書』禅籍篇第一巻の頁数、下段に引用典籍の相当箇所を示した。道元禅師の他の著述における関連箇所は、上段に一字下げで示した。

一、引用典籍は、冒頭に略号を設けた。略号の内容は次に示す通りである。

a＝道元禅師が引用したと思われる出典（第一出典）

b＝第一出典とは断定できないが同内容と思われる出典（第二出典）

c＝参考資料

本研究会参加者

講師……石井修道（駒澤大学名誉教授）

専任研究員……小早川浩大

研究員……加藤龍興、澤城邦生、角田隆真、秋津秀彰、新井一光

2　一日の仕事の流れ

(8)　典座の仏事利生

原文

其運心道用為体者、古先縦得三銭而作莆菜羹、今吾同得三銭而作頭乳羹。此事難為也。所以者何。今古殊劣、天地懸隔。豈得斉肩者哉。然而審細弁肯之時、下視古先之理、定有之也。此理必然猶未明了、卒思識紛飛兮如其野鳥、情念奔馳兮同於林猿也。

若使彼猿鳥一旦退歩返照、自然打成一片。是乃被物之所転能転其物之手段也。如此調和浄潔、勿失一眼両眼。拈一茎菜作丈六身、請丈六身作一茎菜。神通及変化、仏事及利生者也。　（四七八頁右～四七九頁右）

※得……文亀本ハ「同」ト「三」ノ間ニ右側ヨリ傍線ヲ付シ、頭註ノ「得」字挿入アリ。
※劣……寛本・冠註・増註ハ「異」ニ作ル。
※斉……文亀本ハ「斎」ニ作ル。

訓読

其の運心道用の為体は、古先は縦い三銭を得て莆菜羹を作るも、今吾れは同じく三銭を得て頭乳羹を作らんとするなり。此の事は為し難きなり。所以は何ん。今古は殊劣にして天地は懸隔す。豈に肩を斉しくすることを得る者ならんや。然れども審細に之を弁肯する時、古先を下視するの理、定めて之れ有るなり。此の理必ず然あるも、猶お未だ明了ならざれば、卒に思識紛飛すること其れ野鳥の如く、情念奔馳すること林猿に同じきなり。

もし彼の猿鳥をして一旦退歩返照せしめば、自然に打成一片ならん。これ乃ち物の所転を被るとも能くその物を転ずるの手段なり。かくのごとく調和し浄潔にして、一眼両眼を失することなかれ。一茎菜を拈じて丈六身となし、丈六身を請して一茎菜となす。神通の変化に及び、仏事の利生に及べばなり。

※之……文亀本ハコノ下ニ「有」ルモ衍字ト解ス。
※卒……寛本・冠註・増註ハコノ下ニ「由」アリ。
※識……寛本・冠註・増註ハ「議」ニ作ル。
※鳥……寛本・冠註・増註ハ「馬」ニ作ル。
※鳥……寛本・冠註・増註ハ「馬」ニ作リ、コノ下ニ「而」アリ。
※及……文亀本ハ「乃」ニ作ル。

語註

①其運心道用為体……典座が仏道に心を尽す様子。
②古先……古聖先徳の意。潙山や雪峰、洞山など典座をつとめたすぐれた先人のこと。
③殊劣……優と劣のこと。「弁道話」巻に「しめしていはく、しるべし、仏家には、教の殊劣を対論することなく、法の浅深をえらばず、ただし修行の真偽をしるべし」（春秋社本二・四六七頁）とあるように『正法眼蔵』では優劣の意で用いられる。ただし、「今古殊劣、天地懸隔」を対句と考えた場合、諸本の「殊異」の方が相応する。そこで、ここでは『正法眼蔵』において「殊劣」と「殊異」の両者が明確に使い分けられていることを踏まえ、文亀本に準じて「殊劣」とし、優れた古先に比して今の人が劣っていることと捉える。
④斉……校異で指摘の通り、文亀本は「斎」に作るが、「斎」は身を清める、食事をめぐむの意。ここでは、ならべるの意であることから、文亀本の「斎」は誤字と考え、他の校本にならい「斉」とした。
⑤審細弁肯之時、下視古先之理……「弁肯」は、よく弁えて、つとめること。「下視」は、高所よりみること。ここでは、すぐれた先人を上回り凌ぐこと。「審細弁肯之時」の「之」は「これ」と読む寛本・講談社本等と、「の」と読む冠註・増註・教育社本等がある。
⑥思識紛飛……思考や認識作用がいり乱れること。

⑦野鳥……空を乱れ飛ぶ鳥のこと。心が散乱するさまの譬え。多くの場合、馬や猿を用いて心の乱れを譬えることから「野馬」や「意馬」と記される。このことから「野鳥」を「野馬」の誤記とみることもあるが、ここでは「野鳥」と「紛飛」との対応関係がみられることから文亀本の表記は妥当と考える。

⑧情念奔馳……感情や念慮がかけめぐること。

⑨林猿……林の中を跳びまわる猿のこと。心が散乱するさまの譬え。「心猿」とも記され、例えば『永平広録』巻五、三四八上堂に「良久云、莫管他心猿意馬。功夫猶若火中蓮」（春秋社本三・二二八頁）とあり、『永平広録』巻五、三五四上堂に「西天諸祖二道無心是仏一、江西馬祖道二即心是仏一。雖レ道二即心是仏一、不三是道二心猿意馬即仏一。近代学人多少錯会」（春秋社本三・二二八頁）とある。

⑩一旦……ある日、ひとたびの意。

⑪退歩返照……心を外界から退けて内向かせ、真実の自己に立ち返ること。『普勧坐禅儀』に「所以、須レ休二尋レ言逐レ語之解行一、須レ学二回光返照之退歩一。身心自然脱落、本来面目現前」（春秋社本六・四頁）とある。

⑫打成一片……「打」は躍動感を持たせる接頭語。一心になりきること。

⑬被物之所転能転其物……「物」は外界の事物の意。外界の事物に動かされる状況下であっても、主体的にその事物に働きかけていくこと。

⑭一眼両眼……「一眼」は「一隻眼」ともいい肉眼では見通せない真実を見通す眼の意。「両眼」は左右の眼でありのままに見る肉眼の意。

⑮拈一茎菜作丈六身、請丈六身作一茎菜……「一茎菜」は前項で触れた「一茎草」と同様で、一本の菜のこと。価値のないようなものの譬え。他方、「丈六身」は一丈六尺の身で、仏のこと。特に仏の立身を指す。一本の菜を仏のように敬い、仏の立場でもって一本の菜を扱うことの大切さを説いている。出典対照1参照。

⑯神通及変化、仏事乃利生……「神通」は神通力の意。「変化」は神通力により自在に姿を変えるの意。「仏事乃利生」については、諸本で「仏事及利生」と記され、また直前の一文が「拈一茎菜作丈六身、請丈六身作一茎菜」と対句で表現されていることを考慮すると、「仏事及利生」の意味で解釈するのが妥当であろう。

3　僧食法の用心

(1)　何人分の食事を作ればよいのか

原文

已調、※々了已弁、※々得看那辺[1]、安這辺[1]。鳴鼓鳴鐘[2]、随衆随参。朝暮請参[3]、一無虧闕[4]。

却来這裏、直須閉目諦観、堂裏幾員単位[5]、前資[6]・勤旧[6]・独寮[6]等幾僧、延寿[7]・安老[7]・寮暇[7]等僧有幾个人[※]、旦過幾枚[※]雲水、庵裏多少皮袋[9]。如此参来参去、如有繊毫疑猜、問他堂司[10]及諸寮頭首[11]・寮主[12]・寮首座[12]等。

（四七九頁右～左）

※々……寛本・冠註・増註ハ「調」ニ作ル。
※々……寛本・冠註・増註ハ「弁」ニ作ル。
※个……寛本・冠註・増註ハ「箇」ニ作ル。
※枚……寛本・冠註・増註ハ「板」ニ作ル。
※庵……寛本・冠註・増註ハ「菴」ニ作ル。

訓読

已に調え、調え了って已に弁じ、弁じ得て那辺（なへん）を看（み）、這辺（しゃへん）に安（お）く。鼓（く）鳴り鐘鳴らば、衆に随い参に随う。朝暮の請参（しんさん）、一つとして虧闕（きけつ）することなかれ。

這裏に却来（きゃらい）せば、直須（すべから）く目を閉じて、堂裏に幾員の単位ぞ、前資・勤旧・独寮等に幾僧ぞ、延寿・安老・寮暇等の僧幾个の人か有る、旦過に幾枚の雲水ぞ、庵裏に多少の皮袋ぞと諦観すべし。此の如く参じ来り参じ去りて、如（も）し繊毫の疑猜有らば、他の堂司及び諸寮の頭首・寮主・寮首座等に問え。

語註

①那辺・這辺……あちらとこちらの意。
②鳴鼓鳴鐘……修行道場において種々の行事を知らせるために太鼓や鐘を鳴らすこと。
③朝暮請参……「請」は請益のことで、語録等の講義をお願いして聴聞すること。「参」は師に参じて法を聞くこと。「朝参暮請」ともいう。
④虧闕……「虧」も「闕」も欠けるの意。ここでは欠席すること。
⑤堂裏・単位……「堂」とは僧堂のことを指す。「単」は眠単のことで下に敷く布団のことをいい、被位・単位ともいう。
⑥前資・勤旧・独寮……「前資」・「勤旧」は前出。（上）二九一頁語註⑮参照。長い間、叢林にあって役職等をつとめた僧のこと。「独寮」は一寮に起臥することを許された人。合わせて有徳の高僧をいう。
⑦延寿・安老・寮暇……病僧が療養のために休養する室または建物のことを延寿堂という。「安老」は、禅院にある、老僧や隠居などの安息している寮舎のことであり、「寮暇」は、暇を請うて、寮内で休息することをいう。合わせて安養中の僧をいう。
⑧旦過……「旦過」とは正規に入堂していない僧が止宿することであり、その場所を旦過寮という。庵裏と合わせて、正式に入堂してない人のことである。
⑨皮袋……一般的には人の身体をいう。道元禅師は、「皮袋」については「人間」程度の意に使用しており、批判的に用いる場合は「臭皮袋」とする傾向がある。
⑩堂司……『禅林象器箋』巻八には、「忠曰、維那掌二僧堂事一。其レ所居言二堂司一、又呼二其人一為二堂司一〈若呼レ居処為二堂司一、則維那寮是也〉」（柳田聖山編『禅林象器箋・葛藤語箋・禅林句集弁苗』、中文出版社、一九七九年、三〇七頁、〈　〉内は割註）とあり、堂司とはすなわち維那の別称である。
⑪諸寮頭首……首座・書記・蔵主・知客・浴主・庫頭の六つを六頭首というが、『禅苑清規』にはこの他にも街坊・水頭・炭頭・華厳頭等多数の小頭首が記載されている。
⑫寮主・寮首座……「寮主」は衆寮に関する要務を司る役であり、「寮首座」は寮中に止宿して寮内の紀綱を取り締まる職位

である。

3　僧食法の用心

(2)　作る者と食する者との感応道交

原文

銷来疑便商量、喫一粒米添一粒米、分得一粒米却得両箇半粒米、三分四分・一半両半、添他両箇半粒米、便成一箇一粒米、又添九分、剰見幾分、今収九分、見他幾分。

喫得一粒盧陵米、便見潙山僧、添得一粒盧陵米、又見水牯牛。水牯牛喫潙山僧、潙山僧牧水牯牛。吾量得也未。你筭得也未。撿来点来分明分暁、臨機便説、対人即道。且恁功夫、一如二如、二日三日、未可暫忘也。

施主入院捨財設斎、亦当諸知事一等商量、是叢林旧例也。回物俵散同共商量。不得侵権乱職也。

（四七九頁左～四八〇頁右）

訓読

疑いを銷し来りて、便ち商量すらく、一粒米を喫するに一粒米を添え、一粒米を分ち得ば、却って両箇の半粒米を得、三分四分・一半両半あり、他の両箇の半粒米を添うれば、便ち一箇の一粒米と成る、また九分を添え、剰り幾分かと見、今九分を収めて、他は幾分かと見る。

一粒の盧陵米を喫得して、便ち潙山僧を見、一粒の盧陵米を添得して、また水牯牛を見る。水牯牛、潙山僧を喫し、潙山僧、水牯牛を牧す。吾れ量得す也未。你筭得す也未。撿し来り点じ来って分明にし分暁にし、機に臨んで便ち説き、人に対して即ち道え。しばらく恁のごときの功夫、一如二如、二日三日、未だ暫くも忘るべからざるなり。

施主、院に入りて財を捨し斎を設けば、また当に諸の知事と一等に商量すべし、これ叢林の旧例なり。回物の俵散も同じく共に商量せよ。権を侵し職を乱すことを得ざれ。

※他……冠註・増註ハ「佗」ニ作ル。以下コノ異同ハ校異セズ。
※筭……冠註・増註ハ「算」ニ作ル。
※撿……寛本ハ「檢」ニ作ル。

語註

①銷来疑……「疑」は前段の「繊毫の疑猜」に相当する。つまり、食事を供する人数を確定すること。
②商量……前出。（上）二九二頁語註⑪参照。協議すること、相談すること。
③一粒米……一粒の米であるが、ここでは僧一人についての一食分の意。
④三分四分……三分の一、四分の一。
⑤又添九分、剰見幾分、今収九分、見他幾分……当該箇所の「九分」に対しては「九割」と「九分の一」という二つの解釈が存在する。参考文献中では、講談社本・駒沢学園本・教育社本が「九割」と解釈しているの対し、秋月本では「九分の一」と解釈している。本稿では、後者「九分の一」として解釈した。その理由として、一つは前段部で「三分四分」を「三分の一、四分の一」と解釈しているため、「九分」に関してもその基準に依った。もう一つは当該箇所を「九割」とした場合、「一人前の九割を収める」となってしまうが、それは現実的な解釈ではないと判断したためである。
⑥喫得一粒廬陵米……「廬陵」は中国江西省廬陵県のことで、上等な米を産し、道元禅師も『永平広録』巻二・一四八上堂で「良久云、廬陵米価高、鎮州蘿蔔大」（春秋社本三・九四頁）と説く。ここでは、典座が心を込めて作ったおいしい食事の意。また、「廬陵米」は、『景徳伝灯録』巻五「清原（ママ）行思章」を出典として踏まえる。詳細は出典対照2参照。「潙山僧」は百丈懐海（七四九～八四一）の下で典座となった潙山霊祐（七七一～八五三）のことで、『知事清規』でも詳述されている（春秋社本六・一〇八～一一〇頁）。「潙山僧」と「水牯牛」との関係は次註参照。
⑦水牯牛喫潙山僧……この一節は『宗門統要集』巻四「潙山霊祐章」等を出典として踏まえる。出典対照3参照。「水牯牛」は水牛の一種で雌または去勢した雄の牛のことであるが、ここでは潙山の生まれ変わりに相応しい優れた修行者の意。つまり、この一文は、心を込めて作られたおいしい食事を通じて典座と修行者とが向き合う様子を示している。

⑧一如二如……「如」は如実の意。真実のままに行うこと。
⑨二日三日……毎日毎日。
⑩斎（おとき）……前出。（上）二九二頁語註①参照。禅院における中食（昼食）を指す言葉であるが、ここでは僧に食事の供養をする御斎のこと。
⑪諸知事……前出。（上）二九〇頁語註③参照。六知事のこと。
⑫一等……前出。（上）二九九頁語註⑬参照。ここでは、一緒にという意。
⑬叢林旧例……「叢林」は修行道場のこと。僧衆を樹木の群がりに譬えた言葉。「当諸知事一等商量」を指示する「旧例」とは、『禅苑清規』巻三「典座」にある「並預先与レ庫司知事商量」「同共商量即可」（一一六頁）を承けていると考えられる。
⑭回物俵散……「回物」は施主から寺院や僧に寄進された物。「俵散」は寄進された物を分け与えること。『禅苑清規』巻三「典座」にある「俵散同利務要二均平一」（一一六頁）を承けていると考えられる。

3　僧食法の用心

(3)　僧食九拝の作法

原文

斎粥如法弁了、安置案上①、典座搭②裟裟展③坐具。先望僧堂焚④香九拝、拝了乃発食也。経一日夜、調⑤弁斎粥、無⑥※虚光陰、有実排備、挙⑦動施為、自成聖⑧胎長養之業、退⑨歩翻身、便是大衆安楽之道也。（四八〇頁右～左）

※虚……寛本・冠註・増註ハコノ下ニ「度」アリ。

訓読

斎粥如法に弁じ了り、案上に安置し、典座袈裟を搭（か）け坐具を展ず。先ず僧堂を望みて香を焚き九拝す。拝し了って乃ち食を発すべきなり。一日夜を経、斎粥を調弁し、虚しい光陰無く、実の排備有らば、挙動施為（こどうせい）は、自ら聖胎長養（しょうたいちょうよう）の業と成り、退歩翻身（たいほほんしん）せば、便ち是れ大衆安楽の道なり。

語註

①案……机のこと。几案ともいう。ここでは飯器等を置く机のこと。

②搭袈裟……「袈裟」は僧侶が修行の際に身につける衣の一種。衣の色は壊色（えじき）を用い、元来はぼろ布を縫い合わせて作られたものであった。「袈裟」の搭け方には偏袒右肩（へんだんうけん）（右肩をあけ、左肩に掛ける方法）と通両肩搭（つうりょうけんとう）（両肩に通す方法）の二種類の方法があり、前者は通常の時に、後者は主に化導者としての立場にある時に掛ける方法である。道元禅師は『正法眼蔵』「袈裟功徳」巻で、袈裟の伝承や意義、搭け方等について詳述されている。

③展坐具……「坐具」は坐臥する時、地上または臥具等の上に展（の）べる布。袈裟を搭けた際は必ずこれを携え、展べて拝し、展べて坐る。

④焚香九拝……出典は『禅苑清規』巻三「典座」。出典対照4参照。僧堂で食事が行われる際、庫院で食事を準備し終わって僧堂に運ぶ前に、庫院前にて典座和尚が搭袈裟して粥飯に対して香を焚き、僧堂を望んで展坐具九拝すること。この礼拝は僧への供養と食事への感謝の為に行われるものである。

⑤調弁斎粥……朝食および昼食の食事を調理・準備することの意。「調弁」は（上）二九九頁語註④参照。

⑥無虚光陰、有実排備……「排」は並ぶ、「備」は準備の意。「排備」とは配膳・準備すること。校異にも記載の通り、寛本・冠註・増註では「無虚度光陰」となっているのに対し、文亀本では「度」の文字がない。これについては、「無虚光陰」と「有実排備」が、「無」と「有」の対、「虚」と「実」の対、構文上の対という対句になっているため、「度」がない文亀本に従って読むのが適切と考えられる。

⑦挙動施為……一挙一動、一挙手一投足のこと。することなすことすべて。

⑧聖胎長養之業……「聖胎」とは、諸仏菩薩が安住しているところを指す。ここでは、仏法に身を任せて修行している行為をいう。

⑨退歩翻身……自己を明らめるために内省すること。本稿一〇一頁語註⑪参照。

3　僧食法の用心

(4)　僧食如法作、日本国に無し

原文

而今我日本国、仏法名字①、聞来已久。然而僧②食如法作之言、先人不記、先徳不教。況乎僧③食九拝之礼、未夢見在。国④人謂、僧食之事、僧⑤家作食法之事、宛如⑥禽獣食法。実可生憐、実可生悲。如⑦何何※若。

（四八〇頁左～四八一頁右）

※何若……寛本・冠註・増註ハ「哉」ニ作ル。文亀本ハ「何」ト「若」ノ間ニ右側ヨリ傍線ヲ付シ、「何」字ノ挿入アリ。

訓読

而今我が日本国は、仏法の名字、聞き来ること已に久し。しかあれども、僧食如法作の言、先人記さず、先徳教えず。況や僧食九拝の礼、未だ夢にも見ざる在り。国人謂えらく、僧食の事、僧家作食法の事、宛かも禽獣の食法の如しと。実に憐れみを生ずべし、実に悲しみを生ずべし。如何何若。

語註

①名字……（1）名と字（2）名声（3）名称。ここでは（3）の意か。

②僧食如法作……「僧食」は僧の食事、「如法作」は一定の順序・方式に従っていることをいう。つまり、僧に提供される食事を、正しい手順を踏まえて作ること意味している。（上）二九四頁語註⑧「三徳」も参照のこと。

③僧食九拝……「焚香九拝」と同じ。本稿一〇七頁語註④参照。

④国人……日本の人々を指す。

⑤僧家作食法……「僧家」とは僧侶のこと。ここでは、僧侶が食事を作る際の作法を意味している。

⑥禽獣食法……「禽獣」は鳥や獣のこと。ここでは鳥や獣の餌の食べ方、あるいは鳥や獣に餌を与えるようなやり方など、禽獣の食に関わる全般を指し、粗略な所作の譬えとしている。

⑦如何何若……ここでは「どのようにすればよいのであろうか」の意。「如何」は、「どのようにしようか」「いかにすればよいか」の意味で、「何若」は、「どのようであろうか」の意味（『漢辞海』第三版、三省堂、二〇一一年、八一頁）。「僧食如法作」の無い日本の現状への対処法を自問している。

4　在宋中の出来事

(1)　老典座との出会い

原文

①山僧在天童②時、③本府用典座充職。予因斎罷過東廊赴④超然斎※之路次、典座在仏殿前⑤晒苔。⑥手携竹杖、頭無片笠。天日熱、⑦地甎熱、汗流徘徊、励力晒苔。稍見苦辛。背骨如弓、⑧※尨眉似鶴。山僧近前、⑨便問典座法寿。座云、六十八歳。山僧云、⑩如何不使行者・人工。座云、他不是吾。山僧云、⑪老人家、※⑫天日且恁如法熱、如何恁地。座云、更待何時。山僧便休。歩廊脚下、潜覚此職之為⑬機要矣。

（四八一頁右～左）

※斎……文亀本ハコノ右ニ「イ无」ト作ル。

※尨……寛本・冠註・増註ハ「龍」ニ作ル。

訓読

山僧、天童に在りし時、本府の用典座、職に充たれり。予因みに斎罷って東廊を過ぎ超然斎に赴くの路次、典座仏殿前に在って苔を晒す。手に竹杖を携え、頭に片笠なし。天日熱し、地甎熱するも、汗流れて徘徊し、力を励まして苔を晒す。やや苦辛するを見る。背骨弓の如く、尨眉鶴に似たり。山僧近前して、便ち典座の法寿を問う。座云く、「六十八歳」。山僧云く、「如何が行者・人工を使わざる」。座云く、「他は是れ吾れにあらず」。山僧云く、「老人家、天日かつ恁のごとく如法に熱す。如何が恁地にする」。座云く、「更に何れの時をか待たん」。山僧便ち休す。廊を歩する脚下、潜かにこの職の機要たることを覚ゆ。

※家……寛本・冠註・増註ハコノ下ニ「如法」アリ。
※如法……寛本・冠註・増註ハ「如法」ヲ欠ク。

語註

①山僧……前出。（上）二九一頁語註⑭参照。道元禅師のこと。
②天童……道元禅師が入宋後最初に掛錫した太白名山天童景徳禅寺（『舎利相伝記』、春秋社本七・二一六頁）のこと。天童山、景徳寺、天童寺等の別称も用いられている。
③本府用典座……「本府」は地元の明州慶元府出身の意で、「用典座」は「用」という名の典座の意。
④超然斎……「斎」は部屋の意であるので、「超然斎」という名称の部屋のことであるが、詳細は不明。
⑤苔……海藻の一種で、青海苔（あおのり）の類。講談社本の「寧波付近では古くから海藻を食する文化があった」（七二頁）という説に従った。
⑥頭無片笠……「片」は小さな・僅かなを意味する。頭には笠さえも無かったということ。
⑦地甎……敷瓦。
⑧彡眉……黒と白の混じった眉の意。年老いた容貌を形容する言葉。
⑨法寿……法体の年齢の意。正式な僧侶になってからの年数（法臘）を指しているのではない。
⑩行者・人工……「行者」は前出。（上）三〇二頁語註⑬参照。禅院で未得度のまま諸々の仕事に携わる者。「人工」は寺院内での諸雑事のために雇われた在俗の人。
⑪老人家……「老」は、敬意や親密さを表す接頭辞。「家」は特に意味を持たない接尾辞。「ご老僧」という程の意。
⑫天日且恁如法熱、如何恁地……「如法」は、常の如くの意。「地」は、副詞接尾辞。「恁地」で「そのように」の意。校異で示した通り、文亀本と他の諸本では「如法」の位置が異なり、諸本では「老人家如法」とし、「他は是れ吾れにあらず」の返答として「ご老僧、おっしゃる通りです」という解釈が一般的にされるが、原文の表記のままでも解釈が可能であるため、他の諸本に準じる形での訂正は行わず、「太陽がこのように常の如くカンカンと照り付けていますのに、どうしてこ

のようなことをなさるのですか」と解釈した。

⑬機要……枢機肝要の意。最も大切なこと。

4　在宋中の出来事

(2)　船中での問答（一）

原文

又嘉定十六年癸未五月中、在慶元舶裏、倭使頭説話次、有一老僧来。年六十許載。一直便到舶裏、問他和客討買倭椹。山僧請他喫茶。問他所在、便是阿育王山典座也。他云、吾是西蜀人也。離郷得四十年、今年是六十一歳。向来粗歴諸方叢林。先年、権孤雲住裏、討得育王掛搭、胡乱過。然去年、解夏了、充本寺典座。明日五日、一供、渾無好喫。要做麺汁、未有椹在。仍特々来、討椹買、供養十方雲衲。

（四八一頁左～四八二頁右）

※載……寛本・冠註・増註ハ「歳」ニ作ル。

※問他和客……寛本・冠註・増註ハ「問和客」ニ作ル。

※権孤雲住裏……寛本・冠註・増註ハ「権住孤雲裏」ニ作ル。

※々……寛本・冠註・増註ハ「特」ニ作ル。

訓読

又嘉定十六年癸未五月の中、慶元の舶裏に在りて、倭使頭と説話の次に、一老僧有りて来たる。年は六十許りの載なり。一直に便ち舶裏に到り、他の和客に問いて、倭椹を討め買う。山僧他を請して喫茶せしむ。他の所在を問うに、便ち是れ阿育王山の典座なり。他云く、「吾れは是れ西蜀の人なり。郷を離るること四十年を得たり。今年は是れ六十一歳なり。向来粗諸方の叢林を歴たり。先年、権孤雲の住裏に、育王を討ね得て掛搭し、胡乱に過ぐ。然るに去年、解夏し了るに、本寺の典座に充てらる。明日五日、一つ供せんとするに、渾て好喫するもの無し。麺汁を做らんと要むに、未だ椹有らざる在り。仍りて特々として来たるは、椹を討め買い、十方の雲衲に供養せんとす」。

語註

①嘉定十六年……一二二三年、和暦貞応二年。道元禅師二四歳。道元禅師は、同年二月二一日に道中の通過許可状を得て（「後高倉上皇院宣写」・「六波羅過所写」、永平寺文書）、翌二二日に建仁寺を出発し（『明全戒牒奥書』・『舎利相伝記』）、四月中に中国に着岸する（『正法眼蔵』「洗面」巻）。

②五月中……この「中」を、二四節気の中気と解して、五月の中気（夏至）、つまり五月中旬頃とする説（講談社本等）と、「五月の中のある日」というような意味で取る説（春秋社訳註本等）がある。この二つの解釈は、後述の「明日五日」の理解とセットであると考えられるので、詳細はそちらで述べる。

③慶元……現在の寧波市。南宋代に、明州を改めて慶元府と名付けられた。

④倭使頭……「使頭」は、「使者のうちの上位の者。副使に対する正使」（『日本国語大辞典』）。日本の使者で、その長。ここでは、船長という程の意。

⑤倭椹……茸、あるいは椎茸のこと。この「椹」が何を指しているのかについては諸説ある。（1）「椹」の字義は桑の果実のことで、『典座教訓聞解』もこれを踏襲し、「日本ノ売物ノ中デ桑実ハアルヤト討テ求ルナリ」（一七丁表）としている。（2）冠註は、張華（二三二～三〇〇）『博物誌』の、「江南諸山大樹断倒、経二春夏一生レ菌、謂二之椹一」という記事を引用して、桑の果実ではなく、茸のことであるとしており、この茸・椎茸説が伝統的には主流である。（3）東隆眞氏は「『典座教訓』に見られる苔と倭椹について」（『宗学研究』第二六号、一九八四年）において、聞き取り調査の結果、木耳（きくらげ）とする見解もあることを紹介している（二一頁）。『宝慶記』には、「和尚（如浄）示誨曰…莫レ喫二諸椹一」（春秋社本七・六～八頁）とあり、伊藤秀憲氏はこれについて、「『倭椹』は麺汁に用いる日本産のきのこで、如浄が諸椹を食べることを禁じているのは、毒きのこのことを言っているとみることもできよう」（春秋社訳註本一六・六二頁）と結論づけている。本稿では伊藤説及び伝統的解釈に従い、（2）の意味であるとした。因みに、「椹」を「さわら」と読むのは日本語的用法。

⑥阿育王山……阿育王山広利禅寺（『正法眼蔵』「仏性」巻）。浙江寧波府鄞（ぎん）県に所在。中国五山第五位。

⑦西蜀……現在の四川省。

⑧権孤雲住裏……「権孤雲」は、阿育王山二九世（三〇世）孤雲道権（生没年不詳）。仏照徳光（一一二一～一二〇三）の法嗣（玉村竹二

『五山禅林宗派図』、思文閣出版、一九八五年、四頁）。孤雲道権については、佐藤秀孝「笑庵了悟と晦巌大光―道元が在宋中に参学した阿育王山の大光長老をめぐって―」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』第七三号、二〇一五年。以下、「佐藤論文」）参照。

⑨胡乱過……「胡乱」は「こらん」（講談社本）とも読み、いい加減、でたらめのこと。ここでは、無駄に過ごしてしまったという程度の意。

⑩解夏……夏安居が解制を迎え、終わること。「夏安居」は、夏の三ヶ月間の修行のことで、一般的には四月一五日から七月一五日までの期間で行われ、その期間は制中と呼ばれる。

⑪充本寺典座……「本寺」は、阿育王山。恐らく、老典座を典座職に任じた住持は、孤雲道権の二代後の晦巌大光（生没年不詳）であろう（佐藤論文」五二頁参照）。

⑫明日五日……五月五日（端午の節句）のこと。この特別な食事が提供される五日を、五参上堂のような、五日毎の上堂が行われる日とする説（講談社本等）と、五月五日とする説（春秋社訳註本等）がある。この両者の解釈の違いは、前掲「五月中」と同じ分かれ方になっており、講談社本等では、「五月中」を「五月中旬頃」と解釈し、それを説明するために五参上堂としているものかと思われる。この一文のみからはいずれとも判断し難いが、本稿では五月五日のことした。またこれを五月五日とすれば、この問答が行われたのは五月四日ということになる。

⑬麺汁……「小麦粉製の麺類料理で、うどん汁、水団の類」（講談社本八三頁）。

⑭在……「句末の「在」は唐代の俗語で、強い断定の語気を表わす。「在り」という意味はない」（『禅語辞典』一五六頁）。

⑮特々……「長途を歩く足音の擬音。てくてく」（『禅語辞典』三五〇頁）。「ワザワザ」（『典座教訓聞解』）とする解釈もある。

4　在宋中の出来事

(3)　船中での問答（二）

原文

山僧問他、幾時離彼。座云、斎了。山僧云、※育王取①※這裏有多少路。座云、三②十四五里。山僧云、幾時迴寺裏去也。座云、如今買椹了便行。山僧云、今日不期相会、且在舶裏説話。豈非好結縁乎。道元供③養典座禅師。座云、不可也。明日供養、吾若不管便不是了也。山僧云、寺裏何無同事者理会斎粥乎。典座一位不在、有什麽欠闕。座云、吾老年掌此職。乃耄④及之弁道也。何以可譲他乎。又来時、未請一夜宿⑤暇。

（四八二頁右～四八三頁右）

※云……文亀本ニナシ。

※取……寛本・冠註・増註ハ「去」ニ作ル。

訓読

山僧、他に問う、「幾時にか彼を離る」。座云く、「斎了りてなり」。山僧云く、「育王は這裏を取ること多少の路か有る」。座云く、「三十四五里なり」。山僧云く、「幾時にか寺裏へ迴り去る」。座云く、「如今や、椹を買い了れば便ち行かん」。山僧云く、「今日期せずして相会し、且つ舶裏に在りて説話す。豈に好結縁に非ざらんや。道元、典座禅師に供養せん」。座云く、「不可なり。明日の供養、吾れ若し管せずば、便ち不是にし了らん」。山僧云く、「寺裏、何ぞ同事の者の、斎粥を理会する無からんや。典座一位在らざるも、什麽の欠闕か有らん」。座云く、「吾れは老年にして此の職を掌る。乃ち耄及の弁道なり。何を以てか他に譲るべけんや。又、来たる時、未だ一夜の宿暇を請わず」。

語註

①取……「取」は、趣き向かう、行くの意味で、「這裏を取ること多少の路か有る」とは、こちらから距離にしてどのくらいあるか、の文意となる。

②三十四五里……宋代の一里は五六一・六mであるから、約一九～二〇kmと想定される。
③供養……前出。（上）二九〇頁語註⑤参照。（巴・梵 puja）仏法僧の三宝、または父母・師長・亡者等に諸物を供えて回向すること（『禅学大辞典』二五三頁）。バラモン教において行われる動物供儀（yajña）に対して、仏教は、不殺生に依拠し、水、香、花、燈明、食物を捧げる供養が取り入れられた（奈良康明『仏教史Ⅰ』、山川出版社、一九七九年）。初期仏教より、衣服、飲食、臥具、湯薬の四つの生活必需品が提供される「四事供養」が知られている。道元禅師の一二巻本『正法眼蔵』「供養諸仏」巻において、「四事供養」は七回言及されている（『仏本行集経』の引用において三回、『仏蔵経』の引用において四回）。禅師はまた同じく「供養諸仏」巻において、「十種供養」、即ち、①身供養、②支提供養、③現前供養、④不現前供養、⑤自作供養、⑥他作供養、⑦財物供養、⑧勝供養、⑨無染供養、⑩至処道供養を挙げ、自ら註釈している。詳細は、石井修道「『供養諸仏』考」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』第六〇号、二〇〇二年）参照。
④耄及……「耄」は老＋蒿（よもぎ）の会意文字。一般には、八〇、九〇歳の老人。七〇歳の説もある。ここでは、年老いた者の意味。
⑤宿暇……叢林で所用のため暫く暇を乞うことを「乞暇（こうか）」、「請仮（しょうかしんか）」、「暫仮（ざんか）」と言うが、ここでは、一晩の宿泊許可のこと。

4　在宋中の出来事

(4)　船中での問答（三）

原文

山僧又問典座、座尊年、何不坐禅弁道、看古人話頭。煩充典座、只管作務。有甚好事。座大笑云、外国好人未了得弁道、未知得文字在①。山僧聞他恁地話、忽然発②慚驚心、便問他、如何是文字、如何是弁道③※。座云、若④不蹉過問処、豈非其人也。山僧当時不会。座云、若未

訓読

山僧、また典座に問う、「座尊年、何ぞ坐禅弁道して、古人の話頭を看ざる。煩わしく典座に充てられ、只管に作務す。甚の好事か有る」と。座、大いに笑いて云く、「外国の好人、未だ弁道を了得せず、未だ文字を知得せざること在り」。山僧、他の恁地の話を聞きて、忽然として発慚驚心（ほつざんきょうしん）し、便ち他に問う、「如何なるか是れ文字、

了得、他時後日、到育王山。[5]一番※商量文字道理去在。[6]恁地話了、便起座[7]※云、[6]日晏了、忙去。便起※去了也。

（四八三頁右～左）

※道……文亀本ハコノ下ニ「在」アリ。

※番……文亀本ハ「審」ニ作ル。

※座……文亀本ハ「坐」ニ作リ、コノ右ニ「座歟」アリ。

※起……寛本・冠註・増註ハ「帰」ニ作ル。

如何なるか是れ弁道」。座云く、「若し問処を蹉過（さか）せずんば、豈に其の人に非ざらんや」。山僧、当時会せず。座云く、「若し未だ了得せずんば、他時後日、育王山に到れ。一番、文字の道理を商量し去ること在らん」と。恁地に話し了って、便ち座を起ちて云く、「日晏れ了れり、忙ぎ去かん」と。便ち起ち去れり。

語註

①文字……一般的には「言葉を表記するために社会習慣として用いられる記号」といった意味であるが、仏教では「経典や論書をさす」意でも用いられる。織田得能『織田仏教大辞典』（大蔵出版、一九五四年）には「実相固より文字を離るれども文字を仮らずんば実相を詮すること能はず」（一七四一頁）とある。また、「代別語・頌古・拈古・評唱等の語句を付すことによって公案の批評や再解釈を行う禅」を「文字禅」と言う（小川隆『語録の思想史』、岩波書店、二〇一一年、二八九頁参照）。ここでは「弁道」と対比されていることから、「表記された古人の話頭」といった意であろう。

②発慚驚心……自己の考えを恥じ、驚くこと。

③如何是弁道……文亀本には「如何是弁道在」とあるが、この「在」は衍字であると考え、原文を改めた。

④若不蹉過問処、豈非其人也……「蹉過」とは時機を逸してしまうこと、またはすれ違ってしまうことの意。「問処」とは「質問の当所」即ち「問いの言葉」そのものである。ここで典座は、問いの言葉そのものを見誤らなければ、それこそ文字や弁道が分かった人でないことがあろうかと説いている。

⑤一番……校異で指摘の通り、文亀本は「審」に作るが、「審」は束を数える量詞的用法しかないため、ここでは他の校本にならい、回数を数える量詞的方法をもつ「番」に改めた。

⑥恁地話了・日晏了……「了」は完了の意を持つ補語。ここでは「了って」と訓読した。冠註・増註はそれぞれ「話了」「日晏了」と訓読している。

⑦座……校異で指摘の通り、文亀本は「坐」に作るが、「坐」は主に座るという動詞的用法で用いるのに対し、ここでは傍註および他の校本にならい、座っている場所を示す名詞的用法がある「座」に改めた。

4　在宋中の出来事

(5)　老典座の大恩

原文

同年七月間※、山僧掛錫天童。時彼典座来得相見云、解夏了退典座帰郷去、適聞兄弟説老子在箇裏、如何不来相見。山僧喜踊感激、接他説話之次、説来前日在船※裏文字弁道之因縁。典座云、学文字者、為知文字之故也、務弁道者、要肯弁道之故※也。山僧問他、如何是文字。座云、一二三四五。又問、如何是弁道。座云、遍界不曽蔵。其余説話雖有多般、今所不録也。山僧聊知文字了弁道、乃彼典座之大恩也。向来一段事、説似先師全公、公甚随喜而已。

（四八三頁左～四八四頁右）

※間……寛本・冠註・増註ニナシ。

※来……寛本・冠註・増註ハ「出」ニ作ル。

訓読

同年七月の間、山僧、天童に掛錫す。時に彼の典座来り得て相見して云く、「解夏し了りて典座を退き郷に帰り去らんとす。たまたま兄弟の、老子の箇裏に在りと説くを聞く。如何んぞ来たりて相見せざらん」。山僧、喜踊感激して、他を接して説話の次いで、前日の船裏に在りての文字弁道の因縁を説き来たる。典座云く、「文字を学ぶ者は、文字の故を知らんと為すなり。弁道を務むる者は、弁道の故を肯わんと要むるなり」。山僧、他に問う、「如何なるか是れ文字」。座云く、「一二三四五」。又問う、「如何なるか是れ弁道」。座云く、「遍界曽て蔵さず」。其の余の説話多般ありと雖も今は録さざる所なり。山僧、聊か文字を知り弁道を了ずるは、すなわち彼の典座の大恩なり。向来の一段の事を、先師全公に説似するに、公、甚だ随喜するのみ。

※船……寛本・冠註・増註ハ「舶」ニ作ル。
※之……文亀本ハ「之」ナシ。
※「今所不…字了弁」……文亀本ハ本文中ニ「〇」ヲ付シ、頭註デ「（下）今所不録也山僧聊知文字了弁道乃彼典座之」アリ。

語註

①兄弟……禅門にある同輩または若輩のこと。

②一二三四五……文字の具体例として挙げている。禅問答で数をかぞえる方法で答える例は多い。出典対照5参照。なお後段「文字の探求」（一一九頁）を参照のこと。

③遍界不曽蔵……「遍界」とは、法界のあまねくいたるところの意であり、現実世界が真実を隠すことは一切ないということを示している。つまり何か特別な修行だけでなく、僧堂生活の全ての行いが弁道修行に成り得ると解釈される。出典対照6参照。

④向来一段事……これまでの事柄。

⑤説似……前出。（上）二九一頁語註⑯参照。「似」は「示」の同義語として用いられる場合があり、ここでは「説示」となる。つまり話したり説いたりすること。

⑥先師全公……仏樹房明全（一一八四～一二二五）。「先師」とは亡くなった師の敬称。「全公」とは明全に対する敬称。明全は明庵栄西（一一四一～一二一五）の法嗣で、道元禅師を伴い入宋するが、宝慶元年五月二七日に了然寮で示寂。道元禅師は、明全の遺骨を日本に持ち帰り、『明全戒牒奥書』『舎利相伝記』を撰述して記録にとどめた。

⑦随喜……他人が善き行いを修し徳を積むのを見て喜ぶこと。転じて賛成・助力などの意で用いられ、特に法要に助力する寺院・僧侶を「随喜寺院」「随喜衆」などと呼ぶ。

4　在宋中の出来事

(6)　文字の探求

原文

山僧後看雪竇[1]有頌[2]示僧云、一字七字三五字、万像窮来不為拠、夜深月白下滄溟、捜得驪珠有多許。前年彼典座所云、与今日雪竇所示、自相符合。弥知彼典座是真道人也。然則従来所看之文字是一二三四五也。今日所看之文字亦六七八九十也。後来兄弟、[3]従這頭看了那頭、従那頭看了這頭、作恁功夫、便了得文字上[4]一味禅去也。若不如是、被諸方[4]五味禅之毒、[5]排弁僧食、未能[6]得好手也。

（四八四頁右～四八五頁右）

訓読

山僧、後に、雪竇（せっちょう）に頌有りて僧に示すを看るに、云く、「一字七字三五字（じしちじさんごじ）、万像窮め来るに拠を為さず、夜深け月白くして滄溟（そうめい）に下る、驪珠（りじゅ）を捜得せば多許（たこ）有り」。前年彼の典座の云いし所と、今日の雪竇の示す所と、自ずから相い符合す。弥（いよいよ）知りぬ、彼の典座は是れ真の道人なりしことを。然れば則ち、従来看し所の文字は是れ一二三四五なり、今日看る所の文字も亦た六七八九十なり。後来の兄弟、這頭より那頭を看了り、那頭より這頭を看了りて、恁のごとき功夫を作さば、便ち文字上に一味の禅を了得し去らん。若し是（か）くの如くならざれば、諸方の五味の禅の毒を被（こうむ）り、僧食を排弁（はいべん）するも、未だ好手を得ること能わざるなり。

語註

①雪竇……雪竇重顕（九八〇～一〇五二）。智門光祚（生没年不詳）の法嗣。

②頌……この頌に関しては、出典対照7参照。具体的には、雪竇の詩文集『祖英集』巻下（『雪竇明覚大師語録』第二冊）にあるところの「忠禅者に答う」で示される頌。「一字七字三五字」は文字を総称したものであるが、「三五字」は十五字を表し、多くの文字の意味をなす。「万像窮来不為拠」のうち、「万像」は森羅万象の意で、「不為拠」は無常無我を意味するので、

「一字七字三五字」と併せて考えると、あらゆる文字には拠り所が無く無常であることを示唆しており、典座が道元禅師に示された「一二三四五」に相当する文言であると受け止められる。一方、「夜深月白下滄溟、捜得驪珠有多許」のうちの、「滄溟」は青海原や広大な深海を指し、「驪珠」は驪竜頷下珠のことで得難き宝珠を意味し、「多許」はたくさんのことであるから、得難き宝珠は捜すまでもなくそこかしこにあることを示唆している。つまり、典座が道元禅師に説示された「遍界不曽蔵」に相当する文句であることが推察できる。このように、この頌は典座の言葉とぴったりと符合することが理解される。

③従這頭看了那頭、従那頭看了這頭……「這頭」はこちら、「那頭」はあちらの意。「頭」は名詞や副詞につく意味を持たない接尾辞。ここでは、文字上から真理を見抜き、真理上から文字を見ることの大切さを述べている。

④一味禅・五味禅……「一味禅」は純粋で混じり気のない禅。他方、「五味禅」は雑多な禅。両語の併用に関しては、出典対照8参照。

⑤排弁……準備し支度をすること。本稿一〇七頁語註⑥の「排備」に同じ。

⑥得好手……「好手」は腕利き・熟練した修行者の意。ここでは、優れた典座になること。

出典一覧表

	事項名	出典	備考	頁数
1	一茎菜・丈六身	b『聯灯会要』巻六「趙州従諗章」 b『景徳伝灯録』巻一〇「趙州従諗章」 b『古尊宿語要』巻一、「趙州禅師語録」巻上 b大慧『正法眼蔵』巻二		一二二頁
2	廬陵米	c『景徳伝灯録』巻五「青原行思章」 c『宏智録』巻二「頌古」		一二三頁
3	潙山水牯牛	b『宗門統要集』巻四「潙山霊祐章」 b『景徳伝灯録』巻九「潙山霊祐章」 b『聯灯会要』巻七「潙山霊祐章」		一二五頁
4	僧食九拝	a『禅苑清規』巻三「典座」		一二六頁
5	一二三四五	c『古尊宿語要』巻一、「趙州禅師語録」巻上	他、同上一箇	一二六頁
6	遍界不曾蔵	c『景徳伝灯録』巻一五「石霜慶諸章」 c『碧巌破関撃節』巻上、第三四則「仰山問甚処来」頌評唱		一二七頁
7	雪竇示僧頌	a『雪竇明覚大師語録』第二冊「祖英集」巻下		一二八頁
8	一味禅・五味禅	b『雪竇明覚大師語録』第一冊「雪竇和尚後録」 b『宗門統要集』巻三「南泉普願章」 b『聯灯会要』巻七「黄檗希運章」		一二八頁

1、一茎菜・丈六身

拈一茎菜作丈六身、請丈六身作一茎菜。（四七九頁右）

上堂。挙。趙州古仏住二観音院一上堂、示レ衆云、如二明珠在一レ掌、胡来漢現。老僧把二一枝草一為二丈六金身一用、把二丈六金身一為二一枝草一用。仏是煩悩、煩悩是仏。時有僧問、未審、仏是誰家煩悩。州云、与二一切人一煩悩。僧云、如何免得。州云、用レ免作麼。師云、趙州古仏雖二恁麼道一、永平亦有二少許道処一。大衆要レ聴麼。忽有レ人問、未審、仏是誰家煩悩。向レ他道、若二一枝草一与二一枝草一煩悩。若二丈六金身一与二丈六金身一煩悩。他若道、如何免得。祇対レ他道、要免即免。

（『永平広録』巻四・上堂三三九、三・二一八頁）

挙二一茎草一作二丈六金身一、放光説法本無二虧闕一。用二丈六金身一作二一茎草一、布護開華未レ有二速遅一。

（『永平広録』巻八・法語五、四・一五〇頁）

又示レ衆云、此事如二明珠在一レ掌。胡来胡現、漢来漢現。老僧把二一枝草一作二丈六金身一用、把二丈六金身一作二一枝草一

b示衆云、此事如明珠在掌、胡来胡現、漢来漢現。老僧将一枝草作丈六金身、将丈六金身作一枝草。仏即是煩悩、煩悩即是仏。（『聯灯会要』巻六「趙州従諗章」、『五山版中国禅籍叢刊』二上・二六四頁下）

b上堂示衆云、如明珠在掌、胡来胡現、漢来漢現。老僧把一枝草為丈六金身用、把丈六金身為一枝草用、仏是煩悩、煩悩是仏。（『景徳伝灯録』巻一〇「趙州従諗章」、禅文研本・一五四頁上）

b師上堂云、此事如明珠在掌、胡来胡現、漢来漢現。老僧把一枝草作丈六金身用、把丈六金身作一枝草用。仏即是煩悩、煩悩即是仏。（『古尊宿語要』巻一、「趙州禅師語録」巻上、中文出版社本・三四頁上）

b又示衆云、此事如明珠在掌、胡来胡現、漢来漢現。老僧拈一枝草作丈六金身用、将丈六金身作一枝草用。仏即是煩悩、煩悩即是仏。（大慧『正法眼蔵』巻二、『禅学典籍叢刊』四・四二頁下）

用。

（真字『正法眼蔵』巻下、三九則、五・二五二頁）

2、盧陵米

喫得一粒盧陵米、便見潙山僧、添得一粒盧陵米、又見水牯牛。

（四七九頁左～四八〇頁右）

上堂。古云、天地与レ我同根、万物与レ我同体。拈二起払子一云、遮箇是大仏払子、那箇是同二箇体一、那箇是同二箇根一。而今不レ惜二性命一、為二諸人一説。良久云、盧陵米価高、鎮州蘿蔔大。擲二下払子一下座。

（『永平広録』巻二・上堂一四八、三・九四頁）

上堂。日面月面、粥足飯足。漢来漢現、飽レ柴飽レ水。盧陵米、山前麦。初祖不レ来二東土一、二祖不レ往二西天一。箇箇壁立万仞、人人鼻孔在レ前。卓二拄杖一一卓下座。

（『永平広録』巻三・上堂二四一、三・一六〇～一六二頁）

上堂。恰恰無二綾縫一、明明不二覆蔵一。鷲岳縦伝二迦葉一、少林豈授二神光一。現二成処処合頭語一、具二足人人知見香一。虚空演説森羅聴。不レ掛二脣皮一解挙揚。汝等諸人雲衆水衆、十二時中満レ眼満レ耳、超レ古超レ今。誰自誰他、何迷何悟。還体委悉得麼。良久云、挙二起鎮州蘿蔔一、説二定盧陵米価

c僧問、如何是仏法大意。師曰、盧陵米作麼価。（『景徳伝灯録』巻五「青原行思章」、禅文研本・七六頁上）

c挙、僧問清源、如何是仏法大意。源云、盧陵米作麼価。（『宏智録』巻二「頌古」、石井本上・八三頁）

一。

（『永平広録』巻五・上堂四〇〇、三・二六六～二六八頁）

上堂。大利小利、何免二行市一。王老師売身即且致。廬陵米価有二人酬価一麼。若無二人酬価一、永平自売自買。良久云、如意摩尼満二大千一、争如独二坐明窓下一。不レ知虚度二幾光陰一、知者不レ修因二什麼一。

（『永平広録』巻六・上堂四二二、四・八～一〇頁）

上堂。初祖西来震旦温至。前後雖レ妙嵩岳独親。迢迢航海三周、兀兀面壁九歳、児孫遍二満天下一、嫡嗣適臨二吾朝一。可レ謂、国初感二得戒定慧之本主一、如二民得レ王。人方決二定身口意之善根一、如二闇得レ灯。誠是優曇華開一切愛敬、獅子哮吼妖怪倶休。是以青原定二価於廬陵米一、南岳説二似於即不中一。日面月面、眼睛豁開。明頭暗頭、鼻孔高直。黄梅・黄檗、拗二折拄杖一、雲巌・雲居、拈二来蒲団一。既得二恁麼一、不レ可二空過一、直須熾然救二頭燃一、猛利勤勇猛。正当恁麼時、作麼生行履。還要二委悉一麼。良久云、磨塼作鏡誰人笑、翠竹黄華入二画図一。莫レ管商量浩浩地、種田必是作二功夫一。

（『永平広録』巻七・上堂四九七、四・八〇頁）

3、潙山水牯牛

水牯牛喫潙山僧、潙山僧牧水牯牛。（四八〇頁右）

大潙示レ衆云、老僧百年後、向二山下一作二一頭水牯牛一。左脇書二五字一云、潙山僧霊祐。此時若喚作二潙山僧一、又是水牯牛。喚作二水牯牛一、又是潙山僧某甲。且道、喚作二什麼一即得。仰山出礼拝而去。

（『永平広録』巻九・頌古六九、四・二二八～二三〇頁）

大潙示レ衆云、老僧百年後、向二山下一作二一頭水牯牛一、左脇書二五字一曰、潙山僧某甲。此時、若喚作二潙山僧一、又是水牯牛。喚作二水牯牛一、又是潙山僧某甲。且道、喚作二什麼一即得。仰山出礼拝而去。

（真字『正法眼蔵』巻下、九則、五・二三四頁）

b師示衆云、老僧百年後、向山下作一頭水牯牛。左脇書五字云、潙山僧某甲。此時若喚作潙山僧、又是水牯牛。喚作水牯牛、又云潙山僧某甲。且道、喚作什麼即得。仰山出礼拝而去。（『宗門統要集』巻四「潙山霊祐章」、『禅学典籍叢刊』一・八四頁右下）

b師上堂示衆云、老僧百年後、向山下作一頭水牯牛。左脇書五字云、潙山僧某甲。此時喚作潙山僧、又是水牯牛。喚作水牯牛、又云潙山僧。喚作什麼即得。（『景徳伝灯録』巻九「潙山霊祐章」、禅文研本・一三六頁上）

b示衆云、老僧百年後、向山下作一頭水牯牛去。左脇書五字云、潙山僧某甲。当恁麼時、若喚作潙山僧某甲、又是水牯牛。若喚作水牯牛、又是潙山僧某甲。且道、畢竟喚作甚麼。仰山出作礼而退。（『聯灯会要』巻七「潙山霊祐章」、『五山版中国禅籍叢刊』第二巻上・二七九頁上）

4、僧食九拝

先望僧堂焚香九拝、拝了乃発食也。（四八〇頁左）

二時食弁、先望僧堂、焚香礼拝訖、然後発食。（『知事清規』、六・一五四頁）

安檯盤上、尊崇之後、時至焚香、向飯羹檯盤、及望僧堂、展坐具九拝了、収坐具問訊、叉手立、乃打木魚。発食時、望飯羹問訊送食也。（『知事清規』、六・一六二頁）

a二時食弁、先望僧堂焚香礼拝訖、然後発食。（『禅苑清規』巻三「典座」、一一六頁）

5、一二三四五

一二三四五。（四八四頁右）

および須知有仏向上人等は、ただ一二三四五の三阿僧　祇・百大劫の修証のみにては証究すべからず。（「仏向上事」、一・二八八頁）

c師在南泉井楼上打水次、見南泉過、便抱柱懸却脚云、相救相救。南泉上遂棚梯云、一二三四五。師少時間、却去礼謝云、適来謝和尚相救。（『古尊宿語要』巻一、「趙州禅師語録」巻上、中文出版社本・三一頁）

c問、如何数量。師云、一二三四五。云、数量不拘底事如何。師云、一二三四五。（『古尊宿語要』巻一、「趙州禅師語録」巻中、中文出版社本・四一頁）

6、遍界不曾蔵

遍界不曾蔵。（四八四頁右）

妄縁起の有にあらず、遍界不曾蔵のゆえに。遍界不曾蔵といふは、かならずしも満界是有といふにあらざるなり。（「仏性」、一・一五頁）

拈来拈去、出入同門に行履する、遍界不曾蔵なるがゆえに、世尊の密語・密証・密行・密附等あるなり。（「行仏威儀」、一・六二頁）

仏仏祖祖の道取する尽乾坤の威儀、尽大地の威儀、ともに不曾蔵を遍界と参学すべし。遍界不曾蔵なるのみにはあらざるなり。これ行仏一中の威儀なり。（「行仏威儀」、一・六三頁）

不対といふは、遍界不曾蔵なり、破界不山頭なり。（「坐禅箴」、一・一一四頁）

授記はこれ吾宗到レ汝、大興二于世一なり、授記はこれ汝亦如是、吾亦如是なり、授記これ標榜なり、授記これ何必なり、授記これ破顔微笑なり、授記これ生死去来なり、授記

c 有僧在明窓外問、咫尺之間為什麼不覩師顔。師曰、我道遍界不曾蔵。僧挙問雪峯、遍界不曾蔵意旨如何。雪峯曰、什麼処不是石霜。僧廻挙雪峯之語呈師。師曰、老大漢有什麼死急。（『景徳伝灯録』巻一五「石霜慶諸章」、禅文研本・二九五頁上）

c 遍界不曾蔵。一一蓋覆不得。所謂無心境界。（『碧巌破関撃節』巻上、第三四則「仰山問甚処来」頌評唱、『道元禅師真蹟関係資料集』八四五頁）

これ尽十方界なり、授記これ遍界不曽蔵なり。

（「授記」、一・二四九頁）

7、雪竇示僧頌

山僧後看雪竇有頌示僧云、一字七字三五字、万像窮来不為拠、夜深月白下滄溟、搜得驪珠有多許。（四八四頁右～四八四頁左）

a 一字七字三五字、万象窮来不為拠、夜深月白下滄溟、搜得驪珠有多許。（『雪竇明覚大師語録』第二冊「祖英集」巻下、『禅学典籍叢刊』二・九七頁下）

b 挙、帰宗問僧、甚処去。云、諸方学五味禅去。宗云、我者裏有一味禅、為甚不学。僧云、如何是一味禅。宗便打。（『雪竇明覚大師語録』第一冊「雪竇和尚後録」、『禅学典籍叢刊』二・四三頁上）

b 師因小師辞乃問、甚処去。云、諸方学五味禅去。師云、諸方有五味禅。我這裏、只有一味禅。僧便問、如何是和尚一味禅。師便打。（『宗門統要集』巻三「南泉普願章」、『禅学典籍叢刊』一・五一頁上）

8、一味禅・五味禅

後来兄弟、従這頭看了那頭、従那頭看了這頭、作恁功夫、便了得文字上一味禅去也。若不如是、被諸方五味禅之毒、排弁僧食、未能得好手也。（四八四頁左～四八五頁右）

帰宗、因僧辞、師曰、向二什麼処一去。僧云、諸方学二五味禅一去。師曰、我者裏祇有二一味禅一。僧問、如何是和尚一味禅。師便打。（真字『正法眼蔵』巻上、六五則、五・一六〇頁）

〈編集後記〉

◆曹洞宗総合研究センター宗学研究部門の研究報告誌『宗学研究紀要』第三十二号をお届け致します。本号には、当部門に在籍する研究員等によって執筆された個人研究論文六篇と共同研究論文三篇を掲載いたしました。

《共同研究》「典座教訓の註釈的研究（中）」は、二〇一二年度から文亀本「典座教訓」を底本として研究を重ねているもので、従来の出典研究に翻刻・語義研究を加味したものであり、『宗学研究紀要』第二十八・二十九合併号所収「典座教訓の註釈的研究（上）」の続編となります。今後も更に研究を継続してまいります。

「曹洞宗関係文献目録（24）」は二〇一五年度および二〇一六年度に発行された曹洞宗関係の書籍・論文・文献を中心に書誌情報を収集・掲載したものです。なお、曹洞宗公式ウェブサイト「曹洞禅ネット」（http://www.sotozen-net.or.jp/）において目録情報はオンライン検索可能ですので、併せてご活用頂ければ幸いです。

◆当部門の研究活動につきましては、「曹洞宗総合研究センター報」に詳細を報告しておりますが、研究員一同は共同研究や個人研究に加え、『正法眼蔵』『伝光録』の現代語訳化や宗典のデータベース化など、当センターが設置する各プロジェクトに参画しつつ、宗務庁の委託業務にもかかわっています。

◆本号の掲載論文には、現在の人権的観点からは不適当と考えられる表現が存在する場合がありますが、純粋に学術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではありません。

◆本紀要は研究員それぞれが日々研鑽を重ねた成果の一部です。当センターの研究環境をお整え下さっております全国の御寺院様、学恩を賜っております諸先生方をはじめ、関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。今後も精進に励んで参る所存ですので、変わらぬ御指導・御鞭撻の程、重ねてお願い申し上げます。

（編集担当 角田隆真 九拝）

宗学研究紀要　第三十二号

二〇一九年三月三十一日　印刷
二〇一九年三月三十一日　発行

編集発行人　曹洞宗総合研究センター所長　大　谷　哲　夫

発　行　所　曹洞宗総合研究センター

〒一〇五-八五四四　東京都港区芝二―五―二　曹洞宗宗務町内
電　話　〇三（三四五四）七一七〇番
ＦＡＸ　〇三（三四五四）七一七一番

10 『宗勢1965』では「後継者573人」「寺族5,910人」を合算した。また『宗勢1975』では「後継予定者（0～5才）189人」「後継予定者（6～9才）167人」「寺族（0～5才）3,033人」「寺族（0～5才）1,933人」、さらに在籍区分が不明な36人を合算し、一桁代年齢の人数を算出した。なお『宗勢1985』のデータでは、一桁代年齢の人数を集計できないため、対象外とした。

11 ここでいう寺院数とは、宗勢総合調査における調査対象寺院数を指す。

みなす。選択項目の記載は『宗勢1965』では「住職後継者」、『宗勢1975』では「住職後継予定者」、『宗勢1985』『宗勢1995』『宗勢2005』では「住職後任候補者」となっているが、本稿では「後任候補者」と表記する。また『宗勢1965』『宗勢1975』には年齢が一桁代の「後任候補者」が存在しているが、得度が可能な年齢は10歳以上であり、「僧侶」とはみなせないため人数からは差し引いた。なお『宗勢1985』では同様の処理が不可能なため、同年の集計は対象外とした。

4 『宗勢1995』『宗勢2005』では出身を在籍区分別に集計していないため対象外とした。なお不明・無回答は基数から除いた。

5 『宗勢1965』から『宗勢1995』では続柄の選択項目に「実子」と「養子」が存在するが、本稿では両者を「子」として集計した。また本稿における「その他」には『宗勢1965』から『宗勢1995』における「戸籍上無関係」、『宗勢2015』における「父母」「配偶者」「子の配偶者」「配偶者の父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」「他の親族」「その他」が含まれている。なお『宗勢2005』では、住職との続柄を在籍区分別に集計していないため対象外とした。

6 僧籍簿には、個人情報が含まれているが、本稿で用いるデータは全て統計的な処理を行ない、個人が特定されないようになっている。なお当該データの使用に当たっては、曹洞宗の後継者問題を考察する上で必要であると判断し、曹洞宗宗務庁教学部へ使用並びに掲載許可申請を行い、2019年1月15日付でその承諾を頂いた。ここに、所管部署である曹洞宗宗務庁教学部に対して、深謝の意を表する。

7 「年齢10歳未満の者は、第4条の規定による得度を受けることができない。」(『曹洞宗宗制』「曹洞宗僧侶教師分限規程」第7条)

8 註3で記したように、『宗勢1965』『宗勢1975』では「後任候補者」には10歳に満たない者が含まれていた。そのため当該報告書の10代の「後任候補者」にも「僧侶」でない者が含まれている可能性があるため、1965年と1975年の10代僧侶人数あくまで「みなし人数」であることを、お断りしておく。なお『宗勢1985』のデータに関しては、10代の僧侶数を集計できないため、対象外とした。また、不明・無回答は基数には含めていない。

9 「住職の後任者の選定は、次の各号に定めるところによる。(1) 住職が辞任又は転住をしようとするときは、その徒弟のうちから、徒弟のうちに適任者がないとき又は辞退したときは法類のうちから、法類のうちに適任者がないとき又は辞退したときは法類以外の教師のうちから、後任者を選定するものとする。(2) 住職が死亡したときは、後任候補者登録の規定による登録者があるときはこれにより、遺書又は遺言書の規定により候補者を定めてあるときはその候補者を後任選定の第一候補者とし、遺書又は遺言書がないとき若しくは無効となったとき又は後任者を定めてないときは徒弟のうちから、徒弟のうちに適任者がないとき又は辞退したときは法類のうちから、法類のうちに適任者がないとき又は辞退したときは法類以外の教師のうちから、それぞれ責任役員が干与者の意見を聴き、後任者を選定するものとする。」(『曹洞宗宗制』「曹洞宗寺院住職任免規程」第6条)

は「4,263人」、2005年は「3,087人」、2015年は「2,483人」となっている[10]。つまり寺院に在籍する10歳より下の年代の人口も年々減少しているのである。当然ではあるが、一桁代の年齢の人数（多くは住職の子や孫か）が減少していけば、血縁関係があり寺院後継の可能性を有する僧侶も、同様に減少していくことは容易に想定できるであろう。

以上、曹洞宗における後継者問題を考察してきた。『宗勢2015』によれば、曹洞宗寺院は1965年が14,786カ寺で、直近の2015年では14,533カ寺となり[11]、単純に比較すれば、253カ寺の減少となる。この減少数を多いとみるか、少ないとみるかは評価の分かれるところであるが、それでも14,500カ寺以上を維持してきたわけである。曹洞宗における後継者問題は過去より論じられてきたわけであるが、寺院数という点からみれば、寺院は概ね維持されてきたといえるであろう。しかし、その寺院数の維持は兼務に依るところも大きいであろう。『宗勢2015』によれば、兼務寺院数は3,034カ寺に上り、全体の22.2%を占めるに至った。兼務寺院の増加が曹洞宗あるいは檀信徒にとって望ましいかどうかは、本稿では言及しないが、兼務の増加は、後継者不足とも密接に関わっているであろう。

いずれにせよ、肉系相続を前提とした寺院継承は、本稿で検討した限りにおいては、今後難しくなっていくと予想される。10代の僧侶人数の推移に関しては、引き続き注視する必要があるが、併せて20代以上での得度者―特に「在家」からの得度者―を増加させるような工夫も、今後、曹洞宗が取り組むべき課題といえよう。

註

1　検討対象とした資料は以下である。

『昭和40年曹洞宗総合調査報告書』曹洞宗宗務庁、1966年

『昭和50年曹洞宗宗勢総合調査報告書』曹洞宗宗務庁、1976年

『昭和60曹洞宗宗勢総合調査報告書』曹洞宗宗務庁、1987年

『曹洞宗宗勢総合調査報告書1995（平成7）年』曹洞宗宗務庁、1998年

『曹洞宗宗勢総合調査報告書2005（平成17）年』曹洞宗宗務庁、2008年

『曹洞宗宗勢総合調査報告書2015年（平成27)』曹洞宗宗務庁、2017年

2　『宗勢1975』では、無回答の割合が不明であった。

3　『宗勢』では「在籍区分（住職・副住職・徒弟等）」に関する設問が設けられているが、『宗勢1965』から『宗勢2005』までは「後任候補者」の選択項目が存在する。「後任候補者」は宗制上、住職の後任候補として登録されているものを指すが、その申請資格には得度以上の法階が必要とされている。そのため本稿では、「後任候補者」を「寺院後継の可能性を有する僧侶」と

（『曹洞宗宗制』「曹洞宗寺院住職任免規程」第２条）」とのみ定められている。また住職の後任者の選定に関しては、まず「徒弟」、次に「法類」、そして「法類以外の教師」[9]が候補者として推奨されている。このように『曹洞宗宗制』によるならば、住職継承にあたっては法系が重視されるが、一方で、教師資格を有する僧侶であれば誰でもが後継者となり得ると解釈できるのである。つまり後継者に関して、「子」である必要はないのである。

しかし、2章でみたように、寺院後継の可能性を有する僧侶の多くが「住職の子」であった。また得度年齢の分析によって、曹洞宗僧侶の多くが10代で得度していることが判明した。特に10代前半に集中しているのだが、この年代で「出家」する人とは、年齢的なことを考慮すれば、そのほとんどが寺院の血縁者（多くは住職の子や孫か）と推測できるのであろう。つまり、寺院の血縁者が10代で僧侶となり、やがて寺院の後継者となり、最終的に寺院を継承していくという、「肉系相続」の実態が当該結果より推定されるのである。

ではこのような寺院の継承構造は、今後も持続可能なのであろうか。上記のように寺院後継の可能性を有する僧侶の人数自体は減っているわけだが、さらに注目すべき点がある。一つは、2章で指摘したように、住職の「子」である僧侶人数が大きく落ち込んでいることだ。1965年では住職の「子」である僧侶の人数は7,919人であるに対し、2015年では4,253人にまで減少している。「子以外」の僧侶も減少しているが、その人数が概ね1,000人前後で推移していることと比較すると、住職の「子」である寺院後継の可能性を有する僧侶数の落ち込みは激しいと言わざるを得ない。もう一つは、10代の僧侶人数に関するデータだ。3章で検討したように、曹洞宗の僧侶の多くが10代で得度しているわけだが、当該年代は曹洞宗僧侶を生み出す源泉といえる。その源泉たる年代の人数が、1965年から2015年の50年間でみてみると、激減しているのである。

このように、従来の肉系相続を成り立たせていた、「親」を師僧とする寺院後継の可能性を有する僧侶人数は、年々減少しており、さらに今後、その減少の速度を速めていくと予想される。つまり従来の肉系相続を前提とした寺院継承では、今後（こと後継者に関していえば）曹洞宗は立ち行かなくなることが予想されるのである。

では寺院後継の可能性を有する僧侶はどうして減少しているのであろうか。2019年現在、日本において「少子化」は大きな問題となっているが、このような状況は曹洞宗寺院においても無縁ではないであろう。ここで『宗勢』を基に、曹洞宗寺院に在籍する「0～9歳」の人数（僧侶に関わらず寺院に在籍する人間）を確認してみると、1965年は「6,483人」、1975年は「5,358人」、1995年

の人数の変遷をみてみよう。表5は、1965年から2015年までの10代僧侶数の変遷をみたものである[8]。

これによれば、10代の僧侶は、1965年時点では2,841人であったが、その後は減少の一途をたどり、2015年では850人となっている。直近の2015年の人数は、最も人数が多い1965年時点の約3割（29.9%）にしか満たないのである。また僧侶全体における10代僧侶の占める割合は、1965年では13.5%であったが、この割合も減少の一途をたどり、2015年時点では5.3%まで落ち込んでいることがわかる。

表5　10代僧侶の人数

	10代の僧侶人数	20代以上の僧侶人数	合計
1965年	2,841人	18,154人	20,995人
	13.5%	86.5%	100.0%
1975年	1,971人	18,904人	20,875人
	9.4%	90.6%	100.0%
1995年	1,867人	17,019人	18,886人
	9.9%	90.1%	100.0%
2005年	1,473人	16,715人	18,188人
	8.1%	91.9%	100.0%
2015年	850人	15,314人	16,164人
	5.3%	94.7%	100.0%

つまり、曹洞宗僧侶を最も排出する年代の人数が激減しているのである。10代以外の年代で得度することが稀であるとするならば、この10代僧侶数の落ち込みは、今後、曹洞宗僧侶の人数が先細りしてくことを予見させる結果といえよう。

4、考察

本稿では『宗勢』と「僧籍簿」から、後継者に関連するデータを抽出して列挙してきた。まず『宗勢』によるならば、「後継者がいない」とする住職の割合は1975年から2005年まで一貫して増加していることがわかる。同様に、1965年から2015年まで副住職・徒弟・後任候補者という寺院後継の可能性を有する僧侶人数も減少の一途をたどっている。これらの結果みると、曹洞宗においては「後継者不足」であると指摘できるであろう。そして、「後継者がいない」理由として「子がいない」「弟子がいない」ということがあげられるのである。ここで「子がいない」という理由について考察を深めてみよう。

そもそも住職の要件は「住職、兼務住職又は代務者は、本宗の教師でなければならない。

とが大勢といえるのである。

曹洞宗僧侶の7割強が10代で得度しているのであるが、では10代の内訳はどのようになっているのであろうか。そこで、10代を1歳区切りにして得度年齢をみたのが表4である。

これによると、10代の中でも最も得度した割合が高いのは「10歳」の11.9%（2,817人）、次いで「11歳」の11.5%（2,722人）、さらに「12歳」の10.1%（2,393人）と続いていく。10代での得度者の内訳をみると、表4で示されているように、「10歳」での得度の割合が最も高く、その後年齢が上がるにつれ得度の割合が減っていくというのが、大まかな傾向といえよう。10代は学童期・青年期を含む年齢層であるが、例えば義務教育年代である10歳～15歳に絞ってみると、当該年齢で得度した僧侶の割合は56.5%（13,403人）となる。つまり現在の曹洞宗僧侶の過半数が中学生までに「僧侶」となっているのである。

表4　得度年齢（10代を細分化）

得度年齢	人数	割合
10歳	2,817人	11.9%
11歳	2,722人	11.5%
12歳	2,393人	10.1%
13歳	2,137人	9.0%
14歳	1,727人	7.3%
15歳	1,607人	6.8%
16歳	1,267人	5.3%
17歳	995人	4.2%
18歳	1,184人	5.0%
19歳	786人	3.3%
20歳以上	6,086人	25.6%
合計	23,721人	100.0%

※2018年12月12日時点

このように、2018年12月12日時点での僧籍簿をデータとして得度年齢を算出してみると、登録されている僧侶の多くが10代のうちに僧侶になっており、特に10代前半に集中していることがわかった。10代前半とは、小学校高学年（10～12歳）と中学校（13～15歳）に該当するが、当該時期に出家者が多いという結果をどのように読み解けばよいであろうか。これは推論となるが、その時期に得度した僧侶のほとんどが寺院に在籍する子どもと思われる。つまり宗制上、得度が可能な年齢である10歳[7]に達したならば、寺院関係者はなるべく早く得度するよう子弟に勧めている、との想像が可能であろう。

いずれにせよ、曹洞宗僧侶の7割以上が10代で僧侶になっているということは、当該年代は僧侶が多く生まれる時期といえる。つまり、10代の僧侶とは毛母細胞のように曹洞宗の僧侶数を押し上げていく存在といえよう。

では、そのような曹洞宗僧侶「人数」の源泉たる10代の僧侶数はどうなっているのであろうか。ここで『宗勢』上における10代の僧侶に注目して、そ

表２　得度した年代　※2018年12月12日時点

得度年齢	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
人数	17,635人	3,000人	1,489人	741人	576人	232人	48人	23,721人
割合	74.3%	12.6%	6.3%	3.1%	2.4%	1.0%	0.2%	100.0%

これによれば、得度する人数が最も多い年代は「10～19歳」74.3%（17,635人）であり、次いで「20～29歳」12.6%（3,000人）となっている。つまり曹洞宗僧侶の7割強がすでに10代で得度しているのである。一方で、30代・40代・50代・60代・70代以上の各年代での得度の割合は一桁代に留まっている。このように曹洞宗においては10代で得度する割合が高いのだが、ではこれは世代別でも共通する傾向なのか。

そこで2018年12月12日時点での年齢を基に、10代での得度の割合を世代別に示したものが表３である。なお同時点で年齢が10代の僧侶は対象外とした。

表３　世代別にみた10代での得度の割合

2018年12月12日時点の年齢	10代で得度	20歳以上で得度
20～29歳	2,288人	220人
	91.2%	8.8%
30～39歳	2,525人	793人
	76.1%	23.9%
40～49歳	2,548人	1,074人
	70.3%	29.7%
50～59歳	2,218人	1,029人
	68.3%	31.7%
60～69歳	2,342人	1,337人
	63.7%	36.3%
70～79歳	2,250人	1,062人
	67.9%	32.1%
80歳以上	2,186人	571人
	79.3%	20.7%

※2018年12月12日時点

さて、これによれば、10代で得度した割合が最も高いのは2018年12月12日時点で20～29歳の僧侶91.2%（2,288人）となり、最も割合が低いのは同時点で60～69歳の僧侶63.7%（2,342人）となる。世代別にみるとややばらつきが認められるが、いずれの世代においても6割強以上の僧侶が10～19歳で得度をしていることがわかる。つまり、世代別にみても10代で得度するこ

た。まずこれら寺院後継の可能性を有する僧侶の人数はその50年間で大幅に減少しており、前章で検討した後継者人数の減少と同様の傾向を示しているといえよう。これらの結果からも後継者不足は進展しているといえるのではなかろうか。そして寺院後継の可能性を有する僧侶の出身は、そのほとんどが曹洞宗寺院であり、在家出身者の割合は約一割に過ぎないのである。さらにこれら寺院後継の可能性を有する僧侶のほとんどが住職の「子」であることがわかる。出身が「曹洞宗寺院」、続柄は住職の「子」という大勢は、1965年から2015年まで大きな変化は認められない。

このように寺院後継の可能性を有する僧侶の出身・続柄に焦点をあてると、その多くが寺院に在籍する家族内で再生産されている、という実態が浮き彫りになるのである。

3、僧籍簿にみる曹洞宗僧侶の得度年齢

さてここで視点を変えて、曹洞宗僧侶の得度年齢に注目してみよう。前章までは『宗勢』を基に後継者に関連するデータを提示してきたが、本章では曹洞宗宗務庁が所管する「僧籍簿（2018年12月12日時点）」を検討資料として用いる[6]。当該データは、僧侶の氏名・年齢・在籍区分・僧階等々の情報が登録されており、曹洞宗僧侶における戸籍簿となっている。なお僧籍簿には「得度年齢」は記載されていない。そのため同簿に記載される「年齢」から「法齢（得度してからの年齢）」を減算して「得度年齢」を算出し、種々の集計を行った。

まず僧籍簿上の僧侶全体（住職・副住職・前住職・徒弟・同籍の僧侶人数の総和）の人数は、23,721人で、その得度年齢の平均は18.5歳（標準偏差11.1歳）であった。そして表1は、僧籍簿のデータを基に、在籍区分別（住職・副住職・前住職・徒弟・同籍）にその平均得度年齢をみたものである。

これによれば、平均得度年齢は住職が16.9歳（標準偏差7.9歳）、副住職が15.2歳（標準偏差6.4歳）、前住職が16.4歳（標準偏差8.0歳）、徒弟が19.1歳（標準偏差13.0歳）、同籍が25.0歳（標準偏差16.0歳）となっている。このように同籍以外の平均得度年齢は10代であることがわかる。さらに、僧侶全体の得度年齢の分布を年代別に示したものが、表2である。

表1　在籍区分別平均得度年齢

住職	16.9歳
副住職	15.2歳
前住職	16.4歳
徒弟	19.1歳
同籍	25.0歳
全体	18.5歳

※2018年12月12日時点

図３　寺院後継の可能性を有する僧侶の出身

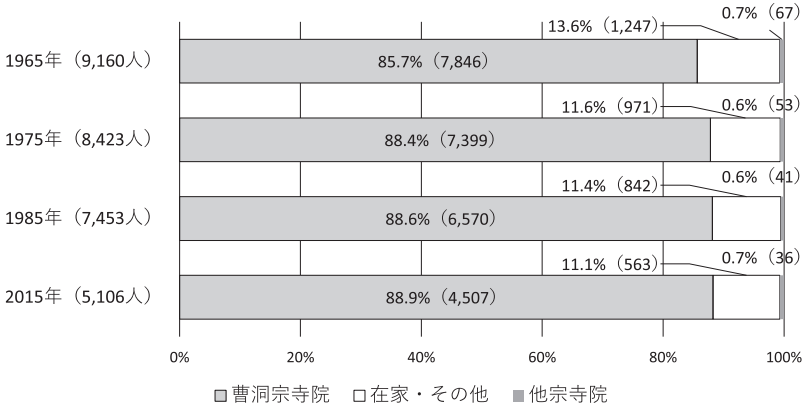

図４　寺院後継の可能性を有する僧侶と住職の続柄

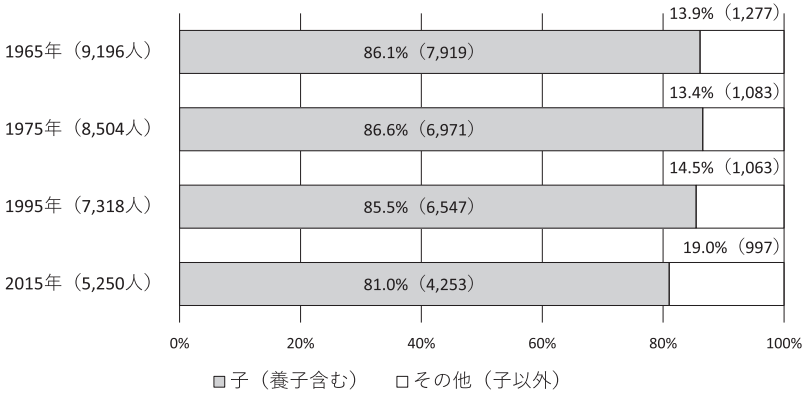

合が9割弱、「その他」の割合が14.5％以下であるのに対し、2015年では「子」が81.0％、「その他」が19.0％となり、「子」でない続柄の僧侶の割合が上昇しているのである。これを実数でみると、「その他」は1965年では1,277人、2015年では997人と減少しているが、一方で「子」は、1965年では、7,919人だが、2015年では4,253人と大きく減少していることがわかる。つまり「その他」出身の割合が上昇したのは、住職と親子の関係を有する副住職・徒弟の人数が大幅に落ち込んでいることが要因となっているのである。

本章では、副住職・徒弟・後任候補者を「寺院後継の可能性を有する僧侶」と位置付け、1965年から2015年までの人数・出身・住職との続柄をみてき

図２　寺院後継の可能性を有する僧侶の人数

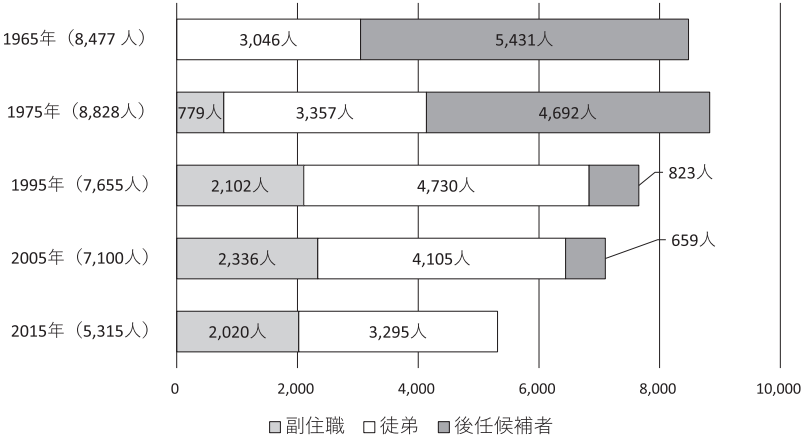

1975」から選択項目に含まれている。『宗勢』において副住職数は、2005年まで一貫して増加しているが、2015年で減少に転じている。このように『宗勢』によるならば、寺院後継の可能性を有する僧侶の人数は大幅に減少していることになるのである。

次に寺院後継の可能性を有する僧侶の出身（曹洞宗寺院、在家・その他、他宗寺院）の変遷を確認してみよう。図３は、1965年から2015年までの副住職・徒弟・後任候補者の出身割合を示したものである[4]。

これによれば、1965年から2015年まで「曹洞宗寺院」出身の割合は一貫して９割弱を示している。一方で「在家・その他」出身の割合は、1965年が13.6％で、その後は11％台となっている。なお「他宗寺院」出身の割合は、一貫して1％を下回っている。つまり曹洞宗においては、寺院後継の可能性を有する僧侶のほとんどが、曹洞宗寺院出身であり、1965年から2015年までの50年間をみても、その割合に大きな変化は認められないのである。

最後に寺院後継の可能性を有する僧侶と住職との続柄をみてみよう。図４は、1965年から2015年までの副住職・徒弟・後任候補者と住職との続柄の割合を示したものである[5]。

これによれば、1965年から2015年まで「子（養子を含む）」の割合は８割以上となっている。一方で、「その他（子以外）」の割合は、２割を下回っていることがわかる。このように寺院後継の可能性を有する僧侶は、そのほとんどが住職の子であると指摘できるのである。

しかし、2015年の結果に注目すると、1965年から1995年までは「子」の割

る。また「子がいない」は、『宗勢1975』『宗勢1985』では3番目に割合が高い。このように、後継者のいない大きな理由として、「弟子や子がいない」ということは以前より挙げられているのである。なおこの問題に関しては4章で詳述する。

いずれにせよ『宗勢1975』から『宗勢2005』の後継者の有無に関する設問結果のみを参照すれば、後継者の人数は一貫して減少していることになり、曹洞宗における「後継者不足」は深刻さを増している、ということになろう。ではこれらのことは『宗勢』の他の設問結果からも窺い知ることはできるのであろうか。次章では、『宗勢』における後継者に関連する箇所を取り上げ、その変遷を追っていく。

2、寺院後継の可能性を有する僧侶の人数・出身・住職との続柄

本章では寺院後継の可能性を有する存在に着目する。現在、曹洞宗において上記の存在としては、「副住職」「徒弟」があげられる。副住職とは、「副住職は、次の各号に掲げる者でなければならない。(1) 当該寺院の後任候補者として登録された者 (2) 第5条第2項に規定する寺格相当の僧階及び法階を有する者（『曹洞宗宗制』「曹洞宗寺院住職任免規程」第35条）」とされている。また徒弟は、「徒弟とは、師僧によって得度を受けた者をいう。（『曹洞宗宗制』「曹洞宗僧侶教師分限規程」第5条）」と規定されている。

副住職は、「後任候補者」登録が必須要件で、徒弟は、「後任候補者」に登録される権利を有している。つまり、両者は現時点で、寺院後継の可能性を有する存在と位置付けられるのである。そこで本章では副住職・徒弟・後任候補者を「寺院後継の可能性を有する僧侶」として取り扱い、『宗勢』に基づいてその人数・出身・続柄について検討していく。

図2は、1965年から2015年までの副住職・徒弟・後任候補者[3]の人数の変遷を示したものである。

これによれば、副住職・徒弟・後任候補者の総数は、1965年が8,477人だったのが、1975年では8,828人とわずかに増加している。しかし1995年では7,655人、2005年では7,100人と7千人台にまで減少している。そして2015年では、その人数が一気に5,315人まで落ち込んでいるのである。このように寺院後継の可能性を有する僧侶人数は減少していることがわかる。最も人数の多い1975年と直近の2015年の人数を比較すると、2015年の人数は1975年時の約6割（60.2%）にしか満たないのである。

なお副住職であるが、当該僧籍は1962年（昭和37）に『曹洞宗宗制』に定められたものである（『曹洞宗宗報』昭和37年7月号25頁）。調査直前での宗制変更のためか、「宗勢調査1965」では「副住職」の選択項目は存在せず、「宗勢調査

図１　後継者有無の推移

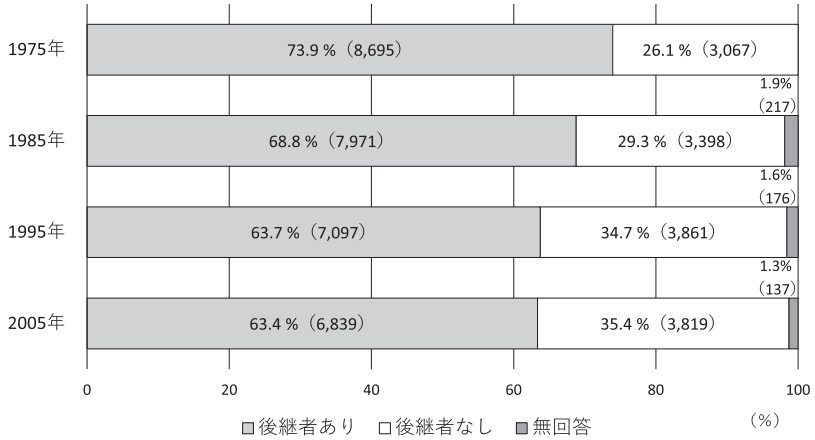

さらに『宗勢2015』では、法人収入別に「消極的希望（「護持運営を続けてほしくない」＋「わからない」）と「護持運営を続けてほしい」の比較を行っているが、結果は法人収入が少なくなるにしたがって、寺院護持に消極的・判断保留の意見を持つ住職の割合が上がっているというものであった。

そして「寺院護持を続けてほしい」と回答した住職（8,966人）に、その後継予定者をたずねているが、「いない」との回答は2,119人であった。さらにその2,119人に、後継予定者がいない理由を単一回答形式でたずねると、最も割合が高いのが「弟子がいないから」29.0％、次いで「子がいないから」28.9％となり、この二つの理由はほぼ同じ割合であった。

上述のように『宗勢2015』においては、「法人収入」と「弟子・子がいないこと」が注目されているが、過去の『宗勢』においても同様の傾向を見出すことができる。まず法人収入と後継者の関連であるが、これまでにも、級階（賦課金の指標の一つ）や法人収入と後継者の有無とのクロス集計を行なっている。その結果を要約すれば、「寺院規模が小さいほど、後継者がいない割合が高くなる傾向にある」といえるであろう。つまり、法人収入が小さい寺院ほど、その先行きを憂慮して、寺院を継承させることや後継者を置くことに消極的になっている、と解釈することができるのである。このように法人収入の多寡は後継者問題を考える上で大きなテーマといえるのである。

また「弟子・子がいないこと」に関しては、過去の『宗勢』と設問が変化しているため比較はできないが、例えば『宗勢1975』『宗勢1985』では後継者がいない理由として「弟子になる人がいない」の割合が最も高くなってい

曹洞宗における後継者問題
――得度年齢の分析を通して――

澤　城　邦　生

本稿では、曹洞宗における寺院後継者（以下「後継者」）問題を考察していく。後継者とは、将来住職となり寺院を運営護持していくと想定される人のことを指す。曹洞宗の後継者問題は『曹洞宗宗勢総合調査報告書[1]』（以下『宗勢○○』）で取り上げられ論じられてきた。そこで本稿では、まず『宗勢』から後継者問題関連のデータを取り上げ、次に寺院後継の可能性を有する僧侶の人数やその出身、また住職との続柄等の確認を行う。さらには「僧籍簿」からみえる得度年齢の分析を通して、曹洞宗における後継者問題を論じていく。

1．『宗勢』にみる後継者問題

曹洞宗における後継者問題を取り上げてきたのは『宗勢』である。周知のように曹洞宗宗勢総合調査（以下「宗勢調査○○」）は1965年から10年おきに継続して行われ、先の「宗勢調査2015」で50周年の節目をむかえた。当該問題に関しては『宗勢1965』から『宗勢2015』まで継続して論じられているが、「宗勢調査1975」からは在籍区分とは別項目を設け、住職に対して「後継者の有無」「いない理由」「現状認識」についての問いを立てている。それら1975～2005年までの「後継者の有無」に関する回答結果をまとめたものが図１である[2]。

これによると、「後継者がいる」割合は1975年では73.9%（8,695人）であるが、2005年では63.4%（6,839人）となっており、「後継者がいる」と回答した住職は1,856人減少しているのである。その裏返しとなるが、「後継者がいない」割合は、1975年では26.1%（3,067人）だが、一方2005年では35.4%（3,819人）と上昇していることがわかる。このように『宗勢』によるならば、後継者は過去一貫して減少していることになり、曹洞宗において後継者不足は進展しているといえよう。

なお『宗勢2015』では、後継者に関する設問が、それ以前と比べて変化し、寺院護持の希望の有無を住職にたずねている。結果は「護持運営を続けてほしい」87.3%、「護持運営を続けてほしくない」1.2%、「わからない」8.5%、「無回答」3.0%というものであった。約１割の住職が、護持運営に消極的ということがわかる。

８．その他

〈特集〉涅槃図　自己と真理をたのみとせよ
禅の風44　pp12～37　H27.5　村松　哲文
空とゼロ
禅の風44　pp38～41　H27.5　金　沢　篤
元代中期の華北曹洞宗と政權　汝州香山の復興をめぐって
東洋史苑84　pp1～28　H27.6　福島　重
仏教の知恵　禅の世界
大法輪閣　H27.11
愛知学院大学禅研究所編
アップル創業者はなぜ禅に傾倒したのか　永平寺での修行を望んだスティーブ・ジョブズ
中央公論129-11　pp48～53　H27.11　石井　清純
「宗教と法律―「裁判員制度」を考える―」講演録
曹洞宗総合研究センター
H28.3　曹洞宗総合研究センター
掃除五徳譚批判考
駒沢大学禅研究所年報28
pp59～90　H28.12　袴谷　憲昭
僧侶教育として考える臨床宗教師
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp139～144　H28.7　高橋悦堂
経典の中の地獄
大法輪83-7　pp70～75　H28.7　池田練太郎

XI. 禅と諸宗（禅以外の仏教各宗）

『釈禅波羅蜜次第法門』における持戒清浄について
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp103～107　H27.10　大松久規

『釈禅波羅蜜次第法門』「安心禅門」及び「治病患」の註釈的研究
　　曹洞宗研究員研究紀要46
　　pp1～16　H28.3　大松久規

『釈禅波羅蜜次第法門』「治病患」について
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
　　pp115～120　H28.7　大松久規

法然思想に関する私見　平成28年度佛教大学法然仏教学研究センター講演会
　　佛教大学法然仏教学研究センター紀要3
　　pp85～103　H29.3　松本史朗

XII. その他

1．宗教学・キリスト教・哲学・人間学

「白山信仰」私見
　　宗学研究紀要28･29
　　pp27～41　H28.3　中山成二

「止揚」という新熟語をめぐって　大内青巒に学び姉崎正治が創案
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
　　pp(55)～(60)　H28.7　山田武秋

4．研究方法

北宋末南宋初期における曹洞宗祖師の実証的研究（2）　大洪山第四代目丹霞徳淳、第七代目浄厳守遂について
　　仏教経済研究44　pp79～101　H27.5　胡　建明

初学者の数息観瞑想における姿勢および短期練習の効果の予備的研究
駒澤大学心理学論集19
pp35～44　H29.3　小室　央允
坐禅時の呼吸, 脳波と脳血流　その相互関連性に関する総合的検討・考察
駒澤大学心理学論集19
pp11～22　H29.3　茅原　正
坐禅普及の一方策　ワークショップ的坐禅の場づくりについて
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp121～126　H28.7　小杉瑞穂
禅社員研修におけるニーズの所在
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp145～150　H28.7　宇野全智
寺院の「居場所」となる可能性 「居場所」づくりに取り組む人々の取材を通して
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp151～156　H28.7　竹村信彦
曹洞宗的食育プログラムの提案　食育活動との比較を通して
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp169～174　H28.7　竹村信彦
「伝統こけし」展示と製作実演による東北復興支援の実践
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(49)～(54)　H28.7　来馬明規
香、匂い袋考　東日本大震災支援活動における事例をもとに
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(37)～(42)　H28.7　久保田永俊
寺院におけるグリーフケアの可能性　インタビュー調査から
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(31)～(36)　H28.7　澤城邦生
永代供養墓を媒介に寺院と関わる人々への寺院の役割
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(25)～(30)　H28.7　國生徹雄
グリーフケアにおける仏教の役割
大法輪84-3　pp112-115　H29.3　西岡秀爾

寺院の現代的役割と檀信徒の帰属意識
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(278)～(284) H27.10 徳野 崇行
檀家信徒意識調査の概要
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(286)～(292) H27.10 平子 泰弘
見性院（埼玉県熊谷市）曹洞宗見性院 橋本英樹住職 旧態依然とした檀家制度からの脱却を図り、自立した寺として「仏教本来の魅力」で人を呼び込む
仏事182 pp67～70 H27.11
坐禅会紹介 青松寺坐禅会
参禅の道64 pp24～28 H28.3 釜田 無関
坐禅会紹介 源光庵坐禅会
参禅の道64 pp29～31 H28.3 伊串 泰純
衆生済度と坐禅 人びとのこころに向き合う坐禅とは
曹洞宗総合研究センター
H28.3 曹洞宗総合研究センター
非定型うつ病の信仰治療について マインドフルネス瞑想と禅宗
人間文化31 pp117～127 H28.9 熊田 一雄
仏前結婚式の研究 歴史的展開と現代の課題
宗教学論集36 pp128～129 H29.1 武井 謙悟
総持寺の参禅 参禅者の経験に焦点を当てて
筑波大学地域研究38
pp77～94 H29.3 段 壹 文
参禅というコンタクト・ゾーン 曹洞宗大本山総持寺「禅の一夜」の一考察
哲学・思想論叢35
(pp1～17) H29.3 段 壹 文
宗派間比較からみた過疎地寺院 曹洞宗を中心に
跡見学園女子大学文学部紀要52
pp193～207 H29.3 相澤 秀生
初学者の数息観瞑想における姿勢の効果
駒澤大学心理学論集18
pp17～25 H28.3 小室 央允

現代における寺院活動　笑いとユーモアによる可能性
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp151～156　H27.10　中野　孝海

癒しの技法と僧侶
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp157～162　H27.10　松葉　裕全

これからの宗門とソーシャルメディアリスニングの重要性
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp175～180　H27.10　阿部　宗道

仏前結婚式の研究　宗門における仏前結婚式とその可能性
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp187～192　H27.10　本多　清寛

仏壇再考　日常的セルフケア・グリーフケアの視点から
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp199～204　H27.10　西岡　秀爾

宗教教誨について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp205～210　H27.10　畔柳　公潤

寺院から発信するAEDと救急救命法普及の実践活動
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(220)～(224) H27.10　来馬　明規

「傾聴」再考　禅の教化としての試み
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(225)～(230) H27.10　久保田 永俊

過疎地域における檀信徒の供養と菩提寺
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(249)～(258) H27.10　相澤　秀生

年齢層差にみる檀信徒　初めての人口減少期を迎えた檀信徒と寺院
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(260)～(268) H27.10　川又　俊則

檀信徒の意識から見えてくるもの　そして供養から見えてくるもの
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(269)～(276) H27.10　松島　公望

新・禅語を読む92　一行三昧
　　跳龍776　　p12　　H28.12　　木 村　尚 徳
新・禅語を読む93　大椿之寿
　　跳龍777　　p34　　H29.1　　木 村　尚 徳
新・禅語を読む94　一枝梅花和雪香
　　跳龍778　　p36　　H29.2　　木 村　尚 徳
新・禅語を読む95　春来草自生
　　跳龍779　　p12　　H29.3　　木 村　尚 徳
釈尊の「老い・死」についての言葉
　　大法輪84-3　　pp64-67　　H29.3　　奈 良 康 明

3．実践

明日のお寺を考える 人生相談 曹洞宗 正山寺 あなたのお話しお聴きします 他人には些細なことでも、あなたにとっては重大な問題ですから
　　仏事178　　pp90～93　　H27.7
特集 坐禅会を活発にするには「地方寺院の取り組み」 参禅道場の会 座談会〈後編〉
　　参禅の道63　　pp36～47　　H27.9
坐禅会紹介　弘誓寺坐禅会
　　参禅の道63　　pp58～60　　H27.9　　森 井　祥 記
お役だちマニュアル もしものときは菩提寺へ　檀信徒のみなさまへ
　　H27.10　　曹洞宗宗務庁
特別講義録（2）　人間苦に応える仏教 有馬実成師と臨床宗教師に学ぶ
　　傘松865　　pp31～36　　H27.10　　大 菅　俊 幸
社会的活動の実践による僧侶と寺院の変化　寺院への聞き取りを基に
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp127～132　　H27.10　　日 比　博 英
寺院におけるマインドフルネス療法実践への一試論
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp139～144　　H27.10　　藤 原　　敦
寺院の新たな経済基盤の一考察　受戒・行・教学と安心
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp145～150　　H27.10　　君 島　真 実

今月のおはなし　それぞれの「今」を善かったにする祈り
　　禅の友809　　pp25～28　　H29.1　　中 野 東 禅
禅のことば　八風吹不動
　　禅の友810　　p1　　H29.2　　酒 井 大 岳
身のまわりの禅　舎利
　　禅の友810　　p9　　H29.2　　尾 﨑 正 善
仏さまと日本人　改めて「供養」とは何か（２）
　　禅の友810　　pp10～11　　H29.2　　佐々木 宏幹
今月のおはなし　福は内、鬼は外
　　禅の友810　　pp21～23　　H29.2　　善 浪 裕 勝
禅のことば　梅花新発
　　禅の友811　　p1　　H29.3　　酒 井 大 岳
身のまわりの禅　葛藤
　　禅の友811　　p9　　H29.3　　尾 﨑 正 善
仏さまと日本人　三月の風
　　禅の友811　　pp10～11　　H29.3　　佐々木 宏幹
今月のおはなし　我が身に引きくらべて
　　禅の友811　　pp21～23　　H29.3　　奥 野 昭 典
新・禅語を読む85　唯我独尊
　　跳龍769　　p33　　H28.4　　木 村 尚 徳
新・禅語を読む86　歩歩踏着緑水青山
　　跳龍770　　p36　　H28.5　　木 村 尚 徳
新・禅語を読む87　喫茶去
　　跳龍771　　p18　　H28.6　　木 村 尚 徳
新・禅語を読む88　応作如是観
　　跳龍772　　p34　　H28.7　　木 村 尚 徳
新・禅語を読む89　葉々起清風
　　跳龍773　　p14　　H28.8　　木 村 尚 徳
新・禅語を読む90　体露金風
　　跳龍774　　p16　　H28.9･10　　木 村 尚 徳
新・禅語を読む91　龍吟雲起　虎嘯風生
　　跳龍775　　p32　　H28.11　　木 村 尚 徳

今月のおはなし　彼岸のこころ
　　禅の友805　　pp21～24　　H28.9　　坂 川 資 樹
禅のことば　枯木花開
　　禅の友806　　p1　　H28.10　　酒 井　大 岳
身のまわりの禅　単位
　　禅の友806　　p9　　H28.10　　尾 﨑　正 善
仏さまと日本人　道元禅師さまと月
　　禅の友806　　pp10～11　　H28.10　　佐々木 宏幹
今月のおはなし　如何なるか祖師西来の意
　　禅の友806　　pp21～24　　H28.10　　櫛 田 充 道
禅のことば　瑞雲
　　禅の友807　　p1　　H28.11　　酒 井　大 岳
身のまわりの禅　ガンモドキ
　　禅の友807　　p9　　H28.11　　尾 﨑　正 善
仏さまと日本人　お弔いと人間
　　禅の友807　　pp10～11　　H28.11　　佐々木 宏幹
今月のおはなし　亡き人と共に生きる
　　禅の友807　　pp21～24　　H28.11　　吉 井 泰 俊
禅のことば　寒事終不熱
　　禅の友808　　p1　　H28.12　　酒 井　大 岳
身のまわりの禅　知事
　　禅の友808　　p9　　H28.12　　尾 﨑　正 善
仏さまと日本人 「供養」とは何か
　　禅の友808　　pp10～11　　H28.12　　佐々木 宏幹
今月のおはなし　成道会に因んで
　　禅の友808　　pp21～24　　H28.12　　盛 田 正 孝
禅のことば　今朝新歳雪
　　禅の友809　　p1　　H29.1　　酒 井　大 岳
身のまわりの禅　善哉
　　禅の友809　　p16　　H29.1　　尾 﨑　正 善
仏さまと日本人　改めて「供養」とは何か（１）
　　禅の友809　　pp8～9　　H29.1　　佐々木 宏幹

今月のおはなし　生死に刻まれた年輪
　　禅の友801　　pp21～23　　H28.5　　増田友厚
禅のことば　洗心
　　禅の友802　　p1　　H28.6　　酒井大岳
身のまわりの禅　歯磨き
　　禅の友802　　p9　　H28.6　　尾﨑正善
仏さまと日本人 「人格」と「仏格」のあいだ
　　禅の友802　　pp10～11　　H28.6　　佐々木宏幹
今月のおはなし　ひとりはみんなのために
　　禅の友802　　pp21～23　　H28.6　　関水俊道
禅のことば　可怜生
　　禅の友803　　p1　　H28.7　　酒井大岳
身のまわりの禅　作務衣と普請
　　禅の友803　　p9　　H28.7　　尾﨑正善
仏さまと日本人　お盆とご供養―お正月との関連において―
　　禅の友803　　pp10～11　　H28.7　　佐々木宏幹
今月のおはなし　亡き方に喜んで頂ける生き方を
　　禅の友803　　pp21～23　　H28.7　　中野天心
禅のことば　滞句者迷
　　禅の友804　　p1　　H28.8　　酒井大岳
身のまわりの禅　作務衣と普請
　　禅の友804　　p16　　H28.8　　尾﨑正善
仏さまと日本人　敗戦の記憶
　　禅の友804　　pp8～9　　H28.8　　佐々木宏幹
今月のおはなし　亡き人を偲び、命に想いを馳せる
　　禅の友804　　pp21～24　　H28.8　　佐野俊也
禅のことば　日裏看山
　　禅の友805　　p1　　H28.9　　酒井大岳
身のまわりの禅　演出
　　禅の友805　　p9　　H28.9　　尾﨑正善
仏さまと日本人　月と日本人
　　禅の友805　　pp10～11　　H28.9　　佐々木宏幹

仏さまと日本人　仏さまとは（2）
　　禅の友798　　pp10～11　　H28.2　　佐々木 宏幹
身のまわりの禅　「玄関」
　　禅の友798　　p9　　H28.2　　尾 﨑　正 善
今月のおはなし　杖を頼りに
　　禅の友798　　pp21～23　　H28.2　　遠 藤　長 悦
新・禅語を読む　老古錐
　　跳龍767　　p34　　H28.2　　木 村　尚 徳
禅のことば　向上一路
　　禅の友799　　p1　　H28.3　　酒 井　大 岳
身のまわりの禅　「座布団」
　　禅の友799　　p9　　H28.3　　尾 﨑　正 善
仏さまと日本人　三月に憶うこと
　　禅の友799　　pp10～11　　H28.3　　佐々木 宏幹
今月のおはなし　みんながもとにもどり幸せになりますように
　　禅の友799　　pp21～23　　H28.3　　渡 辺　祥 文
新・禅語を読む　唯嫌揀択
　　跳龍768　　p32　　H28.3　　木 村　尚 徳
禅のことば　好時節
　　禅の友800　　p1　　H28.4　　酒 井　大 岳
身のまわりの禅　喫茶
　　禅の友800　　p9　　H28.4　　尾 﨑　正 善
仏さまと日本人　花まつりの思い出
　　禅の友800　　pp10～11　　H28.4　　佐々木 宏幹
今月のおはなし　比べようがない大切な人
　　禅の友800　　pp21～23　　H28.4　　石 川 光 学
禅のことば　閑不徹
　　禅の友801　　p1　　H28.5　　酒 井　大 岳
身のまわりの禅　遊山
　　禅の友801　　p9　　H28.5　　尾 﨑　正 善
仏さまと日本人　大般若会のころ
　　禅の友801　　pp10～11　　H28.5　　佐々木 宏幹

法っとするおはなし　礼拝のおはなし
　　禅の友794　　pp10～11　　H27.10　　尾 﨑　正 善
新・禅語を読む　灯伝万古
　　跳龍761　　p32　　H27.9･10　　木 村　尚 徳
キュウリ一本の修行
　　大法輪82-10　　pp14～19　　H27.10　　ネルケ・無方
禅のことば　遠山無限
　　禅の友795　　p1　　H27.11　　酒 井　大 岳
法っとするおはなし　座らない坐禅のススメ　思いを介入させない
　　禅の友795　　pp10～11　　H27.11　　丹 下　覚 元
新・禅語を読む　慈悲
　　跳龍764　　p38　　H27.11　　木 村　尚 徳
禅語にしたしむ　悟りの世界からのメッセージ
　　大法輪閣　　H27.11
　　愛知学院大学禅研究所編
禅のことば　那
　　禅の友796　　p1　　H27.12　　酒 井　大 岳
法っとするおはなし　メリー・ブディスマス
　　禅の友796　　pp10～11　　H27.12　　髙 橋　悦 堂
新・禅語を読む　白日迷路
　　跳龍765　　p90　　H27.12　　木 村　尚 徳
禅のことば　春来草自生
　　禅の友797　　p1　　H28.1　　酒 井　大 岳
仏さまと日本人　仏さまとは（1）
　　禅の友797　　pp8～9　　H28.1　　佐々木 宏幹
身のまわりの禅　「挨拶」
　　禅の友797　　p16　　H28.1　　尾 﨑　正 善
今月のおはなし　ともに歩む
　　禅の友797　　pp21～24　　H28.1　　中 野　重 孝
新・禅語を読む　一花開天下春
　　跳龍766　　p44　　H28.1　　木 村　尚 徳
禅のことば　一枝梅花
　　禅の友798　　p1　　H28.2　　酒 井　大 岳

新・禅語を読む　山寒花発遅

跳龍756	p34	H27.4	木村　尚徳

禅のことば　看

禅の友789	p1	H27.5	酒井　大岳

法っとするおはなし　パタパタその通りにそのままに。

禅の友789	pp10～11	H27.5	丹下　覚元

新・禅語を読む　平常心是道

跳龍757	p24	H27.5	木村　尚徳

禅のことば　傍人有眼

禅の友790	p1	H27.6	酒井　大岳

法っとするおはなし　念仏回し

禅の友790	pp10～11	H27.6	髙橋　悦堂

新・禅語を読む　不許葷酒入山門

跳龍758	p22	H27.6	木村　尚徳

禅のことば　雲居羅漢

禅の友791	p1	H27.7	酒井　大岳

法っとするおはなし　合掌のおはなし

禅の友791	pp10～11	H27.7	尾﨑　正善

新・禅語を読む　無常迅速

跳龍759	p26	H27.7	木村　尚徳

禅のことば　千里同風

禅の友792	p1	H27.8	酒井　大岳

法っとするおはなし　怒らない やめよう、マイ・ルール

禅の友792	pp12～13	H27.8	丹下　覚元

新・禅語を読む　風来疎竹　風過而竹不留声

跳龍760	p32	H27.8	木村　尚徳

禅のことば　無心

禅の友793	p1	H27.9	酒井　大岳

法っとするおはなし　死ぬって怖い？

禅の友793	pp10～11	H27.9	髙橋　悦堂

禅のことば　珍重

禅の友794	p1	H27.10	酒井　大岳

演劇と宗教　演劇的伝達による布教・伝道の可能性
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp193～198　H28.7　中野孝海
短大生の宗教意識と仏教教育
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(43)～(48)　H28.7　佐藤達全
寺院再編論　こころ癒す地域の核として
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(19)～(24)　H28.7　勝桂子
人口減少社会の中の「教化」に関する一考察
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(13)～(18)　H28.7　川又俊則
寺院・教団の未来予測とそこにおける存在意義
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp(7)～(12)　H28.7　平子泰弘
禅のこころと宗門関係学校の教育
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp91～150　H29.3　下室覚道
總持寺における臨床宗教師育成事業　基礎的なコミュニケーション能力を養う
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp151～157　H29.3　前田伸子,佐藤慶太
保育における栽培・食育活動と園庭環境についての一考察　仏教保育との関連を踏まえて
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp(1)～(14)　H29.3　仙田考
特別講義録（5)「あなたはどうしてお坊さんになったの？」
傘松872　pp29～33　H28.5　田原良樹

2．法話

禅のことば　知恩
禅の友788　p1　H27.4　酒井大岳
法っとするおはなし　三宝のお話
禅の友788　pp10～11　H27.4　尾﨑正善

「一人称の教化論」の提案　「宗教の私事化」を考える一試論
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp169～174　H27.10　関水博道

現代の仏像に対する信仰心について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp181～186　H27.10　中野太秀

地域社会における寺院の役割　新たな公共性の創造にむけて
宗学研究紀要28･29
pp183～199　H28.3　小池孝範

「特別の教科　道徳」に宗教科教育の要素を取り入れるために　『正法眼蔵』に見られる道元の生死観から考える
駒澤大学仏教学部論集47
pp219～240　H28.10　永井俊道

現代の教化における構造的理解の必要性と教化活動
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp133～138　H28.7　橋本弘道

僧侶が障がい者に向き合うということ
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp157～162　H28.7　寺門典宏

高齢者福祉施設における僧侶の可能性
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp163～168　H28.7　村上光龍

寺院における「死別の悲しみを分かち合う会」の意義
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp175～180　H28.7　西岡秀爾

続「一人称の教化論」の提案　現代人の救いとしての禅
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp181～186　H28.7　関水博道

仏前結婚式の研究　同性婚の是非について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp187～192　H28.7　本多清寛

平成28年　大本山永平寺授戒会（9）　懺悔
傘松881　pp23～30　H29.2　金子　眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（10）　十重禁戒（3）
傘松882　pp25～31　H29.3　金子　眞介

9．法式

「百八消災呪」考
宗学研究紀要28･29
pp137～150　H28.3　尾﨑　正善

10．葬送儀礼

曹洞宗の葬儀式次第
大法輪82-9（特集＝お坊さんが教える葬儀・仏事の中身としきたり）
pp95～99　H27.9　髙梨　尚之
曹洞宗の葬儀と供養
水曜社　H28.3
小島恭道監修・曹洞宗岐阜県青年会編著

12．建築

宗門の坐禅堂（2）　城満寺坐禅堂
参禅の道63　pp72～77　H27.9　久保　裕
宗門の坐禅堂シリーズ（3）備中地方における坐禅堂の歴史と現状　八ヶ寺すべての坐禅堂が今日も輝き続ける
参禅の道64　pp50～58　H28.3　柴口　成浩

X．教化

1．叢書・教化学

老病死を語る場と機会についての一考察　がんカフェに学ぶ
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp133～138　H27.10　寺門　典宏

大本山永平寺授戒会（4）
傘松865　pp16～21　H27.10　金子眞介
大本山永平寺授戒会（5）　南無帰依三宝
傘松866　pp18～25　H27.11　金子眞介
大本山永平寺授戒会（6）　十重禁戒（1）
傘松867　pp14～18　H27.12　金子眞介
大本山永平寺授戒会（7）　十重禁戒（2）
傘松868　pp17～22　H28.1　金子眞介
大本山永平寺授戒会（8）　十重禁戒（3）
傘松869　pp15～19　H28.2　金子眞介
大本山永平寺授戒会（9）　懺悔
傘松870　pp14～20　H28.3　金子眞介
大本山永平寺授戒会（10）　十重禁戒（4）
傘松871　pp13～18　H28.4　金子眞介
大本山永平寺授戒会（11）　受とは伝なり・伝とは覚なり
傘松872　pp14～19　H28.5　金子眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（1）　受戒の心準備（1）在家の菩薩になる
傘松873　pp27～33　H28.6　金子眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（2）　受戒の心準備（2）不退転の決意
傘松874　pp24～30　H28.7　金子眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（3）　受戒の心準備・仏法の確認（1）
傘松875　pp25～31　H28.8　金子眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（4）　受戒の心準備・仏法の確認（2）
傘松876　pp28～35　H28.9　金子眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（5）　南無帰依仏・法・僧
傘松877　pp18～24　H28.10　金子眞介
平成28年大本山永平寺授戒会（6）三聚浄戒
傘松878　pp19～25　H28.11　金子眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（7）　十重禁戒（１）
傘松879　pp18～25　H28.12　金子眞介
平成28年　大本山永平寺授戒会（8）　十重禁戒（２）
傘松880　pp29～36　H29.1　金子眞介

5．禅林生活・食事法

息づく「禅」の食のこころ
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp163～167　H27.10　永島　慧子

曹洞宗における「食」と修行　僧堂飯台、浄人、臘八小参、「精進料理」をめぐって
宗教研究90-2　pp81～105　H28.9　徳野　崇行

「折水偈」雑考
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp1～6　H28.7　古山　健一

修行道場と「捨」
大法輪83-6　pp80～83　H28.6　高梨　尚之

6．袈裟

道元禅師の廣福寺蔵「二十五条衣」の再考　環の存在をめぐって
傘松863　pp20～24　H27.8　川口　高風

「搭袈裟偈」考
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
(pp237～242)　H27.10　古山　健一

7．得度・室内・嗣法

お坊さんになるために　出家のススメ　曹洞宗の場合
大法輪83-3　pp90～93　H28.3　角田　泰隆

8．授戒会

大本山永平寺授戒会（1）　授戒の意義
傘松862　pp14～19　H27.7　金子　眞介

大本山永平寺授戒会（2）　宗教 そして 仏教
傘松863　pp14～19　H27.8　金子　眞介

大本山永平寺授戒会（3）　覚め悟る
傘松864　pp17～22　H27.9　金子　眞介

「只管打坐」雑考（31）　八正道論（1）涅槃への道はない 涅槃が道である
傘松865　pp22～30　H27.10　藤田一照
一般人に対する坐禅指導法の考察　明治・大正期の健康ブームを参考に
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp115～120　H27.10　小杉瑞穂
坐禅会開催における「場」の考察
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp121～126　H27.10　宇野全智
坐禅の心理学的研究の様相　呼吸に注目して
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
（pp231～236）　H27.10　澤城邦生
「只管打坐」雑考（32）　八正道論（2）仏道修行は正見から始まる
傘松866　pp26～34　H27.11　藤田一照
「只管打坐」雑考（33）　八正道論（3）最少抵抗の道
傘松867　pp19～27　H27.12　藤田一照
「只管打坐」雑考（34）「問題の解決」ではなく「問題の理解」へ
傘松868　pp23～31　H28.1　藤田一照
「只管打坐」雑考（35）　坐禅修行のスペクトル 課題中心からハート中心へ
傘松869　pp20～28　H28.2　藤田一照
「只管打坐」雑考（36）　ハートで坐る坐禅
傘松870　pp22～31　H28.3　藤田一照
禅の教室　坐禅でつかむ仏教の真髄
中央公論新社　H28.3　藤田一照・伊藤比呂美
「只管打坐」雑考（37）～（48）
傘松871～882　H28.4～H29.3　藤田一照
能面師から見た禅と能
禅文化241　pp55～62　H28.7　伊庭貞一
禅における心身について（十三）腰を据え、気を充たす（一）
禅文化241　pp64～72　H28.7　佐々木奘堂

特別講義録（6）現代の僧侶は出家者か
傘松878　pp35～41　H28.11　丸山劫外
特別講義録（7）仏教の社会倫理を考えるために
傘松879　pp35～42　H28.12　島薗進

Ⅸ．清規・禅戒

2．禅戒

初期禪宗と最澄の圓頓戒　石田瑞麿・鏡島元隆両氏の所論に反駁す
禅研究所紀要45　pp136～162　H29.3　伊吹敦

4．修行・坐禅法

「只管打坐」雑考（25）　調息ではない調息
傘松859　pp16～24　H27.4　藤田一照
雲水さんに学ぶ　食・睡眠・作務
大法輪82-4　pp86～89　H27.4　髙梨尚之
「只管打坐」雑考（26）　出息、入息、非長、非短
傘松860　pp17～25　H27.5　藤田一照
「只管打坐」雑考（27）　日常の息のグレードアップ
傘松861　pp17～25　H27.6　藤田一照
安泰寺禅僧対談
佼正出版社　H27.6　藤田一照・ネルケ無方
「只管打坐」雑考（28）　チョイスレス・アウェアネスと只管打坐（1）
傘松862　pp20～28　H27.7　藤田一照
「只管打坐」雑考（29）　チョイスレス・アウェアネスと只管打坐（2）
傘松863　pp25～33　H27.8　藤田一照
特集＝誰にもわかる〈禅〉入門　坐禅の仕方
大法輪82-8　pp137～141　H27.8　菅原研州
「只管打坐」雑考（30）　チョイスレス・アウェアネスと只管打坐（3）
傘松864　pp23～31　H27.9　藤田一照
鎌倉期の禅林における面壁坐禅
参禅の道63　pp48～55　H27.9　舘隆志

禅宗語録入門読本 26　雲巌と洞山（下）
　　禅文化240　　pp64~71　　H28.3　　小　川　隆
禅宗語録入門読本 27　巌頭と雪峰（上）
　　禅文化241　　pp97~104　　H28.7　　小　川　隆
禅宗語録入門読本 28　巌頭と雪峰（下）
　　禅文化242　　pp129~137　　H28.10　　小　川　隆
禅宗語録入門読本 29　雲門（上）
　　禅文化243　　pp92~99　　H29.1　　小　川　隆

３．各論

(4) 洞済の関係

特集＝似てるけど違う身近な仏教≪あれ》と≪これ》　臨済禅と曹洞禅
　　大法輪82-11　　p74　　H27.11　　豊 嶋　泰 國
特集＝似てるけど違う身近な仏教≪あれ》と≪これ》　臨済宗と曹洞宗
　　大法輪82-11　　pp107～108　　H27.11　　横 山　全 雄

４．人権関係

〈DVD〉寄り添う　人間の尊厳を守る
　　曹洞宗宗務庁　　H27.4　　曹洞宗宗務庁
なぜ、宗教者が部落問題に取り組むのか　曹洞宗の取り組みを通して
　　ヒューマンライツ325
　　pp9～14　　H27.4　　深 澤　信 善
寺族を保護することは可能かⅡ
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp193～197　　H27.10　　瀬 野　美 佐

５．その他

『続・曹洞宗宗勢のあゆみ』(43)　出版事業
　　曹洞宗報955　　pp192～204　　H27.4　　宗史編纂委員会
『続・曹洞宗宗勢のあゆみ』(44)　曹洞宗の義援活動
　　曹洞宗報960　　pp81～134　　H27.9　　宗史編纂委員会
『曹洞宗宗勢のあゆみⅡ』
　　H28.10　　宗史編纂委員会

2．経典・祖録など

(1) 修証義

あなたのための『修証義』入門（1)～(19)
大法輪82-6～83-12　H27.6～H28.12　大童法慧

『永平高祖学道示針文』について
宗学研究紀要28･29
pp151～167　H28.3　星俊道

(2) 従容録

文殊の白槌と時節の複合性　『従容録』「第一則世尊陞座」について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp97～102　H27.10　河村康仁

(3) 碧巌録

気まぐれシリーズ 暮らしに生かす禅ライフのすすめ（8）　リタイアしたオジサンも坂村真民も泉谷しげるも碧巌録も語る真実
大法輪82-7　pp205～207　H27.7　花岡博芳

永明延寿を/から考える　柳幹康『永明延寿と『宗鏡録』の研究-一心による中国仏教の再編』合評会記録
駒沢大学禅研究所年報27
pp(225)～(258)　H27.12　碧巌録研究会編

(4) 五位

「能楽論」に見る曹洞五位説についての覚書（一）『人天眼目』を中心として
駒澤大学仏教文学研究20
pp59～91　H29.2　飯塚大展

(8) 宏智録ほか

禅宗語録入門読本（24）　雲巌と洞山（上）
禅文化236　pp85～92　H27.4　小川隆

禅宗語録入門読本（25）　雲巌と洞山（中）
禅文化238　pp102～110　H27.10　小川隆

永楽北蔵の入蔵禅籍
宗学研究紀要28･29
pp11～26　H28.3　椎名宏雄

なぜ、「梅花」なのか　雑誌『大乗禅』に見る「梅花イメージ」の高揚
「梅花流詠讃歌研究の新視点」講演録
pp53～79　H27.8　関 水 博 道
戦後宗門の社会事業と音楽布教 「曹洞宗宗務院社会部」の位置付けより
「梅花流詠讃歌研究の新視点」講演録
pp80～122　H27.8　宮 地 清 彦
曹洞宗を知る
大法輪82-8（特集＝誰にもわかる〈禅〉入門）
pp119～123　H27.8　木 村 文 輝
第三部 日本でとなえるお経の名句・名言　曹洞宗
大法輪82-12（特集＝おぼえておきたい短いお経とお経の名句）
pp115～118　H27.12　安 藤 嘉 則
曹洞宗の場合
大法輪83-3（特集＝お坊さんになるために-出家のススメ）
pp90～93　H28.3　角 田 泰 隆
曹洞宗教団史における梅花流　第1回、第2回　梅花流詠讃歌研究プロジェクト活動報告
曹洞宗報976～978　pp69～78　H29.1、H29.3
曹洞宗総合研究センター
正信論争考（12）　榑林博士の信について（4）
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp109～114　H28.7　竹 林 史 博
梅花流発足と曹洞宗尼僧団
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp127～132　H28.7　佐 藤 俊 晃
永平寺と梅花流（2回）
傘松883～884　H28.4～5　佐 藤 俊 晃
曹洞宗
大法輪84-2（３行でつかむ教養としての日本仏教各宗派）
pp108～113　H29.2　佐 藤 秀 孝

Ⅶ. 書誌・国語学

2．テキスト

『江湖風月集略註』研究（八）～（九）
駒沢大学禅研究所年報27～28
pp1～69　H27.12、H28.12
中世禅籍研究班

禅籍研究（一）　翻刻　駒澤大学図書館蔵『禅宗雑毒海』（上）
駒沢大学禅研究所年報28
pp139～163　H28.12　飯塚 大展・堀川貴司

五山版禪籍の特色
駒澤大学仏教学研究会年報49
pp1～33　H28.5　椎 名 宏 雄

Ⅷ. 宗義

1．大綱

仏事Q＆A 曹洞宗
国書刊行会　H27.6　曹洞宗総合研究センター

曹洞宗の祈祷の現状と金沢の鎮守信仰　崇禅寺、放生寺を具体例にあげて
比較文化学文化史学論叢1
pp99～109　H27.7　渡 部 寛 隆

梅花流詠讃歌研究プロジェクト活動報告
「梅花流詠讃歌研究の新視点」講演録
pp7～23　H27.8　宮 地 清 彦

中世洞門抄物に見る和歌の意義
「梅花流詠讃歌研究の新視点」講演録
pp24～52　H27.8　清 野 宏 道

大雄山の歴史メモ（8）　大通沢舟和尚
　　大雄142　　pp44～45　　H28.4　　小早川 浩大
大雄山誌論考（22）　六道の他に天狗道があった
　　大雄143　　pp32～35　　H28.7　　足柄史談会編
大雄山の歴史メモ（9）　独庵玄光和尚
　　大雄143　　pp44～45　　H28.7　　小早川 浩大
大雄山誌論考（23）　六道の他に天狗道があった（2）
　　大雄144　　pp34～37　　H28.10　　足柄史談会編
大雄山の歴史メモ（10）　梵丁竺州和尚
　　大雄144　　pp46～47　　H28.10　　小早川 浩大
大雄山誌論考（24）　六道の他に天狗道があった（3）
　　大雄145　　pp30～31　　H29.1　　足柄史談会編
大雄山の歴史メモ（11）　普門院の輪住について
　　大雄145　　pp44～45　　H29.1　　小早川 浩大

《大運寺》

香樹院の草創と江戸期の大運寺
　　禅研究所紀要44（愛知学院大学禅研究所）
　　pp129～157　　H28.3　　川 口　高 風

《日泰寺》

〈詣 禅寺を訪ねる［特別編］〉覺王山日泰寺　釈尊の御真骨を守る全仏教徒のためのお寺
　　禅の風44　　pp50～55　　H27.5

《宝慶寺》

宝慶寺の草創期に関わった伊自良氏について　宝慶寺所蔵の寺領寄進状をもとにして
　　東海仏教61　　pp65～76　　H28.3　　伊 藤 秀 真

宝蔵館嫡々庵のこと　課題と将来について
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp3～34　H29.3　遠藤ゆかり

三橋鎌岳・獅子牡丹唐草彫木前机と近代の鎌倉彫について
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp35～41　H29.3　室　瀬　祐

(4) その他（寺院名の五十音順）

《海蔵寺》

鎌倉海蔵寺と源翁心昭
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp61～66　H28.7　上野徳親

《護国院》

慶雲軒の開創から護国院へ
禅研究所紀要45　pp43～58　H29.3　川口高風

《最乗寺》

大雄山誌論考（17）　富水～岩原の「道者道橋」
大雄138　pp38～41　H27.4　足柄史談会編

大雄山の歴史メモ（4）　寛厳春登禅師
大雄138　pp49～50　H27.4　小早川浩大

大雄山誌論考（18）　大雄山・富士往来「橋道講」（明治十六年）
大雄139　pp36～39　H27.7　足柄史談会編

大雄山の歴史メモ（5）　小田原雄宝講講則
大雄139　pp46～47　H27.7　小早川浩大

大雄山誌論考（19）　府中道々標銘と富士道橋
大雄140　pp38～41　H27.10　足柄史談会編

大雄山の歴史メモ（6）　子超台州和尚
大雄140　pp50～51　H27.10　小早川浩大

大雄山誌論考（20）　道了錫杖鐘
大雄141　pp32～35　H28.1　足柄史談会編

大雄山の歴史メモ（7）　理琴文察和尚
大雄141　pp48～49　H28.1　小早川浩大

大雄山誌論考（21）　道了錫杖鐘
大雄142　pp32～35　H28.4　足柄史談会編

總持寺資料編纂室便り（10）　大正年間の配役・『法歳周円簿綴』（3）
跳龍757　pp36～41　H27.5　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（11）　大正年間の配役・『法歳周円簿綴』（4）
跳龍758　pp31～36　H27.6　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（12）　峨山禅師五五〇回大遠忌関係史料（1）
跳龍759　pp30～35　H27.7　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（13）　峨山禅師五五〇回大遠忌関係史料（2）
跳龍760　pp34～39　H27.8　尾 﨑 正 善
〈増補新版〉總持寺の歴史
吉川弘文館　H27.8　竹内道雄著・尾﨑正善編
總持寺資料編纂室便り（14）　峨山禅師五五〇回大遠忌関係史料（3）
跳龍761　pp22～25　H27.9･10　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（15）　峨山禅師五五〇回大遠忌関係史料（4）
跳龍764　pp15～19　H27.11　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（16）　峨山禅師五五〇回大遠忌関係史料（5）
跳龍765　pp78～85　H27.12　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（17）　峨山禅師五五〇回大遠忌関係史料（6）
跳龍766　pp34～39　H28.1　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（18）～（23）　三松学林関係史料（1）～（6）
跳龍767～772　H28.2～7　尾 﨑 正 善
曹洞宗大本山 總持寺五院輪住帳
大本山總持寺　H28.3　納富常天編著
總持寺資料編纂室便り（24）　火葬場建設計画について
跳龍773　pp18～23　H28.8　尾 﨑 正 善
總持寺資料編纂室便り（25）～（30）　宝物殿開館と記念展について（1）～（6）
跳龍774～779　H28.9･10～H29.3　尾 﨑 正 善
能登總持寺祖院観音菩薩像と永光寺瑩山紹瑾禅師像
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp5～12　H29.3　薄 井 和 男
宝物殿開館記念、二つの展示会　横尾忠則個展と總持寺秘宝展
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp13～30　H29.3　尾 﨑 正 善

江戸時代初頭における永平寺の動向について（上）　永平寺二十七世高国英俊を中心に

駒沢大学仏教学部論集46

pp149～181　H27.10　飯塚　大展

江戸時代初頭における永平寺の動向について（中）　永平寺二十九世鉄心御州を中心に

駒沢大学仏教学部研究紀要75

pp161～216　H29.3　飯塚　大展

永平寺史料調査より　天照大神宮調査報告

傘松867　pp34～39　H27.12　長谷川　幸一

永平寺前住牒（1）～（15）

傘松868～882　H28.1～29.3

永平寺史料全書編纂室

永平寺再発見　史料全書の編纂から（1）

傘松884　pp40～46　H28.5　永平寺史料全書編纂室

永平寺再発見（2）「普勧坐禅儀撰述由来」のこと

傘松885　pp34～38　H28.6　岩永　正晴

永平寺再発見（3）　永平寺大工の祖「玄之家」

傘松886　pp33～40　H28.7　熊谷　忠興

永平寺再発見（4）　若狭小浜藩主と「若狭国紫石硯」について

傘松887　pp33～40　H28.8　吉田　道興

永平寺再発見（5）　近世初期の江胡会と永平寺壁書

傘松888　pp33～40　H28.9　遠藤　廣昭

永平寺再発見（6）　円月江寂禅師が書写した『御遺言』

傘松889　pp33～38　H28.10　駒ヶ嶺法子

永平寺再発見（7）　三代相論管窺

傘松890　pp31～39　H28.11　横山　龍顯

永平寺再発見（8）　版橈晃全の活動と晃全本『正法眼蔵』

傘松891　pp25～36　H28.12　秋津　秀彰

(3) 總持寺

總持寺資料編纂室便り（9）　大正年間の配役・『法歳周円簿綴』（2）

跳龍756　pp22～27　H27.4　尾﨑　正善

近世における禅宗行法書の出版について　施餓鬼・観音懺法を中心に
駒沢大学仏教学部研究紀要74
pp273～291　H28.3　徳 野 崇 行

4．近代

近代日本における仏教主義学校の展開
日本仏教学会年報81
pp109～128　H28.8　皆 川 義 孝

6．地方史

開創壱百八十年記念誌 普度会
H27.8　曹洞宗浅野川教区普度会
越後国下越地方における僧録設置の変遷について　特に村上領を中心として
駒沢大学仏教学部論集46
pp231～251　H27.10　永 井 俊 道
陸奥国白川領の僧録支配の変遷について　白川関川寺・須賀川長禄寺を中心に
佛教経済研究45　pp153～174　H28.5　永 井 俊 道
備中地方における坐禅堂の歴史
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp97～102　H28.7　柴 口 成 浩
近世越後における曹洞宗の録所について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp103～108　H28.7　深 井 一 成

7．寺史

(2) 永平寺

新・にっぽん聖地巡拝の旅（9）　永平寺から越前、越中、越後へ
大法輪82-6　pp26～33　H27.6　玉 岡 かおる
大永平寺展　禅の至宝、今ここに
福井県立美術館　H27.10　福井県立美術館

Ⅵ．史伝

２．中世

備中における中世禅宗教団の展開
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp79～83　　H27.10　　柴口　成浩

日本中世における禅僧の女人教化　月菴宗光の事例を中心として
　　曹洞宗研究員研究紀要46
　　pp145～162　　H28.3　　海老澤　早苗

林下曹洞宗における相伝史料研究序説（10）　雙林寺所蔵史料（其二）
　　駒沢大学仏教学部研究紀要74
　　pp109～172　　H28.3　　飯塚　大展

林下曹洞宗における相伝史料研究序説（11）　雙林寺所蔵史料（其三）
　　駒沢大学仏教学部研究紀要75
　　pp141～192　　H28.10　　飯塚　大展

『太平記』にみる鎌倉武士と禅
　　駒澤国文54　　pp1～18　　H29.2　　田中　徳定

清水邦彦著『中世曹洞宗における地蔵信仰の受容』
　　宗教研究90-2　　pp73～77　　H28.9　　徳野　崇行

日本における臨済宗の形成　新資料から見た禅宗と達磨宗
　　禅文化243　　pp30~49　　H29.1　　末木文美士

３．近世

近世曹洞宗における僧録設置に関する諸問題について（2）　寛永六年設置の僧録数に関する一試案
　　仏教経済研究44　　pp103～126　　H27.5　　永井　俊道

慈光寺本「寛永六年扶桑国僧録古帳之写」について
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp73～78　　H27.10　　深井　一成

《林泉従倫》

林泉従倫『空谷集』の評唱について
　　印度学仏教学研究64-2
　　pp217～222　　H28.3　　小早川 浩大

Ⅴ．総記

文化財調査委員会調査目録及び解題（322）　静岡1307 雲林寺
　　曹洞宗報955　　pp214～220　　H27.4　曹洞宗文化財調査委員会
文化財調査委員会調査目録及び解題（323）　静岡790 長福寺
　　曹洞宗報958　　pp56～64　　H27.7　曹洞宗文化財調査委員会
文化財調査委員会調査目録及び解題（324）～（325）　静岡1303 大洞院
　　曹洞宗報960，962　pp65～80　　H27.9, 11
　　曹洞宗文化財調査委員会
文化財調査委員会調査目録及び解題（326）　島根295 妙義寺
　　曹洞宗報963　　pp56～68　　H27.12
　　曹洞宗文化財調査委員会
文化財調査委員会調査目録及び解題（327）～（331）　島根268 龍雲寺
　　曹洞宗報964, 967, 970～972　　H28.1, 4, 7～9
　　曹洞宗文化財調査委員会
禅学関係雑誌論文目録（2011年）
　　禅学研究94　　pp27～55　　H28.3
曹洞宗関係文献目録（22）
　　宗学研究28･29　　pp（342）～（426）H28.3　　宗学研究部門

文化財調査委員会調査目録及び解題（332）～（333）　島根315 永明寺
　　曹洞宗報974, 978　　H28.11, H29. 3
　　曹洞宗文化財調査委員会

《良寛（思想)》

〈日本文化と禅〉明恵上人、良寛禅師の和歌とその背景
　　禅48　　pp15～26　　H27.4　　堀井　妙泉

良寛伝
　　考古堂書店　　H27.4　　こうじまち とら

良寛は権力に抵抗した民衆救済者だった
　　考古堂書店　　H27.4　　本間　明

良寛のことばシリーズ（1）　一筆箋「天上大風」
　　考古堂書店　　H27.6　　良寛書

良寛のことばシリーズ（2）　一筆箋「一二三いろは」
　　考古堂書店　　H27.6　　良寛書

良寛のことばシリーズ（3）　一筆箋「愛語」
　　考古堂書店　　H27.6　　良寛書

〈落語DVD〉落語良寛ものがたり
　　考古堂書店　　H27.6　　樋口強出演

法華経をたずねて　その心と良寛の法華讃
　　石田大成社　　H27.7　　今出川 行雲

良寛さま、一貫
　　鳥影社・ロゴス企画　　H27.8　　本島　明信

良寛たずね道　そのぬくもりに逢いに行く 八十八ヶ所巡り
　　新潟県長岡地域振興局企画振興部
　　H27.11　良寛の里活性化研究会編

〈新装版〉校註 大愚良寛
　　考古堂書店　　H27.11
　　相馬御風著・渡辺秀英校註

若き良寛の肖像
　　考古堂書店　　H27.12　　小島　正芳

《緑巌厳柳》

三百回忌を迎えた緑巌厳柳禅師
　　傘松860　　pp26～28　　H27.5　　長谷川 幸一

《東明慧日》

東明慧日の伝記史料　竺仙梵僊撰『東明和尚塔銘』の訳注

宗学研究紀要28･29

pp103～135　H28.3　佐藤　秀孝

《丹羽簾芳》

弁道の故実

大本山永平寺　H27.9

《無外義遠》

『信心銘拈古』跋文考　跋文に於ける無外義遠の真意について

印度学仏教学研究64-2

pp223～226　H28.3　梁　特治（道海）

《黙童》

永平黙童禅師語録（覆刻）

大本山永平寺　H27.9

《白雲子祥》

雲門二世と白雲子祥

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17

pp85～90　H28.7　角田隆真

《横井恵超》

二万余日、日々全力精進し続けた 横井恵超老師

参禅の道63　pp62～71　H27.9　柴田芳憲

《蘭渓道隆》

蘭渓道隆の『坐禅儀』 金沢文庫所蔵『蘭渓坐禅儀』の訳註

駒澤大学仏教学部論集４７

pp57～140　H28.10　佐藤　秀孝

《良寛（詩偈）》

野辺のうた 歌曲集　良寛の和歌による

マザーアース　H27.6

良寛和歌・小西奈雅子作曲

手まりつきつつ　私訳・良寛さんの歌〈100首〉

考古堂書店　H27.6　良寛著・杉本武之著

天桂伝尊における心解釈（1）
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp79～84　H28.7　志部　憲一

《天童如浄》

枯禅自鏡とその門流　如浄が天童山の後事を託した臨済禅者
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp85～90　H27.10　佐藤　秀孝

如浄禅師の実像に関する一私見　『如浄語録』を通路として
宗学研究紀要28･29
pp233～257　H28.3　清野　宏道

少林妙崧と杭州の五山禅林　拙庵徳光・済顛道済・長翁如浄・浙翁如琰・無準師範・玉澗光瑩らとの関わり
駒沢大学仏教学部研究紀要74
pp1～71　H28.3　佐藤　秀孝

少林妙崧と長翁如浄　浄慈寺と径山の住持職をめぐって
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp91～96　H28.7　佐藤　秀孝

《東皐心越》

〈講演要旨〉東皐心越伝再考
駒沢大学大学院仏教学研究会年報48
pp1～22　H27.5　永井　政之

東皐心越と水戸光圀　黄門様が招いた異国の禅僧
H27.10
駒澤大学禅文化歴史博物館

東皐心越末期の事実　曹洞宗寿昌派の独立
宗学研究紀要28･29
pp43～66　H28.3　永井　政之

東皐心越研究札記
駒澤大学仏教学部研究紀要75
pp1～24　H29.3　永井　政之

《桃水雲渓》

乞食桃水の生き方
大法輪83-6　pp76～79　H28.6　熊本　英人

D. T. Suzuki in Transition 1949-53
松ヶ岡文庫研究年報30
pp(47)～(61)　H28.3　James C. Dobbins

D. T. Suzuki's English Letters
松ヶ岡文庫研究年報30
pp(63)～(91)　H28.3

鈴木大拙　戦後のアメリカに禅を伝えた仏教学者
Asia（東大阪大学アジアこども学科編）
pp77～90　H28.3　大矢　智子

《竹窓智厳》

世阿弥の芸道思想と禅『花鏡』の「一行三昧」をめぐって
禅文化241　pp23~31　H28.7　天野　文雄

《大智》

『大智禅師偈頌』「仏成道」について　大智の鎌倉参学を踏まえて
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp55～60　H27.10　舘　隆志

《天英祥貞》

中世曹洞宗と『無門関』　京都大学谷村文庫所蔵『無門関抄』を中心として
印度学仏教学研究65-2
pp697～702　H29.3　龍谷孝道

《天衣義懐》

雲門宗の禅者と浄土教　天衣義懐と慧林宗本
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp91～95　H27.10　角田　隆真

《天桂伝尊》

天桂伝尊の経典観
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp61～66　H27.10　志部　憲一

天桂伝尊における心解釈（2）
宗学研究紀要28･29
pp67～101　H28.3　志部　憲一

大拙・寸心の書
　　禅文化237　　pp73～80　　H27.7
鈴木大拙の悲願　禅はどこにあるのか
　　大法輪82-8　　pp97～101　　H27.8　　若松　英輔
鈴木大拙と仙厓
　　国際伝統藝術研究4
　　pp110～123　　H27.9　　嶋本　浩子
鈴木大拙のejaculationの説をめぐって
　　印度学仏教学研究64-1
　　pp102～110　　H27.12　　石井　修道
鈴木禅学が残したもの　その二つの視点を中心にして
　　駒沢大学禅研究所年報27
　　pp71～92　　H27.12　　石井　修道
新井奥邃の神学思想における「霊的」概念　鈴木大拙の「霊性」との対比
　　ICU比較文化48　　pp1～42　　H28.1　　那須　理香
鈴木大拙と盤珪の不生禅
　　禅学研究94　　pp1～28　　H28.3　　石井　修道
鈴木大拙 コロンビア大学セミナー講義
　　松ヶ岡文庫　　H28.3　　鈴木　大拙
仙厓序論［別の取り組み］
　　松ヶ岡文庫研究年報30
　　pp8～60　　H28.3　　鈴木　大拙
鈴木大拙英文書簡〔日本語訳〕
　　松ヶ岡文庫研究年報30
　　pp77～110　　H28.3
公益財団法人松ヶ岡文庫 大拙先生九十六年の歩みを顧みて（2）
　　松ヶ岡文庫研究年報30
　　pp111～173　　H28.3　　伴　勝代
Introduction to Sengai［Another Approach］
　　松ヶ岡文庫研究年報30
　　pp(4)～(46)　　H28.3　　Daisetz T. Suzuki

《四祖道信》

随自意三昧と一行三昧：禅宗四祖道信論（上）
　　禅学研究95　　pp93～122　　中島　志郎

《鈴木俊隆》

禅マインドビギナーズ・マインド2　ノット・オールウェイズ・ソー
　　サンガ新書　　H27.7
　　鈴木俊隆著・藤田一照翻訳

《鈴木正三》

鈴木正三著作集（1）
　　中央公論新社　　H27.4
　　鈴木正三著・加藤みち子編訳

鈴木正三著作集（2）
　　中央公論新社　　H27.4
　　鈴木正三著・加藤みち子編訳

禅宗と日本資本主義論の成立についての研究　鈴木正三の思想と「日本資本主義の形成」の関係について
　　駒沢女子大学研究紀要22
　　pp189～203　　H27.12　　島田　裕司

《鈴木大拙》

「詩」と「自由」　鈴木大拙の提言
　　文明と哲学7（日独文化研究所年報）
　　pp84～97　　H27.4　　水野　友晴

西田と大拙の真宗理解をめぐって
　　西田哲学会年報12　pp45～56　　H27.7　　竹村　牧男

戦前・戦中の日本における仏教思想批判　特に鈴木大拙について
　　東海仏教61　　pp1～15　　H28.3　　立川　武蔵

鈴木大拙著『禅と日本文化』の衝撃
　　禅文化237　　pp10～18　　H27.7　　松岡　正剛

敦煌文献と盤珪　大拙の禅思想史研究
　　禅文化237　　pp19～27　　H27.7　　小川　　隆

奇縁　大拙につばさをつけた人々
　　禅文化237　　pp28～34　　H27.7　　太田　浩史

《玄翁》

『経山独庵叟護法集』所収「独庵稾」の「玄翁禅師伝」について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp67～72　H27.10　上野　徳親

《源翁心昭》

『夢窩梅峰禅師語録』所収「退休寺記」に見る源翁心昭（1）
曹洞宗研究員研究紀要46
pp17～33　H28.3　上野　徳親

《斉藤秀一》

日中戦争に反対し夭折した斎藤秀一師　エスペラントを愛した洞門僧
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp(214)～(218)　H27.10　別府　良孝

十五年戦争期の反戦僧侶　斎藤秀一師などの事跡
東海仏教61　pp191～202　H28.3　別府　良孝

《沢木興道》

沢木興道老師の故郷
大法輪82-6　pp60～61　H27.6　衣斐　弘行

沢木興道老師の言葉
大法輪82-8　pp90～93　H27.8　川口　高風

沢木興道提唱第一巻
成田英道　H27.10
沢木興道提唱、斎藤宗績筆録、月舘金治書写、成田英道編

《山頭火》

山頭火の風景（35)～(46)　漂泊の俳人・種田山頭火を想う
大法輪82-4～83-3　H27.4～H28.3　田主　誠

《樵谷惟僊・塩田和尚》

樵谷惟僊と塩田和尚に関する考察　信州塩田安楽寺の開山をめぐって
駒沢大学禅研究所年報28
pp183～205　H28.12　舘　隆志

法観寺釈運について　寒巖義尹と大智をつなぐ僧侶
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp55～60　H28.7　舘　隆志

《瞎道本光》

瞎道本光『大智偈頌関東辯矣』の研究

禅研究所紀要44（愛知学院大学禅研究所）

pp89～104　H28.3　菅原　研州

瞎道本光『室内聯灯秘訣』の研究

禅研究所紀要45　pp25～42　H29.3　菅原　研州

《寒巌義尹》

熊本県宇土市如来寺に頂相が残る三師をめぐって　寒巌義尹、鉄山士安、東州至遼

禅研究所紀要44（愛知学院大学禅研究所）

pp105～128　H28.3　木村　文輝

《寛巌春登》

寛巌春登の伝記と語録

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17

pp73～78　H28.7　椎名　宏雄

《義雲》

寂円・義雲に関する伝記史料の特徴　史料に含まれている『義雲和尚語録』を中心として

禅研究所紀要44（愛知学院大学禅研究所）

pp71～87　H28.3　伊藤　秀真

《義演》

義演禅師伝考

滴禅会　H28.1　井上　義臣

《虚堂智愚》

虚堂智愚の住持期の動静（一）

駒沢大学禅研究所年報27

pp123～154　H27.12　佐藤　秀孝

虚堂智愚の住持期の動静（二）

駒沢大学禅研究所年報28

pp91～137　H28.12　佐藤　秀孝

大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第十一話（終）実峰良秀禅師 往時に思いを馳せる
跳龍768　pp16～19　H28.3　相原　昇明
ガサンさまものがたり　第十一話（最終回）相承
跳龍768　pp20～21　H28.3　石川　光学
『峨山和尚法語』の引用典籍の研究（一）
禅研究所紀要45　pp77～109　H29.3
禅研究所『峨山和尚法語』研究班
近世における峨山派の動向
鶴見大学仏教文化研究所紀要21
pp5～10　H28.3　圭室　文雄
峨山禅師の御業績　檀信徒との関係について
鶴見大学仏教文化研究所紀要21
pp11～30　H28.3　尾﨑　正善
峨山禅師の禅風　『山雲海月』を中心として
鶴見大学仏教文化研究所紀要21
pp31～40　H28.3　松田　陽志
峨山禅師の弟子たち
鶴見大学仏教文化研究所紀要21
pp41～48　H28.3　山口　正章
五院輪住制度について　その和合の精神を考える
鶴見大学仏教文化研究所紀要21
pp49～64　H28.3　宮地　清彦
パネルディスカッション・質疑応答
鶴見大学仏教文化研究所紀要21
pp65～76　H28.3　圭室文雄その他
峨山禅師と現代
鶴見大学仏教文化研究所紀要21
pp143～204　H28.3　下室　覚道
輪住地における輪番の周期について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp49～54　H28.7　伊藤　良久

峨山禅師の御功績　檀信徒との関係について
跳龍762　pp66～70　H27.10　尾 﨑　正 善
峨山禅師の禅風　『山雲海月』を中心として
跳龍762　pp71～78　H27.10　松 田　陽 志
峨山禅師の弟子たち
跳龍762　pp79～83　H27.10　山 口　正 章
五院輪住制度について　その和合の精神を考える
跳龍762　pp84～88　H27.10　宮 地　清 彦
パネルディスカッション
跳龍762　pp89～96　H27.10　圭室文雄その他
峨山禅師略年表
跳龍762　pp97～98　H27.10
峨山和尚法語
跳龍763　pp1～85　H27.10
愛知学院大学禅研究所編
大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第七話 太源宗真禅師
跳龍764　pp20～23　H27.11　稲 井　弘 宣
ガサンさまものがたり　第七話「禅」→「禪」一つを示す
跳龍764　pp24～25　H27.11　石 川　光 学
大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第八話 雄大な識見の通幻寂霊禅師
跳龍765　pp72～75　H27.12　平 和　宏 和
ガサンさまものがたり　第八話 月走る
跳龍765　pp76～77　H27.12　石 川　光 学
大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第九話 洞川庵開基
跳龍766　pp18～21　H28.1　善 波　裕 勝
ガサンさまものがたり　第九話 真実の報恩者
跳龍766　pp40～41　H28.1　石 川　光 学
大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第十話「大徹禅師」について
跳龍767　pp18～21　H28.2　桂 川　道 雄
ガサンさまものがたり　第十話 二つの月
跳龍767　pp36～37　H28.2　石 川　光 学

《峨山韶碩》

大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第一話 発心・修行と瑩山禅師との相見

跳龍756　pp16～19　H27.4　中野　重孝

ガサンさまものがたり　第一話 金色の糸

跳龍756　pp20～21　H27.4　石川　光学

大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第二話 悟道（両箇の月）と悟後の諸方遍歴

跳龍757　pp26～29　H27.5　佐野　俊也

ガサンさまものがたり　第二話 足のはやい少年

跳龍757　pp30～31　H27.5　石川　光学

〈記念企画〉師資相承　總持寺二祖峨山韶碩禅師

禅の風44　pp4～11　H27.5　佐藤　秀孝

大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第三話 明峰素哲禅師

跳龍758　pp16～19　H27.6　山口　正章

ガサンさまものがたり　第三話 春の雪―旅立ち

跳龍758　pp24～25　H27.6　石川　光学

ガサンさまものがたり　第四話 月と水

跳龍759　pp28～29　H27.7　石川　光学

大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第四話 峨山道それは伝説か

跳龍759　pp38～41　H27.7　早坂　文明

ガサンさまものがたり　第五話 得度式

跳龍760　pp18～19　H27.8　石川　光学

大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第五話 弟子たちの育成と輪住制度

跳龍760　pp22～25　H27.8　木村　高寛

大本山總持寺布教師会 峨山禅師リレー法話　第六話 峨山石と遺偈

跳龍761　pp18～21　H27.9･10　大山　陽堂

ガサンさまものがたり　第六話 頂をきわめよ

跳龍761　pp30～31　H27.9･10　石川　光学

近世における峨山派の展開

跳龍762　pp61～65　H27.10　圭室　文雄

金毛獅子吼（1）～（10）　石川素童禅師の大いなる足音
　　跳龍770～779　　H28.5～H29.3　　桂川　道雄

《一山一寧》

一山一寧の伝記資料　虎関師錬撰『一山国師行状』の訳註
　　駒澤大学仏教学部研究紀要75
　　pp37～128　　H29.3　　佐藤　秀孝

《伊藤猷典》

宗教教育の方法　伊藤猷典博士の教育論
　　禅研究所紀要44（愛知学院大学禅研究所）
　　pp39～56　　H28.3　　岡島　秀隆

《宇井伯寿》

禅者列伝　僧侶と武士、栄西から西郷隆盛まで
　　書肆心水　　H27.6　　宇井　伯寿

インド哲学史
　　書肆心水　　H27.10　　宇井　伯寿

《雲巌曇晟》

禅宗語録入門読本 26　雲巌と洞山（下）
　　禅文化240　　pp64～71　　H28.3　　小　川　隆

《衛藤即應》

衛藤即応博士と金子白夢牧師
　　宗学研究紀要28･29
　　pp169～181　　H28.3　　菅原　研州

《大内青巒》

大内青巒居士の禅思想
　　東海仏教61　　pp77～93　　H28.3　　菅原　研州

《乙堂喚丑》

乙堂喚丑『正法眼蔵続絃講議』の修証観論争
　　印度学仏教学研究64-2
　　pp122～128　　H28.3　　菅原　研州

乙堂喚丑『正法眼蔵続絃講議』の発心観
　　印度学仏教学研究65-2
　　pp690～696　　H29.3　　菅原　研州

瑩山紹瑾と浄土思想　撰述書における浄土思想への言及
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp25～30　H28.7　宮地清彦
瑩山の言葉
大法輪84-1　pp102～103　H29.1　石井清純

Ⅲ．両祖に同時に論及したもの

瑩山禅師と「学道」
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp13～18　H27.10　加藤龍興
瑩山禅師の叢林観
宗学研究紀要28･29
pp259～281　H28.3　加藤龍興
瑩山禅師と『典座教訓』
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp31～36　H28.7　加藤龍興
建綱と建撕の関係（9）　全久院十種の法宝から
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp67～72　H28.7　熊谷忠興
仏教の本質　その継承と展開
仏教タイムス2673　pp5　H28.6　東　隆　眞

Ⅳ．その他の祖師

《新井石龍》
円満な人柄で万人を教化した 新井石龍老古仏
参禅の道64　pp32～44　H28.3　柴田芳憲
新井石龍師匠のこと
参禅の道64　pp45～47　H28.3　新井勝龍
《石川素童》
石川素童禅師の「勧戒」(1)～(10)
跳龍770～779　H28.5～H29.3　菅原研州

『伝光録』雪竇鑑禅師章における説示について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp43～48　H27.10　小早川 浩大
『伝光録』と雲居道鷹章
宗学研究紀要28･29
pp201～216　H28.3　小早川 浩大
瑩山禅師『伝光録』 諸本の翻刻と比較（2）
鶴見大学仏教文化研究所
H28.3　鶴見大学仏教文化研究所伝光録研究会
『伝光録』にみる同安寺の宗風について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp43～48　H28.7　小早川 浩大

(3) 洞谷記

諸本対校 瑩山禅師『洞谷記』
春秋社　H27.7
東隆眞監修・『洞谷記』研究会編
道元禅師から瑩山禅師の『洞谷記』へ
春秋572　pp21～23　H27.10　東　隆眞

(5) 坐禅用心記

『坐禅用心記』の定の解釈の再考　動静二相了然不生を中心として
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp49～54　H27.10　下條　正
『坐禅用心記』の定の解釈（3）　動静二相了然不生を中心として
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp37～42　H28.7　下條　正

4．思想

瑩山の女人済度思想について
日本仏教学会年報80
pp75～90　H27.8　河合 泰弘
日本中世における禅宗の女人教化　瑩山紹瑾の事例を中心として
曹洞宗研究員研究紀要47
pp181～186　H29.3　海老澤早苗

「特別の教科 道徳」とデユーイや道元の思想との関連性について
日本仏教教育学研究20
pp81～110　H29.3　永 井 俊 道
親鸞聖人と道元禅師の信の比較
行信学報29　pp244～274　H28.5　湊　啓　翔

8．研究方法

石井修道の道元研究への貢献　道元の仮名・漢文テキストに見える中国禅の影響の検証
駒沢大学禅研究所年報28
pp165～182　H28.12　スティーブン　ハイネ

Ⅱ．瑩山紹瑾

2．伝記

總持寺所蔵重要文化財瑩山紹瑾像について
鶴見大学仏教文化研究所紀要 22
pp57～89　H29.3　納 冨 常 天

3．撰述

(2) 伝光録

伝光録　さらなる宗旨の展開（64）
曹洞宗報955　pp159～162　H27.4　池 田　魯 參
伝光録　さらなる宗旨の展開（65）
曹洞宗報956　pp371～374　H27.5　池 田　魯 參
伝光録　さらなる宗旨の展開（完）
曹洞宗報957　pp22～25　H27.6　池 田　魯 參
乾坤院本伝光録（東土篇）研究
山喜房仏書林　H27.7　鈴 木　哲 雄
『伝光録』にみる投子義青代付説の宗義
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp37～42　H27.10　池 田　魯 參

道元禅師成仏論の法孫への影響について
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
　　pp1～6　　H28.7　　菅原研州
道元禅師の釈尊観に関する一考察
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
　　pp7～12　　H28.7　　清野宏道
中道仏性論攷（一）
　　禅学研究95　　pp25～41　　古賀英彦

7．他領域からのアプローチ（哲学・キリスト教・現代思想など）

書評 井上克人著『〈時〉と〈鏡〉: 超越的覆蔵性の哲学 : 道元・西田・大拙・ハイデガーの思索をめぐって』
　　西田哲学会年報13　pp150～153　　H28.7　　太田裕信
日本人よ、ひとり往く生と死を怖れることなかれ（10）　道元、無伴奏の人
　　新潮4534-5　　pp264～271　　H27.5　　山折哲雄
日本人よ、ひとり往く生と死を怖れることなかれ（11）　道元、親鸞、「名」を発見する
　　新潮4534-6　　pp258～265　　H27.6　　山折哲雄
横光利一の戦後と道元禅　小説「微笑」を中心に
　　東京大学国文学論集12
　　pp233～247　　H29.3　　邵明琪
金子白夢牧師『體験の宗教』に見える道元禅師観
　　愛知学院大学教養部紀要63
　　（pp75～86）　　H27.9　　菅原研州
井上忠「ソクラテスと道元」を読む
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp109～114　　H27.10　　佐々木隆
時と我　道元とデカルトの哲学
　　北樹出版　　H28.1　　側瀬登
道元禅と日本的霊性（2回）
　　大法輪83-6～7　　H28.6～7　　塚田幸三
茶の湯と仏教（第7回）　禅院茶礼と道元
　　淡交70-7　　pp30～37　　H28.7　　筒井紘一

釈尊と道元禅師（15回）　自己を問う（1)～(15)
　　傘松862～876　　H27.7～H28.9　　奈良　康明
道元禅の参究
　　春秋社　　H27.10　　杉尾　玄有
曹洞宗の宗祖　道元の言葉
　　大法輪84-1　　pp80～83　　H29.1　　石井清純

(2) 各論

道元禅師における「説心説性」の定義について
　　印度学仏教学研究65-2
　　pp681～689　　H29.3　　石井清純
〈コラム〉仏心を問う（6）　我と他
　　大法輪82-6　　pp184～185　　H27.6　　形山　睡峰
『有禅抄』断簡（『法華問答正義抄』所引）の思想的特徴　とくに『秘蜜正法眼蔵』第一「仏向上事」・第二「生死」との関連をめぐって
　　印度学仏教学研究65-1
　　pp94～102　　H28.12　　木村清孝
道元禅師成仏論と国土観
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp1～6　　H27.10　　菅原　研州
道元禅師の教化に関する一考察
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
　　pp7～12　　H27.10　　西澤　まゆみ
道元禅と上座仏教（2回）
　　大法輪82-11～12　　H27.11～12　　塚田　幸三
十六条戒成立についての一試論
　　曹洞宗研究員研究紀要46
　　pp97～117　　H28.3　　永井　賢隆
道元禅師における九山の理解
　　宗学研究紀要28･29
　　pp225～232　　H28.3　　石原　成明
道元の無仏性
　　禅文化研究所紀要33
　　pp249～311　　H28.3　　松岡　由香子

(6) 宝慶記

肥後広福寺所蔵『宝慶記』について　寒巌義尹・大智に伝わった伝本
　　駒沢大学禅研究所年報27
　　pp155～195　H27.12　舘　隆　志

(9) 正法眼蔵随聞記

道元さまが教えてくれた心のコンパス　『正法眼蔵随聞記』に学ぶ（52）～（75）
　　禅の友788～811　H27.4～H29.3　晴山俊英

捨ててこそ―仏教が勧める「捨」
　　大法輪83-6　pp62～65　H28.6　奈良康明

(11) その他

訳註『正法眼蔵重社記』　附論 節晃守廉の行状について
　　駒澤大学仏教学研究会年報49
　　pp133～192　H28.5　秋津秀彰

『正法眼蔵重社記』所収の道元禅師伝について
　　曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
　　pp13～18　H28.7　秋津秀彰

道元禅師の道歌に学ぶ
　　禅の風45　pp48～49　H28.7　丸山劫外

(12) 撰述全般

中世禅籍叢刊　第2巻　道元集
　　臨川書店　H27.7
　　中世禅籍叢刊編集委員会編

4．思想

(1) 総論

道元の生活思想　『道元禅師清規』の宗教的歴史的考察
　　東アジア日本語教育・日本文化研究20
　　pp229～245　H29.3　市塚守

釈尊と道元禅師　釈尊伝を中心にして（11）～（13）
　　傘松859～861　H27.4～6　奈良康明

道元の思想と書（14）～（35）
　　大法輪82-4～84-3　H27.4～H29.3　岩井孝樹

「出家功徳」巻「女人成仏」考
曹洞宗研究員研究紀要46
pp119～144　H28.3　西澤 まゆみ

別本『仏向上事』考
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要17
pp19～24　H28.7　若 山 悠 光

(2) 永平広録

『永平広録』巻一、第一七上堂考　別本『心不可得』、『他心通』と関連して
印度学仏教学研究64-2
pp129～132　H28.3　若 山 悠 光

(4) 普勧坐禅儀

『普勧坐禅儀』の訓読の歴史について (1)
駒沢大学大学院仏教学研究会年報48
pp161～229　H27.5　秋 津 秀 彰

(5) 永平清規

(典座教訓)

道元禅師の『典座教訓』を読む
ちくま学芸文庫　H27.9　秋 月 龍 珉

『典座教訓』のレトリック分析
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
(pp243～248)　H27.10　コンスタンティノ・ミリアム

「典座教訓」の註釈的研究（上）
宗学研究紀要28･29
pp283～311　H28.3　宗学研究部門

(知事清規)

〈研究会〉永平寺と顕密仏教　『知事清規』にみる道元禅師の僧団運営
禅研究所紀要44（愛知学院大学禅研究所）
pp1～37　H28.3　石 井 清 純

特別講義録（４）清規の変遷について　『永平小清規』を読む
傘松871　pp28～33　H28.4　宮 川 敬 之

『正法眼蔵』「仏性」巻訳註（2）
駒沢大学仏教学部研究紀要75
pp129～160　H29.3　角田泰隆

辨道話入門（1）～（10）
傘松873～882　H28.6～H29.3　有福孝岳

（全体の思想的考察）

『正法眼蔵』にみる「功夫坐禅、得胸襟無事了、便是平穏地也」について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp31～36　H27.10　清藤久嗣

『正法眼蔵』全巻解読
佼成出版社　H27.10　木村清孝

構築された仏教思想 道元　仏であるがゆえに坐す
佼成出版社　H28.1　石井清純

特別講義録（3）（２回）　道元禅師と私 現代に生きる『正法眼蔵』
傘松869～870　H28.2～3　橋　枠

二十八巻本『正法眼蔵』「礼拝得髄」巻の撰述意義
pp23～94　H27.5　西澤まゆみ

『重雲堂式』に記された一文の解釈をめぐって
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp19～24　H27.10　石原成明

道元禅師における出家者の役割意識　諸仏諸神・在家者との関係を中心に
曹洞宗研究員研究紀要47
pp95～139　H29.3　西澤まゆみ

『正法眼蔵』「大悟」巻における「悟道是本期」について
宗学研究紀要28･29
pp217～224　H28.3　清藤久嗣

古則解釈の両方向　「雲巌大悲手眼」をめぐる『碧巌録』と『正法眼蔵』
禅文化研究所紀要33
pp191～206　H28.3　末木文美士

別本『仏向上事』の性格　『永平広録』巻八法語一一と関連して
駒澤大学大学院仏教学研究会年報49
pp35～90　H28.5　若山悠光

本山版『正法眼蔵』対校本一覧（2）
曹洞宗研究員研究紀要46
pp35～95　H28.3　秋津　秀彰

晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（上）　編輯段階試論
駒澤大学仏教学部論集47
pp241～259　H28.10　秋津　秀彰

On the Origins of Kana "Shobogenzo"
駒沢大学禅研究所年報28
pp234～280　H28.12　石井　修道

The Formation of Kana Shobogenzo　Tracing back Beppon（Draft edition）Shinfukatoku
駒沢大学禅研究所年報28
pp281～312　H28.12　若山　悠光

本山版『正法眼蔵』対校本一覧（3）
曹洞宗研究員研究紀要47
pp1～93　H29.3　秋津　秀彰

（要巻の解釈）

井上貫道老師提唱『正法眼蔵坐禅箴』
参禅の道63　pp4～23　H27.9　井上　貫道

『正法眼蔵』「摩訶般若波羅蜜」巻に関する一考察
駒沢大学仏教学部論集46
pp23～52　H27.10　頼住　光子

正法眼蔵「仏性」参究
春秋社　H27.11　唐子　正定

『正法眼蔵』第三十四「仏教」現代語訳
人間の福祉30　pp83～98　H28.1　三友　量順

道元と遺教経　正法眼蔵・八大人覚の巻を読む
大法輪83-2（特集＝釈尊の死・涅槃と教え）
pp122～127　H28.2　須田　哲成

『正法眼蔵』「仏性」巻訳註（1）
駒沢大学仏教学部研究紀要74
pp73～108　H28.3　角田　泰隆

Ⅰ．永平道元

１．総記

日本中世社会と道元禅師　教化の諸相を中心として
駒澤大学大学院仏教学研究会年報49
pp193～256　H28.5　西澤 まゆみ

道元禅師をめぐる研究の軌跡　宗乗と宗学
曹洞宗研究員研究紀要47
pp141～180　H29.3　永 井 賢 隆

２．伝記

(1) 伝記全般

高祖傳私考
滴禅会　H28.1　井 上 義 臣

３．撰述

(1) 正法眼蔵

(文献的研究)

晃全本『正法眼蔵』の本文編輯について
曹洞宗総合研究センター学術大会紀要16
pp25～30　H27.10　秋 津 秀 彰

『正法眼蔵重写記』について
印度学仏教学研究64-1
pp115～118　H27.12　秋 津 秀 彰

晃全本『正法眼蔵』の再編輯と相互関係について
印度学仏教学研究65-1
pp116～119　H28.12　秋 津 秀 彰

別本『心不可得』の課題　『心不可得』と『他心通』への再治について
駒沢大学禅研究所年報27
pp197～218　H27.12　若 山 悠 光

6．袈　裟 ……(41)
7．得度・室内・嗣法 ……(41)
8．授戒会 ……(41)
9．法　式 ……(43)
10．葬送儀礼 ……(43)
12．建　築 ……(43)

Ⅹ．教　化
1．叢書・教化学 ……(43)
2．法　話 ……(45)
3．実　践 ……(52)

Ⅺ．禅と諸宗（禅以外の仏教各宗） ……(56)

Ⅻ．その他
1．宗教学・キリスト教・哲学・人間学 ……(56)
4．研究方法 ……(56)
8．その他 ……(57)

Ⅲ．両祖に同時に論及したもの ……(15)

Ⅳ．その他の祖師（祖師名の五十音順） ……(16)

Ⅴ．総　記 ……(28)

Ⅵ．史　伝
　2．中　世 ……(29)
　3．近　世 ……(29)
　4．近　代 ……(30)
　6．地方史 ……(30)
　7．寺　史
　　（2）永平寺 ……(30)
　　（3）總持寺 ……(31)
　　（4）その他（寺院名の五十音順） ……(33)

Ⅶ．書誌・国語学
　2．テキスト ……(35)

Ⅷ．宗　義
　1．大　綱 ……(35)
　2．経典・祖録など
　　（1）修証義 ……(37)
　　（2）従容録 ……(37)
　　（3）碧巌録 ……(37)
　　（4）五位 ……(37)
　　（8）宏智録ほか ……(37)
　3．各　論
　　（4）洞済の関係 ……(38)
　4．人権関係 ……(38)
　5．その他 ……(38)

Ⅸ．清規・禅戒
　2．禅戒 ……(39)
　4．修行・坐禅法 ……(39)
　5．禅林生活・食事法 ……(41)

目　次

Ⅰ．永平道元
1．総　記 ……（6）
2．伝　記
（1）伝記全般 ……（6）
3．撰　述
（1）正法眼蔵
（文献的研究） ……（6）
（要巻の解釈） ……（7）
（全体の思想的考察） ……（8）
（2）永平広録 ……（9）
（4）普勧坐禅儀 ……（9）
（5）永平清規
（典座教訓） ……（9）
（知事清規） ……（9）
（6）宝慶記 ……(10)
（9）正法眼蔵随聞記 ……(10)
(11) その他 ……(10)
(12) 撰述全般 ……(10)
4．思　想
（1）総　論 ……(10)
（2）各　論 ……(11)
7．他領域からのアプローチ
（哲学・キリスト教・現代思想など） ……(12)
8．研究方法 ……(13)

Ⅱ．瑩山紹瑾
2．伝　記 ……(13)
3．撰　述
（2）伝光録 ……(13)
（3）洞谷記 ……(14)
（5）坐禅用心記 ……(14)
4．思　想 ……(14)

凡　例

1，当目録は、平成27･28年度に刊行された日本曹洞宗に関する文献および過去の『曹洞宗関係文献目録』の遺漏分を蒐集、分類したものである。

2，蒐集した文献は、単行本・研究論文・雑誌新聞等の掲載記事・叢書所収の月報などで、論文や雑誌掲載記事が後に単行本として刊行された場合は、双方を挙げた。

3，分類は原則的に、曹洞宗宗学研究所編『曹洞宗関係文献目録』（平成２年１月）の分類法に従った。ただし、該当する文献が無い項目は、割愛した。

4，項目内の配列は、原則として刊行年月順とした。刊行年月が同一の場合は、著者名の五十音順としたが、同一書籍に所収されている場合には掲載順とした。ただし、「その他の祖師」と「寺史・その他」は、それぞれ祖師・寺院名の五十音順とした。

5，項目の表記は、論文等の場合は、主題・副題・収録誌名（出版社名）・頁数・刊行年月・著者名の順とし、単行本は、表題・副題・出版社名・刊行年月・編著者名とした。ただし、論文等が同一誌に複数回にわたって掲載されている場合には、煩雑を避けるため、これらを統合して頁数は省略した。

6，博士論文については、授与年月・授与大学を記載した。

7，過去の採録分は、曹洞禅ネット（http://www.sotozen-net.or.jp）の宗学研究部門・データベース（曹洞宗関係文献目録オンライン検索）にて検索可能である、併せて利用頂きたい。

曹洞宗総合研究センター宗学研究部門編

曹洞宗関係文献目録（24）

平成27年4月～平成29年3月

この目録は、曹洞宗総合研究センター編『曹洞宗関係文献目録』Ⅲ（曹洞宗総合研究センター　平成25年1月〈平成14年4月から平成22年3月までの文献を収録〉）の続編です。本目録に未収録の文献がございましたら、情報をお寄せ下さい。なお、データの誤りや遺漏以外の問い合わせ（論文のコピー依頼等）には、応じかねますのでご了承ください。

BULLETIN OF SŌTŌ ZEN STUDIES

No.32 March 2019

CONTENTS

On the loss of 'Ginsen' offering in Sōtō Zen Buddhism
ISHIHARA Jōmyō…(1)

On Four Seasons in the *Keizan Shingi*: Focus on the format of Signboards
TSUNODA Ryūshin…(13)

The transcription of Nenpyō Sanbyaku-soku Hōgo-ge（Ⅰ）: Vol.1 chapter 1 to 100
AKITSU Shūshō…(33)

The Sangaiyuishin Fascicle in the *Shōbōgenzōshō*: Text, Translation, and Commentary（Ⅱ）
ARAI Ikkō…(57)

Acceptance of "Hongzhi-lu" in Zen Master Rujing
NAGAI Kenryū…(63)

The Document Value of 'Yi zhou Furong Daojie Heshang Taming bing Xu'
ISHII, Shūdo / KOBAYAKAWA, Kōdai…(75)

《Joint Research》

Research on Sources, Translation and Annotation of "*TenzoKyôkun*" ……(95)

The Successor Problem in the Sōtō Zen Buddhism: Through the Analysis of the age of "Tokudo"
SAWAKI Hōshō…(144)

《Joint Research》

The Bibliography of Sōtō Zen Studies (Part XXIV) ……(202)